

平成29年第1回大多喜町議会定例会

3月会議会議録

平成29年 3月2日 開会

平成29年 3月16日 散会

大多喜町議会

平成 29 年第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議会議録目次

第 1 号 (3 月 2 日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	9
諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
同意第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
一般質問	13
麻 生 勇 君	14
渡 辺 善 男 君	30
山 田 久 子 君	42
渡 邊 泰 宣 君	62
末 吉 昭 男 君	77
野 中 眞 弓 君	94
会議時間の延長	99
散会の宣告	110

第 2 号 (3 月 3 日)

出席議員	111
欠席議員	111
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者	111
本会議に職務のため出席した者の職氏名	111

議事日程	112
開議の宣告	113
一般質問	113
吉 野 僖 一 君	113
根 本 年 生 君	125
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	146
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決	159
議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決	167
議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決	171
議案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決	179
議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決	181
議案第 18 号の上程、説明、質疑、討論、採決	189
議案第 19 号の上程、説明、質疑、討論、採決	190
会議時間の延長	209
議案第 20 号の上程、説明、質疑、討論、採決	213
議案第 21 号の上程、説明、質疑、討論、採決	218
議案第 22 号の上程、説明、質疑、討論、採決	219
議案第 23 号の上程、説明、質疑、討論、採決	223
議案第 24 号の上程、説明、質疑、討論、採決	226
散会の宣告	231

第 3 号 （3月6日）

出席議員	233
欠席議員	233
地方自治法第 121 条の規定による出席説明者	233
本会議に職務のため出席した者の職氏名	233
議事日程	234

開議の宣告	235
日程の追加及び順序の変更	235
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	235
議案第25号～議案第31号の一括上程、説明	247
散会の宣告	280

第 4 号 （3月16日）

出席議員	281
欠席議員	281
地方自治法第121条の規定による出席説明者	281
本会議に職務のため出席した者の職氏名	281
議事日程	282
開議の宣告	283
行政報告	283
諸般の報告	284
議事日程の報告	284
議案第25号の質疑、討論、採決	284
議案第26号の質疑、討論、採決	346
議案第27号の質疑、討論、採決	346
議案第28号の質疑、討論、採決	352
議案第29号の質疑、討論、採決	354
議案第30号の質疑、討論、採決	357
議案第31号の質疑、討論、採決	359
日程の追加	361
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	361
休会について	362
散会の宣告	363
署名議員	365

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 1 号)

平成29年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

平成29年3月2日（木）

午前10時00分 開議

出席議員（12名）

1番	野 中 眞 弓 君	2番	志 関 武良夫 君
3番	渡 辺 善 男 君	4番	根 本 年 生 君
5番	吉 野 僖 一 君	6番	麻 生 剛 君
7番	渡 邊 泰 宣 君	8番	麻 生 勇 君
9番	吉 野 一 男 君	10番	末 吉 昭 男 君
11番	山 田 久 子 君	12番	野 村 賢 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯 島 勝 美 君	副 町 長	鈴 木 朋 美 君
教 育 長	石 井 信 代 君	総 務 課 長	加曾利 英 男 君
企画財政課長	西 郡 栄 一 君	税務住民課長	市 原 和 男 君
健康福祉課長	永 嶋 耕 一 君	子育て支援課長	山 岸 勝 君
建 設 課 長	野 村 一 夫 君	産業振興課長	吉 野 敏 洋 君
環境水道課長	米 本 和 弘 君	特別養護老人ホーム所長	君 塚 道 朋 君
会 計 室 長	三 上 清 作 君	教 育 課 長	野 口 彰 君
生涯学習課長	古 茶 義 明 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	渡 辺 八寿雄	書 記	田 中 雅 人
---------	---------	-----	---------

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 同意第 2 号 教育長の任命について
- 日程第 4 同意第 3 号 大多喜町教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 一般質問

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 本日は、平成29年第1回議会定例会が招集されましたが、足元の悪い中、議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆様には、ご出席をいただきましてまことにご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから、平成29年第1回議会定例会を再開します。

これより3月会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

3月に入り、心なしか日差しにも力強さが感じられるようになってまいりましたが、本日平成29年第1回議会定例会3月会議を開催させていただきましたところ、議長を初め議員各位には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、平素は町政運営にご支援、ご協力を賜り、改めて御礼を申し上げます。

行政報告につきましては、2月1日以降のものでございますので、お手元に配付をさせていただきました報告書により、ご承知いただきたいと思います。

さて、本日から始まる議会には、平成29年度各会計の当初予算を提案させていただきますので、予算編成方針などについて若干説明させていただきます。

我が国の景気は、緩やかな景気回復基調が続いているとされておりますが、海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響など、楽観できない状況が続いており、国の平成29年度予算の概算要求基準では、一億総活躍社会の実現のため、子育て、介護や成長戦略の鍵となる研究開発などの重要な施策課題について、必要な予算措置を講じる一方、厳しい財政状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを進めるなど、めり張りのきいた予算編成を目指すとしています。

このような中で、本町の平成29年度一般会計予算の編成に当たっては、町税収入を初め財源確保に努めるとともに、行政サービスの受益と負担のバランスを取り入れた予算編成を基

本とし、事務事業の必要性、効率性、効果について見直しを行うとともに、第3次総合計画、過疎地域自立促進計画及び総合戦略の着実な推進を図るため、主要幹線道路及び集落内の未整備町道の改良、深刻化している有害鳥獣対策事業に加え、高速バスを生かした首都圏の通勤・通学による定住化の促進、子育て支援世代への支援策としての出産祝い金事業、子供の医療費助成、さらには中学生の給食費補助金などの予算措置を計上しましたが、ふるさと納税事業関連の大幅な減額により、予算総額は前年度に比べ16.2パーセント減の47億2,500万円となりました。

歳入における自主財源については、町税は微増の10億4,014万3,000円、使用料及び手数料は6パーセント減の9,429万3,000円、寄附金はふるさと納税が88.7パーセント減の3,400万円、繰入金はふるさと基金繰入金の大幅な減額等により、62.7パーセント減の4億839万9,000円を見込み、総額は18億9,341万1,000円となりました。

依存財源につきましては、地方交付税は地籍調査事業に係る特別交付税を見込み、0.6パーセント増の14億8,395万2,000円、地方譲与税及び交付金は、前年度同額の3億5,460万円と見込みました。

また、町債は過疎対策事業債、辺地地区事業債、臨時財政対策債など合計で1.6パーセント増の3億4,730万円を見込み、依存財源総額は0.9パーセント増の28億3,158万9,000円となりました。

一方、歳出におきましては、総務費ではふるさと納税の推移を見込み、51.3パーセントの減額となりましたが、地域公共交通対策事業として、臨時バス運行业務の委託、高速バスの運行補助、ふるさと納税の返礼品経費などを見込み9億5,639万3,000円を計上しました。

民生費は、高齢者及び障害者福祉、少子化対策、子ども医療費対策、保育園運営費など1.5パーセント減の12億5,608万2,000円を計上しました。

農林水産業費では、有害鳥獣対策事業や多面的機能支払交付金事業など、1.8パーセント減の2億348万4,000円を計上しました。

商工費は、商業振興や観光振興、お城まつり実行委員会ほか、関係団体への補助金の交付、市原市、君津市との連携事業に係る経費などを見込み、0.9パーセント減の7,017万1,000円を計上しました。

土木費は、町道改良事業や維持補修経費、また地籍調査事業の対象地区の拡大による事業費増に伴い、22.5パーセント増の4億9,347万6,000円を計上しました。

消防費は、広域常備消防負担金、消防団運営事業、消防車両2台の更新、消防団員用デジ

タル無線機の購入など、4.5パーセント増の3億524万7,000円を計上しました。

教育費は、学校施設管理、小学校の送迎バス経費のほか、本年1月から実施している中学校給食費補助金、海洋センターテニスコートの人工芝張りかえなど、11.3パーセント増の3億9,590万5,000円を計上しました。

なお、一般会計と特別会計の合計では、前年度と比べ11.3パーセント減の74億6,428万6,000円となりました。

また、水道事業会計及び特別養護老人ホーム事業会計におきましても、それぞれの目的に合わせた将来の事業運営を見通した予算編成をしたところでございます。

以上、平成29年度当初予算編成方針等を申し上げさせていただきましたが、各議案とも十分ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、行政報告にかえさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。平成29年第1回議会定例会2月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承いただきたいと思います。

なお、このうち組合議会については、関係議員からご報告を願います。

初めに、千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の関係について、11番山田久子君から報告を願います。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 私からは、平成29年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

開かれましたのは、去る2月10日でございます。冒頭、東金市の志賀広域連合長の辞職後、2月1日より連合会長に就任をされました鎌ヶ谷市の清水連合長より、ご挨拶がございました。その中で、後期高齢者医療制度の保険料軽減判定による保険料の徴収誤りがありましたことに対し、謝罪が述べられました。

また、議長を務めておられました茂原市の森川議長より辞職願が出され、承認がされました。これを受け、選挙により新議長に流山市の海老原功一議員が就任をされました。

提出されました議案は、後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正など、条例改正が3件、平成28年度一般会計、特別会計の各補正予算が2件、また平成29年度予算が提出され、一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ21億417万1,000円、特別会計予算総額

は歳入歳出それぞれ5,824億6,847万4,000円がそれぞれ可決をされました。

千葉県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定につきましては、計画策定にもっと具体性が欲しい等のご意見も出されましたが、こちらも賛成多数で可決がされました。

この後、3名の方が一般質問をされた後、閉会となりました。

簡単でございますが、以上で報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会の関係について、8番麻生勇君から報告願います。

8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） それでは、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会の第1回定例会議の報告をさせていただきます。

平成29年第1回夷隅郡広域市町村圏事務組合議会定例会が2月21日に広域事務所において招集され、野村議長、末吉昭男議員、そして私が出席いたしました。

第1回定例会に付議されました案件は、副議長選挙のほか、各市町村で協議された外房線複線化に対する事業費の貸しつけ等に関する事務を共同処理する事務から削除したことに伴う組合組織条例の一部改正と、特別会計の廃止条例など8議案が提案され、いずれも原案のとおり可決されました。

また、空席となっておりました副議長選挙におきましては、いすみ市議会の松崎敏雄氏が選出されました。

このほかに職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の対象となる子の範囲の拡大と所要の条例改正がされました。

また、補正予算第2号が上程されました。この内容は、人事院勧告等及び千葉県人事委員会勧告に基づき、必要な人件費の補正や消防車両購入に伴う入札差金の補正などが主な内容として、既定の予算総額から681万4,000円を減額し、予算額を20億8,648万3,000円としました。

一方、平成29年度新年度予算につきましては、総額20億1,281万8,000円とする内容でありました。前年度対比3,269万1,000円の減を持った予算となりました。

以上で、簡単ではございますが、広域組合議会第1回定例会の内容報告といたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、夷隅環境衛生組合議会定例会の関係について、4番根本年生君から報告願います。

4番根本君。

○4番（根本年生君） 報告させていただきます。

2月27日に組合会議室において、議会が開催されました。

議案は、1号から5号まで5件あり、第1号議案は、監査委員の選任について同意を求める件でございます。監査委員につきましては、本町議会議長であります野村賢一議員が人格、品格、ともにすぐれ、人望も大変厚く、満場一致で監査委員に選任されました。

第2号議案につきましては、暴力団排除条例の制定についてでございます。これは各市町村では、ほぼこの制定がなされていますが、組合等ではなかなかそれが進んでいない状況であるということから、早急に制定する必要があると。これは警察等の要望もあり、必要性があるということで、これも満場一致で制定されました。

続きまして、第3号議案は、一般職員の給与等に関する条例の変更でございます。これも法律の改正と人事院勧告等の件でございますので、満場一致でこれも制定されました。

続きまして、第4号議案、補正予算がございました。これについては、大体、主に人件費の件が主な内容でございまして、これも満場一致で可決いたしました。

続きまして、第5号議案、29年度夷隅環境衛生組合会計予算について審議がなされました。これにつきましては、主な内容を申しますと、まず分担金負担金の件でございますけれども、環境衛生組合は一部業務を縮小する方向にありまして、この負担金につきましても、減額をしようということになっております。約1,000万円減額になります。これは、いすみ、御宿、大多喜。それで、この分担割合が、いろいろな計算があるんですが、いすみ市が約5分の3、大多喜と御宿が5分の1、大体このような内容になっております。

それと、後でまたご説明申し上げますけれども、平成30年度末をもちまして、合併浄化槽の点検の業務をやめるということにもう決まっております、これにつきまして報告がなされて、それに伴って、浄化槽清掃の点検手数料とか、それに伴う人件費等が削減された結果、予算は縮小されております。

以上が主な内容で、これについても満場一致で可決されました。

それで、あと終わりましたから、報告事項がありまして、浄化槽保守点検業務の終了についてということで、平成30年度末、平成31年3月31日をもって合併浄化槽の保守点検業務は

終了すると。それについて、今契約していただいている各戸にお知らせの文書を出すということでございます。

それをやめる理由は、夷隅郡市、現在2万1,000件、合併浄化槽の点検があるそうです。組合で行っているのはそのうちの5,200件、それで大規模なものは組合は取り扱っていないということでございます。その内容は、組合の点検費が民間に比べて若干高いということがありまして、これはいろいろな方面で指摘を受けた関係があつて、縮小の方向でいこうということでございます。

以上、そのような報告がありました。

以上で終わります。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で、組合議会定例会関係の報告を終わります。

次に、3月会議に係る議会運営委員会開催までに受理をしました陳情書の取り扱いにつきまして、ご報告いたします。

お手元に配付いたしましたとおり、歯科医療をよくする千葉県連絡会、代表秋元稔氏から、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情書が提出されています。議会運営委員会で協議しましたが、議員各位には陳情の趣旨をご理解いただきたく、その写しを配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。

また、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書採択に係る意見書が提出されています。この件につきましては、昨年11月に全国町村議長の会の決議事項として、全国地方議会で意見書を採択し、国の関係機関に提出されたいとの要請がなされておりました。意見書の内容は、統一地方選挙の実態を見ると、特に町村においては立候補者は減少し、議員のなり手不足が大きな問題になっている。これは、議員の社会保障制度が十分ではないと判断されることから、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を強く要望するという趣旨の意見書の内容であります。

昨年12月に開催した議会運営委員会、そして本年2月に開催した議会運営委員会において協議してまいりましたが、継続審査となりました。本件においては1月末現在、17市町村中、可決した町村は9団体ということです。

議員各位には意見書の趣旨がわかるように、その写しを配付しております。本町議会におきましては、引き続き協議してまいりたいと考えております。

次に、1月20日及び2月24日に実施された例月出納検査の結果について、及び昨年12月22

日に実施した例月出納検査の結果報告書が提出されています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

なお、この3月会議の審議期間であります。2月23日に開催した議会運営委員会で協議した結果、議事日程にお示ししたとおり、本日から3月16日までの15日間とし、このうち実質審議は本日2日とあした3日、そして6日、16日の4日間で審議することと決定しております。この審議期間中において、7日と9日に総務文教、福祉経済合同の委員会協議会を開催する予定ですので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

議員各位及び執行部の皆様には、議会運営、議事進行にご協力くださるよう、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） それでは、これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

3番 渡 辺 善 男 君

4番 根 本 年 生 君

を指名します。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第2、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、議案書の1ページを開いていただきたいと思います。

それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所は大多喜町小土呂1566番地。氏名は宮本清氏。生年月日、昭和26年6月25日生まれ、現在65歳でございます。

提案理由でございますが、現委員であります宮本清氏が平成29年6月30日をもちまして任期満了となりますので、再任として推薦をお願いするものであります。

候補者の宮本清氏は、1期3年間、人権擁護委員としてご活躍されております。地域からの信頼も厚く、人権啓発などに積極的に活動されておりますので、ぜひともご承認賜りますようお願いするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、被推薦人を適任者と認めることに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、諮問第1号は被推薦人を適任者と認めることに決定しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第3、同意第2号 教育長の任命についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、議案書の3ページをお願いしたいと思います。

同意第2号について、提案理由のご説明を申し上げます。

教育委員のうち、石井信代教育長の任期が本年3月31日をもって満了となり、退任される

ため、この後任として新教育委員会制度に基づく新教育長を任命するため、法律の規定により議会の同意を得ようとするものでございます。

教育長に任命しようとする方は、住所、大多喜町森宮174番地。氏名は宇野輝夫氏。生年月日、昭和30年9月30日でございます。

宇野輝夫氏は、大学卒業後37年間教職員として勤務され、この間、大多喜町立上瀑小学校長、千葉県教育庁葛南教育事務所長、大多喜町立大多喜中学校長等の要職を歴任され、平成28年3月定年退職されました。千葉県中学校長会会長、大多喜町教育委員会委員を務めるなど、人格は高潔で教育行政に関し識見を有しており、教育長として適任と考えますので、教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上で、提案説明を終わります。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） ただいま教育長の任命ということで提案がございました。これは同意事項ですから、同意することにやぶさかではございませんけれども、まず1つ言えることは、私、事務局のほうに問い合わせまして略歴書、きょう提出させていただきました。この件に関してはご評価いたします。

ただ、教育長は、これは町長もご存じのように、そちらのいらっしゃる教育長もそうなんですけれども、常勤であります。私は現教育長の石井先生は、非常に青少年教育もいろいろ手がけて、特に私が思い出があるのが、夷隅青年大学校というのを郡教育委員会のときに先頭になってやった、非常に幅広い見識を持った方だということで、これは高く評価して、こういう方は何年でもやっていただいてもいいかなと、こう思っておりましたけれども、ただ任期ということですから、次に宇野先生がご指名になったということです。

言いたいことは1つだけなんです。常勤であり、今の教育行政が多難な折、この程度の略歴書では、恐らくほとんどの方がご理解なさらないで、異議なしになってしまうんじゃないかなと。決して私は同意しないと言っているわけじゃないんです。どの程度の教育論文を書かれたのか、あるいは、どういう人材教育において卓越した実績があるのか。その辺をもう少しご説明もいただきましたかったし、あるいは書面でもあらわしていただきましたかった。

私は前教育長に関しては、本当に私が若いころに青年大学校ということで大変お世話になったので、これはいい方が教育長だなと、こう思っていました。そして、これはしょうがない、任期満了ですから。いい方もいずれ去るときが来る。

新教育長さんに関しても、なかなかの人材だと思います。今後、常勤ですから、ある程度の資料をもう少しいただきたい。それも、これだけだと平面ですから、どの程度の実績があったかどうか、その辺をお願いしたい。

これは、別に答弁を求めることではないと思いますので、その辺はお任せします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 意見ということでよろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、同意第2号 教育長の任命については同意することに決定しました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第4、同意第3号 大多喜町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 教育委員の任命について、同意第3号について提案理由の説明を申し

上げます。

教育委員のうち、石井信代委員の任期が本年3月31日をもちまして満了することから、この後任の委員を任命するため、法律の規定により議会の同意を得ようとするものでございます。

教育委員に任命しようとする方は、住所、大多喜町三又380番地。氏名は唐鎌良枝氏。生年月日は昭和26年5月18日でございます。

唐鎌良枝氏は、昭和50年に大学を卒業し、同年4月から千葉市立宮野木小学校に勤務され、その後千葉市内、夷隅郡市内の学校や千葉県教育庁夷隅地方出張所社会教育主事、勝浦市立郁文小学校長、大多喜町立西畑小学校長を歴任され、平成24年3月定年退職されました。人権擁護委員、保護司を務めるなど、人格は高潔で、教育に豊富な経験と識見を有しており、教育委員として適任と考えますので、教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、説明を申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから同意第3号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、同意第3号 教育委員の任命については同意することに決定しました。

◎一般質問

○議長（野村賢一君） 日程第5、一般質問を行います。

なお、議員の皆さんにご注意を申し上げます。

この3月会議における一般質問の通告者は8名です。本日2日は6名の議員の一般質問を予定し、あしたは2名の議員の一般質問を予定しています。

一般質問の通告内容を見ますと、同様の質問項目について複数の議員から通告がなされている部分が見受けられます。さきに通告された議員の一般質問に対する執行部の回答でご理解できる部分については、同様の質問はできるだけ遠慮いただき、違う角度からの質問にさせていただきますようお願いしたいと思います。議事進行に議員各位のご協力をお願いします。それでは一般質問を行います。

◇ 麻 生 勇 君

○議長（野村賢一君） 通告の一部順番を変更し、初めに8番麻生勇君の一般質問を行います。
8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） おはようございます。

順番が変わりまして、トップになっちゃいましたがよろしくお願いします。

私は、鳥獣被害対策と人口減少についてということで質問させていただきます。

鳥獣被害対策については、中山間地域の問題でありましたが、最近では町全体の問題になっております。近隣市町においても頭の痛い問題です。3年、4年前の一般質問では、多くの同僚議員の皆さんが取り上げていましたが、再度質問させていただきます。

最近の鳥獣被害は、本町ではどのように捉えられているか伺います。

最初に、イノシシ、鹿、猿の生息数、増加傾向にあると思いますが、その実態と捕獲数はどのようになっているかを伺います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 産業振興課よりお答えさせていただきます。

まず、イノシシ、鹿及び猿の生息数ということでございます。

県自然保護課のほうに照会いたしましたところ、鹿の生息数のみ把握をしておるところでございました。推定の生息数ということでございますが、県下で1万2,200頭。イノシシ及び猿については、把握がされていないということでございました。

さらに、大多喜町におけます直近3年間でございますけれども、捕獲の実績でございます。また、近年につきましては見込みになりますけれども、まずイノシシ、平成26年度859頭、

平成27年度1,032頭、平成28年度、今年度見込みでございますが、1,457頭。

鹿につきまして、平成26年度444頭、平成27年度527頭、平成28年度の見込みが675頭。

猿につきまして、平成26年度87頭、平成27年度106頭、平成28年度見込みが135頭でございます。捕獲数につきましては、年々増加の傾向でございます。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長、少し声を大きく。皆さん耳が遠くなっている方が大分いるので、よろしくお願ひしたいと思います。

麻生議員、もう少しマイクをつけて話してくればありがたいんですけども。

（「了解しました」の声あり）

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） また今、年々捕獲数が増加していますけれども、それを減少させるための具体策はどうなっていますか。伺います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 具体的な施策ということでございますが、まず国庫補助金によりまして作成いたしました箱わな、これを現在、猟友会へ貸し出ししております。そして、町民から被害報告があった場合でございますが、町内のほうにわなを設置しております。現時点では、イノシシを中心に捕獲しておるところでございます。

また、今年度でございますが、箱わなに侵入した有害獣、これを検知する機構でございます。これをわなの扉が閉まる部分でございますが、アニマルセンサー、これは機械的なものということで3基導入をいたしました。これにつきましては、捕獲数の向上につながるかどうかを試しているというところでございます。従来であれば、踏み抜きとかワイヤー等による機械的なものであったものでございます。これを導入して、有効であると判断ができれば、今後の導入数について検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

また、鹿の駆除でございますが、現在、猟友会によりまして一斉駆除、こちらを春、秋、並びに冬季に実施しておる状況でございます。

また、猿につきまして、町猟友会によりまして猿害のパトロール、こちらを1年、通年を通しまして実施し、個体数の減少に努めていただいております。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 先ほど、生息数は鹿だけしかできないという話、していましたけれども、今また、わながイノシシだけですね。イノシシだけという話がありましたけれども、イノシシ、猿、鹿だけじゃなくて、もっと小さい小動物もいます。県では、小動物に対して

も、箱わなをふやしてやるという話もありましたけれども、当町ではどうなのでしょう。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 現時点での小型動物への箱わなでございますが、大型獣のほうを優先しておりましたので、猟友会のほうへの小型の箱わなは、貸与していない状況でございます。

ただ、過去でございますが、数年間、たしか小型の箱わなを提供したということをお聞きしております。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 今の小動物の箱わななんですけど、何か規制があるんですかね。何か新聞記事では、箱わなの設置要件を緩和したという記事があったんですが、それはどんな要件があって、また、そのことは確認していますか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 新聞記事でよろしいのでしょうか。

（「いいです」の声あり）

○産業振興課長（吉野敏洋君） ちょっと新聞記事につきまして申しわけありません、確認しておりませんけれども。

（「見せましょうか。下のほうにはみ出しているところあるでしょう」
の声あり）

○産業振興課長（吉野敏洋君） 大変申しわけございません。確認しておりませんので、これは県のほうに、いま一度確認してみます。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） よろしくお願ひします。

いずれにしても何か基準があって、空気銃も使っちゃいけないようなことが書いてあるんですけども、そんなことも含めて調査していただきたいと思います。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○8番（麻生 勇君） それから、狩猟免許の保持者、農業も何もかもみんな高齢化しています、狩猟者も高齢化になっています。それで、新規免許取得者を補充しないと、動物がふえるのに対して、捕獲者が減っていく可能性があるわけです。その件で、今、補充対策はどのように考えているか伺います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 補充対策ということでございますが、現在、免許保有者の高齢化がやはり進んでいるということは、認識しているところでございます。引き続き、現在、大多喜町の狩猟免許補助金、これをつくっております。奨励しておりますので、わな猟の免許新規取得に要する狩猟免許講習の受講料並びに狩猟免許申請費用、試験の申請費用、こちらの助成ができるようになっておりますので、若い年齢層の取得の推進に努めてまいりたいと。広報等によりまして、そういう助成事業があるというところを広報してまいりたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 今、免許の取得の補助事業ということなんですが、これはやっぱり新聞記事だったと思いますが、その受験の資格取得するための講習授業を県でやっているという話を聞いたんですよ。町もそれに乗ってやっていっていただきたいなということです。

その資格取得のための講習記事が載っていたんですけども、町としても本当に考えないといけないと思うんです。これから調べるということなんですが、ぜひこれは積極的にやっていかないと、どこの田んぼも畑もイノシシの足跡だらけなんです。

抑える人がいないということじゃ非常に困りますので、ぜひ積極的に町、取得できる可能性のある人に呼びかけて、ふやしてやっていただきたいなと思っています。ぜひ補助事業を大いに使って、ふやしてやってもらいたいと思います。

それから、連続していいですか、議長。

○議長（野村賢一君） どうぞ。

○8番（麻生 勇君） 獣は、すごく対面したらおっかないものなんですが、そのほかにヤマビル、すごく気持ち悪いですね。今、既に庭先まで来ているわけです。このギャングについても、平成26年3月議会で、私、質問させていただきました。その後の進捗状況について伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 現在の進捗状況ということでございますが、まず、生息域でございます。これは、農業従事者等へのアンケートと猟友会からの情報を聞き取っておる状況でございます。把握している実態につきましては、老川、西畑地区の山林を中心に、また近年でございますが、総元地区まで生息域が拡大しているという情報を得ております。

今後も、農家組合長さん等もご協力いただきまして、この生息に関する、また被害に関する調査も、継続して実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（野村賢一君） 8 番麻生勇君。

○8 番（麻生 勇君） 今の猟友会中心という話、していますけれども、今生息しているところは老川、西畑、総元だということなんですけれども、もっと広範囲に広がっているんじゃないですか。総元ってこっちの総元なんだね。

結局、ヒルがいますと、このタイトルにも入れてありましたけれども、人口減少につながるんです。要は、ヒルがいるからもう住まないと。若い人たちが出ていっちゃう。よくなったら帰ってきてくれということができていないんです、よくなるから。

それで、今の町だけの対応ですと、多分ヒルの対策というのは、鳥獣も含めて非常に困難なんだと思います。県の産業振興でも、それから国でも動かさないと、これは鳥獣も含めてできないと思います。ぜひその辺の動きを、小池さんじゃないけれども、見える化をぜひやってほしいなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 国、県への要望ということでございます。これは当然、やはり広域化で取り組んでいっていただかなければ、町一つの段階では、当然できない話だと思います。有害獣の移動により、多くのヒルが移動していると、そういう状況は認識しておりますので、現時点では各町村会長さん等の要望、年1回ございますけれども、その中でもやはり、こういう有害獣並びにヒルの対策の要望ということで、強く訴えているところでございますが、なかなか県、国でも予算化等の部分は厳しいというところはあるかもしれません。

しかしながら、町としても困っているところでございますので、今後も強く要望をしてまいりたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 8 番麻生勇君。

○8 番（麻生 勇君） いずれにしても、その動きが見えなさ過ぎるんじゃないかなと思います。さっきヒルの生息地の調査は、猟友会に任せているという話なんですけれども、これは町を挙げてやらないと、本当に難しいんじゃないかなと思いますが、町長どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 鳥獣、有害獣、それからヤマビル等につきましては、ヤマビルは大多喜が非常に多いんですけれども、有害鳥獣につきましては、恐らく千葉県全域にもう広がってきておりまして、これは知事との懇談会、いわゆる意見交換会ですね。その中でも毎年、市町村が順番で、この問題を何とかしてくれということは、それぞれ必ずどこかの市町村で、知事との意見交換会を出しているところでございます。まして、県のほうも、国のほうにも

いろいろやってはいますけれども、これは補助金という形で来るんですけれども、決定的にこれで解決できるという、実は答えが返ってこないのが現実なんです。

私のほうも、町村会会議等でも本町の実情というのは常に訴えているところなんです。また、県の知事との意見交換会でも訴えておりますけれども、技術的なものが確立できていないということで、こういったことは今、県のほうにもぜひお願いしたいということで、これは本町のみならず各市町村、みんなそういうことでお願いしているところでございますが、これからも引き続き、何か答えが出せるような、具体的なこうしたらなくなるよとかという、そういう決定的なものがないんですが、そういった答えを求められるようなところに、県にもいろいろと研究していただきたいということで、今努めておりますが、とりあえず今の現状としては、地域の皆さんにお願いして、わな等いろいろ捕獲をしながら、ふえるのを防ぐという手だてではございますが、最終的にはやはり、どうしたら撲滅できるかというところにいかなければいけないと思いますので、引き続き我々も県を通じて、またいろいろと町村会を通じて、これは引き続き町も全力で、その辺については努力してまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） よろしく申し上げます。

これは冗談みたいな話なんですけど、鳥獣がふえるとヒルもふえるということなんです。ほかの町村の人と会うと、大多喜はイノシシの産地だからという話が出ます。そんなくらい周りでは有名になっているんです。変なもので有名になってほしくないんで、ぜひ、今、町長が言ったような話で進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長、いいですか。

○議長（野村賢一君） 麻生議員、2番目に入るんですか。

○8番（麻生 勇君） はい。

○議長（野村賢一君） その前に休憩をとりたいと思うので。

○8番（麻生 勇君） はい、わかりました。

○議長（野村賢一君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

（午前10時58分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時08分）

○議長（野村賢一君） 8 番麻生勇君。

○8 番（麻生 勇君） では、続きまして婚活イベントについて質問いたします。

このイベントの歴史は古くから実施しております。ただ、実績がそれに伴っていないところ
ろです。大多喜町の独身者がふえるばかりです。このままでは、町全体の活気がなくなって
寂しくなるばかりです。また、集落の存続ができなくなってきました。

そこで、従来の感覚でのイベントではなく、本質的に変更を希望いたします。

先日、私の知人であります住職に呼ばれまして、このままではなくなる集落ばかりになっ
てしまうと、泣きながら訴えられました。町には国際交流協会があると聞いたが、その協会
に骨を折ってもらい、日本だけではなく、また町だけではなく、海外に目を向けた取り組み
ができるだろうと言われました。

そこで伺います。

今後、国際交流協会と具体的な取り組みについて、話し合いはできないものか伺います。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古茶義明君） 婚活イベントについて、生涯学習課のほうからお答えさせて
いただきます。

ご質問いただきました国際交流協会と具体的な取り組みの話し合いができないかというこ
とでございますが、町では平成23年度から現在まで、10回の婚活イベントを実施してまいり
ました。また、この3月にはそば打ちを通しての婚活イベントが予定されているところでご
ざいます。しかしながら、麻生議員ご指摘のとおり、思うような実績につながっていないと
ころが現状でございます。

人生を左右することでありますので、慎重にならざるを得ない事情もあるところでござい
ますが、国際交流協会と一緒に婚活を海外にも目を向けるという、麻生議員にご提案いただ
きましたことは、今後、結婚活動事業を進めていく上で必要なことであると認識しておりま
す。よって、町国際交流協会と連携しながら、慎重に進めてまいりたいと存じます。

ただ、町国際交流協会につきましては、町の組織とは別の組織、団体でございますので、
事業を実施するのは会員の方々となります。国際交流協会の事業の一つとして、総会など
場において承認いただけるように、具体的な提案を関係者の方々の協力を得ながら、考えて
まいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 8 番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） それは町の直轄じゃないと。民間の運営するところだということなんですが、いずれにしても、それだけでは多分、力不足になるんじゃないかなと思います。ぜひ町で旗を振ってもらって、国際交流協会とどうなのかという話を具体的に進めてもらいたいと思います。どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古茶義明君） その辺は担当者がもうおりますので、町と積極的に国際交流協会と進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） ちょっとずれちゃうかもわからないんですけども、先日テレビを見ていましたら、いすみ鉄道の社長がテレビに出て婚活イベントをやっていました。やっぱり親方が動かないとうまくいかないんじゃないかと思います。町長、どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、今、課長が答弁した内容ということになるんですけども、なかなかそれぞれの人の人生を左右するというのは、非常に大きな意味があるわけです。なかなか私たちも、それぞれその人の心というのは見えないわけです。逆に、うまくいけばいいんですけども、うまくいかなかったときに、じゃどうするんだという問題もありますので、この進め方としては、やっぱり慎重に進めざるを得ないと思うんです。

いすみ鉄道のこの間テレビに出したのは、あれはいすみ鉄道が実施したのではなくて、テレビ局のほうの事業としてやっているものなんです。それに参加したということでありますので、それぞれローカル鉄道の3つのところがありまして、そのうちの一つでありまして、やはり主体となるということになりますと、相当の問題を意識してやらなければいけません。それを町がどこまで介入するかというのは、非常に難しい問題だと思います。ですから、その辺は今、課長の答弁のとおり、慎重に進めざるを得ないなと思っております。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 慎重になって進めるのは当然なんですけれども、町の人口問題に直接かかわりますので、ぜひその辺は町の幹部でお話ししてもらって、進めていただきたいと思います。

続きまして、過去に本町の議員が、海外から受け入れをしている町に婚活の実態について視察されたと伺いました。その国の出身者に依頼をしてもてなしてもらい、大いに成功しているようです。その方法は大変よいことのように感じますが、このようなイベントについて、

行ってみることを考えを伺います。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古茶義明君） 海外に目を向けた結婚活動イベントを行ってみてはというご質問ですが、その事例を調べてみたところ、外国の方との結婚が1年間で14組あったそうで、麻生議員のおっしゃるとおり、地域の活性化には大変有効であると考えます。

ただ、それを実施する上で、通訳の確保ですとか経費、また民間との連携等の受け入れ態勢、また結婚後の語学教育、就労などの生活支援のサポートがあり、大事業になることが予想されます。

先ほどの事例につきましても、1年で終了したと聞いておりますので、さらに研究を重ねて、実施については、先ほど申し上げたとおり、慎重に考えていきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 今の話ですが、1年ぽっきりで終わって14組できたということは、多分ないと思います。それは多分、調査不足だと思います。もっとよく調査してもらって、町に本当に取り入れられるかどうかを検討していただきたいと思います。いいですか。

今の話で1年ぽっきりという話なんですけど、いずれにしても外国出身者、町には多数おられると思います。それをやる場合は、先ほど通訳の話も出ていましたけれども、町だけで補えなければ隣の町、隣の市ということで、要はどこの国の方がどれだけこの近隣に、また本町に在住しているか、帰化しておられるかという話もぜひ棚卸しをしてもらって、準備する必要があると思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古茶義明君） その辺につきましては、調査研究は必要であると思しますので、今後、町国際交流協会との連携も含めまして、具体的な事業を研究していく上で、やはり麻生議員のおっしゃられたとおり、町内または近隣市町村にお住まいの外国の方や、国際的に活動されている方々の協力が不可欠と考えております。まず、そのような方々を調査した上で、協力のお願いをしてまいりたいと考えております。

また、可能であれば、そのような方々が町国際交流協会の会員となりまして、町と協会の事業として一緒に活動していただければ、事業を進める上で最良の方法ではないかというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） ぜひその辺も、国際交流協会任せじゃなくて、これは町の人口の問題

ですから、ぜひ中に入って動いていただきたいと思います。

それから、先ほど住職の話をしてしまいましたが、麻生、できればアジアの人がいいなという話はしていました。というのは、漢字がわかる国、それから仏教がいいよなという話はしていましたね。住職だからかもしれないけれども、そんなことを言っていました。いずれにしても、取り入れやすい、取り込みやすい、入り込みやすいということを彼は言っていました。

中国に毎年のように、その住職は行っています。それから、カンボジアでも学校を建てたりなんかしている、貢献している人なんです。アジアの国の人たちは、宗教観としては仏教の国なので、すぐ取り入れやすいから、そっちを検討してもらったほうがいいなという話をしていましたので、参考まで。

続きまして、時間外労働の件で質問いたします。

盛んに電通の社員の過労死自殺、過労自殺問題が大きくマスコミで取り上げられましたが、全国的にこの事件から働き方改革が叫ばれてきています。東京都では、毎日午後8時に照明を落とし、退庁するようになっていないと聞いております。

千葉県は、毎週水曜日をノー残業デーにして、成果を上げているようです。この7、8月には、月、水、金に広げ、午後7時には全館消灯、一斉消灯、1、5、8、11月は強化月間として、定時退庁の達成率は90パーセント、9割近いようです。

本町の時間外については、たまたま庁舎の脇を通るときに、夜遅く照明がついていることがあります、その実態について伺います。

各課での違いはあると思いますが、本庁の昨年の時間外労働はどのくらいでしょうか。伺います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、お答えします。

平成27年度の町職員の時間外労働につきまして、時間外勤務命令簿を集計した結果に基づきまして、お答えさせていただきます。

実態になるべく近いように、年度途中で育児休業を取得した職員、あるいは再任用職員を除いた一般行政職の職員でお答えさせていただきますけれども、平均の時間外勤務ですが、1人当たり年間62.2時間でございます。月平均にしますと5.2時間ということでございます。

時間外勤務が一番多かった部署でございますけれども、商工観光部門でございます、時間外勤務が1人当たり年間平均175時間、月平均にしますと14.6時間でございます。なお、

これは選挙事務に関しましては、この数字からは除いております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 今の年間175時間という話、これバランスがとれていないんだね。月平均が14.6で、年間146というのは、山があって176なんじゃないかな。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 年間175時間ですね。ですから、当然役所ですと、やっぱり3月、4月とか、あるいは部署によりますとイベントがある時期、そういう時期はどうしても多くなりますので、山がございます。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 一般の会社では三六協定というのを結んでいるわけなんですけど、調べてみますと、こういうところには適用されていないみたいなんですけど、どうでしょうか。本当なんですか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 三六協定、労働基準法の36条の協定だと思いますけれども、いわゆる一般行政職につきましては、労働基準法の36条は適用除外というふうには、明確には書いてございませんけれども、いろいろ行政実例、そういうものを見ますと、一般職といいますか事務職については、36条は適用除外という解釈をされております。

なお、町の職員でも、特別養護老人ホームですとか保育園、そういうものは労働基準法の36条適用になりますので、そういう部署につきましては三六協定を締結しております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） その三六協定を結んでいるところというのは、どなたと結ぶんですか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 職員の代表の方が結んでいると思います。詳細につきましては、総務課では直接はわからない部分もありますが、職員の代表の方と締結をしているというふうに思っております。

○議長（野村賢一君） よろしいですか。8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 職員の代表とどなたがやるんですか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 職員の代表といいますか、まず労働組合というか職員組合はございませんので、その中で、本来であればそういうところと三六協定は結ぶと思いますけれども、そういう事業所につきましては、その中で代表の方を決めていただいて、その方と町のほうで結んでいると。そういうことでございます。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 私の質問は、今の三六協定をやるところが2カ所ぐらいあるわけでしょう。それがその代表者が総務課長とやるんですか、町長とやるんですか。どっち。所長とやるんですか。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（君塚道朋君） 所長名で協定を結んでおります。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 所長さん。わかりました。

すると、本庁の時間外労働の管理はどのようにされているのか伺います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 時間外労働の管理でございますけれども、まず時間外勤務を行う場合には、職員の服務規程というものがございますので、これに基づきまして時間外勤務命令簿、こういうものを事前に所属する長、課長相当職になりますが、課長に提出をして決裁を受けると。それで、実際に翌日、時間外勤務が終わった段階で実績が出ますので、その実績について、さらにまたその所属する長の決裁を受けるというようなことで、それぞれ所属する長が管理をしております。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） そうすると、絶対オーバー残業はないと、そういうことでよろしいんでしょうか。オーバー残業というのは、週何ぼ、月何ぼと決まっているでしょう、年間何ぼって。労働基準法の適用外の職場だったらそれはききませんけれども、どうなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 労働基準法が適用されない時間外については、適用されないわけですが、ただ厚生労働省告示とかそういう規程が当然ございますので、そういうものは幾ら適用されないとしましても、そういうものについては、これは遵守していかなければいけないというふうに思っております。

ですから、その中では、時間外勤務命令簿で集計した中では、それを上回るような残業は

ございません。

○議長（野村賢一君） 8 番麻生勇君。

○8 番（麻生 勇君） 仮にでいいんですけれども、週どのぐらいで抑えているのか、月どのぐらいで抑えているのか。さきの説明ですと14.5時間という話だったので、全然オーバーするところはないわけですね。終わってからフォローするという話だったので、それは全然問題ないのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） ちなみに一番多い職員で拾ってみますと、月平均で35.4時間という職員が1名ございまして、それはその時期だけといいますか、ただ一番多い方は、一月で75時間という職員がいたんですが、それは残業した月がほとんど二月くらいで、その月に集中する職員ですので、年間ですと140時間ぐらいですか、そんなに多くはない。ただ、その月だけ多かったという職員がございました。

○議長（野村賢一君） 8 番麻生勇君。

○8 番（麻生 勇君） わかりました。

いずれにしても、町では職員が多いということで減少させております。そういうことで非常に難しいと思うんですけれども、時間外で賄うことが多くなってくる機会がふえるんじゃないかと思ひまして、その辺の管理は、先ほど命令簿でやるという話だったので了解しました。問題なくお願いします。

それから、働き方改革で、先月の末にプレミアムフライデーというのを取り入れるところがありましたが、そうすると、ここで取り入れますと、ますます時間が不足になってくるということになります。フレックスタイムの導入の考え方がありますけれども、これはこの間の新聞では、フレックスタイムはやめるという問題があるようなんですが、その辺はどうなんでしょうか。考えられますか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） フレックスタイムですけれども、例えば金曜ですとか、そういうところでは可能かと思ひますけれども、地方公共団体の場合には、特に町役場等、直接住民と接する業務が多い場合は、いろいろ問題があるのではないかというふうに思ひます。

例えば、現在、税務住民課の窓口職員というのは3人しかおりませんけれども、その中でどうしてもお休みの方もいるでしょうし、その中でまた1人、朝ずらして出勤するというようなことになると、非常に支障が出る場合もあります。また、施設の管理面、そういう

面からも全く問題がないのではないかなというふうに思います。

また、いろいろ報道等を見ますと、勤務時間が結局長くなるのではないかなと、そういう懸念もあるようですので、現在フレックスタイムの導入については、いろいろ問題があるということから、導入は難しいのではないかなというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 時間が延びるという話は、多分サマータイムなんかやると時間が延びるんですよ。というのは、早く来ても早く帰れないと。そういうことが非常に多くなって、労働強化につながる可能性があるわけです。フレックスタイムをつくって、途中コアタイムをつくれば、その分だけでマイナスになるんですけれども、その辺も考えてやってもらおうと、人の回転がうまくいくのかなと思います。これはやれじゃなくて、検討することもできるんじゃないかということで提案いたします。

続きまして、記念日の休暇、例えば結婚記念日、誕生日記念日というのがそれぞれみんな、誕生日ですからみんな持っていると思いますけれども、その辺の特別休暇というのを付与するという考え方はないでしょうか。ただ、時間がマイナスになってくるから、非常に問題になると思いますけれども、その辺も労働強化の短縮になるんじゃないかなと思ひまして、提案するわけですが、どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 特別休暇は、やっぱり国に準じる必要があるわけです。ですから、国に制度がない結婚休暇ですとか誕生日休暇という制度にしてしまいますと、いろいろ問題があると思います。

ただ、町の場合は、有給休暇の消化率というのは非常に低い状況ですので、例えば結婚記念日とか誕生日に合わせて有給休暇を取得するということであれば、問題はないと思いますので、そういうご提案がありましたので、そういうものを進めていければというふうには考えております。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） ぜひ、有給休暇の消化率も多分問題になってくるんです。そういうことで、個人の記念日を大いに活用して有給休暇を減らしていくということで、やっていってもらいたいと思います。

多分、この町全体で40日あるわけでしょう、20、20あるから。40日の消化率というのはどんなものですか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 消化率といいますといろいろ違っちゃうんですけども、例えば過去3年間の有給休暇の取得日数は、平成25年から27年ですが、平均7日でございます。これはいろいろ県の調査があつてすぐわかるんですが、町村の平均ですと8日ですから、本町は千葉県内の町村の平均と比べて、1日取得が少ないというようなことになっております。ちなみに、市は11日平均とっていますので、やはり自治体の規模がある程度大きくなればなるほど、有給休暇の取得が多いのかなという傾向があるというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） ということは、有給消化率がすごく悪いですよ、7日ですから。そうすると、2年しかもたない有給が20日捨てるということでしょう、3年目になると。非常にもったいないですよ。ぜひ、何かで強制的にとってもらふということを考えてもらって、大多喜は有給消化率がいいよという、いい町にしてほしいなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 率に直しますと、ほとんどの職員が40日持っておりますので、例えば17パーセントぐらいの消化率になるのかなと思いますけれども、ですから、これからいろいろそういうものをとるように進めていきたいと思ひますけれども、いずれにしても、大きな市であっても、町村であっても、やる仕事というのは基本的には同じだと思うんです。ですから、逆に1人当たりの仕事の量はともかく、窓口というのは職員1人当たり、いろいろ広がってくるのは事実だと思います。職員は非常に真面目ですから、そういうものに一生懸命取り組んでいく。そうすると、なかなか有休もとれない状況があるわけですけども、いい仕事をするためには、適度な休暇、あるいは適正な評価というのは、これはどうしても必要だと思いますので、ご指摘がありましたように、そういう特別な記念日等をできるだけ有給休暇として取得できるように、いろいろ管理職を中心にそういうふうに進めていきたいというふうに思ひます。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） せっかくの有給ですから、ぜひとってもらふと。とらせるというふうにしむけていただきたいと思います。この幹部の人たちお願いします。町長、いいですか、それで。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、総務課長も大分苦勞して答弁しておりますけれども、なかなか有給休暇につきましては、役場の職員のみならず、企業でもそうなんですけれども、非常に問題になるところなんです、どうしても仕事の量が減るわけじゃありませんので、一人一人の持っている仕事の量というものはきちんとやっぱり消化するという、さっきの課長の答弁でありましたけれども、職員は本当に真面目で責任感があるものですから、どうしても自分の仕事は自分で片づけるというところがありまして、私なんかは常に早く帰れ、また休みをとれということは言うんですけれども、なかなか職員がそこにいかないということで、今の議員の言葉を肝に銘じながら、またこれから進めてまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 結局とれないわけですよ。だから20日捨てるわけです。せっかくふやした有給休暇ですので、できるだけとらせるようにしむけていただきたいと思います。大変でしょうけれども、頑張ってください。

続きまして、ふるさと納税の件で聞きたいと思います。

最近の新聞では、勝浦市がやめるよ、最近ではやめたよという新聞になりました。勝浦市で進めていた本町と同様の感謝券が、国からの指導があり、中止する方向で考えると。この間の新聞ではやめるという話になりましたけれども、あれは感謝券が非常に問題になっているんだと思うんですけれども、なしで何か考えられないんですか。新しい方法。いいテクニックないんですか。ぜひ。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） なかなか難しい質問ですね。これは、総務省がいわゆる返礼率の高いこと、転売、そういったことの問題で指摘をされまして、実はこのプランをつくったのは、大多喜町がいわゆる先駆者なんです。このプランは、東京とかそういう都市部でこれをまねされると非常に大きな問題になるということで、どっちかという、都市部に提案をしてしまったというところもあるんです。総務省がやっぱりそれはよろしくないということで、私ども町は本当にそういったところは真面目なところですから、きちんと言われたとおり、やめたところでございますが、今回の予算でもそうなんです、減額してありますけれども、それにかわるものとしては、今、少しずつ商品開発をしながら、何とかふるさと納税をある程度やっていただけるようなプランを、今、毎月1回の会議でいろいろ提案をしていただきながら、何とかまた、この感謝券を復活するというのはなかなか難しいですけれども、それにかわるそういうプランを、今つくり上げているところでございます。

○議長（野村賢一君） 麻生勇君に申し上げます。持ち時間があと5分を切りましたので、よろしくをお願いします。

8番麻生勇君。

○8番（麻生 勇君） 多分これ、総務省でやめろ、そぐわないという話で、うまくないよということで、勝浦市は先日の新聞でも出ていましたけれども、返礼品があるからいけないんでしょう。返礼品を余りやらない方法をぜひ考えて、今回も予算、その辺で減額になりましたけれども、ぜひ何か復活してもらいたいなど。そういう声が非常に多くて、この一般質問を必ずやってくれという話がありまして、そのリクエストで私、質問させていただいています。

以上で終わりにします。

○議長（野村賢一君） 以上で、麻生勇君の一般質問を終了します。

◇ 渡 辺 善 男 君

○議長（野村賢一君） 次に、渡辺善男君の一般質問を行います。

3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 初めての一般質問ということで、いろいろと一般質問、考えたんですが1問にしておきました。その1問にした理由というのが、私の日ごろの接する人たちの間でより多く出ていることだけを、きょうは質問させていただきたいと思います。

きょうは、観光客向け施設の整備についてということで、質問をさせていただきます。

近年、関係各位の尽力によりまして、大多喜町の観光地としての知名度は高まってきております。当然、来町者も増加しまして、各地では経済的波及効果に一層期待されているところでございます。

ところが、一部地域におきましては、時期によって想定を上回る来客のために、受け入れ態勢が追いつかず、支障を来しているという声を聞きますし、実態が見受けられます。

特に養老溪谷、これは皆さんご存じだと思いますけれども、養老溪谷の春、それから秋ですね。秋の観光シーズンに至りますと、最近の傾向としては歩行者が意外とふえまして、歩行者増に伴う車両交通障害、これは歩く方が集落の生活道を歩くために支障を来しているという状況も、多々見受けられるようになってきております。

そのほかにまたトイレ不足等、当然歩いておりますので、人間どうしても必要に迫られてということで、最近の傾向ですと、民家にトイレを借りに入るといようなことも言われて

おります。気の毒なので、一旦どうですかというふうに、いいでしょうよと言った途端に、何人かが並ぶような、そういった状況も多々見受けられてきておりますので、その辺のところ、早目の手を打つということも必要ではないかということと考えております。

町では、これまで限られた財源のもとで各種の要望に応えるべく、関係課を初めとして、施設整備、進めてきていただいているわけですが、その状況と今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

それにつきましては、まず考え方を共有するという意味で初歩的なことをお伺いします。町では、観光そのものをどう捉え、どう位置づけて、そしてどのくらいの重要性をもって行政を進めているのか、その辺のところからお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 産業振興課のほうからお答えさせていただきます。

町といたしましても観光産業、これは非常に、大いに期待しているところでございます。本町の人口が減少する中、観光振興によります交流人口の増加、また商業、サービス事業を中心とした産業の活性化、地元住民との交流の機会の増加、新たな雇用創出につながるものが非常に期待できるというふうに考えております。

さらには、都市住民との交流によりまして、田舎暮らしという、こういうところをご希望する方も出てくるというふうに、移住者も期待できるというふうに考えておるところでございます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） まとまったお答えありがとうございます。なぜこういったことを観光というかといいますと、私なりに大多喜町、何とかする。大多喜だけではありません。人口減少地域、いわゆる南房総を考えた場合に、やはり観光というのは、これまではある意味遊びというような感覚が強かったんですが、今どこの地域を見ても、農業から始まって林業、商業、工業、そういう産業分類には入っておりませんが、観光というものが1つの産業なんだと。観光が巻き起こす、また観光と農業がコラボして、そして一つのにぎわいをつくって経済的波及効果を生んでいくと。これが地方での活性化策という代表的なものになってきている流れがあります。

この辺のところを、観光というのは裾野が広い産業なんだと。大多喜町の産業振興、経済振興の中で位置づけを強くしていくんだということがいいんじゃないかというふうに、私、また私の周りの人たちもそういうことをおっしゃる方が多いんですが、にぎわいを創出して、

よそからお金を稼いで地域で回す。地域内循環ということで整理しているんですが、飯島町政になってから、観光に対する力の入れ方、例えば観光協会の一般社団法人化、これもなかなか難しいことだと思うんですが、それもなし得た。そして、大多喜のシンボルである大多喜城に向かう道の整備ですね、踏切を含めて。その辺が長年の懸案事項だったんですが、本当に関係各位のご尽力だと思いますが、その解消もされてスムーズにいくように、今現在もやっておりますけれども、大多喜城も含めてあの辺の整備も、このやっぱり観光というものをこれから大多喜町の、みんな産業としては大事なんです、もう少し前に持っていくというお考えはないんでしょうか。その辺のところ、町長、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま渡辺議員のお話でございますが、まさにそのとおりだと思います。今、国を挙げてインバウンドについて、相当力を入れております。

日本の今の内需で考えていきますと、どんどん今、いわゆるデフレの中で縮小の中にあります。それを縮小経済の中で、この経済を膨らませていく一つの大きな力に、この観光産業があるわけです。これは、国も今、非常に大きな期待を寄せているところなんです。これは私ども町にとりましても、地域経済という一つの循環経済がありますけれども、この地域の循環経済だけでは経済が膨らまないわけです。そこにやはり外資、いわゆる外貨というものを町の経済の中に入れ込んで、それをパイを大きくしていくということは当然のことです。

町としても、やはり観光は産業という捉え方をしております、今、議員がお話しされたように、重要な施策として捉えておりますので、これは我々もこれからもしっかりと、この観光事業につきましては力を入れてまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ただいま町長から丁寧なお答えをいただきました。その中でインバウンドという言葉で、先に言われてしまったんですが、実際、大多喜町、成田空港を起点とした成田空港活用協議会、ここにもたしか加盟しているはずです。圏央道の建設促進の、ここも大多喜町は参加しているはずです。

何を言わんとするかといいますと、統計的に27年度の数値で見ても、既に大多喜町宿泊の外国人が500人に近い、四百六十何名、県の統計上でいくと、数値としては出ております。ゆうべもちょっと養老溪谷のほうの若い、旅館の経営者と接する機会がありましたけれども、やっぱりぽつぽつと外国人がふえてきているということで、基本的な整備を図るとともに、

世の流れの中でやはり外国人、インバウンドについての配慮も必要なかなというふうに見ております。

一方で、入り込み客ですね。私はもともと100万人、大多喜町は、ゴルフ場客を入れていると思ったんですが、統計のとり方が変わったのかわかりませんが、今現在、大多喜町は76万人の観光客が入ってきているということです。宿泊客で4万数千人ということですが、この辺の宿泊客をふやすということもありますし、その周辺の開発に合わせた、本当に大変なことだと思いますけれども、そういった意識、認識というのも大事じゃないかと思うんですが、その辺のところ、町長いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） それは、今インバウンドの問題も話になりましたけれども、まさにこれからやはり重要な観光産業でございますので、特に国内で考えますと、ある程度もう飽和状態といえますか、減少傾向にありますので、ここは町としても力を入れていくところですが、観光協会のほうでも、今、一つ進めておりますのが多言語、それを町で導入しないかということで、観光で来た皆さんに、その言葉ですぐ受け答えができるというものなんだそうですけれども、これが今、全国でいろいろ要望がある中で、実は大多喜町が一つ、これが多分、関東で大多喜がまず最初に決まるであろうという、今、書類を申請したところでございますが、このインバウンドに備えて多言語のそういう体制といえますか、そういったことも入れながら、さらにこの観光客の、先ほど質問にありましたけれども、いろいろな足りない部分がありますので、そういったことは財政の問題がありますけれども、時間はかかりますが、しかし一つずつ進めてまいりたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） それと関連して、観光で売っていくのに、長年、大多喜町というのは城と溪谷の町大多喜というキャッチフレーズで来ていると思うんですが、これは流れの中でやむを得ないと思うんですが、この商店街、城下町をやって、房総の小江戸という言葉が1つ新しく出て、ここ数年ですと、大多喜町も入られているんでしょうけれども、中房総というフレーズも出てきております。

この観光を目指すに当たって、やっぱりよそから見たときに、その町のイメージというのは非常に大事ではないかなと、私は思っているんですけれども、それがきちんと説明できればいいんですけれども、それがいたずらにいろいろな言葉が飛び散って、業者もいろいろな言葉を、またよそから観光されている、大多喜町にお客さんを向けてくれる人たちもいろい

ろなフレーズを使っていくと、ちょっとどうなのかなというのがあります。

特に私は、近隣市町村とのおつき合いの中でやっていく、恐らく中房総というのは、隣の伊豆をイメージしての、上、中、下なのか、何かよくわかりません、中房総というのは。その辺のところはいきさつというか、どうなのでしょう、町長。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、議員のおっしゃるとおりで、非常に中房総というのはなかなかわかりづらいというところがあると思います。これは、中房総がまず発足したのは、市原市の佐久間市長から提案があって、市原市からありまして、それで皆さんで賛同したということになるわけですが、なかなか今、中房総という全体の捉え方で、いつも言葉では出しておりますけれども、どうしてもやっぱり全体が、広いのは広いで広域の連携ということでいいんですけれども、ある程度そういったものでネットワークといいますか、連携というのがなかなかいま一つうまくいっていないなと思っています。

これはもう一つは、中房総は中房総としての一つの捉え方としては、それはよろしいんですけれども、またもう一方で市境、町境、こういった同じ共通の観光の資源があるもの、こういったものをもうちょっと強化しながら、それを広げながら、中房総へ波及ができればと思っていますが、今、議員がおっしゃるように、ちょっと曖昧なところがあることは事実ですが、ただ、今、私どもはこれから君津市、市原市、大多喜町がいわゆる市境、町境の中で、一つのさとやまGOではありませんけれども、同じような観光資源がありますので、そういったことをまず広げながら、それを中房総に持っていければと思います。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

この項目について、最後に1点ですけれども、これはある意味確認の意味なんです、先般、水道の関係の会議で、水道ビジョンということで提示いただきました。とにかく公表する、しないはともかくとして、将来進むべき方向、事務事業に対する方向づけというのはすばらしいことだなと感じましたけれども、そういった意味で捉えた場合、観光に関する観光ビジョンとかというのは、私がちょっと認識不足かも知れません。その辺のところは事務局のほうに伺いたいと思いますけれども、今現在、存在するのでしょうか。観光ビジョンとか、名前はいろいろあると思いますが。総合計画とか何とかは別として。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 観光ビジョンという点では、現時点ではつくっていない、策

定していないというところでございます。別でございますけれども、先ほど言われたように総合計画、この中には当然観光の部分、これは計画を入れさせていただいておるところでございます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。その辺のところは要望というか、そういったものもあったほうがいいんじゃないかということでの意見ということで、捉えていただければ。

次に、観光客向け施設整備の現状と、その現状をどう認識されているかというところに移りたいと思いますが、まず観光といえば外からのお客さん、看板とか駐車場、それから先ほども言いましたけれどもトイレ、その辺のところの整備状況という、これは行政でやっている部分と民間でやっている部分とか、いろいろとあると思いますが、細かなところまでは結構ですけれども、その辺のところがもし状況がわかっておりましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） ご質問にありました、まずトイレの部分でございます。トイレにつきましては、公衆用観光トイレといえますか、公衆トイレでございますね。町が整備したものというところで、これは公衆トイレ、12ございます。

（「聞こえないよ。もっと大きい声で」の声あり）

○産業振興課長（吉野敏洋君） すみません。あと、民間でございますけれども、民間で整備したトイレにつきましては3カ所、合計15カ所、これを確認しているところでございます。

あと、駐車場につきましては、個々の施設ごとにあるところでございます。大きなところであれば、町の城下でございます久保駐車場、これは有料でございますけれども、久保駐車場。さらにはお城の下の駐車場、さらには養老溪谷の栗又の駐車場ですね。さらに会所にもございますあじさいのところでございます。各所のところに整備をさせていただいているところでございます。これでよろしいでしょうか。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 事前に伺ったところ、トイレもつくればいいというものじゃない、仮設で置けばいいというものじゃなくて、その後の管理にお金が非常にかかるということで、そういったことも当然伺っております。

ただ、一方で観光にある程度力を入れていくと、当然受け入れ態勢の整備というのにも必要

になってくるんですが、その整備状況というものを、現状を町としてはもう十分足りているとされているのか、場所によっては足りないという、项目的に看板も足りない。

例えば、先ほど申し上げましたけれども、房総の小江戸、非常にいい響きだと思うんですが、国道297号を通ってきたときに、房総の小江戸というフレーズが見当たらない。どこかに大きく房総の小江戸と、そういったことも必要ではないかなと思いますし、その辺のところ、総体的な総論で結構ですけれども、十分なのか足りないのか、その辺のところをお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 基本的な考え方でございますけれども、やはりトイレについては、現時点では不足しているというふうに認識しております。当然、議員さんのほうから当初、お話がございました。シーズンになりますと民家のトイレを借りたりと、そういうお話が、職員のほうにも聞いたところ、職員のお家にトイレを借りているという状況でございますので、これはやはり不足しているというところは确实だと思っております。

先ほど議員さんのほうからもございました仮設トイレでございますけれども、やはり常設が不足しているという状況で、どうしても緊急的な場しのぎという形になってしまうかもしれませんが、仮設につきましても、各シーズンごとでございますが、できるだけ対応をしているところでございます。

しかしながら、先ほどのハイキングコース等、歩いて町内を回っていただける、そういう観光の中での途中にやはり少ないというお話がございますので、これは今後地元の方々、また観光協会、設置場所等につきまして、用地が当然必要になりますので、これは考えていきたいなというふうに思っておるところでございます。

また、質問がございましたが、道路の関係でございます。これにつきましては生活道、これはなかなか整備が行き届いていないという現状は認識しております。どうしても用地の確保、さらには事業費を確保するための部分はなかなか難しいというふうなところは、こちらのほうでも認識しているところでございます。

あと、駐車場でございます。やはり一部分のところに非常に固まっている感もありますけれども、今後も駐車場、これは整備は随時していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 渡辺善男君に申し上げます。大変恐縮ですが、ここでしばらく休憩をとりたいと思います。この間食事を済ませて、午後は1時から会議を開始します。よろしく

お願いします。

(午後 零時 03 分)

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 00 分)

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

3 番渡辺善男君。

○3 番（渡辺善男君） それでは、一時中断しましたけれども、続きをやらせていただきます。

先ほど観光客向け施設整備の現状をどう認識しているかというところを大方伺いました。現状をきちっと認識されているということと、あわせて、今後も予算に限りはありますけれども、現状を見ながら整備を図っていただけるという方向でいるということですので、それについては終わりにしたいと思います。

次に今後数年間を見通した施設整備計画についてということで、冒頭にも申し上げましたが、いرونなところで行政、私らもそうですけれども、これから観光は非常に重要だという認識のもとで進んでいくんですが、光と影という形で、どうしても観光関連の業者とか、そこに携わる方々は十分な理解は得られると思うんですが、そこに巻き添えをさせてしまう一般住民の方が当然いらっしゃるわけで、私のところに入っている話ですと、一般の住民の方が、そろそろいろんな苦情とか不安とか持ち始めているのかなというふうに感じております。

そこで、これは確認の意味も含めてなんですが、今後数年間を見通した、そういった施設整備の計画とか考え方、そういったものが、今現在存在するものなのかということで、私の勉強不足かも知れませんが、私の検索ではちょっと出てこなかったもので、その辺のところを一旦ご確認させていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 今後数年間を見通した施設整備計画ということでございますが、現在、大多喜町の第3次総合計画、第1次実施計画の中で、平成28年から平成30年度までの計画を位置づけておるところでございますが、その中で、施設的には観光案内看板及び観光トイレの改修事業、これを計画しておるところでございます。

場所につきましては、これは随時補修が必要な部分、こういうところについて実施をして

いきたいというふうに考えておるところでございます。

また、その他の社会情勢の変化等によりまして、緊急に対応する必要がある施設がありましたら、それは随時対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

なかなか行政としてきちっとした計画というものを定めていくというのも、いろんな背景があって難しいのかなということは私も認識できます。

ただ、これからいろんな事案というか、苦情なり不安なりが一般住民からですね、私だけじゃなくて、ここにいらっしゃる議員の皆さん方、先生方のところにも寄せられたときに、この数年間を見通した、できる、できないは、これは予算の関係がありますが、行政として各ゾーンごと、どういったゾーンをつくるかわかりません。本当の昔の旧の市町村単位で、老川、西畑、総元、上瀑、大多喜になるのか。それともそれを一体とした、老川、西畑を一体としたゾーンなのか。そういったゾーンごとの、ある意味説明資料の準備もそろそろ必要ではないかなと。それが、一般に公表しなくてもいいんですが、例えばそういった声が寄せられたときに、担当課ぐらいでそういったことが合意形成のもとに、庁内合意形成のもとでそういったものがあつたほうが、先手を打つというか先を見た場合にそのほうが、どなたが担当されるに当たってもいいのではないのかなというふうに考えますが、その辺のこと、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど来の質問の中で、観光のビジョン、こういったものが明確なものできていない。一つの総合計画の中にうたい込んで、どっちかといいますと、全体的なものを、何年も見通したものがないということは事実なので、これは基本的には観光ビジョンというものをきちんとつくっておく必要があると思っています。

特に、今お話にもありましたように、ゾーニングという考え方、これは大多喜町は1町4村の合併をしております、非常に面積が広い町でございます。それで、やっぱり1町4村の合併という中で、それぞれ時代に特徴のあつた、町、村なんですね。

ですから、なかなか一つの考え方ではほんとやるといふ、こういう形で、一つの一くくりでやるといふのは、なかなか恐らく難しいなと私も思っております。

そういうことで、かねてからゾーニングというのは頭にありまして、これをしっかりと観

光ビジョンの中につくり上げていくということが大事かなと思っています。

ですから、老川、西畑、総元、大多喜、上瀑と捉えていきますと、それぞれ特徴はあるんですね。ですから、一律の考え方にはならないと思いますので、ゾーニングという考え方には私も当然賛同しますし、私も数年前からそのことはお話を申し上げているんですが、これをしっかりとしたビジョンという形の中でつくり上げていければと思っています。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

ここの項目最後になりますが、これは意見です。

先般、全員協議会の中で説明がありました。君津市、市原市との連携をとって、大多喜町もさとやまGOを初め、いろんな事業について連携をとっていくんだと。非常にいいことだと思ひまして、たまたまどういったいきさつがあったかわかりませんが、28年度についてはちょっと乗れなかったけれども、29年度から始まる。非常にいいことだと私は思っておりますけれども、ただ、その中で一点、当然そういったことがあれば、連携協議、連携会議というものがあるはずなんですね。そこに、その出席する、それは担当課長は出られるのか、副町長クラスが出られるのか、それともトップが出るのか、また逆に担当係長は出るのかとあった場合、これは事業そのものは連携で進めていくわけなんですけど、当然君津市の職員、君津市の幹部もいろいろと考えてくると思います。市原市も同じだと思います。連携と言いつつもできるだけ優位に事を運ぼうと。これは協議の、これも一つのセオリーだと思うんです。

そういったときに、先ほど申し上げましたように、大多喜町の観光というものについて、観光だけではありませんが、そういったものがベースができていないと、代表で行った課長、係長、とにかくそこでの発言がどうしても弱くなると思うんですね。

そういった意味で、早急に合意形成したものをみんなが共有してやっていくんだと。それで、もし方向性に間違いがあれば、それを手直ししていくので、それを観光だけじゃなくてほかの分野にもあわせても、そういった方向づけというのは方針という。これは方針というのは、最終的には町長が決断するわけですが、そういった方向という、その仕組みをぜひ今後、もうあるのかもわかりませんが、そういったものをつくっていただきたいと。意見でございます。

次に、観光振興、に入ります。

観光振興に係る国、県等の施策研究についてと。これは何でこういったことを申し上げるかといいますと、どうしても皆さん、出のほうに、歳出のほうに目がいつてしまう。ところ

が、これは国でも県でもそうだと思うんですが、これをやればいいと、これはもう皆さん同じくわかることなんですが、私は財政の味方ではありませんけれども、やはり入りのほうも、これは十分な研究というのは、小さな市町村では必要ではないかなと。

この辺の取り組みというか、施策研究のような形は、どのような形で現在対応されているか伺います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 施策の研究ということでございます。

まず、県の部分でございますけれども、補助金事業、こういうものが多数……

（「もっと大きくやれよ。聞こえないって、こっちのほう」の声あり）

○産業振興課長（吉野敏洋君） すみません。補助金事業というところで、多数あると思います。その中で、観光用の公衆用トイレ、これにつきましては、観光の魅力アップ整備事業というものがございます。これは、案内看板等も公衆用トイレもできるという事業でございます。補助率につきましては3分の2というところで、市町村もできるし、民間も可能だと、事業主体となれるということを伺っております。当然限度額がございますけれども、そういうところで整備ができてきていると。過去にも大多喜町につきましては、このトイレの部分でございます。民間でも整備をされております。

あと、国につきましては、まだ現在調査中でございますけれども、2020年のオリンピック・パラリンピック、こういうところのインバウンド関係、当然、国でも観光事業という形で支援をしていただけるものというふうに考えておりますので、今後国につきましては、さらに研究をこちらのほうでも調査をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 大変丁寧な説明ありがとうございました。

歳入、要は財源ですね。これを見つけるというのは本当に大変なことだと思います。職員の皆さん方も執行部の皆さん方も、通常、仕事を十分過ぎるくらい量をやっているわけであって、そこでなおかつ、またそういった研究。ただ、やはりこれ同じように町民、税金を国税として納めて、やっぱりその配分も各市町村が受けるという意識というのも、私は大事じゃないかなと。

ただ、私も似通った仕事をしてきたところもありますけれども、今の国の補助金とか、県、ほとんどが公募方式になってきております。なぜかという、公募方式でなおかつ募集かか

りました、締め切りまでは非常にスパンが短いということなんです。

それはどういうことかといいますと、それは常に企画を持っていて、内容がある程度できて初めて活用できる補助金、それから活用できる制度ということになります。文書は受け取りました。わかっていますけれども、今回は間に合いません。翌年度になりました。ぴったり同じような形になる。そうしますと、これは誰を批判しているわけでもありません。現実として、これは常に見送りの状態、諦めの状態、出おくれの状態が繰り返されることになります。

これは、私自身の今までの仕事の中での反省点も踏まえてですが、ということは、常に企画を持って準備を整えておくということで、2年前、3年前からそういったことを進めていかなければ、そういう意識というのも大事じゃないかと思うんですが、その辺のところ、やっぱりこれは職員だけじゃなくて、我々議員もそうですが、みんなでそういったことを考えていくことが大事じゃないかと思いますが、最後に一点、その辺のところ、町長いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは議員の言うとおりであらうと思います。本当にそういうところをよく精通しているなど、感心したところでございます。

私どもの町の財政運営からちょっとお話ししますけれども、財政運営は、私は一貫してきていましたのは、入るをはかって出るを制するというのが、私の得る財政運営の基本にあるわけでございます。

そういう中で、まずは今のおっしゃりましたように、出というのは、本当にすぐ出せるんですけれども、入りというのはなかなか難しいわけですね。

今、お話がありましたけれども、今、本当に時代が、スピード化が速くなりまして、さらに速くなりまして、もう法案が通ると即、それをすぐ実行に移します。そうしますと、今おっしゃったように、じゃ、メールで来ました。その仕事をぱっとやったときには、もう計画がなければもう間に合わない、そのとおりなんです。

ですから、これはさっき言いましたように、やっぱりそれぞれ、これは一つの課ではなくて、それぞれの課が常に計画を持っておく。そういうものが必要であらうなというのは、実は私も痛感しているところでございます。

ですから、これはいわゆる産業振興だけじゃなくて、それぞれの課がみんな常に、次にどういうものを進めていくかという、その全体計画をやっぱり常に持っておくことが必要だと。

恐らく、これから国会等を見ていると、その傾向がさらに強くなってきて、すぐ補正でぼんち対応して、すぐ、じゃ1週間後、2週間後に答えを出しなさいと言われると、もう小さい町は答えられないですね。これが現実であったことはもう事実でありますし、渡辺議員も恐らく、連合会にいてそういうことは十分承知しているんだと思います。

ですから、それは本町としても同じ思いでございますので、そういったところは、私もこれから事前に、これはやるべきことをどんどん前向きに計画の中に入れて、そういうチャンスが来たときにすぐ申し込めるような形、こういう形は準備していきたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 各項目、ご丁寧な答弁ありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

◇ 山 田 久 子 君

○議長（野村賢一君） 次に、11番山田久子君の一般質問を行います。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 11番山田久子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、1月15日に行われました町議会議員選挙を受け、2期目の議員活動をさせていただくこととなりました。これからも町民の皆様の声、地域の声、現場の声をしっかりと町政に届けさせていただきたいと思っております。町長を初め、執行部の皆様のご理解とお力添えを賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

本日は、大綱2点にわたり、質問をさせていただきます。

初めに、大綱1、産後鬱の予防に検診費用の助成を実施してはどうかということについて質問をさせていただきます。

厚生労働省は、出産後の母親が育児への不安や重圧によって精神的に不安になる産後鬱を予防するため、2017年度から健診を受ける際の費用を助成するようです。厚労省研究班が2012年度から14年度に実施した調査では、初産の場合、鬱状態など精神的な不調に陥る人は、産後2カ月ごろまでに多く、特に産後2週間の時期に発症のリスクが高かったという結果が出ているようです。

二、三時間置きの授乳やおむつがえ、わけもわからず泣き続ける赤ちゃんに、出産後の疲

労も重なり、知らず知らずのうちに精神的な体調不良に陥っていることもあるのではないのでしょうか。1カ月健診が行われておりますが、子供の発育の確認が中心です。研究班は、より早い段階から、精神的に不安になりやすい母親へのケアを充実させる必要があると、指摘をしているようでございます。

産後鬱健診では、母親の身体的な回復状況に加え、子育ての悩みを幅広く聞き、心身の状態を把握し、支援が必要と判断されれば、市区町村による育児相談や指導などの利用を促すようです。

産後鬱は、約10人に1人が経験をされると言われております。産後鬱健診費用の助成は、産後2週間と1カ月の2回、それぞれ5,000円が上限で、国と市区町村で半分ずつの負担となるようですが、出産した医療機関以外での健診も対象になると言われております。

そこで、本町の過去5年間の出産者数と、初産の件数はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、本町の過去5年間の出産者数と初産の件数というご質問ですので、出産祝い金の数値から報告させていただきます。

過去5年間ということですので、平成23年度から報告させていただきます。

平成23年度、出産者数51人、初産21人。平成24年度、出産者数39人、初産15人。平成25年度、出産者数52人、初産22人。平成26年度、出産者数45人、初産18人。平成27年度、出産者数54人、初産25人。平成23年度から平成27年度の5年間で241人の方が出産され、初産の件数は101件でございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

約半分までちょっと満たないですけども、そういった初産の方がいらっしゃるということでございます。逆に言うと、それだけ初めてお子様を持てくださる方が大多喜町にはいるんだなという、ちょっとそんな安心もしたところでございます。

次なんですけれども、本町で行っております妊娠期から出産後までの母親へのケアの取り組みについては、どのような事業を実施していただいているのか、お伺いいたします。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 妊娠期から出産後までの母親へのケアの取り組みということですが、本町の母子保健事業は、妊娠から出産、育児まで、切れ目ない支援を行うことを目

標に、最初の母子手帳交付から地区担当の保健師が面接し、その後にプレママコール、出産時面接、新生児産婦訪問まで、一貫して担当保健師が支援しております。

事業の流れでございますが、妊娠届時の面接では、母子手帳の交付、妊娠届の記載の提出とともに、妊娠アンケートを実施しております。その中に、不安、支援者の有無などを確認しております。その後、担当保健師がアセスメントシートを作成いたしまして、保健師定例会で他の保健師と共有しまして、支援計画を立てている状況でございます。

プレママコールでは、担当保健師が妊娠9カ月ごろ状況確認の電話を行い、妊婦の体調、おなかの中の赤ちゃんの様子、出産に向けた準備状況などを確認しております。出産後は、出生届の手続の際、担当保健師が面接、母子の状況確認、予防接種の説明などを実施しております。

新生児産婦訪問では、生後28日以内に担当保健師が自宅に訪問いたしまして、母親の体調、不安などを聞いたり、赤ちゃんの体重など、成長発達と一緒に確認しているところでございます。

そのほかにも、生後1カ月から3カ月ごろの赤ちゃんと母親を対象に、赤ちゃん計測会を実施し、赤ちゃんの計測、母の骨盤ケアなどを行っている状況でございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ありがとうございます。

今、国では日本版ネウボラの全国展開を進めまして、切れ目のない子育て支援に取り組んでいただいているようでございますけれども、本町で育児中のお母さんから、大多喜町は子育て支援に力を入れていただいているほうではないかと感じていますというお声をいただいております。本当に、今の課長さんのご答弁をいただきましても、本当にきめ細かい支援をしていただいているのではないかと思いますところでございます。

しかしながら、その若い世帯が、今、核家族化になりましたり、また同居世帯の世代との子育ての考え方や時代の変化によって、子育て方法の違いなどもあり、ひとりで抱え込んでしまう、こういったこともあるようなお話も伺っております。

出産の時期でお金もかかるときでございますので、こういった産後鬱の助成をしていただいて、早目に対応していただくことで、子供1人目を産んでもういいわ、出産もういいわと思うことなく、2人目も3人目も産もうかしらと思っていただけるような、そういうような形になるのでは、なっただけるとよいと思うんですけれども、この辺に対して、産後鬱の健診の受診を導入していただきまして、今以上に町の子育て支援の取り組みを厚くし

ていただくことができればと思うんですけども、この辺、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 産後鬱を予防するために健診を受診する際の費用を助成する考えはということでございますけれども、国では平成29年度に新規事業で産婦健康診査事業ということで、産婦健診2回の助成の創設を予定しているところでございます。この事業の趣旨は、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備するものでございます。

実施の要件といたしましては、産後健診において母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状況の把握を実施すること。産婦健診の結果が健診実施機関から市町村へ速やかに報告される体制を整備すること。そのほかに、産婦健診の結果、支援の必要と判断される産婦に対して産後ケア事業を実施することの、この3点が示されております。

この事業につきましては、事業の趣旨、それと要件は示されていますが、現在、国、県から具体的な実施要領などが、まだ町のほうには届いておりません。このようなことから、健診費用の助成については、今後、国から示された実施要領などを精査いたしまして、判断していきたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。

ぜひ出産に関しましては、やっぱり初めてというのは非常に不安がございますので、今までひよこクラブ、たまごクラブなんていう本も、一時非常にはやった時期もありますけれども、やはりそれだけ皆さんが不安に思っているのも、そういう雑誌に手を差し伸べるという部分があると思います。

大多喜町の場合ですと、親御さんと同居しているというご家庭も多いと思うんですけども、なかなかそうはいっても、一人一人産後の状況、お子さんとのかかわり方、また生活の環境というんですか、お仕事やいろんなものが違いますので、ご相談していただいたことが全て自分の子に当てはまらない、自分に当てはまらないと非常に不安を感じるという、そういった、逆に言うと今の人たちは書物だけが頭に入ってしまった、一緒じゃないと、大丈夫なのかしらみたいなのところもあって、必要以上に不安を感じてしまうところもあるようでございますので、今後、国の制度が示されましたら、できるだけ早目にお取り組みをいただけるようお願いいたします、この質問は終わりにさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、大綱2、地域公共交通政策について質問をさせていただきます。

これまでも多くの議員さんから質問がされておりますが、広い面積を有し、過疎化や高齢化率の上昇が進む本町では、町民の皆様が安心して大多喜町に住み、暮らし続けていただくためには、それぞれの地域に住む町民のニーズに合った地域公共交通政策が大変重要であり、かつ早急に対策を講じなければならない問題であると考えます。

この問題は、生活に必要な移動が困難になった高齢者のみでなく、次の世代である方々が、自分たちが同じように年齢を重ねたときに大多喜町に住み続けることができるのか、それとも、早い段階に別の方法を考える必要があるのか、見定められているところでもあると思っております。重要な問題であると考えます。

子供たちにとりまして、親や祖父母の運転がなければ思うように移動することのできない生活の経験は、将来の定住にとって必ずしもプラスに働くとは言い切れないものがあるのではないのでしょうか。都会ほど便利ではないにしても暮らし続けることができる、それぞれの地域のニーズに合った公共政策が必要と考えます。

現在、町では、地域公共交通活性化協議会を設置し、対策に取り組んでいただいております。そこで、協議会での検討内容と現在の進捗状況、今後の予定はどのようになっているのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 山田議員の一般質問に企画財政課からお答えさせていただきます。

地域公共交通活性化協議会の事業計画としましては、昨年度策定しました大多喜町地域公共交通網形成計画に位置づけられた、各事業に基づき事業を進めております。

今年度実施している事業につきましては、5つの事業がございます。1つ目は、いすみ鉄道、小湊鉄道の活性化及び維持。2つ目は、山間部等交通不便地域における多様な交通システムへの取り組み。3つ目は、養老溪谷を中心とした観光レクリエーション拠点への観光シャトルバスとパーク・アンド・ライド。4つ目は、高齢者お出かけ支援のための移動プログラムの提供等。5つ目は、利用促進策の実施でございます。

この5つの事業のうち、いすみ鉄道、小湊鉄道の活性化及び維持と養老溪谷を中心とした観光レクリエーション拠点への観光シャトルバス、パーク・アンド・ライドにつきましては、今までも継続的に実施してきました事業でございますが、新たな事業として計画に加わりました高齢者お出かけ支援のための移動プログラムの提供では、現状での路線バス、いすみ鉄

道等、公共交通を活用した移動プログラムを作成して接続等を洗い出し、改善等の整理を行い、次年度以降、必要に応じ交通事業者と改善等の協議を進めることになります。

また、いすみ鉄道シニア会員制度の実施についても、今年度から新たに取り組む事業として、町内在住の60歳以上の方を対象とし、いすみ鉄道に登録をすることで、中野駅から城見ヶ丘駅間の町内間移動を1回100円とする制度として、昨年9月から実施してございます。

さらに、山間部等交通不便地域における多様な交通システムへの取り組みにつきましては、計画上は来年度からの実施でございましたが、これは相当の時間を要することが想定されましたので、今年度から取り組みを開始してございます。

現在、取り組んでいる地域は、モデル地区として紙敷区と久我原区の2地区を選定し、アンケート調査の実施と、紙敷区では3回、久我原区では2回、それぞれ懇談会を実施させていただき、他の市町村などで取り組んでいる状況や、地域における交通問題等について意見を伺っているところでございます。

今後につきましては、大多喜町地域公共交通網形成計画に位置づけられた各事業を推進する予定でございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 今、紙敷区さんと久我原区さんでモデルケースとしているということで検討していただいているということでございますけれども、こちらのほうは、実行計画というのは実際どのような形のスケジュールになっているのか。また、今現在どのような内容のお話がされて、どこまで煮詰まってきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この公共交通というのは、やはり地域の方の意見というのが非常に大切になってくるというふうに思っております。

ですから、今回紙敷区と久我原区さんで行わせていただいているのは、一緒になっていろいろな公共交通としてこういう政策があるけれども、地域でできることがあるかどうかということを、まず意見交換をさせていただいております。

それと、アンケート調査も実施させていただいております。アンケート調査の結果概要ですけれども、これは後でまた議員の皆様にも配付させていただきたいというふうに思っておりますけれども、非常に回答率がちょっと低いというのが現実でございます。

その回答結果だけで一概にどうのこうのと言えないんですけれども、やはり困られている方もいらっしゃるけれども、現役としてまだ車が運転できる方がかなり多いということで、

その車をお持ちになられている方は、今現在はまだ必要ないけれども、5年先、あるいは10年先にはいずれ必要になるかなというようなご意見もたくさんございます。

あと、スケジュールといたしましては、今年度はいろいろなご意見を伺いながら模索をしていこうかなと思っていますけれども、その後、来年度以降、もう1年時間をかけて、地域の方とお話をしていきたいというふうに思っております。

そういう中で、モデル的な、例えば道路走行条件だとかいろいろなものの把握ももちろんございます。ほかの公共機関との関係もございます。ただ、紙敷区と久我原区については、他の公共交通機関と余り重複する場所がないということで、今回選定させていただきましたけれども、可能であればどのような形かというのを、実行運行というようなところまではいれば一番いいのかなということで考えているところでございます。

ただ、これにつきましては、やはり活性化協議会というところがございますので、そこでの承認を得た後、可能であればということでご理解いただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） その2つの地域からで、地域にできることということで、そういった検討もしているという、お話も伺っているということですが、その地域でできることというのはどういうことがあるのかというお話というのは、具体的に上がってきているんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この中で、まだ意見を交換しているだけということで、今既存の、もちろんタクシーもございますし、ほかの輸送方法ということで、こちら側から専門の業者を入れて、その専門の業者さんからお話をさせていただいて、その中で、例えば地域でできることといいますと、地域での交通空白地の有償運送とか、そういったものができるかどうか。あるいはボランティア的な輸送、これについては全く許可も必要ではございませんので、そういったものが可能かどうかということも伺わせていただいているところでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 今、ご答弁の中で業者さんに意見を聞いていただいているというように、ちょっとそんな認識をとってしまったんですが、役場の職員の方は、直接町民の皆さんと話はしないんですか。

私に言わせてもらいますと、職員の皆さんに地域の事情というのはしっかりと把握しても

raitai. そこで取り組んでいただかなければ、何にも見えてこないと思うんですね、申しわけないんですけれども。全て業者任せ、違うと思いますね。これだけ町民の皆さんが長い年数かけて、何とかしてくれと言っているものを、なかなか前に進まない。また、町民の皆様から率直な意見が上がってこないというのは、業者には話さないと思いますよ。

やっぱり膝詰めで、町の職員の皆さんが本当に考えてくれるという形の中で、また意見が出てくるのかな、煮詰まっていくのかなという、ちょっとそんな感じもいたしますし、また町として、先ほどから計画策定のビジョンというようなことがありますけれども、町として、少なくともこの2カ所に対しても、こういうふうな運行というか、こういう計画で進めることができたらいいなとか、そういうビジョンというのはお持ちじゃないんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この地域での話し合いの中では、町の職員ももちろん入っております。ただ、デマンド型の乗り合いタクシーとかグルーブタクシー、いろいろなものがございます。地域により、先ほどもお話ししました交通空白地の有償運送とかですね。そうしますと、やはりいろいろな法律が絡んできて、非常に専門的な知識もないと難しさもございます。

それと、町全体のこのネットワーク交通体系のあり方というものがはっきりしていないと、なかなか、法に基づかないものをうちのほうで推進していつてしまった場合に、仮にできないというようなこともあり得るということですね。その辺については、専門の方の意見を聞きながらということで、これは決してその業者に全部任せているわけではなくて、もちろん町も入って、一緒になってその地域にはお伺いして、福祉のほうとうちのほうの企画財政課でお伺いして、意見を伺っております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 今のお話を聞いていて感じましたのは、その町民の皆さんのそれぞれの地域のニーズというのは、それぞれ私は違うと思っております。

ですから、そういった部分では、地域の皆さんのお声をしっかり聞いていただくというのは本当にありがたいと思うんですけれども、法律に基づかない、それができるとかできないとかという話になりますと、町民の皆様にはもっとわからないと思うんですね、申しわけないんですけれども。町の中でこういったものがあるというようなものを、ある程度示していただきながら、町民の皆さんに検討していただいて、これでいいか悪いか、もう少しどうしたらいいかというものを示してあげないと、多分時間だけかかっても、本当に前に進むこと

はできないのかなと思うんですね。

確かに、町民の皆さんは、本当にいろんなことをご存じですし、いろんな考え方も持っています。また、逆に言うと、それが法律上難しいというものもたくさんあるかもしれないんですけれども、やはりある程度こういうパターンがある、こういうパターンがある、こういうパターンがあるというものを示してあげて、その中でご意見をいただくという形をしないと、時間だけがずるずる過ぎていってしまうのではないかなと、このようにちょっと感じるんですね。

先ほど、課長が、今は車があるからと。確かにそうなんです。ですけれども、もう皆さんご存じのように、この3月12日からは改正道路交通法が施行されます。そうしますと、認知症のおそれと判断されていた方たちは、もう本当に今後、免許の更新というのも非常に難しくなってくる場合がある。もしくは、そのときは通っても、信号無視ですとか何かあったときには、また医師の診断をとる。そのときに免許が更新できないというような、そういうことも考えられてくるわけですね。

警察庁の資料では、2014年ではこの認知症のおそれの診断対象者が1,650人であったということなんですけれども、これから今後、年5万人程度に規模がふえるんじゃないかという、そういうことが言われているわけでございます。

そうしますと、当然のことながら、大多喜町でもこの問題は一挙に膨れ上がってくる、そういう問題ではないかと思うんですね。本当にいつまでも、今、本当に私、公共検討委員会を立ち上げていただいて、前に進めていただくことができているということに対しては、本当に感謝を申し上げているんですけれども、やっぱりこれをもっともって腰を据えてしっかりと早急に対策を立てていかなければいけない問題ではないかと思うんですが、町はどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 先ほど、1点目なんですけれども、市町村などの取り組み状況、これについては、いろんな地域に行ったときに、こういう交通の形態がありますよと、ここではこういう交通をされています、ここではこういうことがやられていますということでの説明はさせていただいているつもりでございます。

そういう中での意見交換ということで、それでないと、まさしく議員さんおっしゃるとおり、皆さん何もわからない中での発言しかないと思いますので、それは各、両地区ともそういう形で入っていつているというのを、ご理解いただければと思います。

それと2点目に、認知症の関係でございます。これについては本当に、非常に大多喜町にとって大切な問題かなというふうには認識しております。

今、一つは、公共交通の中で考えると、やはり大多喜町というのはネットワークが非常に充実している反面、アクセシビリティといいましょうか、利用度、利用することが非常に、それでは不便さがあるんだというようなのは、皆さんご理解していただいていると思うんですけれども、その中で、新たな交通政策をつくるというと、既存の事業者との調整という問題が必ず生じてしまうということです。今、この公共交通網の形成計画の中で、広域幹線として、例えばいすみ鉄道、小湊鉄道とかそういうものを入れてございます。

次に、今度幹線の路線ということで、これは茂原とか勝浦方面に行くようなのを幹線の路線というふうにしてございます。そして、支線の路線ということで、これは町内の駅から町内を巡回するようなバスとか、そういったものを考えておりますけれども、またほかには、よその町村ではシャトルバスとか、そういったものになろうかと思います。

大多喜の場合ですと、やはりあとは要望の人数にももちろんよるんですけれども、新しい路線を引いてというのは非常に難しいのかなというふうにも考えております。それをもっと充実させるといって、逆にどのぐらい乗られる方がいらっしゃるんだろうかというような問題もあろうかと思っておりますので、早急な対策として、今、補完交通システム、支線を補完するシステムですね。それを充実していかななくてはならないだろうというふうに思っております。

公共交通網の、この公共交通という概念が、一番最初は高齢者を抜いたもので、高齢者とか福祉サービスとはちょっと別のものにして、一人で外出できる人をそういう形で、どういう形で今のものを使いやすくしていこうかというものでございます。

ただ、いろいろな認知症の問題とか、いろいろ出てきた中で、やはり補完交通システムとして現在あります外出支援サービス、あるいは福祉サービス、そういったものの充実を先に、もっと使いやすさ、利便性を追求したようなものというのも、一つ必要ではないかなということで、それは福祉のほうとも、現在協議しているところでございます。

いろいろ利用される方からの意見等もございますので、そういったものを健康福祉課のほうでも十分把握していますので、そういったものについて、何とか現行のものでできないだろうかというようなところで、事業者とかあるいは国あたりへ相談をしたりしているところが現状でございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 実は、町民の皆様から一番聞くお声は、この地域公共交通政策とい

うのは、今ある交通制度が不便なので、それを全部シャッフルしていただいて、新たに本当に町民の皆様が各地域において使いやすいようなものを検討していただける会議なのかなと思っていました。そうしましたところが、どうもそういう方向性ではないみたいだということで、決して、今ある既存の交通業者さんを圧迫するとかそういうことではないんですけれども、その業者さんのお力をかりながら、またその路線ですとかいろんなものを組みかえながら、本当にもっと実際に使いやすい形を検討していただけるのかなというのが、町民の皆さんの率直な意見です。

例えば、先ほどありましたけれども、いすみ鉄道と小湊バスが同じ路線を走っていると。これがもし乗らないとか、これが不便だというのではあれば、例えば、バス会社さんが違う方向へ走ってもらうような新たな路線展開とか、そういったものをしていただける、もしくはバスだけじゃなくて、そういったものを検討していただける委員会なのかなと思っていたというのが正直なところなんですけれども、この辺というのはどうなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） もちろんそういった面で利便性を上げるというのは、必要なものだというふうには認識しておりますけれども、ただ、一つ言えるのは、今あるものというのが比較的固定されているというような現状が、やはりなかなかそこまで払拭できないというようなことがあるのかなと。

一番の最大のものとして、やはりいすみ鉄道というものを守っていかなければならないということで、交通結節点、要はそこに人を集めるような形をする場所を、一つは中野駅にも集めなくては、活性化の方向というのが見えてこないというものもございます。それと、当然のように大多喜駅もそうでございます。

そういう交通結節点にいかに人を集めるかというようなものも非常に大切だということなんですが、一つこれ言えることは、逆に中野駅に集まることによって利便性が悪くなるおそれもあるということで、公共交通の活性化というものと、やはり相反するようなものがあるので、その辺については慎重に対応していかなければいけないのではないかとということでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。

それでちょっと次に移らせていただきます。

次に、路線バスの運行対応についてお伺いをさせていただきます。

路線バスは、その多くが学校の生徒さんの登下校の時間に合わせて運行がされております。議員の皆様もご理解はくださっておりますが、現実には病院や買い物をする際の時間帯や本数に不便を感じております。特に、日中の便のいすみ鉄道との接続の不便さや、日中の時間帯にバスが少ないなど、多くの路線で運行本数の不足のお声をいただいております。

そこで、各路線の運行時間と運行本数についてはどのように検討がされているのか、伺いをさせていただきます。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 全体的に、まず路線バスということでございますけれども、これにつきましては、先ほども言いましたけれども、勝浦、茂原など近隣市町村との路線、あるいは鉄道の駅を発着する路線がございます。鉄道の駅を発着する路線というのは、やはり利用者の多い通学時間帯を軸に、これは駅の発着時間に合わせた運行になっております。

今年度は、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、路線バス、いすみ鉄道等公共交通を活用した高齢者のための移動プログラムを作成して、公共交通の接続等を洗い出し、来年度以降、交通事業者と改善等の必要があれば協議を進める予定でおります。

それと、町内の路線バスにつきましては、やはりこれは全体的に本数が不足しているという認識を持っております。利用される全ての方に対応することは非常に難しいと思っておりますし、増便することも、利用者が多ければこれは可能だと思いますけれども、難しい状況だというふうに考えております。

したがって、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、やはり路線バスを補完する交通システムというのが、やはり一つは必要なのではないかなというふうには認識しております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） その路線バスを補完する交通システム、これは何か具体的にお考えになられていることがあるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これはまだ、具体的にこれをやるというものは、まだ決めてございません。ただ、言われているのは、タクシーを使ったり、あるいはスクールバス、あるいは自動車学校の送迎バス、これは事業者が無償でサービスを提供するというような意味合いになるかと思います。

あと、町で行っているのは外出支援サービス、あるいは福祉タクシー事業、それとか地域

で地縁による、ボランティアによる輸送とか、あるいはまだ国のほうの許可がはっきりしませんけれども、宅配便車両の活用とか、そういったものを考えてはおります。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。

それでは、次に移らせていただきますけれども、その路線バス等で、ご高齢になり足腰が弱くなられた方や、体調がすぐれず病院へ行く際など、停留所まで歩いて行くことが困難あるとお声をいただいております。要するに、現行の路線バスでさえも使うことが困難なんだと、そういうことでございます。

停留所を増設し、歩く距離を短くて済むようにしたり、または自由乗降区間を多く設けることで、皆さんの利便性の向上を検討するという、こういうようなことはできないものなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 停留所を増設と自由乗降区間を設置することにつきましては、これは運行事業者が対応することとなりますので、それぞれ運行事業者に確認をさせていただきました。

まず、停留所を増設につきましては、バスを運行する上で支障がない場所であり、警察との協議が調べば設置することは可能だということでございます。ただし、バス運賃の表示板、あるいは音声案内、バス停の設置等、新規に設置する費用がかかりますので、設置につきましては事業者としては慎重に検討されるということでございます。

また、自由乗降区間の設置につきましては、地元からの要望を受け、警察との協議が調べば実施可能ということでございます。ただし、所轄の警察署によっては、バス停の設置ができないなど、やむを得ない場合でないかと認めてもらえない場合もございますので、具体的なエリアがわかれば警察と協議することは可能だということでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） ちょっと前向きなご答弁をいただいてうれしいかなと思ったんですけれども、地元というのは、それは町という地元という解釈なのか、それぞれ町民の皆様が住んでいるところの地元、要するに区ですとか、そういうところの解釈になるのかどうかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これは、地域からの要望を受けて、やはり一緒に行政と地域

とで要望を出すというのが一番適切かなというふうには考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） そうしましたら、できましたらそういったものの要望を受け付けていただけるような、そういった形をとっていただくことというのはできないものでしょうか。

例えば、私の周りですと、中野駅を出ましてずっと、三条、弓木、田代、平沢を回ってずっと行くわけですが、基本ここも学校の生徒さんの登下校に合わせていただいているんですが、基本、この自由乗降区間に該当しても、そんなに交通量が多いというわけじゃないと思うんです。

場合によっては、道端で手を挙げていただいたらとまっていただければお年寄りが乗れるというような形が、割としやすい場所の一つではないかなと思います。

それと同じように、大多喜町は、たくさんほかにもあると思うんですね、そういう区間というのが。今までは、そういうのはできないというのが、町民の皆様の頭の中にはある程度インプットされているものがあると思いますので、停留所をふやしていただく場所も、停留所は私も調べました。やっぱり交通量が多いところとか信号が近いところとか、坂道の途中とかというのは難しかったりとかあってあると思うんですけれども、町なかですと、自由乗降というのは難しいかもしれないんですが、そのかわり少し距離を縮めた停留所をつくらせてもらうということはできるんですよとか、また山間部とかそういったところであれば、こういう要望があればこのところを設置します、できますよというようなものを示していただいて、各地域で皆さんで検討していただいて、要望があったら一緒に吸い上げていただいて警察等に申請していただくというような、そういう取り組みをしていただくことはできないものでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これについては、やはり利用されている方から、町のほうもご意見をいろいろ伺わないといけないということで、やはり地域の方で町のほうに言っていただければというようなことがあるのかなと思っておりますけれども、今現在、自由乗降区間というのは、中野駅から先に養老溪谷駅、筒森、栗又のほうへ行っている路線がございます。これについては、葛藤からつり橋、弘文洞入り口からずっと市原市のつり橋の入り口のところまであるんですが、その間は、停留所が近いので自由には乗れませんけれども、それ以外のところは全て自由乗降区間というふうになっているようでございます。

それと、もう一つ、三又の大橋から大多喜の車庫まで、この間については、自由乗降区間

ということでバス事業者のほうから伺っております。

ですから、もしご要望があるようであれば、その辺は町としても一緒になって事業者のほうにお話をしていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。よろしくお願いいたします。

次に、平成28年12月会議で京丹後市への行政視察の経費として4名分の補正予算が組まれましたが、町長、職員の視察の報告と、視察の成果に基づく今後の活用についてお伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 京丹後市の旧丹後町というところで実施されております、ささえ合い交通について、昨年12月に視察させていただきました。

京丹後市は、平成16年4月に6町の合併により誕生した面積約500平方キロメートルを有する市で、旧丹後町は日本海に面した田園風景の広がる地域でございます。

このささえ合い交通につきましては、公共交通空白地有償運送に基づき、NPO法人気張る！ふるさと丹後町が運行主体となり、地元の住民ドライバーの自家用車を活用し、移動したい人とドライバーをウーバージャパン株式会社からシステムの提供を受け、スマートフォンアプリを利用してマッチングさせるものでございます。

運行時間は、午前8時から午後8時まで。365日運休日はなく、料金は最初の1.5キロまでが480円、以遠は1キロ120円が加算されるもので、支払いはクレジットカード決済でスタートしましたが、たまたま視察した日から現金精算もできるということでございました。

運転されている方は、全部で18名いらっしゃいまして、平均年齢は62歳、男性が14名、女性4名で、普通車が5台、6人から9人乗りが6台、軽自動車が7台で、予約時にどれに当たるかわからないということでございました。

このNPO法人は、平成21年に設立され、平成26年に旧丹後町の約半分を運行するデマンドバスが市から委託され、平成28年5月26日からささえ合い交通を実施しております。代表者の方からお話を伺いましたが、デマンドバス用の予約を受ける形態と、ささえ合い交通の運転手や利用者からのスマートフォン、これを常に携帯していて、この代表者の方がいるからこそこういった政策ができているんだなというふうに感じました。

また、実際にささえ合い交通の車両に乗り、運転手さんとも話をさせていただきました。現状では生計を立てられるほどの利用はなく、ほかに仕事を持っている人も多いということ

でございました。

今後の活用というご質問ですが、地域公共交通は、専門の行政職員や地元住民をまとめ、牽引する中心となる人物の存在が非常に重要だとなっております。地域の住民みずからが、地域の移動手段を確保する地道な取り組みを促進することが必要だと感じております。

また、町の計画では、山間部等交通不便地域における多様な交通システムへの取り組みの中で、交通空白地有償運送も含まれておりますので、地域の方と協議していきたいというふうに考えております。

また、ささえ合い交通とは違いますが、京丹後市の交通政策の一つといたしまして、路線バスを200円の定額としております。いすみ鉄道は、60歳以上の方が町内の駅で乗り降りするのは1回100円で実施しているところでございます。この制度を路線バスに導入することで、乗車人員の増加が見込まれるというような場合には、こういった制度も考えていきたいというふうに思っております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。

この視察に行かれた職員はどなたが行かれたのでしょうか。地域公共交通政策は腰を据えて全員で取り組んでいただきたい事業の一つではないかと、私は考えております。

研修へ行かれた方々は、今後もこの視察の経験を生かして、取り組んでいただける部署でご尽力をしていただくことができるのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この視察に参加したのは、飯島町長と私と交通政策系の職員が2名でございます。

この先のことにつきましては、やはり私の口からはなかなか言えないようなところもございます。やはりいろいろな人事の関係もあると思います。ただ、一つ言えるのは、非常に大切な事業なんだということでございますので、それについては、町としてもせっかく専門の担当の係をつくったわけですから、そういったものがこれからも決して後退することのないように、それについてはしっかりしたことをやっていかなければいけないというふうには思っております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） おっしゃられるとおりだと思います。職員の中には、また新たな立場でご尽力をいただける方もいらっしゃるようでございますので、それはそれで期待をした

いているところでございますけれども、やはりこの公共交通政策、大変難しい、また町民の皆さんとのやりとりも難しいですし、業者さんですとかいろんなものの中で、大変お骨折りの要る事業ではないかと思えます。

やはり、ある程度わかったらすぐ異動とか、そういう形ではなかなか前に進まない、そういったところもあると思います。本当にここはしっかりと、腰を据えて取り組んでいただかなければいけない事業ではないかと思っておるんですけれども、町長、この点いかがでございますでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、議員のおっしゃるとおりなので、やはり交通というのは、町としても非常に重要な施策なんですね。歴史を見てみますと、交通というものがその町の盛衰を分けているところがあるんです。例えば歴史から見てみますと、江戸の時代で考えますと、海運、水運という、これが主流の時代であったと。明治維新で鉄道が動きまして、それで今の状態で世界というものを考えたときに、それらが一つあって、またもう一つはスピードの時代で、今の鉄道に加えて、新幹線という早いものを入れているわけですね。

そして、今道路インフラが相当整備されてきている中で、高速バスということで、常に時代とともに交通というものは変化するわけでございますが、何にしても交通政策というのが町の将来を分けるといっても過言ではありませんので、確かに人材がずっと同じ人でいればいいという考え方はありますが、ただ、いろいろなことを職員にも勉強してもらうんですが、間違いなく、それも政策というものは必ず受け継がれますので、それをきちっと引き継ぎさせて、やっぱりそれに対応できるような職員の配置というのを考えていきたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 本当に交通政策が生き残りをかける状況ということで、町長は高速バスにお取り組みいただいておりますけれども、やはり町の中の地域公共交通政策というのが、町民の皆様が、今ここへ住んでいていいのかという、まさにそれを見きわめている状況だと思います。とても大事な事業でございますので、しっかりとお力を入れていただいて、いや、総合計画はこうだから、何とかがこうだからという状況ではなく、少しでも早くしっかり形の見えるものにつくり上げていただきたいと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） それは肝に銘じているところでございます。特に、今お話にもありましたように、交通という面で考えますと、大多喜はやはり非常に首都圏から1時間ちょっとということになりますけれども、ただ、今のいすみ鉄道という鉄道、一つの路線があるんですが、じゃ、これが大多喜町から、例えば通学通勤ということになったときに、これは現実的になかなか難しい面があるんですね。

そういうことで、さっき言いましたように、大多喜町からやはり首都圏に通勤通学ができる一つの交通体系としては、昨年皆さんのお骨折りをいただいて、何とか通していただきましたので、今度はもう一方で内側の部分ですね、今議員のおっしゃったとおり。この部分が、非常にまた大きな要素があるわけです。

だから、外側に出る分と内側の便利さ、この2つがあって初めて恐らく交通というものが、地域の皆さんが、これはいいなという形になるんだと思いますので、そこは、今質問のように、私もそこは一番重要な課題だと思っておりますので、それは認識しておりますので、頑張ってまいります。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 町長、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、公共交通空白地域と公共交通機関の運行のない時間帯の対策はどのように考えているのか、改めて伺わせていただきます。

初めに、本町の公共交通空白地域の定義は何か。その定義からいった場合、公共交通空白地域はどこが該当するのか、お伺いをいたします。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 公共交通空白地域について、これは国でも明確な定義はございません。しかし、駅やバス停から一定の距離を超えた地域が、地域公共交通の空白地域と言われております。

町の地域公共交通網形成計画では、鉄道駅から1キロメートル、バス停から300メートル以内を公共交通利用圏内とし、それ以外を交通不便地域としております。

該当地域に関するご質問につきましては、具体的にどの地域のどこが該当するというものは作成してございませんが、公共交通と人口地図上に移して、公共交通利用圏域を囲んで表示した交通不便地域の現状図がありますが、町内の多くの地域が交通不便地域に該当しております。

○議長（野村賢一君） 山田久子君に申し上げます。

あと5分でございます。よろしくお願いします。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 今、課長からご答弁がありましたように、本町では本当に多くの地域が公共交通空白地域になっているということでございますけれども、今ご説明がありました中で、鉄道は駅から1キロ、バス停は300メートルでしたか。この差というのは何なのでしょう。よく人によっても違うかもしれないんですけれども、高齢者の方が歩いて行ける、行って使えるよねという距離は、大体500メートルぐらいと言われているんですね。そうすると、バス停としては300メートルだからいいんですけれども、1キロというと結構倍になりますので、なぜそのバス停と駅に空白地域におけるその距離が違うのか。この辺教えていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この一定の距離の捉え方というのは、それぞれ自治体でいろいろと差がございます。駅から半径1キロ、あるいはバス停から500メートルとしているようなところもございますし、あるいはそれぞれいろいろな場所から1,000メートルまでの間を空白地域とされているところもございます。

町の場合は、ここの明確な区分というのが言われている、近隣でこういったところで大体どのぐらいの距離なんだということで、駅からは比較的長目に設定しているというところが非常に多くございます。バス停から300メートルということで指定しているところがございましたので、これについては通常、この計画上は、歩ける方ということをもまず想定しておりますので、1キロなら何とか歩けるのかなというようなことで設定させていただいたものでございます。

あと、場所によっては、バス停なんかですと、今度は逆に急に坂があるとか、非常に歩くのにも困難な場所だというようなものもあると思いますので、そういう意味で短目に設定してあるということでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。

それでは、ちょっとお時間もなくなりましたので、先に飛ばさせていただいて話を進めさせていただきますけれども、地域公共交通政策の中で、空白区域というのは、今言ったバス停、駅ということ言われておりますけれども、実際、今運行している場所でも、運行のない時間帯は全く空白地域と同じ状況になっていると思います。今、走っているから

ここは空白地域じゃないんだよとなっているところも、ここは日中は公共交通がない空白地域だと思います。この辺の対応というものも、今後しっかりとご検討をいただきたいと思います。

そして先ほどの、紙敷、または久我原の実証実験が先にされる可能性の高いところ、ここもぜひ早急に進めていただき、やっていただかないことにはなかなか前に進めませんので、ぜひここら辺も力を入れてお願いをしたいと思います。

また、当面の間で結構なんですけれども、まだまだ町が想定する地域公共交通政策がで上がるには時間がかかるというのを、改めて認識をさせていただいております。

その間、もう少し、先ほどありました福祉タクシーですとか外出支援タクシーなどのサービスを手厚くして、一つの方法として考えていただくことができればと思います。

まず、幾つかお願いというか意見として言わせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

1つ、福祉タクシーの回数券の枚数と補助金の増額。

2つ、外出支援サービスの利用回数をふやすことや、乗車距離による補助金額の段階性を設け、遠距離利用者の負担を軽減すること。

3つ、利用者枠の拡大。大げさに言わせていただければ、本町では1人に1台の車が必要と言えるほど、車に依存する中、日常生活が営まれていると思います。免許を保持していない人や子供でも登録申請することで利用できるような、これが外出支援サービスに該当しなければ新しい制度をつくって対応していただきたいと思います。また、登録申請者が家族で利用するときは同乗も可能とするということも検討していただきたいと思います。

4つ目、小中高校生など、同じ場所から乗り、同じ場所でおるときは、相乗りを可能とすること。また、利用可能場所に、公民館施設や学校を加えるなど、子供目線での利用可能場所を検討すること。

5つ、財源は、ふるさと納税の交付金活用事業に地域公共交通の運行を設けていただき、町民の皆様の日常生活を守るために活用していただけるよう、検討していただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 山田久子君に申し上げます。

大変残念でございます。時間過ぎましたので、速やかにやっていただければと思います。

○11番（山田久子君） わかりました。

以上をお願い申し上げまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

した。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

一般質問の途中でございますが、ここで10分間休憩します。

（午後 2時19分）

○議長（野村賢一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時32分）

◇ 渡 邊 泰 宣 君

○議長（野村賢一君） 一般質問を続けます。

7番渡邊泰宣君の一般質問を行います。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 7番渡邊泰宣でございます。

議長のお許しをいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきたいと思いをします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

第1番目に、暮らしの中の道具の保存についてのことについて伺いたいと思います。

大多喜町文化保護協会で保管されている、昔から主に農業に使用された農具の管理について伺いたいと思います。

保管管理されている施設は、旧西畑小学校田代分校の校舎に当たりますが、この建物が老朽化に伴い、中に昔使用された農具等が多数保管されております。この件については、先輩方議員も質問されていたように思われますが、再度お願いしたいと思います。

今では使うことのなくなった農具を農家から寄贈されたように伺っておりますが、昔の農業の歴史を知る上の資料として、大切な民俗文化資料と思いますが、古くなればなるほど貴重な資料とも思います。校舎の屋根の傷みが激しくなっており、雨漏りがあります。中の資料も、このままですとだめになってしまいます。

そこで、次の質問について伺いたいと思いますが、このような状況の旧田代分校の校舎の管理をどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古茶義明君） それでは、暮らしの中の道具の保存について、生涯学習課の

ほうからお答えさせていただきます。

今ご質問いただきました、旧田代分校の傷みが激しく、雨漏り等がある校舎の管理をどのように考えているかというご質問でございますが、旧田代分校については、現在、弓木区の方に年間を通して鍵の管理や屋内外の清掃を委託しているところでございます。旧校舎は、渡邊議員のおっしゃるとおり、屋根部分の傷みがあり、数カ所の雨漏りがあるところは承知しているところでございます。

ですが、古民具を保管しているもとの教室部分については、屋根だけではなく建物全体の老朽化が激しく、今の建物の状況からすると大規模改修、または建てかえをするしかないと考えますが、平成5年3月の閉校により、建物本来の目的は既に終えていると考えられますので、現在、窓ガラスの破損などの小規模な補修については対応しておりますが、今後、大規模改修及び建てかえは困難であるというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 建物が大分傷んでいるというようなことでありますが、今ここで騒いでもしょうがないかなという感じもしますが、このまま手をつけないでおくと、いつまでたってもよくはならないし、悪くなる一方だと思います。その辺で、今、建てかえするか、あるいは壊すか、あるいは建てかえするにしても相当な経費がかかるというようなことで答弁がありましたけれども、その辺の計画性があるのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古茶義明君） 大規模改修か、建てかえか取り壊しの計画があるかということとよろしいでしょうか。

現在のところ、そういう計画はございません。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） そうしますと、計画はないということになると、このまま、まだ継続ということになるんですが、今の状況が。そうした場合に、やはり中にある農具ですか、その辺も校舎と一緒にだんだん傷んでくるとは思いますが、その辺のことについて、どのような方向性を持っているのか。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古茶義明君） 3番目の質問とちょっとかぶってしまいますが、そこに保管されております古民具につきましては、先ほど渡邊議員がおっしゃったとおり、町民の皆様からいただいたものを、町の文化財保護協会のご協力によりまして、会員の皆様に整理や手

入れをしていただいているところでございます。

保管されている古民具については、民俗資料としても、学校の教材としても、その貴重性は十分認識しておりますので、今後、町文化財保護協会の協力を得ながら、いろいろな活用方法については協議してまいりたいと思います。

保管については、現在ほかの場所への移動を考えておりまして、現在、いろいろ合併後の旧校舎だったり、そういうところを候補に探しておりますが、そういうところも既に使用が予定されているものが多く、現在に至っているところでございます。移動先が決まるまでは、現在のままでいけませんので、古民具についてはビニールシートなどで覆うなどの対策を施して保管してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） すみません、順番がちょっと思うようにいなくて。もう少し同じような質問をしたいと思いますが、これはまた3番にしたいと思います。

それでは、2番目の多目的ホールについて伺いますが、このホールについては、旧教室より新しい建物と思いますが、先ほどお話にありました弓木地区を中心とした会合に利用されております。今後の管理についてどのように計画されているのか、伺います。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古茶義明君） 旧田代分校の多目的ホール部分につきましては、現在、町の管理のほかに、今、渡邊議員がおっしゃったとおり、ご利用いただいております弓木区の方にも使用後の掃除などをお願いしております。建物も、旧校舎より新しいとはいえ、やはり老朽化が激しく、雨漏りや床の腐食などが発生しております。やはり旧校舎と同じく、大規模な改修が必要になることが予想されます。よって、旧校舎部分と同じく、改修のほうは予定してございません。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 予定がないということなのですが、予定がないということは、最終的には取り壊す予定なのか、その辺についてはどうなのでしょう。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 旧田代分校につきましては、確かに弓木の方が集会所として使っていることは事実だと思います。ただ、その先に、そういう集会の施設は立派なものがあるものですから、それはそれとして使用できるのかなとは思いますが、お話を聞いてみますと、あそこだと、いろんな書類提出したりなんかなくて、ただそのまま使えるということで、

便利だから使っているということのようでありましたので、一般的には公共施設だといろいろな書類等、申し込み等するので面倒くさいということだったようでございます。

ただ、あの施設も、今ご質問のようにそのままでもいいかということではなく、ただあれを改修するのか、取り壊すのか、あるいは地域で何らかの事業としてこういうものがやりたいなというものがあるのかどうか、そういった幅広く検討しなければいけないと思います。

それで、特に今、中野の小さな拠点ということもやっておりまして、西畑地域に小さな拠点だけではなくて、そういった全体を大きく観光資源として取り巻いていく中での、一つの施設としてこういうものはどうかということのものも、一つ考えられるので、そういったものを全体で、皆さんで考えていただきながら、やはり弓木、平沢、それから中野と、一つの大きな観光、いわゆる回遊できるような、そういうもので捉えていったほうがいいんだと思います。

ですから、できれば地域の皆さんにもいろいろと、何かこういうものはどうかとかといういろいろご提案いただければ、我々もそこでは対応してまいりたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私も3番目の質問でその関係に関して質問したいと思っておりましてけれども、やはり今、地方創生の先行型投資事業として、小さな拠点事業というものがもう1年過ぎておりますよね、そういうことも踏まえて、旧田代分校という、日本で余り分校という施設がないと思います。そういう歴史の中で、この旧田代分校を残しておくような方法でやっていけたらなというふうに、自分も思っていました。

その辺を踏まえながら、今進めております小さな拠点事業というようなことも含めて考えていったらいいんじゃないかと思いますが、その辺について、もう少し前向きに考えていただけたらというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今お話ししたとおりなんですけれども、要は、先ほど質問にもありましたけど、大多喜町全体は130キロ弱の平方キロということで、広い敷地で1町4村の合併でできた町なんです。ですから、それぞれその地域に特徴があるわけです。

ですから、一つの形で、こういう形で大多喜町をこうしようというのではなくて、その地域の特徴を生かしたゾーニングというものは重要でありますので、西畑地域のそういったところは一つのゾーニングとして捉えて、こういうものがないではないかと。今、老川地域についてはいわゆる養老溪谷という観光として、一つの形がもうでき上がっているわけで

すね。ですから、西畑地域に正直なところ、今ないんですよ。

ですから、この小さな拠点を一つのベースにして、何らかそういうものを一つできればと思うのでありますので、できれば地域の皆さんにもいろいろお知恵を拝借しながら、それを直すとか壊すとかということもそうなんです、全体的にそれを生かすような方法を考えられればと思っておりますので、ぜひまた地域の皆様のいろんなお知恵を拝借できればと思っています。

○議長（野村賢一君） 7 番渡邊泰宣君。

○7 番（渡邊泰宣君） それでは、ちょっと質問が重複してしまいますけれども、2 番目は、3 番目と一緒にしたいと思います、旧教室に保管されている古い農具の管理についてということで、今ほかの場所を考えているということですが、合併により校舎があくところもあるというようなことで伺っておりますが、やはりこれを早急に場所を決めて雨をしのぐとか、ビニールシートぐらいでしのいでも、やはり傷みはだんだん激しくなってきます。

そのようなことから、その当時の人たちが苦勞して、工夫しながらつくった道具であると思います。年月が過ぎれば価値観のわかるものだと思いますが、本や絵、写真で見るより実物のほうがやはり関心度が深くなると思います。また、子供たちの自分たちの親の親という時代だと思います。親の親の親になると思いますが、そういう人たちが苦勞して自分たちの生活を保ってきた道具ということで、本当に大切な道具であると思いますが、この保管の施設の他の方法があると伺いますが、余り今、具体的な案が出ておりませんが、その辺の重要性というものを含めて、町長、ちょっと伺いたいと思いますが、よろしく。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 文化財につきましては、今いろんなところ、旧田代分校以外にも実はあるんです。なかなか展示する場所がなくて、そうやって保管しているんですけども、できるだけいいものは出して皆さんに見ていただきたいなと思っておりますが、なかなか場所がないんです。

ただ、大多喜町は、先ほどの話ではありませんけれども、やっぱり観光という面でいきますと、大多喜町で一日時間をつぶせるようなもので考えますと、いろんな見せるものがあるのでいいと思いますので、特にこういう昔の貴重な文化財というのは大事にしながら、それを保護して、これをまた観光資源にできればと思っております。

○議長（野村賢一君） 7 番渡邊泰宣君。

○7 番（渡邊泰宣君） それでは、ちょっと質問のほうが前後するかと思いますが、校舎の解

体も含めて考えているようなことに私はっておりますが、先ほど来出ております小さな拠点事業の一部として取り組めないかというようなことで、ちょっと重複しますが、千葉県下でも分校という学校施設もそんなに多くないと思います。国の補助制度事業が利用できるならば、古い歴史のある道具の展示と兼ね合わせて施設のつくりかえをできないのか。せっかくあそこに旧田代分校という古い歴史のある学校施設でありますので、その辺を何か、町の単独事業では大変だと思いますが、そういうものは考えられないのか伺いたいと思いますが。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、小さな拠点事業ということでございますので、地方創生に関係していると思いますので、企画財政課のほうからお答えをさせていただきます。

小さな拠点事業というのが現実ございます。これはコンパクトシティと言われてるように、1カ所にまとめてくるやり方もございますし、その地域の拠点となるものもございます。ただ、一つ言えるのは、最終的には自分たちで運営がしていけるようなものにならないといけないというようなことでございます。ですから、そういうプランニングがもしできるのであれば、非常におもしろいとは思っておりますけれども、ただつくって保管するだけの建物ということだと、非常に地方創生を充てるのは難しいのかなというふうには考えております。

ですから、いろいろなご意見あろうかと思っておりますので、そういったものをお伺いしながら、収入が得られるような、収益が得られてそれで回転して、維持していけるというようなことであれば、そこまでの計画であれば非常におもしろいものだなというふうに考えておりますので、今すぐこの地方創生に組み入れるかどうかというのは別としましても、やはり先ほど西畑地区の全体を考えた上でのというような位置づけもございますので、そういう中で考えていきたいというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） すぐにはちょっと難しいというようなことでありましたけれども、やはり小さな拠点事業を含めて、大多喜町も3次総合計画ですか、それを含めまして、できればそういう、今、課長の言われた収入のあるとかというようなことであれば、そういう事業も、やはり大多喜町にお客に来てもらうためのいろんな事業が含まれていると思いますので、できればその一環として、展示場とかそういうものを考えられないかということで、せっかく旧田代分校にあるものということでありますので、できれば、ちょっと事業が重なるとは思います、その辺の一つの拠点事業の中に入らないのかというようなことを強く要望したい

と思いますし、これはすぐできないというようなことではありますが、できれば国の事業の補助対象の中に当てはまるものがあれば、早目に対応していただきたいなというふうに思います。

これは、以上でよろしいです。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） それでは、次の項目の水田の暗渠排水について伺います。

米のこれからについては、多種多様の考えがあると思いますが、ここ数年、米の過剰生産の対策として、飼料米が多く取り入れられましたが、国の政策も、飼料米作付に対しての補助金制度の枠が今年度から厳しくなるような話が聞こえておりますが、主食米の価格も徐々に上がっているようです。そうすると、必然的に主食米の生産に戻るのではないのでしょうか。あるいは、米の生産を諦めて、他の品目に変えることを考える農家も出るのではないのでしょうか。

そのような中で、大多喜町の水田の条件から考えると、数年前に実施された暗渠排水事業が必要になってくると思います。主食米以外の作物を栽培するための必要条件と思います。

そこで、以下の点について伺いますが、今後の米づくりに、町としてはどのような考えを持っているのか伺います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 今後の米づくりということで、町がどのような考えがあるのかというところを、産業振興課より、以下、答えさせていただきます。

まず、大多喜町の米は全般的においしいというところでございます。ご存じのとおり、水稻は過去から現在まで、本町の農業の主軸となっております。しかしながら、米価の低迷、TPP等による先行きの不透明さ、さまざまな要因によりまして、農業従事者の高齢化が進んでいる現状、また担い手の後継者等が不足している状況であります。

このような中で、水稻も耕作していただきながら、その他の作物という部分にも、やはり目を向けるべきではないかというところだと考えております。

その他の作物でございますが、さまざまなものがあると思います。高収入を期待できる施設栽培等もあると思います。あらゆる方向の農業のあり方、これを模索する必要もあると考えております。また、町の農業者はもとより、町の外にも視野を向けまして、個人、また法人、企業等を問わずに、大多喜町での農業生産に意欲を示していただける方々には、積極的に誘致、支援をしていきまして、農地の集約化、これを推進し、さらに農地の適正な管理、

これを推進してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ただいまの答弁の中に、個人及び法人の適切な管理をされているような方を求めるようなことでありましたけれども、私は一番心配しているのは、農家をやっていたいけれども、小面積の農家の優遇策というか、そういうものが今、ないですよね。大面積の農家とか、あるいは法人化された農家というようなところには補助事業が組み込まれておりますが、その辺でやはり高齢化になればなるほど、面積はだんだん減ってくると思うんですよね。

そういうところから、米づくりも含めて、米づくりは特にそうなんです、いろいろなものをつくるような方向に向いてきていると思いますが、その辺でやはり小農家でも何か補助政策というか、そういうものができないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 小農家への補助ということでしょうか。

○7番（渡邊泰宣君） 何か施設とか、そういうものに関連した補助的なものがあるのかないのか、できないのかということ。ないようなんです、今はね。

○産業振興課長（吉野敏洋君） ご質問にありましたように、国の施策自体が現在は大規模化に動いている方向でございます。大多喜町として、小農家もやはり大切な農業施策でございますので、そこの部分もやはり、本来であればさまざまな施策を打っておくべきだとは考えているところでございます。

しかしながら、現時点では小農家の皆様方の、水稻に関してでございますけれども、特に現時点ではない。しかしながら、施設園芸等につきましては、町のほうでも補助関係を持っているところがございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 自分もやっぱり余り大きなことをやっていないので、その辺が多少なりとも、何かあるようであればいいかなというふうに思っておりましたけれども。

それでは、続いて次の質問に移ります。

先ほども答弁の中に含まれていると思いますが、今後の他の作物についての考えはあるのか、あるとしたらどのような作物を考えているのか、伺います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 今後の作物ということでございますが、過去にはさまざまな

作物、いろいろなもの、例えばミョウガですね。そういう山間地においても作付、栽培できるものを推奨していった経緯もございます。現在では、小さな農家で、そういう小さなところで栽培をしているような状況だというふうに認識はしているところでございますが、町と、さらに農協、農業事務所でも、現時点では水稻の作付をしていただいている方々の若い方でございますけれども、裏作ということで、現時点、ブロッコリーまたはレタス、これを裏作で推奨しております。

また、夷隅地域でも盛んにつくられておりますが、菜花、これも大多喜町でも、数件になるかと思いますが、その菜花の生産も進んでいるというふうに聞いているところでございます。また、そういう栽培を、今後もやはり続けていっていただけるような推奨をしてみたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 裏作のレタスとかあるいはブロッコリー、それから菜花ですか、私もこの辺のところについては多少伺っております。今、私も組合員になっているんですが、大多喜町のセブンカラーという組織がありますが、このセブンカラーは、いなげやの東京周辺の店舗に大多喜のいなげやから出荷しております。この組合は、一つ二つの品目ではちょっと太刀打ちできないので、個人個人が各いろいろな種類の野菜をつくっております。

そうした場合に、次の質問項目に入りますが、米づくりを含めて、大多喜町の耕地面積ですか、畑の面積は本当に少ないですね。少ないところで一番利用しやすいのが水田だと思います。転作・裏作ともに利用される水田、これも、水田も雨が降ると水がたまるようでは、野菜も順調に育たないものです。その辺で、数年前行った暗渠排水の工事が是が非でも必要であります。

その辺について、町の考えを伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 米づくりを含めた転作・裏作とともにの暗渠排水工事の実施についてでございますけれども、ご存じのとおり、大多喜町の土壌は重粘土でございます。水稻以外の作物を栽培することはなかなか困難である土地であると聞いております。このため、転作でございますけれども、野菜を栽培するとなると、やはりどうしても議員さんの言われたとおり、排水不良の解消が必要ということでございます。当然、暗渠排水の整備が前提になるということは想定しているところでございます。

近年実施いたしました暗渠排水につきましては、これは平成24年から26年でございますけ

れども、西畑、総元、大多喜、上瀑。水田面積で約138ヘクタールにおいて実施したものでございます。本事業によりまして施工された暗渠排水工事、これにつきましては、水稻の作付向上を計画したものでございまして、おおよそ暗渠の施工区間は10メートル以下というものでございます。なかなか水稻以外の転作作物、野菜等の作付に対応した計画ではないというふうに考えております。畑化するというのであれば、やはりもっと間隔を狭めまして排水効率を上げるべき、さらには畑化するというのであれば、客土が当然必要な話になってまいります。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 今、課長の答弁の中にありましたように、大多喜町は重粘土地域でありますので、数年前、24年から26年に行った暗渠排水では、とても裏作としての利用価値を補うものではないと思います。その辺で、138ヘクタール行ったようですが、暗渠排水の間隔も10メートルということで、十分な排水もできないと思います。また、去年の稲作も、長雨によりまして刈り取り不能のところも大分出ております。

そんなところから言いますと、やはり再度この暗渠排水の工事が必要と思いますが、この辺の計画というか、その辺が考えられないのかどうか、再度伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 既に実施した場所の再度の暗渠工事ということで……

○7番（渡邊泰宣君） 含めましてですね。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 県のほうにもやはり確認いたしました。現時点では、暗渠排水工事、この部分につきましては耐用年数、この期間内であれば追加並びに補修、改修等の工事は困難。現時点でこの部分については国庫補助事業を導入いたしましたので、国の国庫補助では耐用年数期間内ではだめだと、そういうお話を聞いているところでございます。

しかしながら、実施していない農地、水田、ここについては、また畑化できる間隔に再度事業を投入することは、これは当然できる話でございます。また、当然客土もできるところでございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 既に行った田んぼは償却、耐用年数ですか、それを過ぎないとできないということですが、やはり水田だけではないので、目的とすれば、裏作の作物をつくるために、その要件にあった暗渠排水が必要だということがわかっていただければというふうに思います。

そんなところで、もう一つ伺いたいんですが、暗渠排水も必要なんですが、それと農振の対象地域でないところは暗渠排水ができないというようなことで、この前ありましたけれども、今後ともその制度は継続するのか、やるとしたら、それはやはり農振に入っていないところはだめなのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 補助金の適正化の関係上、農振地域に入っていなければ補助事業は受けられないというところでございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） これは、町としてはちょっと工事費がかかるから難しいかと思いますが、その辺の、特にこれから野菜をやりたいというようなことであった場合に、その辺の町の事業はどうか、考えられたか。ちょっと伺いたいと思いますが、町の事業としてはどうですか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 町の事業というのは補助事業ができるか。

○7番（渡邊泰宣君） 町の。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 町単独ということはちょっと考えられないかと思いますが、先ほどの農振の関係もございしますが、農振に入っていないところはほとんどないと思いますが、もし入っていなければ、農振の地区に編入すれば、これは対象になってくると思います。

ただ、事業採択における国の基準、条件がございします。ここに面整備等を行う規格、条件を集めるだけの規模、整備面積等の条件がございしますので、それが合えば、実施については可能だと思います。

○7番（渡邊泰宣君） 町の事業として、申請すればできると。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 大変申しわけございません、町の町単としてはこれはないです。制度的にはございません。国の事業としてはございします。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） それでは、もう少し明るい話が聞けると思いましたが、今後とも、できたら、この前工事やったところ、その辺については稲の作付についてはほぼよいかと思いますが、目的としては、裏作・転作を目的とした暗渠排水工事を私としては要望したいと思いますが、その辺で何とかいい国の補助事業はないのかどうか、再度これは検討してもらいたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。海洋汚染についてということで伺います。

たまたま私、これ、ある新聞で見た内容なんですが、それと地区の会合でそんな話も聞いたので、これはやはり大変なことになるなというようなことで、取り上げさせていただきました。

今、私たちが日常生活で使用しているもので、知らないうちに自然の形態に悪い影響を及ぼしていることに気がつかなかった記事が、2月5日の新聞に掲載されていましたが、今日までこんな事態が発生していることに気がつきませんでした、これは私だけだったのかどうか。

記事の内容は、「海の生態を脅かす微粒子」の見出しで、問題の所在は、私たちがふだんからこんな問題が発生していることとは知らないうちに使用している化粧品、歯磨き粉、洗顔料等がそれに当たるそうです。これらに含まれるマイクロビーズという微粒子による海の汚染が懸念されているそうです。この微粒子が有害物質を吸収しやすく、魚や鳥などが飲み込んで海の生態系に影響を及ぼすおそれがあるそうです。欧米では、国や州政府が法律で使用を禁止する動きも出ており、日本でも業界団体が自主規制を呼びかけているようです。

この微粒子も、下水処理場でほとんど取り除かれるようですが、この下水処理場について、1番目の質問項目に入りますが、本町での合併浄化槽の普及率はどのくらいあるのでしょうか、伺います。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） それでは、海洋汚染についてということで、環境水道課のほうからお答えさせていただきます。

本町の合併処理浄化槽の普及率は、33.66パーセントとなっております。なお、この普及率につきましては、県の平成28年度浄化槽等処理人口調査によるもので、平成28年3月31日現在の合併処理浄化槽の使用基数を世帯数で除して得た数値となっております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） それで、これは3月31日までの使用状況ということですが、これ、補助制度がありますよね、町の。それで、その申請状況はどのようでしょうか、伺います。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 今年度の浄化槽の補助申請ですけれども、当初、計画は12基を毎年予定していたのですが、今年度は今のところ7基の補助申請というような予定になっております。

○議長（野村賢一君） 7 番渡邊泰宣君。

○7 番（渡邊泰宣君） この補助制度につきまして、私もちっと細かいことはよくわかりませんが、通常の家計では5人槽ということが通常らしいんですが、5人槽に対して補助率というか、補助金というか、それがどのくらい出るのか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 正確な数字は、手元の資料はないんですけれども、浄化槽の補助金の場合、養老川水域と夷隅川水域で補助金がちょっと変わってまして、養老川水域については高度浄水処理というような形になっておりまして、43万2,000円だったと思いますが、あと夷隅川のほうは若干額が低くなるような形になっております。一応補助申請については、5人槽、7人槽、10人槽というような3種類の補助申請の形態になっております。

（発言する者あり）

○議長（野村賢一君） すみません、発言はやめてください。

7 番渡邊泰宣君。

○7 番（渡邊泰宣君） 夷隅川の場合には若干下がるというようなことで聞きましたけれども、40万は出るということだと思います。その辺で7基ということで、私もこの辺をもう少し普及させたいという観点から、今回もこういう問題を取り上げさせていただきました。

ちなみに、私もまだ単独浄化槽なので、早速業者に見積もりを出していただきまして、つくる予定にしております。

では2番目の、廃プラスチックの回収状況について伺います。

これに類するものの不法投棄があるというように伺っておりますし、実際に私の地域のごみ集積場ですか、道路に捨ててあるものもありますけれども、ごみの集積場に対しても、関係者以外が置いていっちゃうというようなことがよく見かけられますので、その辺の状況について伺います。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 廃プラスチック類の回収状況ということですが、一般系の廃プラスチック類のうち、リサイクル識別表示マークのあるペットボトル、プラスチック製品につきましては、ペット・プラ収集日に資源ごみとして回収し、環境センターにて分別を行いまして、そのうち約7割がリサイクル化されている状況で、残りの3割というのは焼却処理に回されております。その他の廃プラスチック類につきましては、その他不燃ごみ収集日に回収いたしまして、業者委託等によりまして処理しております。

また、産業系の廃プラスチック類に含まれる園芸用ビニール類は、園芸用廃プラスチックとして、町の廃プラスチック対策協議会により、会員を対象にして年1回の回収が行われ、県の農業用廃プラスチック対策協議会にて処理されている状況です。

それから、不法投棄につきましては、毎週木曜日に町のほうで臨時職員の方をお願いいたしましてごみの回収を実施しておりますが、プラスチック類等を含む可燃物については、やはり焼却処理として、不燃物については用途に応じた処理というようなこととしております。以上です。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） あと、不法投棄の状況なんですけど、私が問題にしているのはこの不法投棄なんですけど、不法投棄したものについて、集積場については、管理者がまた処理するようなケースが多いと思います。道路や何かに不法投棄したものについては、先ほど話しましたように、特にプラスチック類とかビニール類は、そのままになっているとだんだん劣化して、ちぎれてきますよね。ちぎれてきたものがいずれ川に流れるというようなことになると、川から海に流れて、流れていくうちに、さっきも言ったマイクロビーズですか、それになってくるわけですね。

そうすると、そのマイクロビーズになったものをプランクトンなり何なりが食べたり、あるいはそのプランクトンを今度は魚が食べるということになると、その魚を、今度はいずれ我々が消費する、食べるような循環になるんですね。そうすると、最終的にじわじわと人間の体を脅かしてくるというようなことの観点から、この不法投棄についての状況を伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 不法投棄のごみに対しましては、先ほど毎週木曜日をお願いして収集しているというお話をしましたけれども、それ以外にも、不法投棄の早期発見と未然防止による生活環境の保全に資することを目的にして、町内の各地区に2名の不法投棄監視員をお願いして、不法投棄の監視には努めている状況です。

それから、先ほど集積場所の不法投棄といいますか、通りがかりの人が捨てていくというような話もありました。集積場につきましては、基本的にその区の管理というようなことをお願いをしているところです。通常の家電ごみとか、古タイヤとか、そういうものを除いたものについては、地元のほうで処理をお願いしておりますが、家電製品とか、そういったものについては町のほうで伺って、処理はしているような状況でございます。

○議長（野村賢一君） 7 番渡邊泰宣君。

○7 番（渡邊泰宣君） この不法投棄なんです、これはちょっと余談になるんですが、うちのほうでも、集積場も、道路から見えないようなところにあった集積場についても置いていっちゃうというようなことがよく聞かれるんですが、中にはひどいものになると、犬、猫の死骸が入っていたというようなことも聞きました。

そんなこともあるので、やはり監視員の方が処理するということも、ちょっとやりきれないような状態で、道路の脇に捨ててあるものについてもほとんど、ごみゼロのときには拾えるものは拾っていると思います。年 2 回やっていると思いますので、できれば、特に缶もそうですが、プラスチック類はできるだけ細かく集めて適当な処理をしないと、将来大変なことになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて 3 番に行きます。

3 番の、住民への海洋汚染のもととなる物質の不法投棄及び処理を適切に行うことの情報提供をして、安全を守るための広報等が必要と思いますが、町の考えを伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 廃プラスチック類を含む廃棄物全般において、適正な処理が義務づけられているところをご承知のことと思いますが、不法投棄につきましても、言うまでもなく法律により禁止されている行為となっております。現在、この海洋ごみとマイクロプラスチックに関しては、環境省を初め、世界レベルでのさまざまな取り組みが行われているという状況であります。

本町におきましては、直接海に面している町ではありませんので、なかなか海洋汚染を前面に出しての広報等は、余り住民の皆さんになじまないものではないかと思われます。町レベルといたしましては、身近な河川や山林への不法投棄の防止に向けた広報や看板等の設置、また、ごみゼロ運動等によりまして、直接住民の皆さんの協力を得ながら、適正な廃棄物処理による生活環境の保持に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 7 番渡邊泰宣君。

○7 番（渡邊泰宣君） 今、課長の答弁の中で、海に近くないからというようなこともありましたが、これは海に近くても遠くても同じだと思うので、やはり大多喜町も率先してこういう事業というか、情報提供と、それから広報とかそういうものを利用して、こういうものをそのままにしておくと、いずれ人類に悪い影響が出るということの啓蒙というか、そういうものが必要ではないかと思います。

その辺を含めて、やはり海に近くないからというようなことではなく、いずれ自分たちの体の中に入るといようなことも含めて、真剣に考えていかななくてはいけないと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で、7番渡邊泰宣君の一般質問を終わります。

一般質問の途中でございますが、ここで10分間休憩をいたします。

（午後 3時27分）

○副議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時37分）

○副議長（麻生 勇君） 議長が所用のため退席をされました。

したがって、地方自治法第106条の規定により、副議長麻生がその職務を行います。

◇ 末 吉 昭 男 君

○副議長（麻生 勇君） 一般質問を続けます。

10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） 初めてこの場所に立たせていただきました。ちょっと立場が変わっちゃって大変申しわけないんですけれども、お手やわらかにお願いしたいと思います。本当にしゃべりづらくて、なれなくて、すみません。向こう側で、質問と答弁両方やっちゃうわけにはいかないので申しわけないです。

それでは、まず農業振興及び観光振興についてということでご質問させていただきたいと思います。

大多喜町の基幹産業でもある農業は、年々厳しい状況になっているように見えます。農業従事者の担い手不足による高齢化、有害鳥獣による被害、米価の低迷、地形、土質による条件その他、多くの課題を抱えている中での農業振興を図っていかなくてはならないと思いますけれども、その中で、現在の農業振興に対する取り組みをお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 農業振興についての取り組みということでございます。産業振興課よりお答えさせていただきます。

先ほども渡邊議員さんからのご質問にも答えさせていただきましたが、大多喜町のお米につきましては、非常においしいというふうに言われているお米でございます。水稻につきましては、過去から現在まで、本町の主軸の一環の農業ということで認識しておるところでございます。

しかしながら、議員さんのほうからございました米価の低迷、先行き不透明のさまざまな要因、農業従事者の高齢化、担い手不足、遊休農地や耕作放棄地の今後の増加、そういうところも予想されているところでございます。

このような中で、水稻も耕作しながら、他の作物、高収入を期待できる施設栽培等も視野に入れまして、あらゆる方向の農業のあり方を模索する必要があるというふうに考えているところでございます。

今後の農業者につきまして、町の農業者、これにおいてももとより、町外におきましても視野を向けていきまして、個人、法人、企業等も問わず、大多喜町での農業生産に意欲を示していただける方には、積極的に誘致、支援、これをしていきまして、農地の集約推進、農地の適正な管理の推進を図りたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（麻生 勇君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ありがとうございます。

今、大きな話の中でご回答をいただいたんですけれども、先ほど渡邊議員さんのご答弁の中にもあったかなと思いますけれども、現在模索中であるという、小規模農家に対する転作、裏作、その辺の作物の推奨、そういうものがまだ全然町として見えてきていないというふうには、私にはちょっと見えているんですね。

先ほどブロッコリー、レタス、菜花、そういうものを、確かに裏作としてはやっておられる方はいらっしゃると思います。その辺の検証、例えばレタスをやった方がどのくらいの日数を、労力を費やして、どのくらいの収益を上げているとか、ブロッコリーをやられている方がどのくらいの収益を上げているとか、その辺が出てきて、これをやるともうかるよと。改めて小規模農家に対するもうかる農業、そういうものを、できれば町として進めていっていただければなと思うんですけれども、一概にそれを、何をやったらすぐもうかるというのは出てこないだろうと、それは考えます。いきなりは無理だと思いますので、その辺を、例えば試験的に誰かのご協力を得まして、どこかの圃場でやっていただいて、それでこれだけ日数を

かけてこれだけの収益上がりましたと、そういうものを検証していただけたらと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 現在、その裏作ということで、ブロッコリー、レタス、栽培している農家がございますが、農協さんのほうの指導、青年部というところで、現在、その栽培指導、さらに売り先、出口のところも農協さんからやっただいていっているという情報をいただいております。

この中で、経営安定化によりつながればというところで、当然営農指導が入っているところであるというふうに認識しておりますので、その情報をこちらのほうにもいただきながら、今後の栽培関係、いいものをつくっていただければというところで、情報を共有していきたいというふうに考えます。

○副議長（麻生 勇君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ありがとうございます。

その農協さんのほうからそういう情報をいただいて、町も一緒になっていいものを探していただいて、これからつくっていけるような指導をしていってもらうと。できれば、もうかる農業という形で指導していただければと思います。

また、有害獣の関係も、きょう、麻生議員さんのほうからも出ておりましたけれども、そういうものにも強いといいますか、そういうものの対応できるような作物も少しは視野に入れて、なかなか難しいかなという中ですけれども、その辺、できるだけ小規模農家が、今農家をやっけいらっしゃる方が続けていけるような、頑張っていけるような、生きがいになるような農業が見出せるような施策を、できれば進めていただきたいと思います。よろしく願いいたしたいと思います。

次に、2番目に、畑作に適した遊休農地も町内に結構あるのではなかろうかというふうに見受けられます。そういう畑を活用いたしまして、市民農園というものを開園していただいて、都会のほうからお客様を招き入れるような農業体験とか、移住促進も含めて、そういうものを開園支援する考えはあるでしょうか。その辺、お聞かせ願えればと思います。よろしくお願いします。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 畑作に適しました遊休農地の市民農園化ということでございます。

市民農園の整備に当たりまして、県でございますけれども、千葉県市民農園整備に関する基本方針に基づきまして、市町村でございますが、農業委員会の決定を得て要件を満たした一定区域を市民農園として整備できるという、指定ができるというふうにされております。

また、市民農園の条件整備、既に議員さんをご存じだと思いますけれども、道路整備の状況の勘案、当然利用者が簡単に来られなければだめだと。さらに、水の確保、用水の確保ですね。さらには、周辺の用地の農業上の利用増進に支障を及ぼさない、そういうところがございます。

また、この基本方針におきまして、市民農園の機能確保、原則といたしまして、市民農園の施設を、これは備えなければならないというふうにされております。その施設というものが、園路、休憩施設、トイレ、手洗い場、水飲み場、その他の給排水施設、また農機具の収納施設、ごみ置き場、駐車場等でございます。トイレの設置につきましては、排水の整備も当然付随するものと思われま。この施設、全てが設置しなければならないというものでもございませ。こういうものが望ましいというところでございませ。

また、県内の既存の市民農園でございますけれども、半数以上が管理並びに営農指導、こういうところを、指導員を配置しているという状況だそうでございます。

このようなことから、遊休農地の活用に関して、非常に有効なところがあると思いますけれども、全ての条件を満たす遊休農地を市民農園化するということは、条件的に合う場所が可能であれば、これは遊休農地が確保でき、施設の整備もでき、人件費、施設維持等を考慮しまして、関係機関と協議しまして整備していける研究をしていきたいというふうに考えているところでございませ。

○副議長（麻生 勇君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ただいまご説明いただきましたけれども、市民農園でもいろいろあるわけ。で、地方公共団体が開設する場合、あるいは企業、NPOが開設する場合、あるいはまた農家と土地を持っているところが開設する場合と、いろいろありまして、その中で、いろいろと条件が変わってくるわけ。で、何をやってもいろいろ条件がつくわけですけども、その条件をクリアしながら進めていかなくては何もできないわけ。それは、もう皆さん、よそ行ってみんなやっているところもあるわけ。で、この条件があるからだめということ。でなくて、そういう条件をクリアできるような形でできれば進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） おっしゃるとおりの条件がございますので、これは1つずつ条件がクリアできるような場所、またそういう関係機関とも協議してまいります。

○副議長（麻生 勇君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ということは、前向きに進めていつていただけるというご回答でよろしいですか。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 申しわけございません。場所等もあるわけでございますけれども、市民農園の開設等に前向きに、関係機関とも研究しながら前向きに考えていきたいと思ひます。

○副議長（麻生 勇君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ありがとうございます。それも、できるだけ早い時期にアクションを起こしていただいて、遊んでいる土地が結構ありますので、見ていてももったいないなど。地主さんにすると、何とか有効に使ってくれないかなというところもありますので、できるだけ早目の時期に手を打っていただければなど。企業さんでも、町内企業でもやってもいいんじゃないかなというような企業さんも、多分いるんじゃないかと思ひますので、その辺と連携をとりながらやっていただければなどと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、3番に入ります。

町内には荒れている竹林が多くあるが、これを都会の人たちを活用した竹林整備を考えられないのかと。老川地区では、倒木等で荒れた河川を、都市住民を募って川掃除をしたということも聞いておりまして、同じような手法で都市住民に竹林整備を手伝ってもらう方法もあると思ひますけれども、この件についてはいかがでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 竹林整備ということでございます。おっしゃるとおり、竹林の所有者の方々、高齢化というところで、自分の竹林もなかなか手入れが行き届かないというところだというふうに考えております。

ご提案のありました都市部の方々と一緒に荒れた竹林を整備していければと、いつていただければということでございます。これは非常に竹林の所有者にとりまして喜ばしいお話だと思ひます。

ですので、こういう形で、今後、竹林所有者と都市住民、こういう方々が大多喜町に来ていただいて、竹林の整備、また、ひいては観光産業に一つつながっていくのではないかと

います。整備をしていただいて、その後にタケノコ掘りに来ていただいて、大多喜町のよさを知っていただく、こういうところにもつながっていくのではないかなというふうに考えておりますので、支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（麻生 勇君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） おっしゃるとおり、都会からお客さん呼んでいただいて、大多喜のネームバリューのあるタケノコを宣伝しながらということであれば、ある程度のお客さんも呼べるんじゃないかなと。こういうイベントを開催しても、幾らか集まってくれるんじゃないかなというところも期待できると思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

ことしのタケノコ掘りには間に合いませんけれども、できれば来年のタケノコ掘りには、ぜひとも都会からそういう人たちが来てタケノコを掘れるように、ことしのうちに竹林を整備していただいて、そういうイベントが組めるような形で進めていただければと思いますけれども、その辺の体制はいかがでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 現時点での体制というのは、産業振興課も非常に厳しいところがございます。しかしながら、その中で、少しずつ前向きに考えていきたいというふうに考えております。

○副議長（麻生 勇君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、4番目に入らせていただきたいと思います。

有害鳥獣による被害は年々増加していると思います。それに対応するため、最近では集落ぐるみでの防護柵なども設置されており、個々で行うより効果は出ていると思います。

また、個体数をできるだけ減らすために、有害鳥獣の駆除も実施していただいているところではありますが、猟友会の会員も高齢化してきているものと思われます。

そこで、今後の対応についてお伺いさせていただきたいと思います。

これにつきましては、麻生議員さんのほうから何点かご質問させていただいて、ご答弁いただいているところもございますので、若干省かせていただきたいところもありますけれども、二、三、質問だけさせていただきたいと思います。

猟友会がございますけれども、猟友会があつて、猟友会に加入していないという方もいらつしやいます。その辺のニーズは、多分ご承知かと思ひますけれども、なぜ猟友会に入らな

いのかという、その辺の理由をちょっとお聞かせ願えればと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 有害獣対策の猟友会に入会していない理由、人数につきましては、既にご存じだと思いますが、現在猟友会の会員につきましては49名でございます。狩猟免許取得をしておりますも猟友会に加入していない方ということで、とりあえず産業振興課で把握している方は2名ということでございました。

理由につきましては、個人的な趣味のための方がお一人と、あと、一度入会されましたけれども、猟友会との関係がございまして、加入条件が合わないということで退会された方が1名ということをお聞かしております。

○副議長（麻生 勇君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） どうもありがとうございました。

それはそれで結構なんですけれども、続いて、ハクビシンとかアライグマですね、小動物が最近かなりふえております。午前中の質問の中に、答弁の中にありましたけれども、毎年ふえているような状態です。

そういうものを何とか自分たちで捕獲していきたいと。自分たちのできるところは自分たちでやっていきたいというのが、やはりあるのかなと思ひまして、大きいおりに対しては町のほうで貸し出しをしていると。小動物用のおりについては貸し出しはしていないと。全部全て個人で所有しているというような形になっていると思うんですけれども、こういうものについて、町のほうから小動物用のわな、箱わなを貸与していただけないかというような声もございまして。できればその辺を町のほうで、貸与できれば貸与していただきたいと。

それに関しては、結局自分たちで捕まえたものを、報奨金、そういうようなものはなくてもいいよと。報奨金なくてもいいんだけど、自分たちで捕まえたなら自分たちで処理するからという形で、猟友会にも入らないで自分たちで全部やっていくんだよと。これからどうしてもそういう自分たちでしなくちゃいけない部分がだんだんふえてくる。人頼みではなくて、自分たちでできる範囲は自分たちでやっていかなくてもいけないんじゃないかなという部分がふえてくると思いますので、できればその辺だけでも町のほうで、小動物用の箱わなを貸与していただけるような考えがございましょうか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 現在につきましては、捕獲要望があった場合でございますけ

れども、狩猟免許を取得しまして、猟友会のほうに入会された会員様に、捕獲器によりまして貸与、大も小も貸与していただいております。これは、猟友会のほうに町が、年間を通して委託をしているところから来ているものでございます。

免許を取得していない一般住民の方に小型の捕獲器を貸し出しすることはできないかというところでございますが、猟友会のほうに現在委託をしているところでございますので、猟友会とも協議をいたしまして、報奨金の発生が、本来であればなければいけないところなのでございますけれども、そういう条件等ももろもろあると思います。猟友会とも今後協議いたしまして、貸し出しが可能かどうか詰めてまいりたいと思います。

○副議長（麻生 勇君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ありがとうございます。

ということであれば、猟友会とのほうの話が、折り合いがつけば、貸与していただけるということでよろしいですか。猟友会と話がつけば貸与していただけるということでよろしいですか。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） そうですね。猟友会の了解が得られればしたいと思います。また、予算的な話もございますけれども。

○副議長（麻生 勇君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ありがとうございます。

続いて、狩猟の免許の問題になるんですけれども、これは何回もお話が出ているようでございますけれども、どうしても猟友会のほうも高齢化してきているというのがありますので、できるだけもう少し若い人たちにも狩猟免許を取得していただいて、捕獲できる人数をふやしていかないと、とても有害獣に対応していけないということだと思いますけれども、この資格取得について、補助金という話も午前中出ておりましたけれども、また補助金以外で、何かその辺を取得、拡大について考える案はないのか。こうしたらふえるんじゃないかなというものは何かございませんか。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 狩猟免許の取得の拡大ということでございます。

お話にございましたけれども、補助金、これも助成を現在行っているところでございますが、この啓蒙普及ですね、さらなる啓蒙普及、免許取得を増進していただきたいというところの啓蒙普及も推進していきたいと思っているところでございます。

また、町ではないんですけれども、千葉県で3月12日に県主催で、新人ハンター入門セミナーという体験ですね。狩猟の体験を予定しているところだということをお聞きしております。これは、定員30名のところでございますけれども、応募が249名あったというところで、非常に応募が多く、定員をふやすとか分散開催、県が検討に入っているというところがございます。

狩猟に関しまして、興味を深めていただくための機会でございます。当日は、猟銃の実射、さらには座学、そして最後にはジビエ料理の試食という講座を設けているというところがございます。少しでも狩猟免許取得者の増加に結びついていけばよろしいなというふうに考えているところがございます。

また、情報提供でございます。町のほうのホームページ、さらには広報紙等にも、先ほどの取得の確保につきましての助成、使っていただけるような情報提供をしてまいりたいと思います。

あとは、大変申しわけございません。先ほど、箱わなの件でございますけれども、基本的に小型動物でも、やはり狩猟免許は一般の方でも取っていなければ狩猟ができないというところだと思いますが、午前中の渡辺議員さんからのお話がございました、規制の緩和というところがございます。現在、県のほうに確認中でございますので、設置の緩和というところを確認させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（麻生 勇君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） どうもありがとうございました。

箱わなのさっきの話ですけれども、私は狩猟免許を取得した後ということで、一応考えてはいましたので、それはそれで結構でございます。

ただいま、セミナーの話がございましたけれども、30人のところ249名ですか、非常に多くの応募があるという、人気があるという、有害獣に対しての興味をそそののか、料理に興味をそそっているのか、ちょっとわかりませんが、県のほうでこういうのを主催しているということであれば、どんどんそういうものを町民の方にもお知らせ願って、これだけ倍率が高いとすぐ行くというわけにもなかなかいかないんでしょうけれども、逆に、県にその回数をもふやしてもらおうとか、人員をもう少し多く入れるようにしてもらおうとか、その辺の働きかけもしてもらえればと思います。

あと、これについて、議会でも再三再四、この有害獣に関しては質問が出ているかと思い

ます。どうしても、これについては、一担当、一係、一個人というわけにも、一課というわけにもいかないと思いますけれども、町中で本当に抱えている問題、千葉県中で抱えている問題ということもあります。

役所の中でも、どうしても産業振興課が中心に、有害獣はなっていると思いますけれども、せっかく職員が百何十人というわけですから、そういう人たちの中には、こんなふうにしたらいいいんじゃないのとか、そういう意見もあるんじゃないかなと思います。その辺も、一応皆さんに聞いて、問いかけてみてもいいのかなと。答えが返ってくるかどうかはわかりませんが、その辺の問いかけも少しやってみていただくとか、また近隣の睦沢とか長南町あたりも、最近随分その辺の動きが出ているみたいですね。有害獣に対する動きを出しているみたいですので、その辺のお話を聞いているとか、ちょっとわかりませんが、すぐ近くですので、隣町ですので、行って向こうの状況を聞くなりしていただくのもいいでしょうし、その辺で、大多喜の猟友会の方々のご相談するのは、それは当然の話であろうかと思いますが、猟友会を無視して行くというわけにもいきませんでしょうから、何をやっていくにも、一応猟友会ありきの中でいろんなご意見を聞いて、何が一番いいか、その辺を探っていただいて、できるだけこうやっていこう、ああやっていこうって、一つで、一回やってすぐ答えが出るとは思わないですよ。

やっぱりこれはいろいろとあると思いますので、いろんなことをやっていただいて、それでその中からよりよいものを選んでいく。これやったら失敗しちゃうんじゃないの、だからやめたほうがいいんじゃないの、じゃなくて、一回やってみて、ああやっぱりだめだったか、じゃ、こうしたほうがいいんじゃないのという、そういうスタンスの中でいっていただければと思います。

頭の中で考えて失敗方向に行っちゃうと、なかなか先、出ていきませんので、できるだけやってみてという、アクションを起こしてみて、それでいい道を探っていくというような形で、この有害獣、本当に一生懸命になって取り組んでいかないと、本当にこれから農業もそうですし、生活も脅かされている。

いすみ市あたりだと、市街地にもイノシシが歩いていると。大多喜も最近、町なかあたりも、町なかって大多喜の町なかではないですけども、市街地、家の周りをイノシシが歩いているという、家から幾らも離れていないところにイノシシが歩いているような状態ですので、本当に事故があつてからでは遅いのかなという気がしますので、できるだけこういうものは早目に手を打っていただければなというふうに考えます。よろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

それでは、続いて、観光関係についてちょっとお聞きしたいと思います。

大多喜町は、大多喜城や養老溪谷を初め、お城まつり、レンゲまつり、そのほかにも豊富な観光資源に恵まれていることから、観光客の誘致も重要な施策と考えます。観光客の誘致について、町の取り組みと今後の状況についてお伺いいたします。

現在の観光客誘致に対してどうお考えか、ちょっとその辺をお聞かせ願えればと思います
が、いかがでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 観光客の誘致に対してどう考えているかというところでございます。

ご存じのことと思いますけれども、平成25年に観光協会が一般社団化、法人化されております。現在、観光案内の情報発信、観光協会のほうで行っているところでございますが、業務の中にもパンフレットの配布、お土産物の開発、そういうところも盛られているところでございます。非常に観光客の誘致に推進、貢献しているというふうに認識しているところでございます。

観光協会が主軸となって、今やっただいていっているというふうに認識しているところでございますけれども、観光協会だけでは、やはりできないところもございますので、大多喜町としても、やはり地域の方々とも連携を図りながら、観光についての情報発信も、これも必要だというふうに思っております。

観光協会では、パンフレットの作成やイベントごとのチラシポスターなども、常に作成してPR周知をしていただいているところでございます。

○副議長（麻生 勇君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ありがとうございます。

観光協会のほうが主体でPR、お客さんを呼ぶための施策をやっているということでございます。かなり観光協会のほうも頑張っているということで、観光にご尽力をいただいているということでございます。

続いて、今後の観光客の誘致を、今、観光協会もやっただいておりますけれども、今後、そのまま現状でいくのか、またさらにこうしていきたいという希望ですが、こんな感じでもっとやっていきたいんだよという、その辺はどうか、考えがありますか。新たな取り組みみたいなものは。いかがでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 従前のご質問の中でも、たしか渡辺議員さんだったと思うんですけども、町長のほうからもお話しございましたが、近隣市町村との連携によりまして、今後の観光も、やはりさまざまな面、インバウンド等、海外旅行客の誘客、そういうところも、やはり図っていかねばいけないというふうに考えているところでございます。

当然、受け入れしなければいけない旅館組合、あとサービス業の商店街等もございますが、その方々がおもてなしというお気持ちを、観光客の方々に伝わるような接客も当然必要ではなかろうかというふうに思っているところでございます。

そのような意識改革も積極的に関係団体と、今後は意見交換をしていきたいなというふうに思っておるところでございます。また、事業の展開に結びつくような意見交換にしていきたいというふうに思っているところでございます。

○副議長（麻生 勇君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ありがとうございます。

ただいま、おもてなしという言葉いただきました。ありがとうございます。

このおもてなしという言葉も、非常に大事な言葉かなとは思っておりますけれども、それと地元の団体、そういう方々と協力していきたいというような話もいただきましたけれども、そうすると、地元の事業との連携という話になっていくのでございますけれども、地元、結構頑張っていらっしゃる団体がいらっしゃいます。

大多喜町でも、上瀑のほうから追っかけて、今ちょっと頭の中で追っかけていってみますと、レンゲまつりは恒例になってまいりました。ことしあたりから峯之越の梅園、ありますね。梅の花がございます。

あと、大多喜に入ってきました、二十八市、先週、先般の日曜日に行われました二十八市がございます。この後、観光協会主催でさくらまつりが行われますけれども、観光協会で行われるのはお城の周辺が主体なのかなと。その下で、土方工房さんのほうでやられるのは、ある団体が主催で、あの辺をまとめていらっしゃるような話は聞いているんですけども、あそこでも何団体か出演して、あそこでイベントが催されるという形ですかね、大多喜地区におきましては。

総元のほうにいきますと、総元駅の裏のほうで、不動滝というのがございますけれども、あそこのほうで3月26日にこいのぼりを上げられるというような話もございます。

あと、西畑のほうにいきまして、大塚山、一番大きいところでございましょうかね、あり

ますけれども、あそこも桜がこれから咲いてきて、非常に見ごたえのある桜がありますね。あそこなんか地元の方々がU字溝の清掃をしたり、一生懸命やっていたいているみたいですけれども、あそこ桜もございます。

また、小苗のほうには、また桜ですね。これもやはり、元郵便局か何かいらっしゃった斉藤さんですか、桜のほうの提供をされていらっしゃると。

結構いろいろございまして、またその後、養老溪谷のほうへ入っていきますと、紅葉のライトアップですとか、そんなようなものございます。

いろいろと、地元のほうで一生懸命頑張っている団体もいらっしゃるんですけども、その辺と町との連携がいま一つとれていないのかなというのがございまして、できるだけそのイベントに、町のほうから顔出しといいますか、見に行っていいただければ、また地元のやっていらっしゃる方々の励みになるのかなという気にもなりますし、行くことによって、その内容もわかるし、PRもしやすくなる。百聞は一見にしかずではないんですけれども、行かないで聞いただけだと、人に聞かれた場合に答えづらい、わからない状態になってくるわけです。一回行って見ておくと、こうだよ、ああだよという、人にも説明しやすくなるわけです。

そうすると、やっぱり先ほどのおもてなしではないんですけれども、本当に心のこもったサービス、内容の説明ができるんですね。なので、できるだけそういうところに足を運んでいただいて、来るお客様に親切丁寧にご案内できるというのがやっぱりありますので、できるだけ足を運んでいって、自分で感じていただければなというふうに考えております。

先週の日曜日なんかにしても、二十八市が町なかで行われているわけですがけれども、町なかには何か人がいまいちだったというような感じだったというふうには話は聞いているんですけれども、バイパスは車が渋滞しているわけです。その中の数パーセントでも町なかに呼び込んでいただければなというのも一つありました。私、後でちょっと気がついて、やっぱりそこに行って感じないと、お客様に来てもらえないというか、なかなかその説明ができないのかなというふうに思います。

自分が渋滞を走ってきて、ずっと走ってきて、それで町なかにすぽっと入ったときには、何でがらがらなの、いないという形になるということは、いまいち寂しいのかなと感じがすると思うんですね。

だから、そこには何らかの手だて、手法はあって、午前中の話じゃないですけれども、渡辺議員の質問の中に、房総の小江戸という看板をつけたらどうなのという話もありましたけれども、言われてみると、あそこには一つもそういうものはないですね。房総の小江戸と

というような標識が、町なかに行くとそういうところが、町並みがあるんですよというのが、ご案内が多分出ていなかったと思います。

それも一つの手段なのかなと思いますけれども、それ以外にも、何らかお金をかけずにできる手法もあろうかと思いますし、特に新聞社、マスコミへのPR、これは非常に重要だと私は感じております。

常に新聞社との関係は、きょうも千葉日報さん見えていましたけれども、お名前ご存じかどうかわかりませんが、ああいう方と密接というか、年中話し合いができる、ちょっとこんなものがあるんだよということを電話で連絡できるような体制、お互いに気持ちがあわかって、こうなんだよ、ああなんだよという、そういう関係もつくっていただければなと。

そうすることによって、先ほど申し上げしました町なかのいろんな団体のPRも、その中で簡単にできるんですよ。それを取り上げてくれるかしてくれないかはわかりませんよ。ただ、言うことが簡単に言えるんです、こちらから。それは相手を知っていることで、気を使わずに、こうなんだよというのが。あとお任せねみたいな感じでできますので、できるだけそういう関係をつくっていただければと思います。

以前、私、昨年ですけれども、読売新聞の方にちょっとお会いしまして、ちらっと言われたことが、大多喜町の窓口やってくれないって。え、何でとは思ったことがあったんですけども、私ではなくて観光係がいますから、向こうへお願いしますという話はしましたけれども、こんなこともありましたので、ちょっと関係が薄いのかなというところを感じました、私。

できれば、その辺を新聞社の方と、そんな難しい話ではないと思うんですよ。ですから、その辺を密接に、とりあえずイベントをつなげて、こういうものがあるんだ、ああいうものがあるんだよというところから話していけば、相手もわかってくれますから、全然オーケーな話ですから、ぜひとも、予算がなくてもできますから、その辺はお願いしたいと思います。その辺どうでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 情報の発信という部分だというふうに思いますけれども、確かに町、商工観光が発信をする情報が見えないというところがあるので、議員さんからのお話だというふうに思うんですが、現時点では、やはり一般社団法人の観光協会からの情報発信というのが、やはり一番大きなウエートを占めている部分だと思います。

それをさらに、大多喜町の観光係のほうも、町役場としても、その情報を、地域の情報で

すね、それを収集しながら、お互いに共有し、発信していく場というのは、これは当然観光の促進、推進、観光の産業化につながっていくと思いますので、これは当然必要なものだというふうに感じておるところでございます。

また、新聞社へのパイプというところは、多分、今ちょっと確認いたしましたが、観光協会のほうでも当然投げ込み等の部分はやっていただいているはずでございますので、またそれをさらに、太いパイプというお話になればというふうに考えておりますので、協会のほうにも、またお願いをし、町のほうも情報発信のほうに頑張っていきたいというふうに考えております。

○副議長（麻生 勇君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ありがとうございます。

観光協会がどうしても前面に出てきているみたいなんですけれども、お互いに情報を共有していただいて、観光系のほうも、産業振興課のほうも、マスコミだけということでもありませんので、自分たちで出かけて行って、例えば隣の市町村の職員と会ったとき、よそへ出かけていったときも、全て営業だと思って、いつでも出かけたときは、常に観光を意識して、大多喜町はこんなものがあるんだよというのも頭に入れておいていただいて、それが常に営業できるような気持ちで、そしてまた、先ほどから出ているおもてなしの心、本当に事務的なありがとうございますじゃなくて、本当に心のこもったありがとうございます、また来てねというのも、心から出せるような、気持ちが出せるような形で、自分が観光をやっているだけじゃなくというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それで、その辺は終わりにしたいと思います。

そして続いて、7番目の農業関係、観光関係の任期付職員の採用について、2月会議のときにお話がございましたけれども、この辺はどのような人材を予定しているのか。また、業務内容はどのようなことを考えているのか、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） この任期付職員につきましては、どちらかというと専門職ということになりますので、職員にはそれぞれ各課にも担当はおりますけれども、やっぱり仕事を持っておりますと、なかなか専門的なところは進んでいかないということで、もちろん任期付ですから、3年なら3年、あるいは1年でもいいんですけれども、期限を切って、その目的を達成するような、その職員、そういう専門職を配置すると。それは、その仕事に特化してもらうということと考えております。

そのほかにも、税の問題もあるし、いわゆる税の徴収関係もありますし、それぞれいろんな各課に課題を抱えている、そういったところに専門的な人間、そのプロを任期付で採用しまして、その目的達成のために期限を切ってやってもらおうと、そういうふうに考えております。

○副議長（麻生 勇君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ありがとうございます。

もう少し具体的な話というのは、例えば農業関係で、現場に行ってもらって、その農家の家を回ってもらうとかという、そういうようなあれはございますか。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 確かに農業については、技術指導の面とか、いわゆる逆に言えば入り口と出口論というのがあるんですけれども、むしろ技術的なものは、もう県に技術指導していただける状態にありますので、むしろ出口論じゃありませんけれども、その販売をどうしていくとか、またどういうネットワークをつくっていくとか、ある意味で自分の事業に売り上げを上げていけるような、そういった部分が私はいいのかなというふうに考えておりますけれども、これはこれから検討課題でございます。

○副議長（麻生 勇君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ありがとうございます。

一応出口のほうをメインというお考えのようでございますけれども、できれば、入り口のほうも少し力を入れていただけると、今日のご質問の中でいろいろ、渡辺議員さんのほうにもありましたけれども、その辺もちょっとできれば、私も期待していたところだったんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほどから質問が出ているんですけれども、いわゆる小規模の農地ですよね。そういうことなんですけれども、もちろん技術論のところも当然必要なんです、その部分は、今さっき言いましたように、どういうネットワークをつくるかという話になるんですが、田んぼで、稲を、米をつくるということになりますと、大体年収というのは決まるわけですね。

ですから、狭い農地だから必ず収入が上がらないということではなくて、世界を見れば、オランダは日本よりもよほど狭い国ですよ。でも、それは世界の農業大国なんですよ。

ですから、それは狭い農地でいかに収入を上げるかという話になるんです。ですから、決

して中山間の狭い土地だからだめだということではなくて、そういうところで、田んぼでやったらせいぜい年間で20万と稼げないわけですよ。これで、そこで農業をやれといったって、それは無理な話なので、むしろそういう一田んぼあたりで、やっぱり50万、あるいはもっと稼げるような、そういう農業というものに入れて、技術を導入していく。またいろんな情報を入れながら、どういう作物がいいとか、そういうこともやっぱりこれからやっていかなきゃいけませんので、そういったところもそういう専門職の中にあろうかと思います。

○副議長（麻生 勇君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ありがとうございます。

まさに、今の町長がおっしゃられた、狭い農地で幾ら稼ぐかと。そこにできれば力を注いでいただけると非常にありがたいなと思いますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

それから、最後、地域振興についてということでご質問させていただきたいと思っていたんですけども、この件につきましては、先般の全員協議会のほうで良品計画のご説明をいただいておりますので、この件につきましては、その説明の中で雇用の創出、あるいは新たな産業の発掘とか空き家の利活用、そしてまた遊休農地や耕作放棄地の減少が期待できるということでしたので、地域と企業が連携して、成功するために、これも一つ町のほうに全力でやはり応援していただいて、地元のために頑張っていただければなと思いますけれども、その辺の心意気といいますか、体制とか、その辺について一言お願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは町も、やはり自治体の基本というのは、地域にある産業をいかに育成していくか。これが地方自治の最終的な本旨なんですね。

ですから、いっぱいいろんなことをどんどん入れるよりも、地域の産業をいかに育てるかということでございますので、当然、その地域の皆さんと協力して、新しい事業体が入ってきたときに、その事業と一緒に成長させる。ですから、これは町としても、町の産業としてスタートする以上は、町の産業としてのものがございますので、これは町の本旨でございますので、しっかりとそれはやっていきたいと思います。

○副議長（麻生 勇君） 10番末吉昭男君。

○10番（末吉昭男君） ありがとうございました。ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問のほうを終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（麻生 勇君） 以上で、末吉昭男君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで10分間の休憩をいたします。40分までお願いします。

（午後 4時28分）

○副議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時39分）

◇ 野 中 眞 弓 君

○副議長（麻生 勇君） 一般質問を続けます。

次に、1 番野中眞弓君の一般質問を行います。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 1 番の野中眞弓です。

私は3 点にわたって一般質問したいと思います。時間も時間ですので、明快なる、肯定の答弁をお願いしたいと思います。

1 点目は、就学援助制度における入学準備金の増額についてです。

9 月議会でしたでしょうか、入学準備金を3 月までには出すと。多分、夷隅郡市では、一番初めの決断だったと思います。そのことについては大変評価いたします。

しかし、9 月議会のときは前倒しということだけお願いしましたがけれども、今の就学援助の入学金の減額では、小学生2 万470円、ランドセル買えません。ランドセルは今、普通で五、六万と言われています。そして、中学生は2 万3,550円ですが、制服も買えません。今、制服がどのくらいしているのか、お店屋さんで尋ねました。高いのと安いのがあって、安いのも含めてですけれども、それでも5 万円弱、女の子の制服は5 万円を超えています。

そのほか、衣類だけでジャージが2 組、それから短パンや半袖シャツもやはり2 組なければならない。それとシャツとか靴下とか、そういうごくごく基本のものを入れると、七、八万、ゆうにかかるんです。

せめて、制服、ランドセルが買えるくらいの額まで引き上げるという考えはありませんか。まず、1 点目の質問です。

○副議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 就学援助の入学準備金につきましては、議員さんおっしゃられたように、今年度スタートしたわけでございますけれども、準要保護児童生徒の就学援助に関する入学準備金につきましては、今年度におきまして6世帯、7件の申請がありまして、10万6,370円の経済的援助を行ったところでございます。

現在、準要保護世帯でございますけれども、先ほどおっしゃられたように、小学校入学時で2万470円、中学校入学時で2万3,550円を援助しております。生活保護世帯は小学校入学時で4万600円、中学校入学時で4万7,400円の援助でございますので、生活保護世帯より小学校で2万130円、中学校で2万3,850円少ない額となっております。

この援助額につきましては、国における平成28年度要保護児童生徒援助費補助金の予算額をもとに支給額としておりますが、国から平成29年度要保護児童生徒援助費補助金の予算改正案が示され、生活保護世帯と同額となる予定でございますので、今後、国の動向を見て、町、要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱の一部改正を行いたいと考えております。

以上です。

○副議長（麻生 勇君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 今の朗報は29年度からということですね。

○副議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） そのとおりでございます。

○副議長（麻生 勇君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 町長、大まけして前倒ししませんか。28年度分だけ町独自の施策ということで。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、課長が答弁したとおりでありまして、私と課長の答弁が食い違うのはまずいので予定どおりでお願いしたいと思います。

○副議長（麻生 勇君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） ちなみに、長生村は3万何ぼ、準要保護家庭は生活保護家庭の収入の1.3倍が条件なので、1.3で割って、3万何ぼ出すという話を聞きました。これは決定です。そうしたら、つい最近、白子町も同じ水準で今年度からやるという話でした。わずか6世帯、6人ですか。6世帯ですか。

（「7名です」の声あり）

○1番（野中眞弓君） わずか7名です。増額の前倒しをしても10万円ほどで済むわけで、町長、太っ腹でぜひ。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私はそんなに腹が大きいものですから、なかなか太っ腹にはなれないんですけれども、とりあえず、29年度、国の方向で決まりますので、いましばらく待っていただきたいと思います。

○副議長（麻生 勇君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） それはそれですけれども、ただ、生活保護と準要保護では、教材費とか学用品費とか、いろいろな点でかなりの差があります。入学準備金については国の制度になるということです。ですから、町独自でもう少しほかの費目にも増額、町独自の増額ができるよう、検討していただきたいことを要望して、この大きい1点目については終わらせていただきます。

2点目は、町の臨時職員の処遇改善について伺います。

午前中、麻生議員は働き方の問題について一般質問されました。私はその報酬についてという面で質問させていただきます。

今、地球規模で新自由主義がはびこっています。貧困と格差が広がっています。日本でも大企業や大金持ちに富が集中しています。庶民階層は、先ほどの町長の朝の報告の中では、経済が改善に向かっているような流れの報告をなさっていましたけれども、実際は実質収入は下がっているし、長時間労働ははびこっているし、それから不払い労働に苦しめられている人も少なくありません。

そして、その改善を政府でさえも言及するようになってきています。本町でも、臨時職員の処遇改善に誠実に取り組むべきではないかと思って一般質問させていただきます。

誠実にというのは、私はこの問題について、過去、何度も質問しておりますが、進展ぐあいは非常に遅々たるものです。町最大の事業所であり、公のサービス機関である役場が、ほかに先んじて労働環境を整え、全町の事業所に規範を示すことは、人口の定住化にも、大多喜町はとっても働きやすい場所なんだってね、どの事業所もいいんだってねということって、人口定住には不可欠だと思います。その定住化にも好影響をもたらしていくかと私は思います。

1点目ですが、町の最低賃金を時給1,000円以上に引き上げること、このことについて伺いたします。

○副議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、お答えします。

町の臨時職員ですけれども、総数合わせますと、普通会計の職員に匹敵するほど職員おりまして、本当に臨時職員の方には非常に感謝をしております。臨時職員なくしては町の行政というのは運営していけないというふうに考えております。

最低賃金を時間給1,000円以上にするということについてのご質問でございますけれども、臨時職員の賃金につきましては、千葉県の最低賃金あるいは近隣の市町村の状況を参考にし決定しておりまして、賃金の額につきましては、臨時職員の職種によって異なりますが、現在最も高い職種で1時間当たり1,750円、最も低い職種で1時間当たり851円でございます。

来年度でございますが、新年度予算にも盛り込んでございますが、全般的に賃金の見直しを予定しておりまして、最も低い職種で3パーセント増額させていただきまして、1時間当たり877円にしたいと考えております。なお、千葉県の最低賃金は1時間当たり842円でございます。

最低の賃金を時間給1,000円以上に関しましては、冒頭申し上げましたとおり、職員の賃金につきましては、千葉県の最低賃金や近隣の自治体の状況を参考に決定しておりますので、現状では難しいものと思います。1,000円には若干、届かないというふうに考えております。

以上です。

○副議長（麻生 勇君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） かなり前の国会の中継だったんですけれども、安倍さんが最低賃金1,000円にしますよ、1,000円にしますよと息巻いておりました。そうかと思ったら、7年かけて1,000円にすると。あきれて物が言えないというか、確かに1,000円にするんでしょうけれども、余りにも現実離れしているのではないかと思います。

来年度の町の最低賃金は877円で、4パーセントといいましたっけ、3パーセント……

（「3パーセント」の声あり）

○1 番（野中眞弓君） 3パーセント増しにするとおっしゃいました。今の世の中で3パーセントというと、とっても大きいんですけれども、最低賃金から35円しか変わりません。1日働いても8時間だとしても225円でしょうか。伺いますが、正規の一般職の新卒の時間給はお幾らでしょうか。そして、ついですが、10年、20年たった事務職の時間給は幾らほどでしょうか。おおよそで構いません。

○副議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） お答えします。

一般職の初任給ですが、これはボーナス込みでございまして、時間給約1,200円でございます。これは初任給です。在職10年の方は約2,130円程度、在職20年になりますと2,800円程度ということで、これは職種としては一般行政職でございます。

以上です。

○副議長（麻生 勇君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 一般職だったら、18歳の若者でも1,200円がもらえる。10年たてば10倍まではいなくても、それなりに上がって、20年たてば完璧に2倍以上になる。余りにも差があり過ぎるんじゃないでしょうか。

先ほど、臨時職員なしでは町はやっていけないというふうにおっしゃいましたけれども、臨時職員でも誇りを持って働ける、そういう役場づくりというのは大切じゃないでしょうか。人間の評価とは、働いている人はどのくらい賃金が払われるかによって、やはりその人の存在価値がはかれるという面があると思います。直ちに、やはり1,000円。今、多分民間の労働運動の中では時給最低1,000円にしろという運動が流れになってきていると思うんです。いかがでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 先ほどの時間給なんですけど、臨時職員に関しましては、地方公務員法上、やはり何年も勤続するというような考え方はちょっととっていないので、その辺で若干、勤続10年、20年となると差が出てしまうというふうには考えております。

それとあと、時間給1,000円にということで、毎年いろんな関係する団体から町のほうに要望はございます。それで、私たちが先ほど申し上げましたような近隣の状況、あるいは最低賃金にそういうものを勘案しまして上げているわけですが、これはやはり町全体のことににかかわりますので、そういう財政的な裏づけはもちろんなくてはいけない、持続する財源が必要になります。最終的に町をずっと経営していかなくちゃいけない。破綻することではできませんので、そういう中でいろいろなことを勘案しますと、これを直ちに1,000円にしていくことは、ちょっと難しいのではないかなというふうに考えております。

○副議長（麻生 勇君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 周辺の町と勘案してとおっしゃいましたけれども、周辺の町は一般事務でも課長が調べてくださった額で、例えばいすみ市とか、睦沢町とか、長柄町とか900円

一般事務で支払っています。例えば看護職は、いすみ市は1,340円払っています。うちは1,200円です。勘案して一番低いクラスにいるのが大多喜町の臨時職員の時間給ではないのかなと。それを決める人たちは、時間給どんどん上がっていく。多分、30年から40年補佐とか、課長級だったら3,000円、4,000円という時間給になっているんじゃないかと思われます。

そういう方々が、特に現場で汗水垂らしている労働に携わっている人たちの給料を低く抑えているというのは、何か非常に情けない気持ちがします。最低賃金というのは、もうこれ以上下げないという最低ラインであって、上げちゃいけないということではありませんし、最低賃金は、安定して生活できるようにというのが法律の一番の目的に……

◎会議時間の延長

○副議長（麻生 勇君） 質問の途中ですが、間もなく5時になりますが、議事の都合により会議時間を延長します。

○1番（野中眞弓君） 読ませてもらいます。私が説明するより、端的にわかると思います。

最低賃金法の目的第1条、「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」やっぱり最低賃金1,000円は当たり前だし、最低にしたところで年収は200万円に及びません。ワーキングプアのはんちゅうなんです。

そして、もう一つ、臨時職員は長く働くということを考えていないというふうにおっしゃいましたけれども、現実、私たちが目にする臨時職員の方は継続してかなりの期間、半年ではなくて、ずっと形式上、見てくれは働いていらっしゃいます。本来だったら、1年ごとに昇給があつてしかるべきだと思うんです。町の最低賃金をやはり上げていく必要があるだろうと思います。これは来年度の予算に反映していただけるものだと勝手に判断して、次にいきたいと思います。

2点目についてなんですけれども、同一労働、同一賃金を実現していただきたいという件についてはいかが考えられますか。

○副議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（加曽利英男君） 誤解があるといけませんので、質問にはなかったんですがお答えしますけれども、一般行政職の大多喜町の企業水準というのは、ラスパイレス指数という

のがございますけれども、ここ数年、千葉県で下から4番目です。ですから、決してそんな高い、我々も給料的には、給与水準は高いということではないということをご了解いただきたいと思います。

あと、一般行政職で先ほど比べましたけれども、一般行政職に準じるような臨時職員は、正職員と比べますと、大変失礼なあれですけれども、時間外労働はございません。また、さまざまな面で一般行政職と比較するのは、どうなのかなという気はいたします。

あと質問のほうですが、同一労働、同一賃金なんですけれども、パートですとか契約社員、また派遣などの非正規労働者、こういう方々が年々ふえ続けておりまして、現在では働く人の4割は非正規労働者というふうに言われているということです。そして、その問題ですけれども、賃金の格差が問題ということで、非正規労働者の賃金は正規の人の約57パーセントという厚生労働省の調査結果も出ておりました。これに対して、欧米では非正規労働者の賃金は、正規の労働者の8割から9割ということですので、日本の低さが際立っているというようなことございます。

このような中で、政府においても同一労働、同一賃金、この実現を掲げまして、賃金格差の是正を目指す方針を示しております。

ただ、これは日本の雇用社会全体にかかるものでございますので、実現にはまだまだ時間がかかるとお思いますので、町としましては、今後の状況に応じて適切に判断したいと思います。同一労働、同一賃金という野中さんのお考えは、非常に共感できるものはございますけれども、ただ、日本全体の問題ですので、それを推移を見守りたいなというふうには思っております。

○副議長（麻生 勇君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 日本全体の問題でも、私はこの大多喜町をユートピアにしたいと、そう願っております。

先ほど、日本の非正規労働者の賃金は正規雇用者の平均的に57パーセントだとおっしゃいました。大多喜町の場合はどうですか。

○副議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） これもちょっと調べたデータがございまして、この給料と賞与込みでございますが、例えば介護士で換算をしますと、正規職員の平均に対する臨時職員の比率といいますか、約52パーセントです。正規の介護士、介護職員に対する臨時職員の年収ベースで約半分ということです。

あと、調理員に関してみますと、これも平均的な調理員の平均ですが、これに対する臨時職員の年間の給与は約43パーセントということでございます。

○副議長（麻生 勇君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 保母さんも非正規と正規が入り混じって、ほぼ同じような仕事をしていらっしゃると思うんですけれども、保母さんについてはありませんか。

○副議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 保育士については、やはり同一労働というところと少し違うのかなと。例えば、正規の保育士ですとクラスを持ったりするわけですが、臨時職員については、その正規の保育士の指導のもとで保育をしているというようなことで、若干、労働形態が違うのではないかなというようなことでございます。それについては、今、データはございません。

○副議長（麻生 勇君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 去年の加曾利課長につくっていただいたデータによると、保育所の場合、1 年前ですけれども、臨時の方の給料は正規の方の44パーセント。そうすると、おおよそ似たような仕事をしている臨時職員の給料は、大多喜町は全国平均に及んでいないということですね。せめて、これが同じくらいになるような努力はするべきではないでしょうか。町長いかがでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほど来から賃金の話になりますが、これは需要と供給の中で決まっていく話なんですけれども、職員はやはりそれなりの競争率、倍率の中で試験を受けて受かってきているわけです。ですから、その試験に受からなければこの職員になれないわけです。臨時職員はそういう試験も受けないわけです。ですから、そういうことで職業の形態が若干違ってくるのは仕方のないところなんです。

ですから、今の労使の関係でいきますと、やはり需要と供給の中でありますので、やはり事業体はそれほど人数を求めないとすれば、やっぱり競争率の中で戦うしかないんですよ。ですから、それを全部すくうというのはなかなか難しい話なんです。

ですから、私どもは今、先ほど課長の答弁でありましたように、やはり近隣の状況を見ながら、また国がどういう動き方をするかということ踏まえて、やっぱり進めていかなければいけないと思っております。

○副議長（麻生 勇君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 近隣の状況の中で、せめて近隣並みにするという努力は必要なんじゃ

ないでしょうか。需要と供給の関係だとおっしゃいましたけれども、課長さんが初めにおっしゃったように、臨時職員なしでは大多喜町、やっていけない。雇ってください、雇ってくださいと言って押しかけてじゃなくて、やっぱり必要があつて募集して、低賃金承知で応募をしたということもあるでしょうけれども、だけれども、最低賃金という安定した生活ができるかという、私は大変難しいと思うんです。

3項目めにかけて質問を移していきたいと思いますが、やはり今、私が手元に持っている去年3月14日にいただいた資料なんです。臨時職員の平均年齢と平均勤務年数、どのくらいですかと聞きました。そうすると、臨時職員さんはほとんどの職種で40代から50代の人たちです。どういう人かという、やっぱり家族を養っている階層なんです。そして、勤続年数は9年、7年、6年、3年、9年、3年、8年と1年未満というところはありません。ほとんどの皆さんが10年未満ではありますが、継続して働いていらっしゃる。

こういう中で、正規の賃金は低い、全国平均よりも低い、周辺の自治体の時間給よりも低いという中で、生活を支えている臨時職員の方たちの生活を支えるために、賞与、ボーナスという形で時間給の少ないのを補うという考え方があると思います。周辺自治体で給与を出しているところはあるのでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、お答えします。

時間給ですけれども、時間給は夷隅郡市では、自治体4つしかございませんが、大多喜町2番目ですので、最低ということではございませんので、誤解がないようにお願いしたいと思います。

あと、一時金の支給ということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○総務課長（加曾利英男君） 一時金といいますか、割り増し支給というような言葉を使っているところもありますけれども、例えば夷隅郡市では、勝浦市のみ割り増しの賃金を支払っているというようなことでございます。あと、手元には長生郡の町村しかございませんが、一宮町と白子町、長南町で支払っているということです。

あと、支払っていないのが、いすみ、御宿、睦沢、長生、長柄と本町というようなことでございます。

（「どのくらいの額が支払われているんですか」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 例えば勝浦市ですと、6月に2万5,000円、12月に5万円ということで、これは若干、在職といいますか、それによって差があるかどうかわかりませんが、そのような額を支払っているということでございます。

○副議長（麻生 勇君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） ほかの市町村ではどうでしょう。

○副議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 例えば一宮町ですと、1万円から7万円です。その勤務している年数等によって違うと。あと、白子町ですと、月平均の勤務日数に日額を掛けまして、その1カ月分です。1カ月の日数分を支払っているということです。月平均の勤務日数に日額をかけて、その1月分を支払っている、1月分ということによろしいですかね。

あと、長南町については、6月1日と12月1日に在職する方に賃金の1日分から8日分を勤務日数によって支給をしているということでございます。

○副議長（麻生 勇君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 働いている人にとっては、正規の職員の方はボーナスもらえて、同じに一生懸命頑張っているのに、我々はもらえないというのは、本当に人格を否定されたような、情けないようなそういう気持ちに陥る日だと思います。気持ちよく働いて、労働の質を向上するためにも、ぜひ来年度から、何カ月分も出してくださいというわけではありません。せめて、今、出しているほかの自治体並みだけでも出せるように努力をするという考えはありませんでしょうか。町長お願いします。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 先ほどもお答えしましたけれども、これ私ども、臨時にしましても採用するときにはきちんと条件は出して、提示して採用しているわけですよ。ですから、その条件でやはりだめならば、それは勤務しなければいいんだと思いますけれども、やっぱりそれはなかなかさっき申しましたように、やはりなかなか職場がないという中で、その中での選択肢の中で勤務するんだと思います。

ただ、私ども町も、先ほど課長の答弁にもありましたように、職員をどんどん定員管理の中で減らしていく中でありまして、なかなか財政的にそれだけゆとりがあるわけではありませんので、やはり今の状況の中では、今の現行の中で進めてまいりたいと思っております。

○副議長（麻生 勇君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） できるだけ上げる方向で、今の町長のご答弁は、やっぱり非常に冷た

い。人口がどんどん減る中で、この町で踏ん張って働いて生活していく人が、気持ちのいい待遇を受ける、正規じゃなくてもボーナスをもらえるというのはやっぱり喜びです。その実現を目指していただきたいと思います。

次にいきます。

3点目は、社会保障の充実についてです。

安倍自公政権は、社会保障の財源のためとして、2014年4月に消費税増税を強行しましたが、今、実際に自公政権が行っていることは、社会保障の拡充どころか削減です。昨年からは、消費税再増税を再延期したことを逆手に取り、さらなる社会保障の大幅削減に乗り出してきています。社会保障の自然増削減路線です。今、高齢化社会を迎えて、社会保障の面でお金のかかる高齢者がふえていますから、自然社会保障費はふえて、制度そのものは同じでも、社会保障費の全体の金額はふえるわけです。ところが、その自然増分を減らしていこうというのが、自公政権が今、もくろんでいることです。

2015年、おととしの12月に、社会保障改革の工程表を決めました。自然増は年1兆円近くあるのですが、これを5,000億円に抑え込もうとしました。それに加えて、別枠で年金額の引き下げも行っています。その自公政権による社会保障費の削減の総額は、2013年から17年の5年間で3兆4,500億円以上だと言われています。17年度予算案でも、自然増を1,400億円削減しようとしています。

このことについて、私たちは普通にテレビや新聞のニュースなどを見ても、なかなかこの情報は私たちの耳に届きません。マスコミが政府と一緒に国民の目や耳からこういう情報を遠ざけようとしているからです。私は、このことは憲法25条がうたっている国民の生存権、国の社会保障の義務に違反するものだと思われてなりません。

昨年末、16年の末には、初めにつくった工程表を改定し、歳出全般の聖域なき徹底した見直しということを掲げて、医療、介護、年金、生活保護の切り捨てメニューを並べていると聞き及んでいます。

ここで伺います。まず、自公政権がおとし12月に決定した社会保障改革法の工程表の内容について、簡単に説明してください。

○副議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、ご質問のありました2015年に決定した社会保障改革につきまして、税務住民課から医療保険制度及び年金制度改革の主な内容について、お答えさせていただきます。なお、介護保険制度につきましては、健康福祉課からお答えをさせ

ていただきます。

医療保険制度改革につきましては、持続可能な制度を構築し、国民皆保険を堅持するため、財政支援と加入者負担の見直しが示されております。

初めに、財政支援といたしまして、低所得者等への保険税軽減措置及び保険者財政支援の拡充でございます。国保税等の軽減措置拡充につきましては、平成28年度以降においても国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の軽減所得基準額の見直しを行い、加入者の負担の軽減を図ること、また保険者財政支援制度では、平成27年度から投入しています公費を引き続き実施し、保険者の負担を軽減することとしています。

また、一方、加入者負担を求めるものとして、70歳以上の方の高額療養費の見直しを行い、窓口負担の上限額を引き上げること及び後期高齢者医療保険料につきましては、特例として実施してまいりました軽減特例措置を段階的に縮小すること、また年金制度につきましては、加入期間の短縮による受給者の拡大や、年金給付額の改定方法の変更等でございます。

私のほうからは以上です。

○副議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、介護保険制度改革については健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

2018年度、平成29年度以降の予定では、平成29年8月から高額介護サービス、高額養護サービスの月額上限額が変更になる予定でございます。変更内容につきましては、世帯の中に市区町村民税が課税されている方の場合、月額上限額、現行が3万7,200円になっておりますが、それが4万4,400円に変更となります。

そのほかに、平成29年度以降に予定されているものとして、一定以上の所得の人の介護サービス利用料を2割負担から3割負担に引き上げるというものでございます。これにつきましては、平成27年に一定所得の方が1割から2割になった経緯があります。その後、国からは29年度以降、30年度以降を予定しているということでございますが、2割から3割というふうに聞いております。また、国では2018年度、平成30年度の介護保険制度改革に向けて、さまざまな議論を現在しているところでございます。

○副議長（麻生 勇君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 介護保険がこれから先、さまざまなことを考えているという、それを少し、どういうことをもくろんでいるのか説明してください。

それと、医療、年金のところでは、本当に簡単に説明してくださってありがたいのですが、切実感がありません。もうちょっと具体的をお願いします。

○副議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、介護保険の改革のほうでございますけれども、今後、さまざまな議論をしているということでございますが、例えば利用料の原則2割、今現在、原則1割ですので、1割から2割に引き上げる、そういう検討もされているようでございます。

それと、あとケアプランの有料化、これにつきましても、ケアプランは現在無料になっておりますが、それを有料化する、そういう話も出ております。

そのほかに、介護保険加入を40歳未満に拡大する、そういう議論も出ているところでございます。今現在、40歳以上でございますが、それ以下に拡大するという、そういう議論も出ているところでございます。

○副議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、医療、年金につきまして、もう少し詳しい内容でご説明をさせていただきます。

まず、1点目の70歳以上の高額療養費の窓口負担の見直しというふうなことでございますけれども、住民税の非課税世帯の負担額の変更はございませんけれども、一般分の方につきまして、平成29年8月から現行の負担1万2,000円が1万4,000円と、2,000円引き上げられるというふうなことが、まず1点でございます。

また、後期高齢者医療保険料の軽減特例の見直しでございますけれども、平成29年度以降、被扶養者等の軽減の特例ということで、本則では5割軽減というふうなことでございまして、今現在、軽減で9割軽減とされております。そちらの見直しを今後、段階的にを行い、最終的に廃止をしていくというふうなことでございます。

また、年金受給資格につきましては、年金の受給額の改定というのが平成29年度行われるというふうなことです。28年度月額6万5,008円から、29年につきましては6万4,941円、月額約67円下げられるというようなことが主な内容でございます。

○副議長（麻生 勇君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 一々覚えられないんですけども、ただ、いろんな面で私たち国民負担がふえるという印象を受けています。町長、このことについて町長はどんなふうに考えられますか。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 確かに、今、野中議員の言われるように、負担というのは年々こうして見ていますと、ふえているような気がいたします。

○副議長（麻生 勇君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 消費税を導入するときも、福祉のためということで導入して、値上げのたびに福祉のため、福祉のため、社会保障のためといって、やっていることはどんどん社会保障を削っていく。これが政府のやり方です。

2 個目の質問に移りますが、先日ある首長さんとお会いする機会がありました。来年度は国保税を引き下げられそうだ、透析患者が実は減っているんだよという発言をされるのをそこで耳にしました。生活習慣病対策、メタボ対策ということが声高に言われて、それなりの時間がたち、本町でも積極的な取り組みが行われているように私は認識しております。

国は、生活習慣病にかかわる額が大きいからと医療費の削減目的を第一に挙げておりますけれども、私たち普通の人の究極の願いというのは、やはり健康でいたい、そして命を長らえたいというのが皆さんの最終的な願いだとよく言われます。

町で行っている健康対策、疾病予防対策が住民のその願い実現につながっているのか。その次に、それがつながれば医療費の削減につながっています。高過ぎる保険料の削減につながるのか、そのことが担当として、どのくらい効果を上げているのか、あるいは効果がないのかということを検証されているかどうか伺いたいと思います。近くの自治体が効果を上げて、保険料が下げられると聞くと、何か胸がざわざわとするものがあります。よろしくお願いします。

○副議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、健康対策、疾病予防の取り組みと成果ということでございますので、健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

本町では、毎年特定健診を実施し、その結果などを踏まえて各種事業を展開しているところでございます。取り組みといたしましては、特定健診の結果から、本町では国全体のデータと比較しますと、肥満が多い、メタボ該当者の割合が高いという結果が出ております。その対策としまして、メタボ対象者で、特定保健指導対象者に積極的支援及び動機づけ支援を実施しているところでございます。

また、肥満やメタボが多いにもかかわらず、全世代の男女とも運動習慣のある人が少ないという結果も踏まえて、ターゲットを絞った効果的な運動教室も実施しております。そのほ

かに、特定保健指導の対象にならない痩せている方についても、高血糖の方が国平均と比較しまして多い町でございます。その方を対象として、町保健師及び管理栄養士による健診結果説明会を行い、生活習慣の改善、適切な医療の受診につなげ、その状況を8カ月後に訪問して確認しているところでございます。

また、透析をしていない方の慢性腎不全の医療費が高いことから、やはり適切な医療、生活習慣で透析になることを防ぐことを目的に、健診結果説明会において面接いたしまして、8カ月後にやはり状況確認のため、訪問を実施しているところでございます。

成果といたしましては、特定保健指導では、積極的支援者及び動機づけ支援者ともに半数以上が半年後に体重、腹囲の減少、血圧の降下が見られます。運動教室では、実施前後に体力測定により、ほぼ全ての方に体力の向上の効果が出ております。運動教室修了者による運動自主グループも3つ立ち上がり、運動を継続しています。また、本年度の運動教室修了者もその自主グループに入会しておりまして、運動の継続が見られている状況でございます。

医療費につきましても、1人当たりの医療費を見ますと、平成27年度は平成26年度と比較して下がっているという結果も出ております。運動教室参加者の声を聞きますと、病院などに行く回数が減ったという方もおります。多少なりとも医療費の削減につながったのではないかと考えております。

○副議長（麻生 勇君） 1番野中眞弓君に申し上げます。

申し合わせ時間が残り5分となりました。

○1番（野中眞弓君） ありがとうございます。

参加している人は本当に楽しそうで、効果があると思います。私がここで提案したいのは、健診でひっかかった人についてはアプローチが行われているんだけど、ひっかからない、今現在、健康な人でも、健康な人がまたメタボのほうに移るということもありますから、健康意識の向上、町民全体の健康意識の向上というような活動も必要ではないかと思います。

長野県あたりは、まだまだずっと医療費も保険料も低いので、そういう先進地に学んでいただきたいということが2点目です。よろしくお願いいたします。

それともう一つ、医療費が下がったとおっしゃいましたけれども、1つ指摘させていただきます。

国保のほうの県の資料を見ますと、大多喜町でいうと医療費全体は着実に伸びています。それから保険料も上昇、ずっと住民負担の保険料もふえています。ほかのところは、全てではありませんけれども、上がったりが下がったりしながら少しずつ微増ですけれども、大多喜

町は数年前から、夷隅郡市では保険料ずっとトップクラスを走っております。それは住民負担が大きいということで、これを何とかして減らせないか。その一つは、やっぱりお医者さんにかからない健康な体と意識を住民が持つことだと思います。

もう一つは、保険料が安くて済むように繰り入れをふやしていただくことだと私は思います。その財源なんです、消費税が5パーセントから8パーセントに上がってから、地方消費税交付金がふえております。その分を住民の社会保障の面に振り向けていただきたい。国保への繰入金をふやしていただけないでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 国保の繰入金につきましては、既に私どもの町は法定外繰り入れをしているところでございます。今、夷隅2市2町で考えますと、大多喜町だけが法定外を繰り入れているわけで、ほかの2市1町は繰り入れておりません。また、全体的に見ても、法定外を入れているところは数少ないわけでございます。

そういう中で、私ども、先ほど今、野中さんのデータを見たときに、私も22年に町長になってみますと、国保につきましては、常に繰越金がどんどん少なくなり、また1億円以上あった基金を取り崩してきました。そういうことで私どももやむなく法定外を繰り入れたところでございます。

しかしながら、ここにきまして繰越金も1億を超えてきましたし、29年度では1,200万円ほど基金として積み上げますが、ほとんど基金を使い果たしてきた中であつたんです。ですから、どうしても近隣から余りとてつもなく高い負担というのは避けるということで、法定外を入れてきましたが、ようやくここに来まして、先ほど今、課長もその効果があらわれているんだろうという結果もそういうところにあらわれておりまして、医療費も下がってきて、これから徐々に改善の方向にきていますので、これは私ども、周りの状況を見ながら何とか現状を維持しながら、またいずれ28年度の数字が出ましたら、若干でも下げられれば下げたいとは思いますが、とりあえず、まず現状維持をできるように努力したいと思います。

○副議長（麻生 勇君） 1番野中眞弓君に申し上げます。

申し合わせの持ち時間がまいりました。

速やかに質問を終了してください。

○1番（野中眞弓君） わかりました。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（麻生 勇君） 以上で、野中眞弓君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○副議長（麻生 勇君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

あした、3月3日の会議は午前10時から開会します。

議案の本数も多いので、議員各位には議事進行にご協力くださるよう、お願いします。

なお、議員の皆さんにお知らせします。町長からこの本会議に追加議案の提出を予定したいとの申し入れがあります。予定している追加議案は、あした3日に配付いたします。

これにて本日の会議を閉じます。

散会といたします。

長時間にわたり、ご苦労さまでございました。

（午後 5時42分）

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 2 号)

平成29年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

平成29年3月3日（金）

午前10時00分 開議

出席議員（11名）

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君		

欠席議員（1名）

12番	野村賢一君
-----	-------

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	加曾利英男君	企画財政課長	西郡栄一君
税務住民課長	市原和男君	健康福祉課長	永嶋耕一君
子育て支援課長	山岸勝君	建設課長	野村一夫君
産業振興課長	吉野敏洋君	環境水道課長	米本和弘君
特別養護老人ホーム所長	君塚道朋君	会計室長	三上清作君
教育課長	野口彰君	生涯学習課長	古茶義明君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	渡辺八寿雄	書記	田中雅人
------	-------	----	------

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 9 号 大多喜町コミュニティ環境施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 10 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 11 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 12 号 大多喜町横山宮原住宅管理等基金設置条例の制定について
- 日程第 6 議案第 13 号 大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 14 号 大多喜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 15 号 大多喜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 16 号 大多喜町養老溪谷観光センターの指定管理者の指定について
- 日程第 10 議案第 17 号 大多喜町横山住宅建設工事請負契約の変更について
- 日程第 11 議案第 18 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 12 議案第 19 号 平成28年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 13 議案第 20 号 平成28年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 14 議案第 21 号 平成28年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 15 議案第 22 号 平成28年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 16 議案第 23 号 平成28年度大多喜町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第 17 議案第 24 号 平成28年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

◎開議の宣告

○副議長（麻生 勇君） おはようございます。

本日、野村議長におかれましては、所用のため欠席でございます。

したがいまして、地方自治法第106条の規定により、副議長の私、麻生がその職務を行います。よろしくお願いします。

議員各位を初め、町執行部の皆様には、きのうの会議に続きましてまことにご苦勞さまでございます。

なお、本日、滝口代表監査委員に出席をお願いしております。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○副議長（麻生 勇君） 日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

◇ 吉 野 僖 一 君

○副議長（麻生 勇君） 通告順に発言を許します。

初めに、5番吉野僖一君の一般質問を行います。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

初めに、通告どおり、上総中野駅周辺の小さな拠点事業計画の経過報告についてお願いします。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、吉野議員の一般質問に対し、企画財政課からお答えさせていただきます。

初めに、アンケート調査後の経過報告についてですが、委託してある業務の一つといたし

まして、観光ルートマップ及び上総中野駅宝物マップの作成がございます。2つのマップを作成するため、地域住民によるワークショップを3回開催し、現在最終案を調整中でございます。また、ことしの1月29日に先進地の視察を行っております。視察先は、千葉県四街道市の空き家を活用した、さくらそうという日がわりシェフの店と、茨城県筑西市のたまり場・たろうという地域住民の集いの場としての拠点の2カ所に、総勢17名の方が参加されております。

中野駅周辺の小さな拠点整備につきましては、駅前の旧中島屋製菓の空き店舗を借用することができるようになり、2月12日から、みんなで拠点整備として検討委員会を中心に空き店舗の清掃や整備を実施しているところでございます。

今後の課題といたしましては、拠点の管理や運営主体、あるいは事業計画をどのようにするかというのが、やはり課題だということで考えております。

○副議長（麻生 勇君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今、課長さんからる経過報告がありましたけれども、当初、これは昨年の国のふるさと創生事業、継続で3月に切れて、新規、また国から700万円という地方創生事業の継続ということで、そのうちの、たしか初めの説明ですと、635万でコンサルタント会社ランドブレイン株式会社と契約しての、今報告がありました。町民アンケート調査、そういうことで、今説明がるるありましたけれども、拠点づくりということで、当初、自分もどういうものができるかということですのでごく関心を持っておるんですが、皆さん一生懸命やっているのは見ております。ただ、このコンサルタント会社の契約が今月いっぱいだと思うんですが、それが、どういうふうなあれで回答というか企画というか、その会社がどういうあれを持っておるのか、まだ全然見えていないんですよ。そこら辺の経過というか、今月いっぱいその会社がどういう答えを出すのか、そこら辺がすごく気になるので、今、町のほうで、どういうものをその会社が企画するんだか、知っている範囲でいいから教えていただきたいと思います。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この委託業務の内容でございますけれども、ただいまお話のありましたとおり、アンケート調査の実施、そして分析、それと観光マップの作成、観光モデルコースの作成、物販等の試行事業の提案、そして実施支援、拠点施設の機能・運営方法の提案等、それと検討委員会の運営、支援、打ち合わせ等でございます。

これについて、町のほうで委託した内容は以上の項目でございますので、これに沿ったよ

うな形で最終的な回答が返ってくるというふうには考えております。ただ、まだ具体的に定まっていない、最終的にもう少し詰めなくてはならないという点が多々ございますので、それについては今月中に調整して、事業を完了させるという予定でおります。

○副議長（麻生 勇君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） これ、そのコンサルタント料というのは、実際は幾らかかっているんでしょうか。当初は635万というのが私の頭に入っているんですけども。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 契約額は629万6,400円でございます。

（「629万」の声あり）

○企画財政課長（西郡栄一君） 6,400円でございます。

（「6,400円」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） これが、そういうもろもろ、地元の皆さん、拠点づくりの皆さんと一緒にやって、確かにマップをつくったり相談ということでやっておるんですが、もう少し具体的な形というか、何かそこに拠点をつくるというか、地元の住民も皆さん一生懸命なのを見ているんですが、何ができるのかなということで、もう少し期待は大きかったんですけども、ただ、このアンケート調査とかマップをつくるぐらいでこれだけの金をかけて、まるっきりだなというのが、ちょっと今の説明で、やっぱり人の集まる何かそういう拠点づくりを期待しておったんですけども、今説明のあっただけでしょかね。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これについては、後で、またほかにもっと細かな部分が出てくると思いますが、拠点の場所としては、あくまでも時間的な関係上、何かやっていくのに初動期としてこの空き店舗を使っていこうということで、とにかくできることから地域の人もやっていこうという機運が盛り上がっていますので、そういう意味で、今あるものをすぐに使ってでも続けていきたいと思います。

ただ、これから先、まだまだこの組織についても、地域の方、もっともっと協力したい人はいっぱいいらっしゃると思いますので、そういう方を交えながら、この発展期というか、事業がある程度推移してきた段階で新規施設の建設とか、そういうものも視野に入れた協議が必要ではないかなというふうには考えています。

○副議長（麻生 勇君） 5 番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 私もこの1年間、よく一般質問で、人の集まるものということで、西畑の湯倉に、今農協があるんですけれども、その辺を、耐震もひっかかっているみたいだし、企業も絡んでいるし、農産物も直売できるし、スタンドもガソリンも販売できると思って、過去に一般質問でやったことがあるんですが、何かそういう拠点といたら、やはり人の集まるもの、観光客じゃやっていけないんですよ。やっぱり少子高齢化で中野駅にそういう行政サービス、いろいろな面で皆さんの役に立つものを期待しておったんですけれども、何かちょっと期待外れというか、ちょっと、もう少し大きなあれを期待しておったんですけれども、それで、中野駅の地主さんにすれば小湊鉄道、いすみ鉄道もありますし、近隣の山本建設さんとかもあるんですが、その辺の今後の、小湊さんにしてもイベントをやっても、普通、物販すると道の駅みたいに売り上げの15パーセントをいただくというか、しなくちゃいけない。今、特別サービスでそれは取っていないようなんですけれども、その辺のあれはどうなんですかね。ちょっと中野駅周辺ということで、小湊さんとの対そういう長期的な契約というか、たしか、いすみ鉄道も小湊さんもメンバーに入っていますよね、そのまちづくりの、小さな拠点づくりのメンバーに。その辺はどうなっているんですか。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） その土地の関係で、イベントのときに売り上げの一定をもらいたいということで、これは会社の方針でございますので、なかなか町としても何回か協議をしているんですけれども、非常に難しいところはあるということで、ただ、今はまだ試験的にやっている段階ということで、小湊さんも理解をいただいているということでございます。これは、ほかのところでも、小湊線の沿線でやっているものと、やはり同じ取り扱いにしたいんだということでございますので、これについては、これからも小湊鉄道さんと町と協議をしていかなければならないというふうには思っております。

○副議長（麻生 勇君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） もう二十数年たったんですけれども、当時、私も一町民で議員ではなかったんですけれども、小湊さんが中野駅を公共的なものであれば使っていいですよという、小湊に勤めた庄司の細谷さんから情報が入りまして、事実小湊さんも、公共的なものであれば中野駅を使っていいですよということであつたんですけれども、そのときに、ちょうど今、湯倉にコミュニティーセンターができています。そのコミュニティーセンターを中野へ持ってくれば、いろいろな地域活性化になると。私、若いころでしたけれども、そうすれば体育館も2面の大きな体育館ができたし、大会でそういう体育館も使えるし、小湊鉄道、いすみ

鉄道の利用促進ということで、私はすごくそれはいいことだなと思って結構動いたんですけども、町のほうからはちょっと待ってくださいよということで、湯倉のコミュニティーのところは県の土地収用委員会に諮って手に入れた土地だから、今さら県のほうに返すわけにはいかないから動かないでくれと、そういうストップ、ブレーキがかかったんですよね。今、実際に湯倉にできているんですけども、当初はあの角地にコミュニティーセンターができるんだっただけけれども、地主さんがちょっとごねて奥のほうへ、そういう経緯があるんですよね。だから、本当にそのときにもう少し自分も頑張って、いや、これはもう少し若かったし、力がなかったし。

ただ、そのときの町長は宍倉さんでございました。さすがに町長さんは、私に謝りました。湯倉は失敗しましたと。これは、本当に町長さんが謝ったんですよ、本当に。これ、余り今まで言っていなかったんですけども、実際にあったんですよ。そういう経過があるので、私も小さいときから中野駅で遊んで、駅員さんもいっぱいいたし、野球チームもできるぐらい中野駅には人がいたし、そういうことを考えると、今、中野駅は本当にどうしようもなく、絶対人の集まるものを期待したんですけども、何かちょっとイベントだけで、このままだとちょっと……。

この間配った小湊の養老溪谷駅ですか、昔は朝生原駅といったんですよ。今、養老溪谷駅ということで、君津との、この間もらった資料ですか、こういうふうになっているんですけども、本当はこれも中野駅まで来てほしいんだよね。そうすれば、いすみ鉄道も小湊も連携して、そういう拠点、中野駅が拠点になればまた違うと思うし、こういう一つ一つが、やはり町、やっぱり皆さんが中野駅を何とかしたいのであれば、養老溪谷駅ではなくて、やっぱり大多喜も中野、小湊鉄道、いすみ鉄道の始発駅なんですよ。後で房総横断鉄道のこともありますし中房総か。質問があるんですけども、ちょっと今月いっぱいじゃ、今、課長さんが説明したぐらいで終わっちゃうのかなということで、635万、632万でしたっけ、629万6,400円か。アンケートと、ちょっともう少し期待したんですけどもね。この件はこれでもう終わりにします。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 少し説明として抜けていたような点もあろうかと思います。

拠点の具体的なものといたしましては、単に物販だけじゃなくて、地域内交流機能、これはサロンだとか延長学童、自習室みたいな取り扱いをしてもいいんじゃないとか、観光客の休憩、交流機能、あるいは買い物支援とか物販の機能、それと飲食の機能もどうなんだろう

かというようなところも今検討しておりますので、単に、今までやっている物販だけというようなものではないということをご理解をいただければと思っております。

○副議長（麻生 勇君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） ありがとうございます。

それで、こういう新聞記事があつて、お店に張っておいたら、板谷の積田先生のせがれさんがやっぱり不動産関係をやっていて、いろいろプランニングを出してくれたんですよ、こういうふうにしたほうがいいのか。そういう、いろいろ聞いていますので、また今後とも、いろいろ大変でしょうけれども、また拠点づくりを私も陰ながら支援しますので、よろしくお願いしたいと思います。じゃ、この件はこれで。

続きまして、2 点目ですね。

続きまして、中房総観光推進ネットワーク協議会について、るる、昨日の議員の皆さんからの房総横断鉄道とかいろいろなご意見がありました。

初めに、中房総観光推進ネットワーク協議会のことで、今まで駅からハイキング、J R との絡みかな、これは。駅からハイキングを開催して、すごく、やはりそういうファンが来て、大塚山とか、いろいろそういうハイキングコースをやって来て、相当なお客さんがみえてくれたんですけども、去年はちょっと何かその辺が途絶えちゃったので、そういういいところは継続しなくちゃいけないので、その件について、駅からハイキングと中房総観光推進ネットワーク協議会との連携については、今後どうなっているかお聞きします。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 中房総観光推進ネットワーク協議会と駅からハイキングということで、産業振興課のほうからお答えさせていただきます。

28 年度の駅からハイキングにつきましては、大多喜駅周辺のハイキングコースで開催されております。また、例年になく多くの参加者で城下の散策が行われたというところでございます。

先ほど議員さんのほうからもお話がございましたが、当企画につきましては J R 千葉支社でございます。中房総エリア内での広域連携が今後も図れればということで、地域活性、これは期待できる一つのイベントではないかということで、今後も定着していただければというふうに考えておるところでございます。

また、今後の展開でございますけれども、中房総観光推進ネットワークの協議会の中のほうで、やはり担当者レベル等の関係機関で協議する場がございますので、その中で、さらな

るハイキングのコース設定等も他市町村にもやはり呼びかけをしながら、大多喜町のほうのコース設定も考えていっていただければというふうに考えておるところでございます。

○副議長（麻生 勇君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） いいことは継続しなくちゃいけないということで、途切れないように、やはりそれが観光のポイントでございます。よろしくお願いします。

続きまして、その中房総観光推進ネットワーク協議会ということは、知っている人は知っていると思うんですけども、念のために、どういう市町村が入っているか、ちょっとお答えをお願いします。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 協議会のメンバーということでございます。まず市原市、さらに茂原市、長生郡市のほうにいきまして一宮町、睦沢町、長柄町、長南町、夷隅のほうでは勝浦市、いすみ市、御宿町、そして当町の大多喜でございます。

○副議長（麻生 勇君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 4 市 6 町ということですね。議員の方も知らない人がいると思うので、そういうことで、4 市 6 町ということで連携し合いながら今後の観光開発、これも中房総観光推進ネットワークということは、行く行くは房総横断鉄道も絡めてのそういう沿線開発、観光ルート連携ということで、こういうネットワーク協議会ということができております。

続きまして、そのネットワーク協議会で中房総宣言というのが発信されているんですが、これはいつごろ発信されたんでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 中房総宣言につきましては、平成23年8月4日でございます。これは、市町村の域を超えて自治体が連携し、広域的な取り組みを行うことで、効果的な観光振興、地域振興、交流人口の拡大を図ること等を目的といたしまして、構成市長による決意表明でございます。

○副議長（麻生 勇君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） これに、大多喜はこのときには出席はどなたがされたんでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私が出席しました。

○副議長（麻生 勇君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） そうですか。けさ、ちょっとネットで調べて、これは2011年8月10日

ということで、これを見ると西郡さんかな、写真が出ているんですけどもね。その辺は、じゃ、ちょっとこれ、何か西郡さんみたいな気がしたんですけども町長でしたか。そういうことで、各市町村頑張って何とかしたいということで、いちほらアート×ミックス2017、これ、新しいものですね、これも出てきましたので、そういう観光立県というか、中房総、いろいろな各市町村計画を持って、今後も地域発展のために頑張っているということで、それと、今後の同協会の活動と経過報告について知っている範囲で、もしその辺をちょっとお伺い……。中房総の観光推進ネットワークの活動、経過報告というか、今後の活動についてお願いします。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 協議会の活動の経過報告と今後の活動ということでございます。

まず、吉野議員より平成28年6月議会でご質問いただいたようでございますけれども、市原市の観光協会が、これが現在事務局でございます。協議会につきましては、28年度事業の内容といたしまして、先月でございますけれども2月10日、会議が開催されております。これは幹事会でございますけれども、今年度の事業報告並びに収支決算の報告がございました。

会議の状況でございます。まず総会を1回、幹事会を1回、担当者会議が3回行われております。協議会のキャンペーンといたしましてでございますが、主催キャンペーンといたしまして、6月と1月の2回、これは海ほたるでございます、会場で行っておりますキャンペーンでございます。ほかの他団体の主催PRイベントも参加ということで、これは10月の上総いちほら国府祭り、さらに、県でございますけれども、ちばアクアラインマラソン、こちらのほうに協議会として出店し、ノベルティーの配布を行っております。

11月から12月にかけてまして、東京都にございます、東京都丸の内にございますKITTEでございますが、千葉県のアナテナショップ、こちらのほうでパンフレットの配布、協議会内の各市町村の観光PRパンフレットの配布を実施しております。

また、県外へのイベントの参加でございますけれども、こちらにつきましては栃木県の佐野インター、こちらのほうで、高速道路でございますけれども、こちらのほうのサービスエリアでのキャンペーンの参加、これを3月11日、現在予定しております。各市町村のほうのノベルティー関係、PR観光部分を、現在、市原市のほうに送付しており、当日参加をする予定でございます。

さらに、ちばアクアラインマラソンのほうの、この会議のほうにも担当者として参加をし

て動いていただいておりますのでございまして、さらに協議会では、当然のごとくでございますけれども、インターネットを使いましたウェブサイトの運営、こちらのほうも内容の更新も随時していただいておりますということでございます。

さらに、当協議会で現在検討しているところでございますが、これは中房総宣言にもございますが、圏央道を活用いたしました広域連携の取り組みということで、東京湾を挟んだ対岸でございます川崎市、こちらのほうにパンフレット設置を事務局のほうからお願いしているところでございまして、現在川崎駅、ＪＲの川崎駅の構内にパンフレット置き場を設置していただけるということになったということをご報告しております。当協議会側も設置について詳細な検討を現在しておるところでございますので、また相互に地域活性化を図っていただける取り組みを図っていききたいということでございます。

また、今後の取り組みということで、先ほど議員さんからございましたが、４月から市原市内で開催されますアート×ミックスですね、こちらがでございます。こちらのほうも当協議会のエリア内の関係市町村のほうに出展の募集を行っております。多数の申し込みがございまして、その場で、やはり各地域の観光魅力発信の場につなげていただけるというふうに期待しておるところでございます。

また、本年度と同様でございますけれども、また新年度の総会が４月に開催される予定でございますので、その総会の場で基調講演を企画したいという事務局のほうのご提案がございました。テーマを設定しまして、当日お願いできる講師と打ち合わせを詰めていきたいということでございました。現時点ではテーマにつきましては、事務局案でございますけれども、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、これを控えました観光事業者が訪日外国人、インバウンドでございますけれども、対応に苦慮しないために、おもてなしなどの基本的な対応を学ぶ機会というところでテーマを設定していただけるようでございます。

さらに、平成23年度に採択されました先ほどの中房総宣言でございますけれども、こちらにもあるように、協議会の会員の相互の連携、さらに地域振興を図りまして、中房総の名を全国に発信し、圏央道の波及効果を最大限に生かし、多くの人を中房総に呼び込み、また、中房総を訪れてくれる人々を笑顔とおもてなしの心をもってお迎えする協議会の事業展開を実施していくということでございますので、本町もともに推進をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（麻生 勇君） ５番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） ありがとうございます。今、るる説明がございました。いちほらアート×ミックス、やはりこういう物産展、あるいは町民のいろいろな農産物、生産物、出店できるようにご努力、宣伝、全ては宣伝だと思うんですよね、やっぱりネットをよく活用して、もうこれ、きょう出して、今すごくすばらしい答弁でありありがとうございました。頑張ってください。

続きまして、3番の観光資源の有効活用ということで前にも一遍やったと思うんですが、役場庁舎の屋上にありますモザイクの壁画というか、そういうあれも何か今、ちょっと登れる。登っちゃいけないのかな。その辺をちょっとお聞きします。屋上の……。

○副議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 見学される場合は、総務課のほうに声をかけていただければ、総務課の職員が同行して見学していただいております。ただ、何もなくて入っていただくと、ちょっと全く危険がないわけではございませんので、総務課のほうに声をかけていただいて見学していただくと、そういうふうになっております。

○副議長（麻生 勇君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） やはり総務課を通さないと、普通の観光客はただ上がって見るというわけにはいかない状態、現況は。

○副議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 屋上につきましては手すり、その屋上の周辺にパラペット、壁ですけれども、それがあんですが、それが当時のままで改修はしておりませんので、基準の高さに達していない。あと、パラペットのところに大きな空間がありまして、そこでですと、子供さんなんかですとそこから下に落ちちゃう可能性もあるので、全く自由に見学していただくということに関しましては、ちょっと支障がございます。

○副議長（麻生 勇君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 昔、学生の時はよくこの上に上がって、自由に上がったんですけども、やはり今はちょっとそういう建物の安全性ということで許可がないと、この辺も少し今後の課題で、せつかくあるんですから見ていただきたいと思います。

続きまして、横山の住宅の増設計画についてお伺いします。

当初、説明ですと、コチウランの従業員宿舎だけということであったんですが、その辺のときに、町営住宅にしたほうがいいんじゃないかということで、私もそのときに質問したんですけども、時間がないので、今回はその6戸分だけということで、今工事が着々と、

今月いっぱいでき上がるのかな。時々現場は見に行っておるんですが、何か、地鎮祭のときにはちょっと真ん中につくっちゃって、この奥に14戸、当初20戸ということで説明を受けたので、その辺ができるのかどうか、ちょっと確認です。お伺いします。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 横山住宅の増設計画の敷地についてのご質問だと思いますけれども、増設する場合の敷地については、昨年10月プロポーザルを実施したときに、現在建設しております6戸分と、増設する場合の敷地も考慮して提案いただいておりますので、増設スペースについては問題ないと思います。

○副議長（麻生 勇君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 一部議員さんが台湾に現場視察に行ってきて、行く行くは町長さん初め議員さんも200人の雇用があるということを私も聞いております。そうしましたら、やはり長期計画でそういう雇用の問題もありますので、そういう町営住宅の今後の建設の計画を持っておるかどうか、確認でございます。お願いします。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 町外から町内に就業する人の受け入れ体制だと思いますけれども、ラン栽培施設の計画が進みますと就業者もふえると思いますが、町内就職者もいれば、町外から就業する人もいるのではないかと推測します。こうした就業者の住宅を確保することは定住化、人口増につながりますので、関係課と連絡を密にして対応したいと考えています。
以上です。

○副議長（麻生 勇君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） そういう、今すぐコショウランの栽培ということで注目されておるんですが、そのときに、やはりある議員さんが各町内の企業を回ったら、うちの従業員も今、茂原から通っている若い人がいるので、できればそこに入れてくださいとか、根本さんが、増田製作所かな、いろいろ企業を回ったら、そういう現場の声を聞いております。私も観光協会の会長、滝見苑さんからも、じゃ、うちの従業員も入れてくれというふうな話も聞いておるので、やはりこういう人口増対策をするのであれば計画的に、町営住宅であれば国、県から50パーセントの補助金、これはそのとおりですか。50パーセントの補助ですか。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 補助率について今はちょっとわかりませんが、公営住宅、町営住宅の場合だといろいろ網がかかりますので、今つくっているような住宅はできるかど

うかというのはわかりません。要するに、補助金をもらいますといろいろ網がかかってきますので、それがどういう住宅ができるかというのは、今できている田丁住宅とか大多喜団地とかありますけれども、今やっているような住宅はちょっとできないんじゃないかと思います。

○副議長（麻生 勇君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） どうですかね、これ、先行き。じゃ、あそこに町長さんはどういうふうな町営住宅であるか、今みたいな建て方でやるか、その辺の長期計画というか、町長さんの考えはどうなんでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） この今回の企業向けの住宅につきましては、もう既に議会でもご説明しておりますけれども、要は企業さんに貸し出しをするという形で今回進めているところでですね。たまたま、今回はコチョウランに際しまして富士通さんのほうで、九州のほうから来る人がいるのでということで急遽 6 名分の 6 部屋ですね、そういうことで 6 世帯分のものを急遽つくったんですけれども、これは町内にある企業さんのそれぞれ、今、町にそういう住宅がないということで、近隣の茂原、あるいはそのほかの市町村に住宅を求めているということで、できれば町内にそういうものを欲しいという企業さんからの要望が、実は企業連絡協議会の会議の中でもありまして、また、それに加盟していない方でも、今お話のあった方からもそういう話が出ておりまして、これは、進めているのは企業向けの社員のそういった施設としてのものがございますので、町営住宅となりますと、先ほど、補助金をもらいますと、今の課長の答弁がありましたように網がかかりまして、それはもうそういうことで貸せなくなりますので、そういうことで今回は、前回の議会でもご説明したとおり、やはり企業向けに貸し出すと、そういう形のもので進めていますよということでやっておるわけでございます。

○副議長（麻生 勇君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 今、町長さんから細かい説明がありました。企業連絡協議会とかやっぱりそういう中でも、やはりそういう今回のコチョウランの町の対応に対して関心を持っているということで、やはり町内にある企業さん、やっぱり同等にそういう希望者があれば、やはり人口増ということであれば、それは議会も皆さんも、一企業じゃなくて、やはり公平にそういうものをつくるのであれば議員さんも反対はしないと思うし、それが人口増につながるのであれば、当初 1 K ということだったんですけれども、やはり将来的に住んでもらう

には、今1LDKでやっているのです、そういうことで、やはり企業さんからの要望があればということで、どうですかね、町長さん。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 当然、今お話ししましたように、これはたまたま今回募集したときにこの会社が応募したということであって、今、企業連絡協議会さんを含めて、企業さんのほうの今の希望を聞いているところでございまして、その辺がまとまれば、当然我々は長期でお貸ししますので、安定的な貸し主ということになりますので、企業に貸しますので、企業さんのほうで、じゃ、何部屋欲しいとか、こういうものが欲しいとかという要望を今とっていますので、それがまとまれば、また第2期とかという、そういう形になっていくと思います。

○副議長（麻生 勇君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今、町長さんからすばらしい意見というか、やはりみんなと相談してやっているということなので、その辺はやはり一企業じゃなくて、公平に大多喜へ貢献している企業であれば、やはりそれなりの対応をしないといけないと思うので、その若い人が茂原から通っているというのも、そういう話を聞いちゃうと、ちょっと行政へもう少し自分らも言わなくちゃいけないのかと思って、今言わせてもらっているんですけどもね。やはりそこなんですよね。やっぱり町発展のためには若い人をふやさなくちゃいけないし、それがほかの市町村、アパートを借りて通っているというんじゃ、せっかくのあれがね。

まあ、いい話を聞きましたので、これからいろいろ大変だと思います。今、各課いろいろご説明いただきまして、それなりに頑張っております。議会も頑張ります。町民も、中野のほうの拠点も皆さん一生懸命やっていますので、今後ともよろしくお願ひしたいということで、一般質問をこれで終わりにします。

ありがとうございました。

○副議長（麻生 勇君） 以上で、吉野僖一君の一般質問を終わります。

◇ 根 本 年 生 君

○副議長（麻生 勇君） 次に、4番根本年生君の一般質問を行います。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 根本でございます。一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

すみません、私、もうここで何回もやっています大多喜高校の永久存続に向けてというこ

とで、また再びやらせていただきます。

今、県は第3次学校改革推進プランの実施をしようとしております。平成23年から28年前期、前期の統合は案が示されて、着々と統合が実施されているところだと思います。平成29年からは、平成33年まで後期の改革プランの実施に当たって、県もこれは着々と案を練っているものと思われます。

前期のスケジュールによりますと、平成23年11月だったですかね、県のほうから前期の統合の案が示されました。これは、近隣でいうと、大原、勝浦、岬を統合するんだということで発表されました。そのスケジュールからいうと、平成29年には後期の案が出てくる可能性が非常に高い。案が出てすぐ統合できるわけではございませんので、33年までにそれを確定させるためには、今年度案を出さないと間に合わないということだと思います。その際、大多喜高校が統合されるような案が出てくることは絶対に阻止しなければなりません。一度俎上にのったら取り返しがつきません。

別紙の資料の中でも、勝浦高校の統合の説明会の質疑応答の資料を入手することができましたので、そこにも書かせていただきました。勝浦高校の統合に当たっての説明会、勝浦会場。その主な質問は、300人という住民が集まった、1万4,000筆の直筆の存続を求める書面を渡した。統合になると通学の費用がふえる。県教育委員会の話は統合が前提になっており、おかしい。多くの住民が勝浦高校の現状については何も知らなかった。高校がなくなれば若い世代が地域を離れ、過疎化にますますはずみがついてしまう。地域と融合しながら110年も続いた高校をなぜなくすのか。勝浦市の基幹産業と密接に関連している高校をなぜなくすのか。統合するに当たり通学の利便性を強調しているが、それを言うなら、いすみ鉄道を利用して通学している大多喜高校のほうが不便であり、大多喜高校と大原高校を統合すべきではないのか。ほかにもたくさんの反対意見が出ました。

また、それに対して県教育委員会の回答は参考資料2のほうです。高校生にとっては、大勢の人と交流することにより、その人格が形成していけるんだ。上り路線、下り路線の利便性のよさから大原が統合の新校になることが適切だと思っている。やっぱりあの高校に行きたいと言われるような魅力ある学校づくりを進めていきたい。適正規模の学校と小規模の両方があって、どちらに行くのか選択できればいいけれども、このままでは全て小規模高校になってしまうので、統合する学校は統合し、小規模で残せるところは残すと、そういったことでございます。あと、学級数も4から8クラスが適正であるというような回答で、たくさんの反対意見が出たけれども、結果として勝浦高校は統合されてしまいました。これを見る

限り、一度俎上にのったら取り返しがつかないんです。

現状、多くの県内の高校を見ていまして、大原と大多喜はいすみ鉄道でつながっていて、30分もかからない範囲にある高校です。これが多分一つになるという案は検討しているものと思われます。俎上にのる前に、いろいろな諸問題を解決しないといけません。その件でお伺いします。平成29年度の志願者数はどのようになっておりますか。

○副議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 大多喜高校の平成29年度の志願者数でございますけれども、定員160人に対し153人の志願者数及び受験者数があり、前期選抜内定者が97人でございます。後期選抜につきましては、募集人員63人に対し志願者数は69人ございました。

以上でございます。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ありがとうございます。

皆様のご尽力によって、去年は定員割れでしたけれども、ことしは定員を確保することができました。本当に皆様のご努力、本当に一生懸命やってきた結果だと思って、本当に厚く御礼を申し上げます。この流れを何としてもとめずに、このままの形でいろいろな改革を進めていかなければいけないと思います。町長、どうでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） もちろん、大多喜高校は大変伝統のある高校でございますので、町としてもやはり重要な高校と捉えております。

先ほど質問にありました、いわゆるその統合に向けての俎上の問題なんですけれども、特に、いきなりこれは統合しますよということで地域説明をやっているのではなくて、事前にやはり教育長を初め教育関係者の会議があるんです。うちのほうの教育長もその会議には出席しておりまして、大多喜高校はどうしても残す必要があるんだということを常に訴えていたんですね、その会議で。私が教育長からの報告を受けるときに、ほかの地域のやつはそれほど強く推していなかったと。大多喜町は伝統校だからということで、教育長はもう必死になってそれを訴えてきたということがありまして、最終的にその中で決定をして統合が決まっているという経過がありますので、勝浦のこの説明の、今の説明会というのは、統合が決定しちゃった後にやっておりますので、地域の人が当然知らないことがあるかと思いますが、そういう中での回答であったと思います。しかしながら、これからもそういうことがあってはなりませんので、我々も必死になって、この大多喜高校については守っていかな

ければいけませんので、町としても後援会を通じまして、また町がいろいろな形で側面的に支援をできるものはやって、やはり残していくということの決意は変わりません。

○副議長（麻生 勇君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 大多喜高校支援会議の座長というんですか、会長を務められております副町長、いかがでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 大多喜高校の存続につきましては、今問題になります永久的にということではありますが、まさに町にとって大多喜高校というのはなくてはならないと、あるいは経済的な面もあるし、教育の面でも、なくなるとやはり子供たちが遠くに通うことになりますので、やはりそういう面でも非常に通学に不便になってきますので、高校につきましては、ぜひ力いっぱい皆さんと協力しながら残していく覚悟でございます。

○副議長（麻生 勇君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 続いて教育長にお聞きしたいと思うんですけれども、教育長は平成22年の、たしか大原、勝浦、夷隅郡内の高校を統合する際に当たって、夷隅地域の協議会の委員でもありましたし、この間支援会議の中でも小学校、中学校、高校の連携が大事だよということの意見がたくさん出されました。その中で、小学校の統合も無事終わり、中学校の統合も、石井教育長のおかげでスムーズにいったと。他の市町村なんかといろいろなトラブルがあったにもかかわらず、これがスムーズにいったということは、本当に石井教育長のご尽力のおかげだと思っております。

それで、きのうの会議で3月をもって勇退されるということで、非常に残念でなりません。今後も、おやめになった後も、大多喜町の教育の面に関していろいろとご相談等をさせていただくことがあろうかと思っておりますので、何とぞその点はよろしく願いいたします。教育長、一言。

○副議長（麻生 勇君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 身に余るお言葉をいただいて本当にありがとうございました。私も3月で退任ということになりましたけれども、ここまで6年間、それこそ議員の皆様、あるいは町長を初め執行部の皆様には大変なご指導、ご理解をいただいてここまでできました。心から感謝を申し上げたいと思います。

今のパブリックコメントを、私、ちょうど教育委員をやっております、大原高校、それから岬高校、それから勝浦若潮高校、この3校の統合をどうしたらよいかと、もっと前には

夷隅管内の高校をどうしたらいいかという話からスタートしているのですが、そのときにやはり大原、それから勝浦若潮、岬、3つが大変人数も少なくなってきた、これはひとつしかりとした進学校、もう一つはしっかりとした地域の活性化のためにできる高校ということで2つに絞ってきたわけです。今現在は、先ほど町長もおっしゃいましたように、33年度までの県立学校改革推進プランができていますけれども、この近辺では31年度に市原高校と鶴舞桜が丘高校が統合が決定しております。その間、じゃ、大多喜高校とか大原とか、それは全く今話にはのっておりませんので、しばらくはこのままいくものと思っております。

以上です。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 皆様の力強い発言ありがとうございます。

しかしながら、まだまだ安心することはできません。大多喜高校、本当にまだいろいろな問題を抱えております。これはみんなで努力して何とかいい方向に持っていかなければならないと思っております。

それで、会議が何回か開かれまして、皆さん本当に熱心にいろいろな発言をなさっています。しかし、会議でいろいろな意見は出るんだけど、それが実行に移されていないというのが実情だと思います。サプリのほうは、この会議の前に始まって今も順調にいつていると思います。そのほかにもいろいろな問題が提案されているにもかかわらず、まだ具体的な施策が行われておりません。特に、一番多く皆さんが発言されているのが通学問題ですね。どうしても大多喜は交通の不便なところにあります。これを何とか解決しないといけない。続きまして、いすみ鉄道とバス会社との関係。これも多くの父兄のほうからも陳情が来て、一生懸命努力していると思います。

あと、生徒の昼食、弁当の利便性についてですね。これも多数の父兄の方から、やはり遠くから来ると、お弁当というのがちょっと非常に難しい問題になってきているということを知っております。今は何かパン屋さんが来ているそうです。以前は近くのスーパーとかお弁当屋さんが来て販売していたそうです。それで、これについては4月になりましたら、もしそういった要望があるのであれば学校のほうとしても検討しますよと。お弁当を持ってきてくれるような、おかげさまでお弁当屋さんも大多喜町にはふえていると思いますので、その辺ももし協議していただければ……。

あと、魅力ある学校についての取り組み。これも魅力ある学校にしくちゃいけないということでいろいろな案が出てきているけれども、どういった形の魅力ある学校にするのかと

いう具体案が全然出てきていません。これもはっきりさせなければならない。

あと、保護者が送迎する際の、この前も言いましたけれども車の送迎場所。中学校もそうですけれども、高校もそうですけれども、多くの生徒が車で来ています。これを何とか確保しないと、事故とか何か起きたときには取り返しのつかないことになりますので。

あと、部活動の活性化、地域との連携、学力の向上、さまざまな問題がありますけれども、今後、来年度、どのような施策を行っていくのか。実際会議ばかり開いても何もなりませんので、具体的な案をできるものから一つ一つやっていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） まず通学問題についてでございますけれども、生徒の通学に関する利便性は重要な問題でございます。大多喜高校支援推進委員会としても通学状況のアンケート調査を行い、生徒の通学状況や意見等を把握したところでございます。多くの意見といたしましては、定期代を安くしてもらいたい、いすみ鉄道、小湊バスの運行本数をふやしてもらいたい、外房線との接続をよくしてもらいたい、登下校などの時間帯に合わせた運行をしてもらいたい等の意見があり、アンケート結果をもとにして、いすみ鉄道に対しては要望活動を行い、一部時刻の変更が行われる予定でございます。また、小湊バスに対しても要望活動を行ったところでございます。いすみ鉄道及びバス会社との関係でございますけれども、大多喜高校へ通学する生徒の公共交通機関でございますので、必要に応じて協議等を行い、通学の利便性を高めていきたいと考えております。

生徒の昼食、弁当等の利便性についてでございますけれども、生徒の昼食の弁当につきましては、個々が家庭から弁当を持参しておりますので、現時点では特に利便性については考えておりません。

魅力ある学校についての取り組みでございますけれども、魅力ある学校についての取り組みについては、大多喜高校支援推進委員会を3回開催いたしまして、大多喜高校の魅力向上及び学力向上への取り組みや意見交換を行ってまいりました。運動部や音楽に関して小中高の連携が図られているところもあり、特に学校からの情報を発信しまして、広く学校の特色や地域との交流をPRしていくことによりまして、保護者や子供たちが魅力を感じ、魅力ある学校づくりができるものと考えております。

保護者が送迎する際の場所についてでございますけれども、特定の場所は定めておりません。特に、学校付近の町道等の空きスペースでの乗降が多く見られます。なお、町道中野大

多喜線の大多喜高校入り口付近の道路改良が行われておりまして、学校給食センター側に多少のスペースができますので、乗降場所として利用可能ではないかと思っております。

部活動の活性化でございますけれども、部活動につきましては学校の指導方針により活動をされておりますので、大多喜高校支援推進委員会等で協議してまいりたいと考えております。

地域との連携でございますけれども、地域との連携につきましては、地域住民を初め近隣の中学生在が参加しての交流としてミニ集会を開催し、意見交換を行っております。また、生徒によるいすみ鉄道の支援活動等を積極的に行っております。駅舎清掃、車両清掃、菜の花の種まき、お城まつりへの参加などを行い、地域との連携を図っております。

学力の向上でございますけれども、先ほど根本議員さんからお話ございましたように、今年度よりスタディサブリの導入によりまして学力向上に取り組んでおり、1年生は全員、2、3年生は希望者で行っております。町としても学習支援として補助を行っております。今後も継続いたしまして、全員が加入し、学力向上を図ることにより進学や就職に役立つものと考えております。また、大多喜高校の生徒に中学校2校の夏季休業中の学習会にボランティアとして協力をしていただいております。

以上でございます。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません、それで私が聞きたかったのは、一番この中で大きいのは通学問題と魅力ある学校についての取り組みでございます。これを来年度施策として行動を実際に起こすのか。来年予算計上して、通学問題、魅力ある学校、この具体策をどんどん打ち出さないと、会議を何回やっても、何かいつ前に進むんだと。いきなり全部はできないでしょうから、少しでもできるものから施策を施して内外に発表する。幾ら会議を開いていても、行動に移さなければ何もならないと思っているんです。今のは、具体的に通学問題、魅力ある学校について、これをやるんだよという力強い答弁がございませんでした。来年度から具体的に動かないといけないんじゃないですか。

○副議長（麻生 勇君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それでは私のほうから、推進員会ということでご答弁させていただきますけれども、確かにそれは、大多喜高校存続に向けて、これをやらなくちゃいけないということはあるんですけれども、なかなか行政と教育とはちょっと違うので、なかなか私も行政のほうでこれをやれというのはなかなか言えないんですけれども、この前も22日に

推進委員会を開催したんですが、その中でもやはり子供たち、根本議員さんも傍聴に来られておりましたけれども、5人の生徒さんがやっぱり推進委員会のメンバーとして参加していただいております。その中で、やはり子供たちに、魅力ある学校というのは何かということで私は聞いてみたんですよ。皆さんにいろいろ話したんですけども、私のほうから子供さんたちに「魅力ある学校って何ですか」というふうに聞きましたら、子供たちは、その学校で、例えば一人の方は、理科の勉強がすごく大多喜高校はいいということで来ましたと。もう一人は美術をやりたいから来たと。子供たちにとって魅力というのは、そういうことかなというふうに思います。

通学問題にしても、これは確かに必要なことなんですけれども、やはり圏域の中学生の数がこれからどんどん減っていく中で、ただ通学だけだと、それはもう定員割れになっていく可能性もあります。やはり本当に学校の魅力づくりというものを考えていかないと、これはできないと思いますので、私どもとしては、今具体的なことはお話がございましたけれども、私の考えとしては、この前の委員会でもお話が出ておりましたけれども、大学との連携ですね。大学との交流だとか、スタディサプリもそうなんですけれども、やはり大多喜高校としての本当の魅力づくりをしていかないと、これから外からの中学生が学校に来てくれないと思いますので、これはやはりPTAだとか後援会等を含めて、具体的なその施策をこれから練っていくということできたいと思います。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 本当にさまざまな意見が出て、こうしたいという方向性は大体煮詰まっていると思うんですよ。やはりこれは具体的に施策を行わないと、魅力ある学校をつくるといっても、これは1年、2年じゃできないですよ。5年、10年かかりますよ、これが内外に認められるまでには。一年一年勝負なんですよ。来年から具体的な政策をやらないと、できるものから始める、1つでも2つでも。そうしないと、永久存続ということがまた危機的な存在になる可能性もありますので、ぜひこれは具体的な策を早急に煮詰めて行動に移してもらいたいと思います。

次に行きます。

○副議長（麻生 勇君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。15分まで休憩します。

（午前11時06分）

○副議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 1 1 時 1 6 分）

○副議長（麻生 勇君） 一般質問を続けます。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 続きまして、私、空き家対策について質問させていただきます。

議員になってから、また今回の選挙期間中もいろいろなところを回らせていただいて、本当に空き家がふえたな、そういった実感を強くしております。それでいろいろ調べました。何とかならないだろうか。空き家の特措法ができ、27年5月26日には完全施行されました。大多喜町にとって空き家問題は大きな問題だと思います。さまざまな深刻な状況がこれから出てくるものと思われます。空き家対策は重要な施策の一つです。この件についてはどのような認識でいますか。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 今のところ、空き家に関して苦情とか相談とかはないと思いますけれども、今後その空き家等に、特定空き家に関しては問題が生じてくると思いますので、特措法に基づいて条例の施行が必要になってくると思います。

○副議長（麻生 勇君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 今のところ余り苦情はないということですが、苦情がたくさん出たら手を打っても間に合わないの、何事もそうですけれども予防する。風邪も引き始めが大事です。熱を出して頭が痛くなって休むようになったら取り返しがつかないんです。今のうちに、早急に対策を練るべきだと思います。

それで、いろいろ調べてみましたら、私、参考資料3、これは大多喜町のほとんどの、今、皆さん課長さんでいらっしゃいますけれども、ほとんどの課に関係してきます。まず防災上の問題です。いろいろな倒壊、外壁等の落下、空き家になれば火災の危険性もふえてまいります。これは総務課の所管だと思います。衛生上の問題、浄化槽の放置、蚊の大発生、ネズミとか小動物のすみかになっている可能性があります。これは環境課と産業課が影響してくると思います。また、景観上も非常に好ましくありません。今大多喜町も移住者をたくさん迎えようとしていますけれども、行ってみて、空き家があつて崩壊された建物があつて、そういったところに皆さん来ますでしょうか。なかなか難しいんじゃないでしょうか。景観上の問題になると、これまた産業課になるのか、あと、環境上の問題もあります。落雪に

よる歩道の阻害とか、樹木が道路に出っ張ってくるとか、これは建設課の所管になると思います。さまざまな課にまたがっていろいろな問題が発生してきます。

その件でお聞きします。空き家に関する担当課窓口はどこですか。また、窓口は一本化し、町民の負担を軽減し、利便性の向上を図るべきだと思います。国が指針を示し、千葉県もいろいろな指針を出している中で、空き家等の、その中のある実施体制というところですね。空き家等の所有者みずから空き家等の今後の利用方針に関するものから、空き家等が周辺に及ぼす悪影響に関する周辺住民による苦情まで、各種相談に対して各市町村はできる限り迅速に回答するよう求められています。相談体制の内容や住民に対する相談窓口の連絡先についても具体的に示しなさいと、そのような指針が出ております。今後大多喜町もいろいろな条例をつくっていくと思いますけれども、その条例に対しては特措法の内容に沿った条例でなければならない。これは当然のことですよね。その面からいっても相談の窓口を一本化して、所有者の方から電話がかかってきたときに、これは総務課だから総務課に回すとか、そういったことではなくて、一つの窓口で迅速に対応できる体制を整えるべきだと思います。いかがでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 空き家に関する担当課、窓口の一本化というご質問ですが、空き家に関する全般的なことについては建設課で対応します。空き家バンクに関しては企画財政課、防犯・防火などに対する対策については総務課、雑草の繁茂や環境衛生に関することは環境水道課で対応します。また、景観などに関しては産業振興課と、それぞれさまざまに分かれています。また、このような空き家対策にはさまざまな問題がありますので、窓口を一本化するということはできないと考えます。相談に訪れた方が不便を感じないよう適切な対応に努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 所有者の方が困って来たときに、建設課で全てのことが対応できないということですよね。所有者の方は何が何だかわからない形で、所有者の方が100パーセント理解して相談に来ればそれはいいでしょう。しかし、わけもわからなくて素人ですから、どうしていいかわからなくて相談に来るときに建設課だけで対応は難しいと思いますよ。せめて細かい内容については総務課とか企画課とか環境課とかに回してもいいだろうけれども、ある程度一義的な回答は建設課で全てできるような形にしておかないと、所有者の方、じゃ、

建設課に電話したけれども、じゃ、また総務課。いや、総務課もちょっと話が違うな、企画課。いや、企画課も違うな、環境課。また企画も環境も全て絡んでくる可能性もあるじゃないですか。そうしたら所有者の方は各課、企画に行きます、環境課に行きます、総務課に行きます、建設課に行きます、みんな行くんですか。そんなことをしていたら、所有者の方は嫌になっちゃいますよ。もっと住民の本当に深刻な悩み、恐らく空き家のどうしたらいいのかというのは皆さん深刻に悩んでいると思いますよ。それをできるだけ一つの窓口で住民の負担の軽減を図る、これが非常に大事じゃないですか。なぜ一本化しないんですか。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 特措法によりましてこれから条例をつくるわけですが、そういう面で一本化ということに関して、また建設課で全般的なことは建設課ということであって、これから当然勉強していかなくちゃいけないんですけれども、また、それぞれその課で専門的なこともありますんで、その辺は、これから当然条例をつくる上では各課と協議しながらやっていくということで、当面は建設課のほうもそれなりの勉強はしていかななくちゃいけないと思っています。

以上です。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） できる限り一本化して住民の負担を軽減するとともに、空き家対策を早急に進めるような対策を進めてもらいたいと思います。

次に行きます。2月2日に、千葉市において千葉司法書士会主催の、千葉県が後援しています「『相続登記未了問題解決のために』～空き家問題と震災復興から考える～」というシンポジウムが開かれました。これは、相続登記が未了、空き家対策として、所有者がわからない——所有者がはっきりしていて、その方が管理しているんだということがわかれば、その方と交渉すればいいんですけども、誰が管理しているのかわからない、相続人わからない、どこに誰があれするのかわからないということは、放置される大きな原因になっていると。空き家問題で一番困るのは、崩壊した建物がそのまま残ることなんですよ。そうでしょう。空き家だって、常にちゃんと管理していれば何の問題もないんですよ。そのためには相続人あるいは所有者を探すということが非常に大事だということでシンポジウムが開かれました。そのときには県の周りの市町村から60名余りの職員が来ました。私は、大多喜町は参加していないと書いちゃったんですけども、ちょっとそのときに名簿をもらったんですけども、そのとき大多喜町の名前がなかったものですから失礼いたしました。税務

住民課のほうで行っていただけたということでございます。それで、そのときは県会議員の方も多数みえていました。各市町村は職員の方と議員さんと一緒になって来ました。もう議員と行政が、議会と行政が一緒になって解決しようよと、そういった姿勢のあらわれだということを知っています。

それで、司法書士会の役員の方がチラシを持って、これから司法書士協会がお手伝いをしますよというチラシを持って大多喜町に来たと思います。それを見て、多分税務住民課の方は行ったんだと思いますけれども、これは、税務住民課のほうは大多喜町を代表して行ったんですか。先ほど言いましたように、総務課、環境課、建設課、産業課、いろいろな課がまたがっているわけですから、税務住民課さんが行くということは、そういったところにも当然関係があるわけですから、皆さんで協議して、じゃ、今回は税務課の職員が行くよという形で大多喜町を代表して行ったんでしょうか。

それで、そのとき行った資料、非常に重要な、貴重な資料をいただきました。相談の事例集とかQ&A、それは各課のほうに回覧して回してあるんでしょうか。いかがでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） ただいまの件ですけれども、町のほうにメールでのご案内が来たというか、税務住民課のほうに相続、未登記の関係のシンポジウムがあるというふうなことでご案内が来ましたので、税務住民課として参加をさせていただいたというふうなことで、特段関係課との協議はしておりません。また、その関係文書についても、私のほうまでは、決裁がこれは回ってきましたけれども、特段関係する課等への回覧等は実施しておりません。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 私が聞いたところによると、たしか司法書士会の役員の方から聞いたんですけれども、企画課と建設課にもお願いに行っただと。それで協定書を結びませんか、司法書士さんのほうから司法書士会がお役に立ちますというこんなパンフレット、あと協定書を結びませんかという、こういったパンフレット、既に結んであるところもありますよね。

それで、国、千葉県の指針の中にも、空き家対策にかかわる実施体制、これをつくりなさいと。その中に、当然役場の職員だけでは専門的なことがわからないだろうから、専門家、司法書士、弁護士、不動産業界、NPO、その人たちの専門家の意見を聞きなさいと書いてあって、専門家のほうから一緒にやりましょうと手を差し伸べているのに、なぜそれに応えてあげないんでしょうか。大多喜町はいろいろな難問を抱えていますけれども、行政だけで

解決できる問題は何もないでしょう。専門家、あるいは一般住民、全ての協力体制の中でなければ何もできないと思いますよ、特に空き家問題。この想定集の中にも書かれています。具体的な案で言うと、今、空き家になって相続人がいなくて困っているけれども、どう処理していいのか。行政から、隣から苦情が来たので何とかしたいんだけど、お金もないし相続人もわからないし、誰も手をつけられないとか、いろいろな相談の事例集もここにちゃんとあるんですよ。この間司法書士協会に行きましたら、こういった問題が行政側に来て、行政側から相談を受けた事例集だそうですよ。なぜ専門家の意見を一緒にやろうと手を差し伸べているのにやらないんですか。いかがですか。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 県の指針ですと、弁護士会とか司法書士会にもし相談が来れば、そういうところを紹介しなさいというようなマニュアルができると聞いております。それで、またそういう司法書士会との協定については、条例等が施行になった場合に、またそういうことは考えていきたいということで、まずは条例をつくるのが先決ではないかと思います。

○副議長（麻生 勇君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 条例をつくるに当たっても、やっぱり専門家の意見というのが非常に大事だと思いますよ。役場の内部だけでなかなかつくれるものだとは思いません。いろいろな問題、相談、内容を吟味した上でつくっていかねばなりませんので、できるだけ専門家の方々と協力してやっていただきたいと思います。

続きまして、空き家の問題で、措置法の考え方は何があるかということは、これは聞きましたので、続きまして4 番の④の空き家対策の調査、現状分析、問題点の洗い出し、これもやりなさいというふうになっていますけれども、空き家対策等の調査、現状分析、問題点の洗い出し、これはいつごろ行いますか。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 空き家対策の調査、現状分析、問題点ですけれども、活用できる空き家の調査については平成27年1月に町職員により実施しております。空き家の増加は、人口減少や都心部への雇用の集中、介護施設の利用増加などが原因と考えられます。現状分析や問題の洗い出しについては、条例制定後、条例の中で調査というのが項目がありますので、条例ができ次第、もう一回調査して進めていきたいと思います。

以上です。

○副議長（麻生 勇君） 4 番根本年生君。

○4番（根本年生君） 先ほど、平成27年に役場の職員を動員して空き家の調査を行ったと、その報告は議会でも受けています。せんだって空き家が何件あってとか、これは空き家バンクに関する調査ということだと、使える空き家があったら空き家バンクに登録しませんかというような、そういった趣旨だと思われれます。しかし、一通り大多喜町内全部回ったわけでしょうから、そのデータベースというんですかね、どこに空き家があって、どこがどういった状態だったというのがデータベース、そこまでいってなくても住宅地図のところに印をして把握していると思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 当時、私も自分のところを調査しましたけれども、空き家だけじゃなくて空き地も調査して、なおかつ動態図鑑に場所を明記して提出しております。だから、町内大体そういう場所は、動態図鑑の紙ベースですけれどもあります。

以上です。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） じゃ、紙ベースだということですからけれども、それはどこの課に行けば見ることができるんでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 空き家の関係につきましては、当時の産業振興課のほうから企画財政課で引き継いでおります。このときに空き家の調査をして、全部で205棟あるうち使用できないだろうと言われているのが34棟ございます。これはもうご報告している内容ですけれども、それで、そのときに一棟調査ということでデータをまとめたものはもちろんございます。それをデータ化されているというのもありますし、それと、先ほど建設課長のお話しになった動態図に位置を示しているもの、それと、今は地図情報システム、そちらのほうで空き家に関するデータベース、位置、ここが空き家になっていて、これは使えないものですよとか、そういうものを今落としているところでございます。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ぜひそれはつくっていただいて、情報として提供していただければ、我々も地区に帰って、いろいろな方と相談しながらいろいろなことができるかと思しますので、ぜひそれができた際には情報提供をお願いしたいと思います。情報提供いただけるんでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この辺の情報提供というと、非常にセンシティブな情報に考えられる方もいらっしゃると思います。実は空き家ということで、ここに空き家があると言うと、その情報で悪用される場合も多々ございます。そういうセキュリティー関係を十分に協議した上でないと、なかなかその提供というのは難しいものもあるのかなというふうには思っております。ただ、ケース・バイ・ケースももちろんあると思っていますので、その使用目的、そういったものに照らし合わせた上で、そこの受ける側で、果たしてそういう情報が個人情報保護できるのかどうか、そういったものも考えてということになろうかと思います。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 確かにその辺はあると思います。そうすると、そういった問題は恐らく行政だけでは判断できない問題だと思うんですよ。やっぱり専門家に聞かないといけない。先ほど言いました、この司法書士さんの想定問題集の中には、そういったことも細かく書いてありますよ。こういった場合は情報提供できます、こういった場合は誰それと誰それには情報提供できるけれども、誰それにはできないとか事細かく書いてありますから、できるだけ、もっと専門家の力を、これは無償で相談に応じると言っているわけですから、ぜひ協力してやってください。これは回答はいいです。

続きまして、この実施体制。今、建設課でやると言ったけれども、今のままで本当に、空き家問題は範囲が広いし、奥が広いし、今の体制では無理だと思いますけれども、来年度どのような形でこれを実施するんですか。体制はどのようにするんですか。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 空き家対策については、平成28年度当初、関係課で協議の結果、建設課において条例の制定を担当するようになりました。根本議員ご指摘のとおり、防災上の問題、衛生上の問題、景観上の問題、環境上の問題など、問題点は各課に関係していますので、それなりの専門的な問題については各課で対応するようになると思います。

以上です。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） できるだけ実施体制を十分整えていただきたいと思います。空き家対策を行うのには、来年度条例等をつくる。実施に当たって多少なりとも予算措置が必要だと思いますけれども、来年度予算計上するんですか。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 条例については、もう土台というか、条文については大体できて

いるんですけれども、これから建設課のほうでも職員がある程度勉強しないと、個人の所有物に対してのものですから相当勉強しないといけない。また、各課に関係するものですから、各課とも十分協議しなくちゃいけないと思っています。そういうことで、特に来年度に関しては、条例の制定に取り組むということで、予算については計上しておりません。

以上です。

○副議長（麻生 勇君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） じゃ、今後、来年度は条例をつくるだけで、再来年度実施体制を十分整えて、いろいろな調査とか問題点の解決に向けていくということなので、再来年度以降は予算措置をするということによろしいですか。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 何回も言いますが、これから十分に職員で勉強していくということで、先ほど言いましたけれども、もう土台はできていますけれども、これから協議を重ねてつくっていくということで、またその空き家対策計画についても、その後の話になると思いますので、順を追ってやっていきたいと思います。

○副議長（麻生 勇君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 非常に大事な問題ですので、これは早急に解決していただきたいと思っています。

時間がないので、すみません、次に行きます。

空き土地バンクの制度化について。

これも議員活動を行う上において、やっぱり回っていると、空き土地、これも非常にふえています。たまたま、今回ここで私あれこれしたのは、建設課の脇に下野さんが持っていた土地、あそこ、所有者の方がいなくなってきれいにしたんだけど、今後どうしていいかわからないと。そういった土地が大多喜の町だけでもいっぱいあります。壊したんだけどどうしていいかわからない。これを何とか有効利用することが非常に大切だと思います。一番困るのは、建物を壊して、壊しっぱなしで雑草が生えて、木が生い茂って環境上問題があるということですから、それを適正に管理してもらうためには空き家バンク、空き土地バンク。町がきれいに管理されている土地については、町がホームページ等載せて、それについてどうしたらいいか相談に乗りますよと。

それで、空き家バンクは、見てみますと、田舎暮らしとかそういった方々を目的に空き家バンクはできたというふうに条例に書いてあります。しかし、統計を見ると若い世帯、大体

結婚して家を建てる方が多いと思いますけれども、その方々は中古の住宅より新築の住宅を望むと、そういった統計が出ている。今後若い人たちの定住化を図る上においても、空き土地を有効に活用してもらう方法として空き土地バンクの制度化をしてもらいたいと思います。その理由として、老朽した古い建物が放置されていることが一番問題だと。それを取り壊してもらってきれいに管理してもらうことが非常に大切だと。家屋が取り壊された後、竹、雑草が生えることが非常に困る。若い世代の定住化の活性化につながる。空き土地バンクの新しい創設、あるいは今ある空き家バンクを空き土地バンク制度に改める、この制度はいろいろなところで既に行われていると思います。いろいろな自治体でやっていると思います。ぜひそのような制度をつくってもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 企画財政課からお答えさせていただきます。

定住人口の減少に歯止めをかけること、若い世代の定住化を促進することは町の喫緊の課題でございます。議員さんのご質問にもありましたように、町に定住を希望される方は、中古住宅を希望される方もいらっしゃる、新築一戸建てを希望される方もいらっしゃいます。町が実施した宅地の分譲では、若い世代に条件をつけて公募して、すぐに完売となった場所もございます。ご提案のありました土地バンクにつきましては、町内の不動産業者等を交え前向きに協議していきたいと思います。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） そうすると、今後空き土地バンクについては創設すると、いろいろな関係機関と協議してやっていただけるということによろしいですか。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 土地の関係につきましては、やはり専門的な不動産業というような観点も十分理解しております。その辺については、町単独で何かをやっていくというのは非常に難しい問題もあろうかと思っておりますので、その辺を不動産業者の方とも十分協議しながら、できる限りそういう形で協議していきたいというふうに思っております。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 本当に空き家もふえましたけれども、空き土地も非常にふえています。町中見ただけでも、特に旧商店街は空き土地が本当にふえています。私が聞いただけでも、もうことし壊すよという予定の所が3つも4つもございます。そういった所をぜひ有効に活用してもらいたいと思います。空き家、空き土地の活用、これは非常に大事だと思いますけ

れども、町長、いかがでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、今、課長も答弁したとおりでございますけれども、やはり町も若者の定住化に向けては、町はなかなか土地も少ないものですから、そういうことも活用できると思いますので、そういったことは、またこれから専門業者も含めて、いろいろと知恵を拝借しながら、やはりいい方向に持っていければと思っています。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本君に申し上げます。残り時間5分になりました。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません。それではこの空き家、空き土地問題について、先ほど各課にも所管する事務が関係してくるということでお話ししました。総務課さんにおかれましては、消防法の問題、防犯の問題、非常に重要な問題だと思います。総務課さんは、今後この問題についてはどのように対応していくつもりですか。

○副議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 窓口をできるだけ一本化して町民に不便をかけない、それは本当に大事なことだと思いますが、例えば消防に関しましては、これは夷隅広域でも条例をつくっているんですね。要するに火災の予防のための条例をつくって、その中で対応している部分もあって、全く一町村だけでなくほかの組合も必要になってくる。また、町村の中でもいろいろな部署になってくると思いますけれども、今、私のほうでも直接そういう問い合わせ、あるいは苦情等はございませんけれども、そういうものがありましたら、消防と協力しまして積極的に対応していきたいというふうに考えております。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 環境課さん、どうですか。この空き家と空き土地問題、環境課さんも非常な所轄部署であると思いますけれども、環境面で。

○副議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 環境水道課に関しましては、特に空き地の管理に関しての問い合わせとかがここ数年あります。実際に昨年度ですと4件、今年度6件ぐらいの相談事項がありましたけれども、ほとんどの方が、結局、所有者がわからないので、何とか町のほうで探していただけないかというような問い合わせが多くあります。これに対しまして町のほうで環境美化に関する指導要綱というようなものを平成12年につくってありますが、これに基づきまして、所有者の方に通知する等の措置で相談に対して対応しているようなところで

す。

以上です。

○副議長（麻生 勇君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 産業課さんにも聞きたいんですけども、ちょっと時間がなくなっちゃったので、申しわけございません。

それでは最後にまとめに入ります。とにかく、空き家、空き土地を解決する問題は、相続問題、所有者が不明なためにその処置が進まないということがもうはっきりしています。所有者の把握が難しくなると、農地法に基づく遊休農地の解決の問題、近隣からの苦情、農地中間管理機構等が受けられない。農地台帳の整備を行うにも所有者がわからなくてできない。耕地整理、区画整理もできない。農地のあっせんなどの利用調整も所有者がわからなければできません。あと、公共事業、道路をつくれます、何かをつくれます、この場合も所有者が不明だと何もできません。今、町も進めています地籍調査、これも所有者が不明であれば何もできません。災害復旧、近隣住民のためにも、ぜひ空き家、空き土地問題を解決して、そのためには相続問題、相続人をはっきりさせることが非常に重要だと思いますので、ぜひその辺は一生懸命やっていただければと思います。

以上で終わります。

○副議長（麻生 勇君） 以上で、根本年生君の一般質問を終わります。

これにて一般質問が全て終了いたしました。

会議の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。この間に昼食をお願いして、午後は 1 時から会議を再開いたします。

（午前 11 時 51 分）

○副議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時 59 分）

◎議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（麻生 勇君） 日程第 2、議案第 9 号 大多喜町コミュニティ環境施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第9号の説明をさせていただきます。

議案書の7ページをお開きください。

議案説明に入る前に、この条例の提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜町コミュニティ環境施設の設置及び管理に関する条例は、西畑の田代区集会所と船子区集会所の2カ所を公の施設として定めております。両施設とも建築後20年が経過しておりますので、それぞれの区に無償譲渡するため、平成29年4月1日をもって条例を廃止しようとするものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

大多喜町コミュニティ環境施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

大多喜町コミュニティ環境施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

大多喜町コミュニティ環境施設の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第26号）は、廃止する。

附則。この条例は平成29年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○副議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 今度、町の管理から地元の管理に移るということで、具体的にはどのような、現場の使う状況とかそれのこと、設備面とか、地元は今後どのように関係が変わってくるのか。何か具体的には全然変わらないのか。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 具体的に使用の方法については変わらないというふうに考えていますけれども、修繕等があった場合につきましては、町から今度は補助金という形で出すような形になるかと思えます。これにつきましては、ほかの地域の集会施設も皆同様の取り扱いですので、そういう形になるということで、ご理解いただければと思います。

○副議長（麻生 勇君） ほかにありませんか。

3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 今、補助金ということがありましたけれども、これ、何かやっぱり制

約があるんだと思うんですが、基準というか、そういうものがあったら教えてください。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それについては、町が今度新たに交付する補助金ということでございますか。

それにつきましては、事業に要する経費ということで、新築の場合ですと補助対象経費の30パーセント以内、それで1件につき500万円以内ということになっております。増築あるいは改修の場合でございますが、事業に要する経費の同じく30パーセント以内、1件につき100万円以内ということでございます。

なお、補助対象経費は、1件につき100万円未満の場合については該当にならないということで規定させていただいております。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） きのうですか、渡邊議員から旧田代分校の農機具の古いやつですか、その管理を今後どうするかということで一般質問なされたんですけども、そういうのを中野駅の拠点の施設の何かそういうもろもろ、せつかくそういうものを今後つくるのであれば、保存するのであれば……。

（「議長、発言の内容と、今議論している内容と違う」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） ただいまの吉野君の発言は、今の議題と離れていますので、議題に沿った発言をお願いします。

ほかに。

（「なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（麻生 勇君） 次に、日程第3、議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは9ページでございます。

本文の説明の前に提案理由の説明をさせていただきます。

人事院は、昨年8月8日の人事院勧告におきまして、職員の給与改定とあわせて、育児また介護を行う職員の職業と家庭の両立を一層容易にするため、育児休業や介護休暇等に関する制度の充実に関し勧告を行っております。主な勧告内容につきましては、育児休業に係る子供の範囲の拡大、介護時間の新設及び介護休暇を分割して取得することなどがございます。この勧告を受け、国においては関係する法律の改正が行われておりますので、本町におきましても、育児または介護を行う職員の職業と家庭の両立を一層容易にするため、関係する条例の改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、この条例改正でどうなるかということでございますけれども、まず、第1点目が育児休業の対象となる子供の範囲の拡大で、現在の範囲に加えて、里親である職員に委託され、当該職員が養子縁組によって親となることを希望している場合、また、養子縁組を裁判所に請求中の場合などを加えようとするものでございます。

2点目として、日常生活に支障がある親族等を介護するための介護休暇に関してでございますが、これまで、介護休暇は連続した1つの期間で取得することになっておりましたが、これを一定の期間内で3回を超えない範囲で分割して取得することを可能にしようとするものでございます。

3点目として、介護時間の新設でございますが、これは、職員が介護のため勤務しないことが相当と認められる場合、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことを承認できる仕組みを新設しようとするものです。

なお、介護休暇、介護時間とも、勤務しない時間は給与の支払いはございません。

それでは、本文の説明に入らせていただきますが、改正文の朗読につきましては、一部を

除き割愛させていただき、改正内容の概要を説明させていただきたいと思いますので、ご了承ください。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

それでは、中ほどでございますけれども、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

第1条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）の一部を次のように改正する。

まず、第8条の2第1項の改正ですが、下から3行目までになりますけれども、この項は、子供を養育するため請求した場合は、公務の運営に支障がある場合を除き、いわゆる早出・遅出勤務をさせることができる規定でございますけれども、この子供の範囲に、里親である職員に委託され、当該職員が養子縁組によって養親、養子縁組をした場合の親のことですけれども、養親となることを希望している場合などは、これを早出・遅出勤務の対象となる子供として認めようとするものでございます。

次に、下から3行目の後段部分になりますが、同条第2項の改正ですけれども、次のページの上から8行目までにわたります。この項は、日常生活に支障がある職員の配偶者や2親等以内の親族等を介護するため、いわゆる早出・遅出勤務をさせることができる規定でございますけれども、「日常生活を営むのに支障がある者」を条例上「要介護者」という表現とする改正と、第1項の改正に伴い読みかえている部分がございしますので、その部分を改正しようとするものでございます。

次に、10ページの上から9行目、第8条の3第4項の改正ですが、下から6行目までにわたりますが、この改正は、要介護者を介護する職員の時間外勤務を制限しようとする改正と、この制限をすることに伴い、読みかえの内容を改めようとするものでございます。

次に、下から5行目、第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。この改正は、職員の休暇の種類の中に介護時間を新設するものでございます。

次、下から4行目、第15条第1項の改正は、11ページの上から2行目までにわたりますが、要介護者を規定する改正と、これまで連続する6カ月の範囲内とされていた介護休暇の取得を、3回を超えない範囲で分割して取得できることに改正しようとするものです。

次に、11ページ、上から2行目の後段部分ですが、同条第2項の改正は、第1項の改正で、介護を必要とする6カ月を超えない範囲を「指定期間」と表現することを定めたことから、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、上から4行目の後段部分ですが、同条の次に1条を加える改正は、介護時間休暇を新たに規定しようとするもので、介護時間休暇は、3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とし、勤務を要しない時間は給与を減額する内容でございます。

次に、同じ11ページの中ほどですが、第17条（見出しを含む。）中、「介護休暇」の次に「介護時間」を加える。この条は、療養休暇、特別休暇等については、任命権者の承認を得なければならないことを定めたものですが、この規定に介護時間を加えようとする改正でございます。

次に、改正条例の第2条でございます。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

第2条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項及び同条第2項中「第6条の4第1項」を「6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。この改正は、児童福祉法の改正により養子縁組里親が新たに規定されることに伴い、条例で引用している条項や関係する字句を修正しようとするものでございます。

次に、下から7行目、改正条例の第3条でございます。職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

第3条、職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を次のように改正する。

12ページの上から5行目までにわたりますが、第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える改正は、育児休業ができる子供として、職員が里親として委託され養子縁組をして養親となろうとする場合を含むこととする改正でございます。

次に、12ページ、上から6行目から、同じページの下から9行目までにわたりますが、第3条第1号及び第2号の改正ですが、第3条は、同じ子供について育児休業が再び取得できる場合を定めた規定ですが、育児休業を取得できる子供の範囲が拡大されたことによる改正と、この改正が加わることにより、条例の表現が複雑になるため、これを整理した表現に改めようとするものです。また、号を新たに追加したことにより、第2号から第5号までを1

号ずつ繰り下げようとするものでございます。

次に、12ページの下から8行目、第10条第1号及び第2号の改正ですが、次の13ページの上から4行目までにわたりますが、この号は、育児短時間勤務の終了から1年を経過しない場合に、再び育児短時間勤務をすることができる場合を定めたものですが、第3条第1号を改正したことに伴う改正及び育児休業を取得できる子供の範囲が拡大されたことにより改正しようとするもの並びに号を追加したことにより、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げようとするものでございます。

次に、13ページの上から5行目、第20条第2項の改正ですが、この改正は、介護時間休暇の新設に伴い、育児部分休業と介護時間休暇を合わせた時間が1日につき2時間を超えない範囲とすることを定めようとするものでございます。

次に、同じ13ページの上から9行目、改正条例の第4条でございますが、職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

第4条、職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

この改正は、児童福祉法の改正に伴い、条例で引用している条項の改正及び養子縁組里親が新たに規定されたことに伴い改正しようとするものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日等。

第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。これは、改正条例で引用している児童福祉法の一部改正が平成29年4月1日から施行されることに伴い、改正条例の施行日を改正条例の第1条及び第3条を公布の日とし、第2条及び第4条を改正後の児童福祉法が施行される平成29年4月1日にしようとするものでございます。

次に、附則第2項は経過措置を定めるもので、改正前の条例により介護休暇の承認を受けている職員の第15条第1項の指定期間については、条例の施行日以後の日までの期間で任命権者が定めることを規定しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○副議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 丁寧な説明ありがとうございます。この条例改正によって、どのよう

な効果が見込めるのか、それについてお聞かせください。

○副議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 今回の改正ですと、育児休業の場合、養子でなくても、これから養子にしようとする事、一定の条件を満たせば育児休業がとれる子供として認められるということで、そういう点が1点期待されること。

あと、介護休暇というのが、今まで連続した6カ月だったんですが、それが今度3回に分割できるということで、例えば、今、1月から6月まで連続した休暇をとるとした場合に、例えば、そのうち2カ月はほかの人が見てくれるとか、そういう場合もあるかと思うんですが、その場合は、その期間が抜けますので、その分だけ後ろに延ばせるということになります。

あと介護時間ですが、これは全く新設されるものですが、これは、一つの疾病といいますか、そういう状態について、3年の期間内認められるということで、非常に有効だと思いますが、現在のところ、介護休暇等について取得している職員がおりませんので、そういうことを職員に周知して、できるだけそういう制度を活用できるようにしていきたいと考えております。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（麻生 勇君） 挙手全員。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（麻生 勇君） 続きまして、日程第4、議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、議案第11号について、ご説明申し上げます。

議案つづり15ページをお願いいたします。

教育課と税務住民課に関係する改正内容でございますけれども、税務住民課から一括してご提案させていただきます。

議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本文に入ります前に、提案理由のご説明をさせていただきます。

まず、学校医の報酬の改正につきましては夷隅医師会から要望があり、夷隅郡市の他の市町の報酬と同額程度とするため、学校歯科医と学校眼科医の報酬の増額改定をしようとするものでございます。

続きまして、町税等徴収指導員につきましては、初めに町税の収納状況を申し上げますと、平成27年度の町税の収納率は、現年度課税分98.1パーセント、滞納繰越分12.4パーセントとなり、いずれも千葉県平均を下回る状況が続いております。そのようなことから、自主財源の確保、あるいは負担の公平等のためにも収納率の向上が求められております。

そのため、町税等の収納業務に当たり、豊富な知識と経験を有する国税局職員OB、あるいは県税OBの方を徴収指導員として委嘱しようとするもので、特別職の職員の区分を加えるものでございます。勤務は週2日、日額単価につきましては、近隣市町の町税等徴収指導員の報酬額を考慮し、1万9,000円をご提案するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表の学校歯科医の年額の報酬を7万4,200円から9万5,900円に、学校眼科医の年額報酬を7万4,200円から11万7,600円に改め、地域おこし協力隊の項の次に町税等徴収指導員の日額の報酬1万9,000円を加えるものでございます。

附則。この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 町税等の指導員さんのほうの導入について伺わせていただきます。

金額は、日額1万9,000円ということでご提示されておりますけれども、近隣では、たしか1万7,000円くらいのところが多いのではないかと思います。本町で金額が多い、高いのはどういう理由によるのか。また、これについて国、県等からの補助金等があるのかどうか、お伺いします。

○副議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 山田議員さんのおっしゃるとおり、近隣では茂原市で日額1万7,000円でございます。また、いすみ市でも同額の1万7,000円ということでございます。また、勝浦市につきましては1万7,000円のほかに通勤手当を支給しているというふうなことでございます。

大多喜につきましては、地理性と申しますか、どちらかというＪＲ等から一本中に入るというふうなこともございます。そちらの通勤手当等も考慮して、他の市、町よりも2,000円、ちょっと上乗せさせていただいたというふうなことでございます。

また、これに対する補助金等については、特にございません。

○副議長（麻生 勇君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） わかりました。あと、それともう一点お伺いしたいのですけれども、ここでは徴収指導員という形で上がっております。町としては、現在、先ほど収納率を教えてくださいましたんですけれども、結果としてどの程度の収納率を目指して取り組んでいただくことを考えているのか。

また、指導員ということでございますので、町の職員の税務課の方とか、そういった方に何らかのご指導をしていただいて、職員のレベルアップを図っていただくことが考えられるような、そういう取り組みもしていただくことができるのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） やはり目標率を定めることは大変重要なことだと思っております。ただ、今現在、平成28年度の収納業務等を行っている中で、この実績等がちょっとま

だ出ておりませんので、この率につきましては、今年度の最終的な数字等を考慮して、また考えていきたいというふうにも考えております。

また、職員の指導というふうなことでございますけれども、雇用を一応予定しておる方が、長年、国税局あるいは県税の収納業務に携わっていただいた方というふうなことを予定しております。その中で、非常に豊富な経験と知識を持っておられるという方が机を並べて一緒に仕事をするというふうなことで、やはり、そういう経験をじかに習得することができるというふうに思います。職員のレベルアップ、あるいは、日々町長も言っておられます人材育成という点も、この辺も十分対応できるのではないかなというふうに考えております。

○副議長（麻生 勇君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 近隣の話で伺いましたところ、今の課長の話と、机を並べてという話でございましたけれども、実際に、OBの方が現場へ一緒に出向いてくださいますと、徴収を職員と一緒にやっていただいているというような、そんなお話も伺いました。その中で、やはりご経験のある国税局の方ですとかOBの方は、出向いた先で会話の仕方というんでしょうか、そういったものから全く違うということで、非常に職員の参考になってレベルアップにつながっているというようなお話も伺っております。ぜひ、机だけではなく、そういったスキルも身につけていただけるような形でご指導いただけることができると今後にもつながっていくのかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

○副議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 一応今考えておりますのが、内部の事務処理だけではなくて、場合によっては、当然、現地に出向いて、そういう個別徴収と申しますか、そういうものも実施していきたいというふうに考えております。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 先ほどの滞納率のパーセンテージがありましたけれども、これ、具体的にいうと金額はどのくらいになるのか。

それと、先ほどの日額1万9,000円、これは近隣の市町村の金額を見て決めたということでしたけれども、本来、これは正式な算定基準に基づいて算定して、その基準がどうなのかということを近隣の市町村と比べて参考にしてやるということであって、最初から近隣の市町村がこうだからこれじゃいけないと思うんですよ。やっぱり、大多喜町は大多喜町独自でいろいろ調べていただいて、算出根拠を出して、それで近隣の市町村と比較するということが妥当だと思うんですけれども、算出根拠、算出の方法について教えてください。

○副議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 今現在の滞納額のほうからご説明いたします。

町税といたしまして、個人住民税と固定資産税、あるいは軽自動車、この区分でもよろしいでしょうか。まず、個人住民税につきましては、現在の滞納額、未収額が2,052万8,000円でございます。1,000円単位は、ちょっと切り捨ていたします。あと、固定資産税につきましては7,295万円です。軽自動車税につきましては155万9,000円です。

単価ということでございますけれども、近隣の市町村に、どのようにいたしましたかちょっと聞いてみた経緯もございます。実際、県内市町村等で約半分以上の団体さんでこのような徴税指導員という方を雇っている市町村がございます。月額、あるいは日額というふうなことで、それぞれ市町村まちまちでございますけれども、ある程度、その基準的なものを聞いても、こういう積み上げのもと、こうなったというふうな明確な答えが返ってきていないというふうな中で、町単独で、その辺の金額の根拠を示すことは、ちょっと今現在できません。

やはり指導員に頼む中で、やはり、どうしても千葉県に行くと、そうすると、仮に大多喜だけ低いというふうなことになる、当然これはもう避けられてしまうというふうなケースもございます。やはり、そういう意味で、やはり近隣市町村等の金額の均衡と申しますか、それを合わせることも必要ではないかというふうなことで、この単価というふうなことでご提案をさせていただきます。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） それはよくわかるんですけれども、やはり今後、これだけじゃなくて、やはり算出根拠というのは、お金の面に関してはできるだけ明確にしておかないと、ただ聞きました、隣が1万円だから1万円にしました、それではなかなかいけないと思うんです。ですから、公務員のいろいろな給与体系もあるでしょうから、その方が仮に、再任用かわからないけれども、何らかの形でやるとこのぐらいの金額をもらっているからこうだ、それに1割増し、2割増ししたとか、やはり何らかの形で、これだけじゃなくて、ほかの面も、あらゆる面でやっぱり算出根拠というのは明確にしておくべきだと思います。これはそれでいいです。よろしくお願いいたします。

○副議長（麻生 勇君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） ペアを組んで督促に行くわけですね。個人の尊厳、この昼間の時間って、普通だったら働いている時間だから職場に行ったりすると思うんです。今までよく私たちは、滞納、督促のときは、夜いるときに見計らって行くとかというふうに理解していたん

ですけれども、昼間動くとなったら職場に行くことになることが多いんじゃないかと思うんですけれども、そのときに個人の尊厳が失われるような、そういう心配というのはないのでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 基本的に、個別徴収をする中で職場に伺うということはまずあり得ません。あくまでも職場に行って、その方に不利益になってもいけないというふうなことで、あくまでも個別徴収の場合には自宅に伺うというふうなことでございます。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（麻生 勇君） 次に、日程第5、議案第12号 大多喜町横山宮原住宅管理等基金設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（野村一夫君） それでは、17ページをお開き願います。

議案第12号 大多喜町横山宮原住宅管理等基金設置条例の制定について。本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきますが、その前に名称についてご説明いたします。

今までですと横山住宅と言っておりましたが、横山地内に町営住宅の山之越団地がありま

すので、ここで横山の後に字の宮原をつけて横山宮原住宅としました。

それでは提案理由を説明いたします。

本条例は、大多喜町横山地先に建設している町内企業の就業者を対象とした横山宮原住宅の管理などに要する資金を積み立て、また、管理や修繕が必要となった場合、この基金からその経費を充てるために設置するものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町横山宮原住宅管理等基金設置条例。

第1条は設置の目的で、横山宮原住宅の管理に要する資金を積み立てるため基金を設置するものです。

第2条については、毎年度基金に積み立てる額で、当該年度の算出予算で定める額となっております。ちなみに平成29年度は75万円を予算化しております。

第3条は基金の管理に関する事で、基金に属する現金についての保管が記載されます。例えば、金融機関への有利な預金等で有利な保管をするというようなことです。

第4条については、基金の処分、使い道についてで、横山宮原住宅の管理や修繕に係る場合のみに使用するものです。

第5条が繰替運用についてで、財政上資金繰りが困難となった場合、基金から一般会計に繰り替えて運用することができると記載されております。

18ページをお開き願います。

第6条については、この条例に関し必要な事項は、別に定めることとしております。

附則としまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するということです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

○副議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 長い年月、このアパートは運用されると思うんですけども、どういう収支計算のもとに運用されるのか、説明していただきたいと思います。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 本住宅の収入については、家賃、共益費、また駐車料で、これはまだ確定はしていませんけれども、一応5万3,000円ということで見積もっております。ま

た、この住宅の維持に係る経費については、浄化槽、外灯の維持費、または浄化槽の清掃の水道料、また浄化槽の電気使用料、あと火災保険等でございます。

この住宅の原資については、ふるさと基金を一部充当していますので、毎年ふるさと基金のほうへ充当するようになります。

以上でございます。

○副議長（麻生 勇君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） それをやっぱり表にして、議員に後でいいですから配ってください。よろしくお願いいたします。

○副議長（麻生 勇君） 回答、要るんですか。いいですか。

建設課長。

○建設課長（野村一夫君） それでは後で、まだ確定はしていませんけれども、参考として資料をつくるようにします。

○副議長（麻生 勇君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 原資がふるさと基金だったので、ふるさと基金に返していくという話でした。完璧に年度年度の分割でふるさと基金に6,700万くらいですか、それとも、例えば民間でいうと、その間の利息部分をくっつけてふるさと基金に返すとか、そういうことですか。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 先ほど収入と支出を申し上げましたけれども、家賃収入とかである程度見込んで、支出についても見込みまして、ふるさと基金、原資は5,000万でございます。それを毎年250万、20年間にわたりましてふるさと基金に積み立てる、その余りをこの基金に入れるということでございます。

○副議長（麻生 勇君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） この住宅を建てるときに、6,700万か900万円くらいの予算で建てていたと思うんです。それで原資5,000万だというのは合わない。使ったお金は全部やっぱりふるさと基金に返すべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） あくまでもふるさと基金は5,000万で、その出た分は一般会計ということでございます。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、財源の関係ですので、企画財政課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今回、このアパートの建物なんですけれども、全体で5,000万以上のお金がもちろんかかっています。議員さんがおっしゃられたとおりの、ここにすぐ手持ちがないんですが、あくまでも基金を入れたのがそのうちの5,000万ということでございます。残りについては一般財源で措置させていただきましたので、それにつきましては、その基金に積み立てるというのではなくて、収益が出たら、なるべくこの基金のほうに積んでいこうということで考えております。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 質疑なしという声がありますけれども、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 私は、この基金設置条例に反対の立場で討論させていただきます。

この住宅は、企業の営業活動のための従業員の住まいであります。本来であれば企業が自分のところに社宅などを用意してやるべきだと、やるはずのものであるし、それから、アパートであれば、こういうところですから、できるだけ民間の事業として民間にやっていただく、そして、民間がそれなりに営業というんでしょうか、なりわいが立つように民間にお金を回すのが行政の本来の仕事だと思います。そういう点では、私はこの事業が町の仕事として適切であるとは思えません。

したがって、町から出た費用については全額償還していくのが筋であろうと思います。5,000万だけふるさと納税に返す、一般会計から出てきた分は基金に積み立てるというのは納得できません。一般会計の部分もやはり収益の中から返すべきだと思います。したがって、私はこの基金設置条例に反対いたします。

○副議長（麻生 勇君） 次に、賛成者の発言を許します。

2 番志関武良夫君。

○2 番（志関武良夫君） 私は賛成の立場から言わせてもらいますが、今、野中さんのほうから言われました内容については、一部発言の内容が正しいところもあります。しかし、企業の誘致ということで、いろいろな条件を重ねた中で、こういう結果になったというような、そういう経緯があります。そういう中で、やはり、やむを得ない状況の中での企業の誘致ということでもありますので、私は、この条例については賛成の立場で発言させていただきます。

以上です。

○副議長（麻生 勇君） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○副議長（麻生 勇君） 賛成多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（麻生 勇君） 日程第6、議案第13号 大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

議案つづり19ページをお願いいたします。

議案第13号 大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

本文に入ります前に、提案理由のご説明をさせていただきます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成28年11月28日公布されたことに伴い、大多喜町税条例等について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきまして3点ほど申し上げますと、1点目は、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に名称変更すること。2点目は、個人住民税の住宅

ローンの特別控除の適用期限を延長すること。3点目といたしまして、平成28年第1回議会定例会12月会議で改正いたしました大多喜町税条例等の一部を改正する条例のうち、軽自動車税を種別割と環境性能割の2本立てとすること及び法人町民税の税率の引き下げの施行日を平成29年4月1日から、消費税10パーセントの引き上げ時期とされています平成31年10月1日にそれぞれ改めようとするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきますが、改正条文の朗読は割愛させていただきたいと存じます。

第1条、大多喜町税条例（昭和30年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第34条7につきましては、特定非営利活動促進法の改正に伴い、設立後5年以内のNPO法人が受けることができる仮認定特定非営利活動法人の名称を特例認定特定非営利活動法人に改めるものでございます。

附則第7条の3の2につきましては、住宅取得後10年間控除を受けることができる個人住民税の住宅借入金等の特別税額控除の対象となる適用期間を平成41年から平成43年度に、居住年を平成31年から平成33年に、それぞれ延長するものでございます。

第2条、大多喜町税条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、以降、次のページの3行目までになりますが、平成28年第1回議会定例会12月会議におきまして改正をいたしました大多喜町税条例等の一部を改正する条例のうち、軽自動車税の種別割及び環境性能割並びに法人町民税を引き下げる改正等の規定を削るものでございます。なお、削除した規定につきましては、同様の内容を第1条の2で加えるものでございます。

次のページの4行目でございますけれども、附則第16条につきましては、軽自動車税の税率の特例等を定めたもので、燃費基準達成状況に応じて税率が軽減されるグリーン化特例の適用期間を1年間延長するものでございます。第2項では、グリーン化特例により税率のおおむね75パーセントを軽減すること、第3項では、税率のおおむね50パーセントを軽減すること、第4項では、税率のおおむね25パーセントを軽減することをそれぞれ定めております。

下から9行目の第1条の次に次の1条を加えることでございます。

第1条の2、大多喜町税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3につきましては、納税証明に記載されている軽自動車税を種別割に改めるものでございます。

第19条でございますが、延滞金の対象に軽自動車税の環境性能割を加えるものでございます。

第34条の4につきましては、法人税割の税率を100分の9.7から100分の6に改めるものでございます。

第80条につきましては、次のページ、8行目までにわたりますが、軽自動車の取得者に環境性能割を、所有者に種別割を課すること等を定めるものでございます。

80条の2を削る規定につきましては、日本赤十字社の所有する軽自動車税の非課税を定めたもので、新たに第81条の2で規定するため削除するものでございます。

第81条は、次のページ、2行目までになりますが、売買契約において、売り主が所有権を保有している場合、使用者を軽自動車の取得者、または所有者とみなして課税することを定めるものでございます。

22ページをお願いいたします。

第81条の次に7条を加える規定でございますが、第81条の2では、日本赤十字社が所有する救急用の軽自動車等を非課税とすること、第81条の3では、環境性能割の課税標準を取得価格とすること、第81条の4では、環境性能割は燃費基準値達成状況に応じて税率を100分の1、100分の2、100分の3とすること、第81条の5では、環境性能割の徴収方法を申告納付とすること、第81条の6では、次のページ2行目までにわたりますが、環境性能割の申告書は町長に提出すること。

次のページをお願いいたします。

第81条の7では、環境性能割の不申告等に関する過料について、第81条の8では、公益及び第90条第1項で定める身体障害者等が使用する三輪以上の軽自動車の環境性能割の減免について定めるものでございます。

第82条につきましては、次のページ中段にまでわたりますけれども、軽自動車税を種別割等に改めるもので、表内の年額の改正はございません。

次のページ、中段をお願いいたします。

第83条及び第85条につきましては、賦課期日、納期及び徴収方法について定めたもので、それぞれ軽自動車税を種別割に改めるものでございます。

第87条につきましては、種別割に関する申告等について様式等の規定の整理を行うものでございます。

第88条から次のページの中段、第91条につきましては、いずれも軽自動車税を種別割に改

めるとともに引用条項等の整理を行うものでございます。

24ページの下段ですけれども、88条は、不申告等に関する過料について、第89条は、公益のため使用する場合の減免について、次のページ、2行目になりますけれども、第90条は、身体障害者等が使用する場合の減免について、第91条は、原動機付自転車等の標識の交付について、それぞれ定めたものでございます。

附則第15条の次に5条を加える規定でございますが、環境性能割の特例等について定めたもので、第15条の2は、賦課徴収は当分の間、県が行うこと、第15条の3では、身体障害者等が使用する軽自動車税の減免は県が行うこと、第15条の4は、申告納付先を当分の間、県知事とするものでございます。

第15条の5につきましては、環境性能割に係る徴収取扱費の交付について規定したもので、県が行う環境性能割の賦課徴収に要する費用を補償するための徴収取扱費を定めるものでございます。

第15条の6は、環境性能割の税率の特例について定めたもので、次のページ、上の表でございすけれども、営業用の税率を当分の間、表の右の欄の税率とするものでございます。

また、第2項では、自家用の環境性能割の税率のうち第3項に係るもの、燃費基準を達成していない軽自動車については、税率を100分の3から100分の2とするものでございます。

附則第16条につきましては、字句及び引用条項を整理するものでございます。

第1項では、当初の登録から14年を経過した軽自動車税の種別割を表の右の欄の税率にするもので、税率の改正はございません。

附則第16条第2項から第4項まで削る規定につきましては、議案の20ページの第2条、附則第16条で規定したことにより、ここから削除するものというふうなことでございます。

附則第1条第1号を次のように改める改正につきましては、第1号でグリーン化特例による税率の軽減適用を平成29年4月1日に改めること、附則第1条に次の1号を加える規定につきましては、3号で軽自動車税の環境性能割の創設、軽自動車税を種別割に改める改正及び法人町民税割の改正を平成31年10月1日から、次のページになりますけれども、第2条の2では、改正後の法人町民税率は、平成31年10月1日以降に開始する事業年度から適用すること、第2条の3につきましては、軽自動車税に関する経過措置を規定したもので、軽自動車税の種別割は、平成32年度以降の軽自動車税に適用する等の経過措置を定めるものでございます。

附則。この条例は、公布の日から施行すること。ただし、特例認定NPO法人の改正規定

につきましては、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の日から施行することを定めるものでございます。

以上で、大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（麻生 勇君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 23ページの81条の7、この環境性能割に係る申告等に関する過料、これをもう少し噛み砕いて説明していただきたいと思います。

まず、「納税義務者が前条の規定」というのは、町長に申告するということだと思いますが、その申告はどのような形で、時期とか、報告とか、具体的にはどういった形で申告になるのか。

あと、「正当な事由がなくて」というのは、この「正当な事由」とは、具体的にどのようなことを考えているのか。

それで、81条の7の2項で「過料の額は、情状により、町長が定める」、この情状とはどのようなことを考えているのか。別に定めるとありますけれども、これは既に定まっているのか。

あと、納入通知書に指定すべき納付期限は、発布の日から10日以内。この発布の日というのはどういった形で、いつごろなのか。10日以内というのと、10日以内に仮に何かあると10万円を支払わなければならないということになると思うと、10日以内に10万円というとかかなりの額ではないかと思われます。この辺は、もう少し噛み砕いて教えてください。

○副議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 幾つか質問がありまして、ちょっと抜けてしまうかも知れませんが、まず、申告につきましては、町長というふうなことでここに書かれておりますけれども、特例で、当分の間、千葉県のように申告するというふうな形になります。ですから、今現在、これからこの条例が施行されますと、町のほうに申告するのではなくて、県のほうに申告というふうな形でございます。

正当な事由がなくて、これは申告納付というふうなことで、本人が申告書を県に提出するというふうな形になりますけれども、何らかの災害であるとか、そういうもので、どうして

も申告できないような状態であれば、その辺はもういいですよというふうな形——一例ですけども——が考えられます。

あと、過料については10万円というふうなことでございますけれども、現在の条例でも申告等、不申告というんですか、そういう形では過料10万円というふうなことで定められておりますので、金額的にはそれを適用して、同じ金額をここでも定めるというふうなことでございます。

あとは、発布の日からということで、これは納付書を発行した日からというふうなことで、ご理解をいただければと思います。

それで、10日以内に納めなかったから10万円かというのと、これはまた別物というふうなことで、仮に納税通知書を送って未納であるというふうなことになるのと、今度は延滞金というふうな形、金額によって延滞金が課税される場合があるというふうな形になろうかと思います。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 当分の間、県がやるので、町のほうは当分の間、関与をしないということによろしいでしょうか。すると、当分の間というのはどのくらいのことを言うのか。じゃ、今、こういったことを町に問い合わせても県のほうに言ってくれと、県のほうに聞いてくれというようなことになるのでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） そうですね。当分の間ということで、いつかという定めがありません。ですから、ここでいつとは言えないわけでございますけれども、ただ、県のほうに申告するというふうなことは、ちょっと私も説明が不足したかもしれないんですけども、環境性能割というのが県のほうに、車を新車登録した場合であるとか、あるいは名義変更した場合であるとか、県のほうに届け出をすると思うんです。自動車検査センターというんですか、そちらのほうで処理を当分の間するために、扱いは県のほうに当分の間、事務処理はお願いしようというふうな形です。

ですから、細かい内容については、当然、町のほうに照会していただければお答えできる範囲で回答はしたいと思いますが、場合によっては、細かな手続等は県のほうでやっていただく形になるかなというふうに思っています。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありますか。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 私もちよっと、この説明のときに聞き漏らしたどうか分かりませんが、環境性能割というこの区別ですか、その辺と、それから24ページ中段の（ロ）のところのその他のものの年額5,900円というのは、これ、どういうものに当てはまるのか、伺いたいと思います。

○副議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） まず、環境性能割ということでございますけれども、車の後ろに星マークがついていて、何年適用というふうなシールが張ってあるかと思うんですけれども、よく張ってあるのが星4つで、そこに小さな文字で、32年度基準エネルギー達成とか、そういう表現があれば、これは税率が100分の1になると。そのほかに、星が4つで、27年度の基準エネルギーとか、そういうものを適用ですよというふうなことになるのと税率が100分の2。あと、全くそれ以外のちょっと古い車と申しますか、それについては100分の3というふうなことで、税率をそれぞれ定めておると。ただ、当分の間、その古い車につきましても、特例として100分の2にしましょうというふうな形の内容でございます。

最後、24ページの（ロ）のその他のものというのは、これは比較的大きなフォークリフトとかございますよね。そういうものが対象になっているというふうなことでございます。

○副議長（麻生 勇君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） その他のものについては、フォークリフトとかそういうものということですが、農耕のトラクターとか、そういうものについては、大きさの制限とか排気量とかというのが区別されていると思うんですが、その辺の区別もどうなんでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 普通、農耕のトラクターであれば、その（イ）の農耕作業用のもの、2,400円というふうなくくりでよろしいかと思います。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありますか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 一生懸命聞いても読んでもなかなか分かりません。端的に言って、この条例改正によって、住民負担がふえるもの、住民負担が減るもの、それから、町にとってプラスになるもの、ならないものと分けて説明いただけると判断しやすいのですが、よろしくをお願いします。

○副議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 住民負担がふえるものと申しますと、強いて言えば軽自動車

税の取得。今、車を購入した場合に取得税というのがかかるかと思います。これは2パーセントほどになるかと思うんですけれども、この取得税にかわって環境性能割が導入されますので、仮に取得税が軽減されているような、2パーセント以下と申しますか、非常に取得税のときの税率が低い車両を仮に購入した場合には、その分の税率が今度1パーセントになりますので、その分の差額が、多少買ったときに負担がふえるかなというふうに考えております。通常であれば、取得税イコール環境性能割の税率というふうなことです。余り変化がないというふうには思っております。

あと、法人町民税のほうにつきましては、一部の法人の方ですけれども税率が引き下げになります。それに伴って、町のほうの法人町民税額が税収減になるというふうなことが考えられます。ただし、その減った分については、国税のほうの地方法人税のほうに転嫁され、交付税措置されますというふうなことを言われておりますので、町の財政そのものは、果たしてその減った分、全て来るかどうか、ちょっと不透明なところもありますけれども、今のところは、その辺は同額程度のものが入ってくるのかなというふうに考えております。

なかなか端的に言いづらかったんですけれども、わかりましたでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 軽自動車税の取得税が、ちょっと性能のいいものについては負担がふえるのではないかって、どのくらいですか。許容範囲でしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） すみません。手持ちの資料がちょっと今見当たらないので、回答は後ほどでもよろしいでしょうか。

今言ったように、環境性能割については、性能のいいものでも1パーセントの税率でございます。ただ、今現在の取得税のほうである程度の環境性能を満たしているものは、1パーセントを下回っている取得税が課せられております。ですから、その差が半分程度になるか、どのくらいになるかというのは、ちょっとはつきりわからないのですけれども、0. 幾つの税率だということです。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○副議長(麻生 勇君) 挙手全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間の休憩をいたします。25分までお願いします。

(午後 2時15分)

○副議長(麻生 勇君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時27分)

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長(麻生 勇君) 日程第7、議案第14号 大多喜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(吉野敏洋君) 議案つづり29ページをお開きください。

議案第14号 大多喜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

この条例の一部改正は、大多喜町観光センターが実施する事業について一部改正するものでございます。大多喜町観光センター、いわゆる観光本陣でございますが、ここに設置されましたレンタサイクル、これにつきまして、大多喜町を訪れる観光客等の利便性やサービス向上を図り、本町の観光振興に寄与することを目的に行ってまいりました。

しかし、レンタサイクルの貸し出し業務、いわゆる毎日の車両点検、整備、受け付け、料金収受、貸し出し、返却、さらには貸し出し中の事故等の緊急時の対応については、本来で

あれば町職員が対応することとなっておりますが、配置職員が1名のため全てに対応することができず、大半は一般社団法人大多喜町観光協会の職員が実際対応している状況でございます。

また、町所有のレンタサイクル、12台ございますが、うち10台が購入から10年以上となりまして故障も多く、本来であれば買い換えという時期になっているところでございます。

このため、レンタサイクル事業については、今後大多喜町観光協会にて行うことが好ましいと判断されることから、関連する項目を削るものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町観光センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第5条及び第8条中「、レンタサイクル」を削る。

別表になります。別表第1中「町民ギャラリー、レンタサイクル、午前9時から午後5時まで」を、「町民ギャラリー」、利用時間欄が「午前9時から午後5時まで」に改めるものでございます。

次のページでございます。

別表第2中「町民ギャラリー、レンタサイクル、午前9時から午後5時まで1日」と「1回」、料金欄ですが「2,000円」及び「300円」を、「町民ギャラリー、午前9時から午後5時まで1日、2,000円」に改める。

附則。この条例は、平成29年4月1日から施行する。

以上で、大多喜町観光センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） この件は、観光協会のほうからも話がこうなる予定だということは、私も聞いています。ぜひそうやってもらいたいと思いますけれども、ただ、ちょっと確認させていただきたいのが、レンタサイクルは行って、人力車はそのまま残すという、その人力

車も、ほとんど管理は観光協会で行っているという実態だと思います。それで、まずレンタサイクルの1年間の利用者とその金額。人力車、これの1年間の利用者と金額。

それと、レンタサイクルの場合には、借りたい人が独自で自転車をこいでいくわけですから何も負担はないんですけれども、人力車の場合には引く方がいるわけですね。どのような形で引く方を頼んで、どのぐらいお金を払っているかわからないけれども、こういった形で人力車は運営しているのか。

それと、あと、すみません、もう一つ、会議室の件なんですけれども、使用料が320円ということで、1時間当たり。これは、町民の方が利用するには当然このくらいの値段でいいと思いますけれども、中には、何というんですか、一般の会社が……

(「待って、どこの話」の声あり)

○4番(根本年生君) あれです。35ページの別表2の会議室のところですよ。

○副議長(麻生 勇君) 根本君、違うところだよ。

○4番(根本年生君) 参考資料のね、参考資料の。

ただ、これで私が質問したのは、これ、要は設置に関する条例の一部を改正するのに、なぜこの会議室の件はやらないのかということで聞きたいんです。やるなら一緒に……。私が思っているのは、使用料320円ということで、これは町民の方とか町に関係した方とかは別に問題ないと思うんですけれども、一般の会社の方が面接とかで利用している場合があると思うんですよ。だから、その会議室も……。まあ、じゃ、これは質問をやめたほうがいいから、これはやめますよ。じゃ、いいです。それは抜きにして、先ほど言ったように、レンタサイクルと人力車の件、これを教えてください。

○副議長(麻生 勇君) 産業振興課長。

○産業振興課長(吉野敏洋君) 利用実績ということでよろしいでしょうか。

直近でございますが、平成27年度、人力車につきましては利用回数が9件です。金額につきましては2万7,000円です。レンタサイクル、27年ですが、478件、合計で11万6,000円でございます。28年度でございます。2月末までの利用件数、人力車が9件、2万7,000円でございます。レンタサイクルですが、同じく28年度の2月末までで516件でございます。合計の利用料金が12万4,600円となっております。

(「まだ質問に全部答えていない」の声あり)

○産業振興課長(吉野敏洋君) まだほかに……。すみません。ほかに……。

○4番(根本年生君) 人力車の方、当然自転車は自分でこいでいくからいいんですけれども、

人力車は引く方がいらっしゃるわけですね。それはどういった形で頼んで、その方にはある程度の——人力車を引くというのは私も見ていますけれども、私もちょっと引っ張らせてもらったけれども、非常に大変ですね。坂道はあるし、暑い中、寒い中……

○副議長（麻生 勇君） 根本君、やっぱり議題に沿ったところをやってほしいんですけどもね、大変申しわけありませんけれども。今、議案第14号は人力車なんて一つも入っていないし。

○4番（根本年生君） 入っていないんですけども、一部改正するという条例の中に、何でレンタサイクルだけやって人力車はやらないのかと。やるのであれば人力車も一緒にやるべきでしょうという、私は関連性があると思っていますけれども。

○副議長（麻生 勇君） じゃ、金額はいらないんだね。

○4番（根本年生君） 金額も含めて。

○副議長（麻生 勇君） 何で。

○4番（根本年生君） ですから、一部条例をやるのに、何でレンタサイクルだけやって人力車はやらないのかということを質問しているんです。

○副議長（麻生 勇君） 吉野産業振興課長、ちゃんと答えてよ、じゃ。それは変えないからと言えればいいじゃない。

産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 現時点ではレンタサイクルのみの改正ということで考えておるところでございます。

人力車を引いていただいている方というんでしょうか、ちょっと手元に資料がございませんけれども、報酬でお支払いしているところでございます。1回当たりの金額は、すみません、手持ち資料がございませんので、ちょっとわかりませんけれども。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） いわゆる今回レンタサイクルを提案したのは、レンタサイクルがもう10年を経過して、非常にもう結構故障して、非常に貸し出しするのに困難な状態であるということで、このレンタサイクルを廃棄することなんです。そのほかのものについてはまだ使えますので、それはまだまだ使うということです。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） すみません。先ほど課長の説明の中に、レンタサイクルについては観光協会で、管理も検査も金額の収納も全て観光協会で行っているから、それは本当は町の職

員が対応すべきところを観光協会で行っているから、それは観光協会へいくのが適切でしょうという説明がありましたよね。その中で、じゃ、人力車についても同じではないですかと。さっき耐用年数だけを見れば違うかもわからないけれども。では、どうして人力車についてはやらないんですかと。その説明の中では人力車も同じでしょう。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今お話ししたように、人力車については耐用年数がありますので、それを今廃棄するという話にはなりませんので、今、自転車については正直もう結構故障しているんですよ。それで、ですから買い換えなければいけない、これから。じゃ、町がこれを買いかえてまたもう一度やるかという話になりますと、そうではなくて、じゃ、観光協会での収入の中でやりましょうという話なので、本来やるとすれば、町が自転車を全部買ってそれをお願いしますという話になりますけれども、今回はそれを観光協会にお願いしようということでもあります。

（「わかりました」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○副議長（麻生 勇君） 挙手多数。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（麻生 勇君） 日程第8、議案第15号 大多喜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 議案つづり31ページをお開きください。

議案第15号 大多喜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について説明をさせていただきます。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、この条例の制定に当たりましては、平成27年8月28日に成立し、同年9月4日に公布されました農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）に伴い、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正により、今後の農業委員会や農地等の利用の最適化、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進を推進するために、農業委員会の業務の重点を農地等の利用の最適化の推進とすることが明確化されました。

また、農業委員の選出方法を、従来の選挙制と市町村長の選任制の併用から市町村長の任命制に変更、さらに農地の有効利用の意義、重要性を地域に伝える役割を担う農地利用最適化推進委員の申請を義務づけ、平成28年4月1日から施行されております。

概要ですが、これからの農業委員の任命については推薦、応募となります。市町村長は推薦、応募の結果を尊重し、市町村議会の同意を経て任命することとなります。

また、推進委員につきましては、同様に推薦、応募となり、農業委員会は推薦、応募の結果を尊重し委嘱することとなります。

農業委員会では、農業委員は委員会に出席し、農地法に基づく許可等を審議し、合議体として決定することが主体となります。

また、新設されます農地利用最適化推進委員は、担当地区が定められておりますので、現場活動を行うものでございます。

新設されます推進委員の活動内容として定められていることですが、まず第一に、農地の有効利用の意義、重要性を地域に伝えること。これにつきましては、集落、地域での話し合いや個別相談など地元に着し、現場活動、これを行いまして、農業者の情報を把握していただき、人と農地を結びつけることとなります。

第二に、農地の遊休化を防止すること。これは、遊休農地の発生防止、解消することを日ごろから担当区域を巡回していただいたときに確認、記録を残しまして、担い手への農地利用の集積、集約化に取り組んでいただくものであります。

第三に、新規参入を促進すること。これは、地域で中心となる担い手を発掘、育成するだけでなく、新たな担い手を確保していただくことでございます。

以上のことによりまして、現在の大多喜町農業委員の任期は平成30年3月31日までとなっており、新たな農業委員となる平成30年4月1日からは、新制度に切りかえる必要があるため、今回の条例改正を行うものであります。

それでは、本文に入らせていただきますが、事前に議案が配付されていることから、趣旨のみのご説明にかえさせていただきますと思います。

大多喜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例。

第1条、この条例の趣旨であります。この条例は、農業委員会等に関する法律の規定により、大多喜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものでございます。

第2条は、農業委員の定数を10名と定めるものでございます。

第3条は、農地利用最適化推進委員の定数を10名と定めるものでございます。

附則といたしまして、第1項、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

次のページでございます。

第2項でございます。第2項は、大多喜町農業委員会の委員の定数に関する条例（平成17年条例第34号）を廃止するものでございます。

第3項は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。別表中、職務欄にあります農業委員会委員の項の次に「農地利用最適化推進委員」を、また報酬の欄につきましては、同「2万1,500円」を加えるものでございます。

第4項は、経過措置といたしまして、従前の条例の廃止にかかわらず、現に存在する農業委員会の委員さんは、任期の満了までの間に限りまして農業委員会の委員としての職務を遂行することができるものでございます。

以上で、大多喜町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についての提案説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 2 万1,500円というのは、年額ですか、月額ですか。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 月額でございます。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

10番末吉昭男君。

○10 番（末吉昭男君） この業務につきましては、今まで農業委員会の業務の中にたしか入っていたと思うんですけども、その部分の外出しということで考えてよろしいかなと思うんですが、それについて、農業委員と推進委員が同時に候補になることは可能だというふうに聞いています。その辺で、町のほうの体制として、農業委員とこの推進委員を全く別に考えているのか、それとも、同じ方が両方やられるということもある程度加味しているのか、その辺の考えをちょっとお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 議員さんのおっしゃるとおり、農業委員並びに推進委員につきましては兼ねることができるというふうに言われております。町としまして、先ほど議員さんも言われたように、外出しという形になります。推進委員は現場主義ということでございます。現場主義でございますので、常に農地、自分の担当区域を見回っていただかなければならないというところがございますので、重複も可能だとは思いますが、現場主義というところも非常に厳しいところもあると思いますので、分かれたほうがいいのかというふうには思っております。それを阻害するものではございませんので。

○副議長（麻生 勇君） ほかにありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 新しい制度、大分様相が変わるということを言われています。農業委員の条件、中立委員などという委員もふえると、農業者じゃなくてもできる、町外に住んでいてもできるという、そういうことも聞いておりますけれども、その辺の説明をお願いします。そして、新しい制度で一番強調されているところはどこでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 農業委員さんのほうの内訳といいますか、その点につきましては、まず、過半数は認定農業者を原則とするというふうにならされております。また、農業者以外の方で中立的な立場、公正な判断ができる方ということで、農業者以外の方、

これを1名以上入れましょうと。また、女性並びに青年も積極的に登用していただきたいと、そういうふうに出たわっております。

あと、もう一つ……。

(「農業委員会の任務というか、目的というか」の声あり)

○産業振興課長(吉野敏洋君) 農業委員会の目的、任務につきましては、従前と変わりません。農地法に関する決議事項、この部分について審議していただき、合議体で決していただく。

ただ、今まで農地の現地調査も全てやっておったところでございます。遊休農地の解消等も、農業委員さんに今までやっておっていただいたところでございますが、その部分については、推進委員さんがこれからは担っていただくと、そういうことになっております。

○副議長(麻生 勇君) ほかに質疑はありませんか。

9番吉野一男君。

○9番(吉野一男君) 農業委員の定数10人、推進委員が10人ということなんですけれども、これは正式にまだ、兼務もあるという話なんですけれども、今の段階ではこれは決定はしていないんですか。定数は農業委員10人と推進委員10人ということの20人ということでございますか。

○副議長(麻生 勇君) 産業振興課長。

○産業振興課長(吉野敏洋君) ご指摘のとおり、10人、10人で20人を予定しております。

○副議長(麻生 勇君) ほかに質疑はありませんか。

11番山田久子君。

○11番(山田久子君) 委員の選出に当たりまして、今後推薦もしくは応募による選定で町長がお決めになるということのようでございますけれども、その応募はいいにしましても、推薦というのはどういった形の推薦、推薦団体とか推薦方式とかというのはどのような形のものをお考えなのでしょうか。

○副議長(麻生 勇君) 産業振興課長。

○産業振興課長(吉野敏洋君) 推薦につきましては、自薦、他薦を問わないということでございます。また、他薦についてはさまざまな組合、あと自治会とか、そういうところというところでございます。

○副議長(麻生 勇君) ほかに質疑はありませんか。

5番吉野一男君。

○5番(吉野一男君) 現行ですと、農業委員会は11名なんですけれども、これは各地区大体

2名ぐらいの割り振りでやっておるんですか、公平に。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） ご指摘のとおりでございまして、現行が11名でございます。

本来であれば、規定上最大限数が14名、大多喜町はとれるということでございますが、やはり現状11名の委員さんがいらっしゃいます。

しかしながら、法律の中でもやはり半減をなさいと、委員さんについては半減なさいと。なおかつ推進委員さんを、定数が決まっております、上限が決まっておりますので、その上限までつけなさいということでございますので、10名という理由が、議員さんの言われたとおり、もし可能であれば各地区から最低2名程度、やはりいらっしゃったほうがいいだろうと。これは自薦、他薦がございまして。推薦、応募がございましてそういうわけにはいかないかもしれませんけれども、そこを考えております。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 私は、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

これは、先ほど説明があったように、15年の国会で農協改革関連法の一環として出されたものですけれども、ご承知のように農業委員が半分になれ、農家の方々による選挙で選出される公選制であったものが、市町村長による任命制になります。

大きく4つの変更があると言われております。私自身がまだまとめ切れていないのでわかりづらいかもしれませんが、述べさせていただきます。

1つは、目的から、農業委員というのは農民の地位の向上が目的であると、そこがまず削られているということです。そして何が強調されているかというと、農地の集約、利活用が

強調されているということです。それがどこにあらわれているかというと、このタイトルにあらわれているように、農地利用最適化推進委員、これは今まで農業委員会の中の一つの任意の事業であったものが、今度は目的としてなっていて、しかも農業委員の今までの半分を、大多喜の場合ですと、それに充てようという力の入れようで、今までと全くそれは違っていると思います。

2つ目は、農業委員の公選制を廃止して、市町村長による任命制になります。選挙で選出される議員も、今までは選挙で選出される委員や、農協とか農協共済などの農業団体、あるいは議会が選出した委員で構成されていましたが、そういう農業関係をあまねく網羅していた委員ではなくて、任命制になり、一定の要件が整えば市町村長の思いのままの人選になる。どういうことかということ、中立委員と言いましたっけ、それは町内に住まなくても、農業に従事していなくても、町長のおめがねにかなった人間であれば中立性を——さっき何とおっしゃいましたっけね。中立な判断ができるという大義名分のもとに持ってこられるわけです。どこかの会社の社長でも、あるいは大げさに言うと産廃を扱っている会社の社長でもできるということが懸念されます。農業関係者の意図が、だんだん気持ちが通じなくなるという制度になっていくのではないかと。

3点目は、農業委員会の所掌事務から、農業及び農民に関する事項についての意見の公表、ほかの行政庁への建議——建議というのは、私たちだったら国会とか内閣に意見書を出しますけれども、農業委員会の場合は意見書と言わないで建議というわけです。今まではちゃんとした、それが農業委員会の任務、責務だったのですが、それが削除されました。建議することができるということも国会審議の中では出されたそうですけれども、でも、きちんとした法律の中から削除されています。農業委員会の業務を農地を利用するための最適化の推進ということに力点を置くためだと言われているんだそうです。

4点目ですけれども、あと、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員制度が導入されました。農地の利活用のため、農地の集約のための仲介活動をする事業です。今まで農地の利活用については、農業委員会の任意事業でしたけれども、それが主たる事業に据えられています。土地を動かすことが農業委員会の主たる事業になる。土地は動くけれども、農家のために本当になるような農業委員会になるか、そのところが一番懸念されていることだと思います。

この背景に流れているのは、安倍首相がいつも言っていたことですが、企業が世界で一番活動しやすい国づくりをするというその考えのもとで行われています。農協法や農地法の改

定と一体で、家族農業中心の戦後農政を根底から覆そうという方針があり、農業、農村で企業が新たなもうけの場を広げようとする、そういう財界の要求が強力に後押しした結果だと思われます。

今回の改正は、農業委員会関係者や農村の現場の意見も無視して強行されました。国会審議の中では、与党も含めて賛成論はほとんど聞かれなかったとのこと。農業と農村の現実から出発したものではなく、規制改革の立場から財界側委員の主張を取り込んで出されたものだと言われています。このような改革の方向が今日の農業、農村の直面する課題の解決につながるか。決してそうとは思えません。大資本が日本列島の隅々まで利潤の対象にしようとすることに對して、私は大きな危機感を禁じ得ません。法案も決まっております、去年の4月より施行されているのですが、本町での実施に向けては、十分農家の意向が生き、そして本当の意味で生命の源を生む農地と農家の方たちを守れるような農業委員会になるよう、これからきめ細かな対策というか要綱、規則を整えていただきたいという希望を添えて、私の反対討論といたします。

○副議長（麻生 勇君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

2 番志関武良夫さん。

○2 番（志関武良夫君） 私、賛成の立場から言わせていただきますが、現在の農業を取り巻く環境、それは非常に厳しいものがあります。そういう中で、やはりその農業委員の人たちの役割というものが非常に大きくなってきていることは確かでございます。しかしながら、以前とは違って、現在の農業に関する諸条件、そういうものは非常に奥が深く、今、若い人たちがなかなか農業に携わるというようなこともないわけですから、そういう中で、この町の農業委員の選任については、先ほど課長のほうから言われましたとおり、平らな考えの中で地域から2人ぐらいつつの選任をしていただくことが非常によいというような発言がありました。私もそういうものについては、各地域の農業委員の代表として、2人ぐらいつつのやはり選任は妥当ではないかなというような、そういう見方をしておるところでございます。

したがいまして、この農業委員には大変重い荷がかかると思いますけれども、選任された人たちには頑張っていただいて、町のためにひとつ一生懸命に働いていただきたいというふうに考えております。そういう中で、私は賛成の立場で討論させていただきます。ありがとうございます。

○副議長（麻生 勇君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○副議長（麻生 勇君） 挙手多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（麻生 勇君） 日程第9、議案第16号 大多喜町養老溪谷観光センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） それでは、議案つづり33ページをお開きください。

議案第16号 大多喜町養老溪谷観光センターの指定管理者の指定についてご説明いたします。

まず初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜町養老溪谷観光センターは、大多喜町養老溪谷観光センターの設置及び管理に関する条例（平成25年2月27日条例第2号）第5条により、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの、いわゆる指定管理者に行わせるものとなっており、現在は有限会社養老溪谷やまびこが指定管理者となり管理を行っておりますが、平成29年3月31日で指定管理の指定期間が終了するため、公募を実施した結果、現管理者の有限会社養老溪谷やまびこの1団体のみの応募となりました。

有限会社養老溪谷やまびこは、平成25年の施設開設から現在まで指定管理者として管理運営し、その実績において利用者からの苦情もなく、センター内での売り上げや利用数においても年々増加傾向にあり、お土産品の自社開発も実施するなど、大多喜町養老溪谷観光センターの設置及び管理に関する条例第2条の地域観光に関する情報の提供及び地域産業の振興を図るとともに、地域経済の発展に寄与することを目的とすることに貢献していると判断いたしましたものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

次のとおり大多喜町養老溪谷観光センターの指定管理を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称。大多喜町養老溪谷観光センター。

2、指定管理者となる団体。夷隅郡大多喜町会所74番地3、有限会社養老溪谷やまびこ。
代表取締役、鵜ノ澤勝助。

3、指定の期間。平成29年4月1日から平成34年3月31日まで。

以上で、大多喜町養老溪谷観光センターの指定管理者を指定することについての提案説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） やまびこさん、一生懸命地元の方々が協力しながら本当に大変よくや
っていただいていると思っております。ぜひ引き続きやっていただけることをうれしく思
います。

ただ、大変厳しい面もまだたくさんあるかと思っています。やっぱり役場の支援も非常
に大切だと思っております。役場の支援体制は今後どのようなことを考えているんでし
ょう。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 支援体制ですが、従前と変わらず同様に各種のイベント等を、
やはりこれは町と協働で実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○副議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（麻生 勇君） 次に、日程第10、議案第17号 大多喜町横山住宅建設工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 35ページをお開き願います。

議案第17号 大多喜町横山住宅建設工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。これは議案第12号の横山宮原住宅の件でございます。

提案理由でございますけれども、本案は、大多喜町における定住化の促進を図るため、町内企業の就業者を対象とした大多喜町横山住宅建設工事に関し、昨年10月の会議において可決いただき工事を進めてきたものでございますが、基礎工事の掘削について、地盤がかたく、コンクリート殻などが出てきて不測の日数を要したため、工期の延期が必要となり、請負契約の変更が必要となったものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成28年10月21日に請負契約を締結した大多喜町横山住宅建設工事請負契約の一部を次のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、契約の方法、契約金額、契約の相手方につきましては変更ございません。

工期が、変更前「平成28年10月28日から平成29年3月27日まで」を「平成28年10月28日から平成29年4月28日まで」とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○副議長（麻生 勇君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） これは、入居はいつから入居できるんですか。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 大体内装工事が4月の初めごろ終わりになると思います。一応5月から、工期は4月いっぱいにしたので、5月からというような予定でございます。

○副議長（麻生 勇君） ほかにありませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） それでは、建設課長に1つ、それから町長の答弁と両方求めたいと思いますけれども、まず、建設課長には、この工事が行われる前に事前に環境アセスメントをどの程度やったのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

次に、町長には町内の業者を育成するというお立場、そういう中でこれを見ますと旭化成さん、町外業者でございますね。その辺の考え方、何ゆえ町外に発注なさったのか、その辺についてまずお聞きしたいと思います。

以上です。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 環境アセスのほうは、やってあるんですけれども、その内容については今ちょっとここではわかりません。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、麻生議員のおっしゃるとおり、私のほうでもやはり地域の事業者、この育成というのは基本でございます。今回もプロポーザルという形で地域の人たちも申し込めるチャンスはありました。そういうことで期間を設けて募集をしたんですが、実際に地元の人たちの応募がなかったということでございます。特に建設請負工事になりますと、正直、大多喜の事業者にはいわゆる建設業法という資格がありませんので、今回プロポーザルという形であれば申し込めるということで、そういうことでやったんですけれども、結果的にはなかったということでございますが、やはり地域の産業を育てるということの基本は変わりはありません。

○副議長（麻生 勇君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 今、建設課長のほうで、今提出できないと。まず、それはいつできるわけですか。それが1つ。なぜかという、私、実は、もう40年ほど前ですけども、環境アセスメントに関しましては恩師がおりまして、非常にその辺は徹底的に教育を受けたものですから、余りにも今出せないということ自身がびっくりした点。ですから、いつ出せるの

か、その辺をちょっとお尋ねしたい。

そして、町長ですね。これは本当に町長のお立場としてもつらい立場かとも思いますけれども、まず一つ言えることは、地元業者というのはもともと資本力が弱いわけですよ。だから地元で小さくやって小さく生計を立てている。そういう人たちに伸びるチャンスを与えてやる。一概に、ある面で基準をクリアできないからとか、一応申し込みの期間を提示したから来ないからとか、それはなかなかできないんですよ。事前に町のほうで、やはりこういう計画が持ち上がっている、こういうものがあると地元の各種団体等に恐らく事前にお話しすれば、それなりの知恵も出てくると思います。一律にやっているようでいて、これは資本の論理の前で完全に地元業者は手も挙げられないですよ。期間も短い。ですから、その辺、町長、今後ですよ。もう過ぎたことはしょうがないです。今後はそういう形で、いろいろなところの民の声を聞いていращやるわけだから、そういうものを一旦民間にいろいろサジェスチョンして、そして、町当局の執行部の皆さんも非常に優秀な方ですから、そういうことでひとつ啓蒙活動も図っていただきたいと思います。

1つ、建設課長には、いつご提出できるのか、それをまず教えてください。そして、町長には、今後町内業者育成を掛け声だけではなくて、そういうふうに細かな指導も含めてお願いしたいので、一言またご答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 環境アセスについては、ちょっと先ほどやっているとお申し上げましたけれども、やっているかどうかも含めて調べたいと思います。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 麻生議員の言われるのはよくわかります。ただ、時代も大変変化しまして、今現実に各事業所、正直手がない。今募集しても人が来ないということで、実情は本当にどんどん今縮小しているのが現実なんですね。ですから、やはりそれに見合うような工事のところはなるべく出してはいきたいと思いますが、やはりそれ以上のものを出示すると、今度は逆にその人たちを苦しめますから、それはできないことになりますので。

だけれども、今申し上げましたように、やはり地元の業者の育成というのは基本にありますので、できるだけそういうことはしてまいりますけれども、やはりいろいろな産業の実情というのを見ていきますと、私もそういう業界にいましたからよくわかるんですけども、本当に今、人手不足の中で、あらゆる産業で正直能力が落ちてきていると、これはもう現実

なんです。ですから、そういうことは頭に入れながら、できるだけ地域の産業の育成には努めていきたいと思います。

○副議長（麻生 勇君） 6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） 恐らくこれが 3 回目でしょうから、これで終わると思いますけれども、今、建設課長のほうが出しているかどうか、やったかどうかもわからないということですが、まあ、正直な答弁なので、ぜひやっているとしたいと思いますけれども出してください。

町長、ここからが大切なんです。町長のお考えは非常に弱肉強食というか、今の町内業者の人たちに、そのまま、その程度で生きていけということになってしまうんですよ、それでは。町長にひとつお願いしたい。この大多喜町をよくしたいのであれば、その気持ちは同じだと思いますから、そういう人たちにチャンスを与える、そして若い人たちにまた同じような仕事についてもらうためには、この町はある面で、そういう方々、地元業者にも部分発注でも結構です。与えて伸ばしてやってください。今、年商が例えば 1 億であって、翌年にまた 1 億を維持するのも難しい。しかし、町でこれだけの建設がある、そして定住構想もある、その中で住宅建設も進む、それを地元業者がやれるということになれば、ある面で目標値が定まりますから。

そんなことで、つらい立場だと思います、企業家の論理もお持ちの方だから。しかし、政治というのはもう一つ、弱い人を助ける、日の光の当たらないところに光を当てると。そして、北風と太陽ではないけれども、太陽のようにみんなコートを脱ぎ捨てていける、そういう町にしてくちゃいけない。だから町長、いろいろつらい立場だと思う、トップに立てばね。しかし、そこが政治ですから、その辺を肝に銘じて行っていきたいと思います。私は町長とお話して、話せばわかるタイプの人だと思いますので、次回から期待しております。これは答弁は求めなくていいでしょう。

以上です。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

11 番山田久子君。

○11 番（山田久子君） こちらの工事の請負契約書には、工期が延びたときに、その工期に関する違約条項のようなものというものは契約されているのでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 会議の途中ですが、ここで 10 分間の休憩をいたします。40 分までお願いします。

（午後 3 時 27 分）

○副議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時39分）

○副議長（麻生 勇君） 議案第17号の関係で、質疑に対して答弁をお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 契約約款の中の46条に、履行遅滞の場合における損害金ということとはうたわれておりますけれども、今回の場合は工期内の工期延期ということで、この損害賠償金の支払いの請求は該当しません。

それから、先ほどの環境アセスの関係ですけれども、ちょっと私、ほかの調査と勘違いしてしまいまして、この事業は、もう既に宅地になっているところに建てるものであって、環境アセスメント事業の対象事業ではございません。申しわけございませんでした。

○副議長（麻生 勇君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 今のご説明いただきました工期内の工期延長ということが、よく意味がわからないんですけれども。工期は29年3月27日までとうたっていたいて、それが4月28日まで延びるわけですね、その意味が、そこが1点。

それと、もう一点ですけれども、先ほどの契約金に関しましては変更がないということでご説明をいただきました。それは殻等が出てということでお話しいただいたんですけれども、普通想定外のものが発生したときというのは、工事費って別途出てくるというのが普通だと思うんですね。この辺は、それが出てきて工事が延びているのに、どうして契約金が変わらないのか、ここのところをお願いいたします。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 工期内の工期について、もう2月の時点で工期を延期していますので、例えば3月28日工期になっていて、それを超える場合は対象になると思うんですけれども、工期を延期するわけですから該当にならないということと、先ほどの殻とか、かたかったということで金額が増額の対象になるんじゃないかということだったんですけれども、その辺は業者との話し合いで金額の増はしないということで話がなっています。

以上です。

○副議長（麻生 勇君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） すみません、再度聞いて申しわけないんですけれども、工期の延長

に関しましては、業者さんと役場で実質的な工期の延長は、もう事前に3月いっぱい終わらないので認めているということですよ。そういうことですよ。ですけども、議会は3月27日まででの報告しかいただいてなくて、今初めてここで工期延長報告をもらっていますよね。そういうところというのは、例えば契約とか違約金にかかわらないにしても、これはどうなんですかね。もう少し早目に、たしかこの住宅に関しては、企業誘致に関しまして早くしなくちゃいけない、早くしなくちゃいけないということで建設に着工していただいた部分があったと思うんです。そういった部分を含めまして、延びるのはしょうがないにしても、その辺の矛盾を感じてしまうんですが、議会への報告とかというのはしょうがないんですかね、よくわからないんですけども。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 2月に工期を仮契約で延期してまして、それで、ここの今の場で議会の承認を得るということでございます。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） この工期延長なんですけれども、一応、一般的に町長は前々から町内育成業者ということで、町内をという話あったんですけども、たまたまこれは町内業者だとなかなか工期的にも延びるという話で、すぐ、これは入居を早くしたいということで、たまたま旭化成に、大手のほうに行ったわけですけども。その場合、それはいいんですけども、実際大手がとった。町内業者であれば延びるという形もあると思うんですけども、大手業者がとって、このくらい、殻がちょっと入ったぐらいで工期が延びるって、重機を持ってきて掘り起こせばいいんでしょうから、そういう点を考えると、大手業者であれば、もう機械もあるわけですので、わざわざ工期を延ばさなくても、当然、町のほうとしては早くしてもらいたいという希望でやっていると思うんですけども、そうすると、その点が、1カ月も延びるということ自体がちょっといかなものかと思うし、大手業者がそういう機械を持っていないということで、運搬等の関係もあるからということなんでしょうけれども、その点はどうなんだろうかな。ちょっと本当にわからないんですけども、お願いします。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） この工期については、もともとこの業者は4月の半ばまでということで、プロポーザルの時点は出してきたんですけども、うちのほうの要望で、できれば3月以内にということで、当初からプロポーザルの時点での提案は4月の半ばだったという

ことで、それで、そういう不測の日数がかかったので1カ月延ばすということでございます。

○副議長（麻生 勇君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 当初からそういうことであつたとすると、だからといって、それを今ここでそういうことを言うというのは、課長、おかしいんだよ、そういうのは。当初からそういう計画があつたということの中で、今ここに来て、あなた、そんな延長……。さっきの話だと、生コンや何かが入っていて、それで工事がスムーズに進まないと、そういうことから延長するということでしょう。そういうふうに私は理解しているわけだよ。だけれども、あなた、当初から期間がそういうふうになっていたって、業者がそういう期間を設けてあつたって、それはちょっとあなた、おかしいんじゃないの。そんなことここでそんな答弁したら、あなた、誰も納得しないよ。それは違うでしょうよ、そういう考えは。どうなの、ちょっと。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは志関議員のおっしゃるとおりでございますね。やはり工事を始めてから結構盤がかたかったと。想定はもうちょっとやわらかいのかなというところもあって、それでまた、まさか当時、建設課の資材置き場として、いろいろな建設残土や何か、いろいろ置いてあつた場所でありまして、そういうことで殻や何かが出てきたということで、そういうことで、ちょっと若干その辺が難しくなるねという話は出ていたんですが、当初からそういうおくれるという話じゃなくて、それは契約はもちろん3月での契約でございます。

それで、全体的には3月中には全部終わるんですけども、あとは検査の関係とか、建築基準法の検査とか県の検査とか、そういうものが若干残る程度で、物としてはもう大体3月にはできると思いますけれども、そういうことで手続上の問題が少し残るかなというところでございますが、それは志関議員のおっしゃるとおりでございますが、基本的にはそういう着工当時の殻とか、そういうかたさということで、想定外のものであつたということであることは間違いありません。

○副議長（麻生 勇君） 2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） ここまで進めてきた中で、今になって余り細かいことを言ってもしょうがないですよ。だけれども課長、あなた、ちょっとだめよ、そんなこと言っちゃ。私らはそんな細かい、今ここまで進めてきて、この問題をごちゃごちゃにするような、そんなことであつては、企業に対してもいろいろな条件をクリアした中でこういう状況をつくり上げていけるんですよ。だから、それをやはり我々は完成させなくちゃいけない。完成させて、

スムーズに事を進めることが我々の仕事ですから、そのところをよく理解してもらいたいというふうに思います。

○副議長（麻生 勇君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） たまたま今回は、工事を始めてみたら地盤がかたかったということだから、上に建てる建物の強度というのはやわらかいよりいいかもしれないけれども、設計段階で、普通工事って大きい建物を建てるときって、どんな地盤なのか事前に調査をして、その地盤の強度に合わせて上物の強度というのを決めていくんじゃないかと思うんです。それが全部通っちゃって、いざ工事を始めたらかたかったと、これ、今、耐震性とかすごく問題になっているけれども、そういう点で私はすごくずさんな工事だと思うんです。

町がいろいろな工事をするときに、なんでこんなに事前にお金をかけるんだろうと、設計と事前の調査に。でも、それは基本の基本だから、お金をかけて設計に持っていくわけじゃないですか。そういう点で、事前のプロポーザルに入る前というか、その辺のアプローチの点検というのはどうだったんでしょうか。これからの教訓になると思うんですけれども。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） その点については、あの全体の中で2点かそこら、実は調査してありまして、そのデータをもとにうちのほうは出しております、たまたま今度は建てる所と若干地形が違ったということで、もうちょっとほかではやわらかい層もあったんですね。ですから、2点かな、3点かな、調査はしております。そのデータを渡してやったんですけれども、やはり全部真っ平で削っているわけじゃありませんので、若干そういう相違があったということです。

○副議長（麻生 勇君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 一般的に、すみません、殻が出てきたとか、当初から4月までとわかっていたということは抜きにして、これ、会計というのは年度内処理が原則ですから、契約上はこの3月27日にせざるを得なかったんじゃないんですか、契約上は。そんなことはないんですか。最初から4月28日に工期を設定することも可能だったんですか。一般的には年度内処理というのが普通ですから、3月末工期ということしかできないように思われますけれども。最初から繰越予算であれば別ですよ。年度内予算であれば、工期はとりあえずは3月末にしか設定できなかったんじゃないんですか、それで3月27日にしたんじゃないんですか。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 当初、予算と同時に繰り越しにしておけば、それは4月でも可能

ですけれども、当初予算が繰り越しにできなかったのも、とりあえず3月いっぱいということ
です。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（麻生 勇君） 次に、日程第11、議案第18号 損害賠償の額を定めることについて
を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（君塚道朋君） 37ページをお開きください。

議案第18号 損害賠償の額を定めることについて。

初めに、提案理由を説明させていただきます。

事故の概要については、当施設に入所者の女性が、平成28年9月12日午前10時10分ごろ、
事務棟で散髪を終えた後、居室への誘導を待っている間に、見守りを担当する介護士が目を
離したすきに、介護棟へ続くスロープを車椅子で自走し、倉庫の鉄の扉に激突して、翌日死
亡されたものです。

当施設の過失は明らかであるため、入所者のご家族と損害賠償の話し合いを行ってまいり
まして、このたび、和解により示談をしていただけたとの内諾をいただきました。

なお、損害賠償の額は、年金の遺失利益として211万658円、慰謝料として1,200万円、葬儀費用として120万円、入院の慰謝料として2万1,000円、合わせまして1,533万1,658円を提案させていただくものであります。

また、損害賠償金につきましては、施設が加入しております介護保険社会福祉事業者相互保険から全額が支払われます。

それでは、本文に入らせていただきます。

1、相手方。いすみ市楽町在住、特別養護老人ホーム入所者女性の遺族。

2、事故の概要。平成28年9月12日午前10時10分ごろ、散髪終了後、介護士の誘導を待つ間に車椅子にて下りスロープを自走、介護棟1階の倉庫の鉄の扉に激突し、翌日死亡したものです。

3、損害賠償額。1,533万1,658円です。

以上で、損害賠償の額を定めることについての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（麻生 勇君） 日程第12、議案第19号 平成28年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第19号の説明をさせていただきます。

39ページをお開きください。

平成28年度大多喜町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

○副議長（麻生 勇君） 課長、座って。座って説明してください。

○企画財政課長（西郡栄一君） すみません。ありがとうございます。

それでは、座ったまま説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,636万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億9,340万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条、継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

繰越明許費の補正。

第3条、繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

それでは、第2表、繰越明許費から順次ご説明させていただきますので、45ページをお開きください。

第2表、継続費補正。

款3民生費、項1社会福祉費、事業名、次期介護保険事業計画等策定事業。補正前の総額450万円、年割学、28年度180万円、29年度270万円を、実績に基づき、補正後の総額396万9,000円、年割学、28年度170万1,000円、29年度226万8,000円に変更するものでございます。

第3表、繰越明許費補正は、表内の4事業を追加するものでございます。

初めに、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳ネットワークシステム事業は、マイナンバーカードの発行状況を鑑み、平成28年度個人番号カード交付事業費補助金を、

翌年度のマイナンバーカード発行経費に充てるために77万2,000円を繰り越すものでございます。

次の款4衛生費、項3上水道費、上水道出資事業は、南房総広域水道企業団に係る一般会計出資金のうち、浄水場の非常用発電設備整備事業分で当初予定していなかった追加工事が必要となり、4月30日まで工期が延長されました。このため、出資金の支払い時期が翌年度になりますので1,035万5,000円を繰り越すものでございます。

次の款7土木費、項1土木管理費、国土調査事業は、繰越事業とは別に既に発注済みであった一筆地調査において、登記名義人の特定、空白地調査、地図訂正等の処理に2カ月余りを要し、一筆地調査の後続業務におくれが生じ、事業の年度内完了が困難なことから、2,079万円を翌年度に繰り越すものでございます。

次の項4住宅費、住宅建設事業は、議案第17号で工期の延長を可決いただきました横山住宅建設工事に係る事業費6,704万7,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

合計1億4,250万円は、既に繰越明許費を設定させていただきました4,353万6,000円を含んだ額でございます。

次の第4表は地方債補正で、それぞれ限度額を変更するものでございます。

起債の目的、過疎地域自立促進特別事業債は、限度額4,120万円を360万円減額し、3,760万円に補正するもので、過疎対策事業のソフト事業として充当する空き家改修事業補助金の改減、出産祝い金事業の減額により変更するものでございます。

次の道路整備事業債は、限度額8,110万円を1,190万円減額し、6,290万円に補正するもので、町道改良事業、橋梁長寿命化事業の実績を見込み、辺地対策事業債で100万円の減額、過疎対策事業債で1,090万円を減額するものでございます。

次の消防施設整備事業債は、消防車両購入費に充てるもので、限度額1,690万円を実績により70万円減額し、1,620万円に変更するものでございます。

臨時財政対策債は、限度額1億8,000万円を1,000万円減額し、1億7,000万円に変更するもので、普通地方交付税算定結果に基づくものでございます。

次に、事項別明細書により歳入歳出補正予算の説明をさせていただきますので、48、49ページのほうをお開きください。

2、歳入、款1町税は、実績見込みによる増額補正で、項1町民税、目2法人は500万円の増額、次の項2固定資産税は300万円の増額、次の項3軽自動車税は250万円の増額でございます。

款 9 地方特例交付金53万7,000円の増額補正と、次の款10地方交付税 1 億9,697万5,000円の増額補正は、交付実績に基づくものでございます。

款12分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 民生費負担金333万8,000円の増額補正は、保育料、学童保育の実績見込みによる増額が主な内容でございます。

目 5 給食費負担金173万1,000円の減額補正は、給食数の減少など、実績見込みによるものでございます。

款13使用料及び手数料、項 1 使用料の補正額の計は52万6,000円の減額補正で、節及び説明欄の各施設の使用料の実績見込みによるものでございます。

次のページをお開きください。

項 2 手数料の補正額の計は412万円の減額補正で、節及び説明欄の各手数料の実績見込みによるものでございます。

款14国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金461万9,000円の減額補正、次の目 2 衛生費国庫負担金12万円の減額補正は、事業の実績に伴うものでございます。

目 4 公共土木施設災害復旧費国庫負担金318万7,000円の増額補正は、町道黒原上野線の道路災害復旧工事に係る国庫負担金を今年度の歳入として見込み、計上したものでございます。

項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金 6 万3,000円の減額補正は、補助金の実績による減と交付決定に伴う増でございます。

目 2 民生費国庫補助金675万7,000円の減額補正は、臨時福祉給付金等給付事業の実績による減額が主なものでございます。

目 4 土木費国庫補助金1,262万4,000円の減額補正は、社会資本整備総合交付金事業として実施する舗装修繕計画策定業務や、町道増田小土呂線歩道整備工事などの交付金の交付決定に伴う減額でございます。

項 3 国庫委託金、目 2 民生費委託金3,000円の減額補正は、交付決定によるものでございます。

款15県支出金、項 1 県負担金、目 2 民生費県負担金35万3,000円の減額補正は、次のページに続きますが、国民健康保険と後期高齢者医療保険の基盤安定に係る負担金の増減が主なものでございます。

目 3 衛生費県負担金15万円の減額補正は実績見込みによるもので、目 4 土木費県負担金1,234万2,000円の減額補正は、地籍調査費負担金の交付決定によるものでございます。

項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金146万円の減額補正、次の目 2 民生費県補助金152万

3,000円の減額補正、次の目3 衛生費県補助金31万7,000円の増額補正、目4 農林水産業費県補助金106万1,000円の増額補正は、それぞれの事業の交付決定等に伴う変更でございます。

項3 県委託金、目1 総務費委託金52万6,000円の減額補正は、統計調査と選挙費の補正で、節8 千葉県知事選挙費委託金の減額は、選挙の執行経費の精算が翌年度にわたりますので減額するものでございます。

次のページをお開きください。

款16財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入67万4,000円の増額補正は、集落センターと光ファイバーケーブルの貸付収入の増額でございます。

目2 利子及び配当金5万3,000円の増額補正は、基金利子でございます。

款17寄附金、項1 寄附金、目1 指定寄附金3,900万円の増額補正は、ふるさと納税の推移を見込み増額するもので、目2 一般寄附金527万3,000円の増額補正は、5件の寄附でございます。

次の款18繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金1億1,799万5,000円の減額補正は、当初予算において財源措置しましたが、財政資金に余裕が生じたことから減額するものでございます。

次の目3 ふるさと創生基金繰入金177万8,000円の減額補正と、目5 福祉基金繰入金50万5,000円の増額補正は、充当事業の実績によるものでございます。

目6 ふるさと基金繰入金742万6,000円の増額補正は、ふるさと納税の増額に伴う返礼品等1,146万2,000円の増額と、公共交通政策事業で403万6,000円減額するものでございます。

次の目8 環境基金繰入金38万円の減額補正及び目10庁舎管理基金繰入金395万9,000円の減額補正は、実績によるものでございます。

次の項2 特別会計繰入金、目1 国民健康保険特別会計繰入金14万9,000円の減額補正は、実績見込みによる補正でございます。

次の款19繰越金、項1 繰越金2,481万5,000円の増額補正は、前年度繰越金でございます。

款20諸収入、項2 町預金利子19万7,000円の減額補正は、実績見込みでございます。

次のページをお開きください。

項4 受託事業収入、目1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入14万円の減額補正は、額の確定によるものでございます。

項5 雑入、目2 雑入1,658万8,000円の増額補正は、説明欄記載のとおり、それぞれ実績見込みに伴う増減でございます。

款21町債、項 1 町債は2,620万円の減額補正で、第 4 表の説明と重複しますので、説明を割愛させていただきます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

次のページをお開きください。

歳出予算につきましては、事業等の実績見込みによる補正等、一部割愛して説明させていただくこともございますので、あらかじめご了承くださいと思います。

款 1 議会費、項 1 議会費 3 万5,000円の減額補正は、政務活動費補助金の減額でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費75万円の減額補正は、職員健康診断委託料などの事業の実績に伴う補正でございます。

目 2 文書広報費76万9,000円の増額補正のうち、備品公購入費は、広報で使用するカメラの購入費でございます。

目 3 財政管理費194万4,000円の増額補正のうち、償還金利子及び割引料は、平成24年度と25年度に交付されました震災復興特別交付税の返還分でございます。

目 5 財産管理費8,846万3,000円の増額補正は、財政調整基金への積立金と、次のページの減債基金への積み立てが主なものでございます。

目 6 企画費4,086万3,000円の増額補正は、空き家改修事業補助金の皆減、ふるさと基金への積立金は、寄附金3,900万円を積み立てるものでございます。ふるさと納税事業は、ふるさと納税の今年度分の返礼品の実績見込みによる増額でございます。公共交通政策事業の補助金の減額は、利用者の利便性を図るため、回数券の販売時に補助金相当額を割り引いて販売できるようにしましたので、減額するものでございます。

目 7 電子計算費160万5,000円の減額補正は、実績による減額でございます。

次のページをお開きください。

目 8 諸費72万8,000円の増額補正は、障害福祉関係国庫負担金の返還金や実績による減額でございます。

次の項 2 徴税费、目 1 税務総務費 3 万2,000円の減額補正と、目 2 賦課徴収費92万1,000円の減額補正は、実績によるものでございます。

項 3 戸籍住民基本台帳費194万3,000円の減額補正は、実績見込みによる減額と、個人番号カード等関連事務費交付金は、国庫補助金の交付決定による増額分でございます。

項 4 選挙費、目 2 参議院議員選挙費54万4,000円の減額補正は、実績によるものでござい

ます。

目 3 千葉県知事選挙費は、県委託金を減額したことに伴い、財源内訳を補正するものでございます。

目 4 大多喜町議会議員選挙費140万円の減額補正は、実績による減額でございます。

次の項 5 統計調査費、目 2 各種統計調査費は、県委託金の減額に伴い、財源内訳を補正するものでございます。

項 6 監査委員費10万3,000円の減額補正は、実績見込みによるものでございます。

次の款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費2,274万3,000円の増額補正の主な内容は、町社会福祉協議会補助金の増額、障害者福祉事業は、次のページに続きますが、外出支援サービスは、新規に 2 名の方が申請された分と、グループホーム等への入居者が 2 名増加しましたので、それぞれ実績見込みによるものでございます。少子化対策事業は、今年度の出生数が30名の見込みのため、大幅に減額するものでございます。福祉基金積立事業は、今後の福祉関係経費の増加に対応できるよう、基金に積み立てるものでございます。

目 3 老人福祉費78万4,000円の増額補正は、外出支援サービスの実績見込みでございます。

目 5 介護保険事業費307万4,000円の増額補正は、介護保険特別会計繰出金の増額が主な内容でございます。

目 6 後期高齢者医療費480万3,000円の減額補正は、実績見込みと額の確定によるものでございます。

次のページをお開きください。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費159万8,000円の増額補正は、子ども医療費の実績見込みでございます。

次の目 2 児童措置費560万円の減額補正と、次の、目 3 母子福祉費44万8,000円の減額補正は、実績見込みでございます。

次の目 4 児童福祉施設費748万4,000円の減額補正は、保育園管理運営事業の賃金の減は、臨時調理員の退職や土曜保育の減などによるもので、つぐみの森保育園の屋外遊具の塗りかえ工事や、備品購入費は、みつば保育園の給食配膳用コンテナ、ブランコのバケット型の椅子、ユニット砂場フェンスの購入で、児童クラブ運営事業は、勤務形態の見直しによる賃金の減が主な内容で、その他実績見込みでございます。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費30万円の減額補正は、養育医療の該当者がおりませんでしたので減額するものでございます。

次の目 2 予防費238万円の減額補正は、実績見込みによる補正でございます。

目 3 環境衛生費577万9,000円の減額補正は、次のページの補助金の実績を見込む減額と、小水力発電所管理運営事業は、事業者が電気使用量を直接支払うため、歳入とあわせ減額するものでございます。

目 4 母子保健事業費295万6,000円の減額補正は、出生数の減少に伴い、妊婦、乳児の一般健康診査の減によるものでございます。

目 6 地域し尿処理施設管理費26万5,000円の増額補正は、コミュニティプラントのスパロータのモーターの交換等を行うものでございます。

次の項 2 清掃費、目 1 清掃総務費 5 万円の増額補正は、一般廃棄物処理施設建設基金に利子を積み立てるものでございます。

目 2 塵芥処理費40万8,000円の減額補正のうち、備品購入費は事務連絡用車両の購入で、その他実績見込みによるものでございます。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費は、県補助金の交付決定に伴い、財源内訳を補正するものでございます。

次の目 3 農業振興費97万3,000円の減額補正は、実績見込みによる減額でございます。

次の目 5 農地費156万2,000円の減額補正は、次の73ページの道路補修用材料は、弓木地先の林道竈蓮寺線等の原材料で、多面的機能支払交付金事業は、新規参加組織の面積の確定等による減額が主な内容でございます。

目 6 農業施設費38万4,000円の増額補正は、集落センターの空調設備の故障によるつけかえ工事と、農村コミュニティーセンターの管理運営に係る補正でございます。

項 2 林業費、目 1 林業総務費148万1,000円の増額補正は、有害鳥獣捕獲数の増加により、猿12頭、猪が147頭、鹿38頭、小動物83頭の報奨金の増額でございます。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 商工業振興費53万5,000円の増額補正は、企業誘致及び雇用促進に関する条例に基づく事業所設置奨励金 1 社分でございます。

次の目 3 観光費97万4,000円の増額補正のうち、修繕料は、小田代駐車場のフェンスの修繕、観光振興事業はパンフレットの増刷が主な内容で、そのほか実績見込みによるものでございます。

次の款 7 土木費、項 1 土木管理費は、目 1 土木総務費3,794万7,000円の増額補正は、次のページの道路整備推進基金への積立金が主なもので、中学校の統合に伴う町道改良など、来年度以降対応すべき路線も多くありますので積み立てるものでございます。

目 3 国土調査費1,612万2,000円の減額補正は、県負担金の額の確定に伴うものでございます。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費444万3,000円の減額補正は、臨時職員のうち 1 名が退職し、1 名採用した分の差額分の減、そのほか実績見込みによるものでございます。

目 2 道路新設改良費2,554万5,000円の減額補正は、町道増田小土呂線、中野大多喜線、弓木西下線、船子東前線、宇野辺当月川線、泉水住宅線に係る委託料と工事請負費の執行残の減額補正と、用地取得費は、宇野辺当月川線の用地取得が困難なことから減額し、補償補填及び賠償金は電柱移転の実績による減でございます。

目 3 橋梁維持費495万4,000円の減額補正は、橋梁長寿命化計画策定業務と、小土呂、原橋の補修工事の実績による減でございます。

項 4 住宅費、目 1 住宅管理費24万8,000円の減額補正は、実績による減額と、田丁団地浄化槽曝気ブローアのモーターの交換、退去に伴う修繕料等でございます。

目 4 住宅建設費1,321万1,000円の減額補正は、実績見込みによるものでございます。

次のページをお開きください。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 2 非常備消防費53万9,000円の減額補正は、消防団員の報酬の減でございます。

目 3 消防施設費59万4,000円の減額補正は、小型動力ポンプ付積載車、ポンプ自動車の執行残の減額でございます。

目 4 災害対策費319万6,000円の減額補正は、役場庁舎の非常用発電機設置工事の実績によるものと、防災行政無線のアンテナと個別受信機10セット分の購入費でございます。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費3,021万3,000円の増額補正は、知能検査キットの購入費と、小・中学校施設整備基金への積み立てでございます。

次の項 2 小学校費100万円の減額補正は、電気使用料の減額でございます。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費57万4,000円の減額補正は、災害共済給付金の増と電気使用料、パソコン借上料の実績見込みによる減でございます。

項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費22万8,000円の減額補正は、次のページの芸術鑑賞教室の委託料の実績見込みによる減額でございます。

目 2 項公民館費 7 万2,000円の増額補正は、賃金の実績見込みと浄化槽の汚水ポンプの修繕料でございます。

項 5 保健体育費、目 3 学校給食費172万8,000円の減額補正は、ガス使用料と給食日数の減

少による賄材料費の減額、機械室蒸気配管工事でございます。

款10災害復旧費、項 1 公共土木施設災害復旧費、目 1 道路橋梁災害復旧費411万5,000円の減額補正は、町道老津線の崩壊に対する測量設計委託料を実績により減額するものでございます。

次のページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第19号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○副議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 77ページの地域防災対策事業、非常用発電機の設置工事、これはどこにつけたんですか。

○副議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 非常用発電装置のことでよろしいですか。この部屋の後ろですね。新庁舎との間に設置をいたしました。

○副議長（麻生 勇君） 5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 燃料は何ですか。

○副議長（麻生 勇君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） A重油でございます。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 57ページのお試し居住利用者負担金、この9万1,000円、この実績というんですかね、これを教えてください。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これにつきましては3件を見込んでおります。1カ月3万6,000円ということですので、その分を見込んだものと、予算として当初1万7,000円持っておりまして、それを相殺した分でございます。

○副議長（麻生 勇君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） これは、9万1,000円と負担金というのを見込んでいるということは、

今後これがふえてくるという、9万1,000円ということは、今後3月までに申し込みがあるということですか。それはどういった方とか、内容とか何か、来る方が、どういった方がお試し事業で来ていて、どういうふうに行っているというか、運営というんですか。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） このお試し居住につきましては、予約申し込みというような形で処理をさせていただいております。

一番初めには12月の段階で1件利用者がございました。その方はお子様連れの方でご利用されたということでございます。この後こちらに来られる方は、福島の方の災害の関係で都内に来ていたんですけれども、その方がこちらで家のお試しをしたいということで伺っております。それと、もう一件の方は、薬草園に今度入居するに当たって、あらかじめこちらに来たいということで、以上で3件でございます。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 3件来ていただいて非常にうれしいんですけれども、今後、この方々が町内に永住していただくには、またそれなりのアフターケアとか、いろいろ必要だと思いますけれども、その辺はどのように考えて行うんですか。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 利用された方が、そのまま全ての方がここにお住みになるというふうにはなっておりませんので、あくまでも利用された方で、その方がまたご要望があれば、そういった町で行政でできるものであれば、いろいろと相談には乗っていききたいというふうには思っています。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 77ページ、教育委員会事務事業、備品購入費で、先ほど知能検査キットということでご説明をいただきました。これは何か古くなったものを買いかえたのか、それとも新規購入なのか。また、これはどのような活用をされるのかということでお願いいたします。

○副議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） これは発達検査器具ということで、新規購入でございます。

この器具につきましては、子供たちがどこまで、どれくらい発達、成長しているのか、得意・不得意はないかということ客観的に知るための発達検査になります。発達検査をする

ことで、子供たちの発達上問題がないかを知ることができます。発達の状態を検査いたしまして子供たちの特性を知ること、一番適した教育を受けることができるようになります。

以上です。

○副議長（麻生 勇君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 何か大変変な聞き方で申しわけないんですけども、これは一般のお子さんに使うものなのか、今結構お話がある発達障害の方のそういった方に対応して、またそういうものを見つけて、また支援につなげていくというような使い方をされるものなのか。どういった使い方をされていく器具なんでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） これは、一般、普通の児童の方で発達についてどうかという場合に検査をさせていただくということでございます。

○副議長（麻生 勇君） 教育長。

○教育長（石井信代君） このキットは、学校の中にも特別な支援委員会というのがありまして、普通学級で学業ができるか、あるいは特別支援学級という、今、知的学級とか情緒障害学級と2つの種類がありますけれども、その普通学級でこのお子さんが学習した方がよろしいか、あるいは知的学級、あるいは情緒障害学級でしたほうがよろしいかというのを客観的に見る器具でございます。

ただ、私たちが見て、この子は知的でやったほうがいいということではなくて、この器具を使って数値的に、例えば9歳のお子さんだけでも、実際に測定したときには、やっぱり生活が例えば3歳児程度の生活能力だというようなことが数値であらわれてくる。ですから、これは普通の子供たちに使うのではなくて、特別支援学級にこの子は入ったほうがよろしいかとか、そういうことを正確に客観的に見る器具でございます。それが今までなくて、ほかの教育委員会から借りたりしていたんですが、それがここに1つあれば、そういうお子さんもふえていることですので、その客観的に見る器具ということでございます。

○副議長（麻生 勇君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） すみません、教育長、それは月齢、年齢的に、それから学年的にというんでしょうか、それをどのところでお使いになられるのか。各学年で使われるのか、入学時にお使いになられるのかとか、そういったところではどのような形で――発達障害は早く見つけるほどいいというふうに言われておりまして、逆に小学校よりも保育園とか、もっと早くとかというような、先生がおっしゃられたように、お子さん、お子さんによって

全く状況が違うので、その子に合った支援というのが非常に大切だというふうに伺っております。その辺はどのような形に見つかった場合は対応していただけるのか、そこも、もしわかりましたらお願いしたいと思います。

○副議長（麻生 勇君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 中にはお母さんが早いうちに、保育園のうちに、お母さんが、少しこの子は普通のお子さんとは少し違うというようなことになると、これは子育て支援課さんのほうで、保健センターで行事を持っておりまして、専門の先生に来ていただいて、それから教育課のほうから職員も出て、そういう相談も受けています。

それから、学校に入ってきてからは、とりあえず担任の先生が学習をやっている中で、少しこのお子さんは特別な、例えば20人いたら20人の中で指導するよりは、特別な支援教室のほうで指導したほうがよろしいというのか、担任が気づいたり、あるいはお母さんから連絡をいただいてそういうことをしていただきたいとか、ですから、特別あれじゃなくて、1年生に入るときにもそういうことが必要ならば対応しております。また、あるいは3年、4年になってから、特にお子さんが学習におくれが出てきたりしたときに、お母さんと相談したり、あるいは学校の中で相談したり、あるいはそういうことを全て最終的には大多喜町の教育支援委員会というのがありまして、いろいろなお医者さんですとか、あるいは学校長ですとか特別支援の先生方、あるいは教育委員会、それから特別指導の東上総教育事務所の専門の先生がいますので、そういう方が全部集まって、一人一人、やはり普通学級では無理でしょうというお子さんがいた場合は、いろいろなジャンルの先生方の指導をいただきながら、この子についてはやはり情緒学級のほうがよろしいでしょうというような、さまざまな角度から一人の子供については協議をして、例えば大多喜町でこの子については情緒学級がよろしいでしょうということになると、当然保護者の方の理解も必要なので、それはまた教育委員会のほうで保護者と相談して、普通学級ではなくてというようなことで、かなり綿密な調査等をして、このお子さんがちょっと普通学級では無理だなという場合は知的学級で、そういうことが各学校、全て今あります。

特に西中学校は今、特別支援学級がないんですけれども、来年度については、今、西小学校の6年生の男の子が1人、ぜひ特別支援学級でやりたいという子がいますので、新しく西中学校は4月から情緒学級が1学級増でできる、こういう状況であります。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 51ページ、それから環境課絡みで71ページ、一緒に伺いたいと思います。

51ページのごみ持込処理手数料、397万円減額になっております。持ち込みごみは今年度大幅に値上げしました。その結果、手数料としてこれだけ、400万近くの減額になっているんですが、重量レベルでいうと昨年度と比べてどのくらい減っているのか。あるいは環境センター持ち込みと、いすみの焼却場持ち込み分とあるのですが、その辺の減量状況を教えてください。

持ち込みごみはかなり減っているのに、持ち込みごみの中には不燃物がたくさん入っていると思うのですが、71ページの一般廃棄物処理量は増額になっている。この辺が整合性がよく理解できませんので説明してください。

それと、ごみ袋の作成代金が100万以上減っています。当初予算の43パーセント減ですが、説明をお願いいたします。

それと、ちょっともう一つ、ごみ持込処理手数料のところで忘れていたのですが、持込手数料が高くなったからといって不法投棄はふえていないのでしょうか。その件について、3点、よろしくお願いいたします。

○副議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） それでは、初めに歳入のごみの持込手数料ですけれども、まず、持ち込みの総重量は、今年度の見込みとして96万5,000トンの予定です。昨年度に比べまして15.8パーセントの減となっております。

これはやはり、今、野中議員の言われたとおり、今年度4月から持ち込み料金が6円から20円に値上げになった関係もございます。その関係で、業者の持ち込みというのがかなり本当に減ってきている状況です。

それから、環境センターへの持ち込み分としては、今年度65トンの見込みとなっております。パーセントでいいますと21.7パーセントの減です。

それから、クリーンセンターへの直接の持ち込みとしては約90トンぐらいの見込みとなっております。これも15.3パーセントぐらいの減の見込みとなっております。

それから歳出ですけれども、ごみの量が減ったのに、一般廃棄物の処分業務委託料ですね、これが何でふえているのかということですが、当初、この業務委託料につきましては37トンほどの見込みだったんですけれども、前年度の実績として43トンありました。今年度の見込みといたしましても44トンぐらいの処理量を見込んでおりまして、当初の見込みが若

干低かったというようなことで、今回補正でふやさせていただいてあります。

それから、ごみの袋の作成委託料ですけれども、これは、今年度の当初予算では、前年度の価格をある程度参考にして当初予算を組んでいたわけなんですけど、今年度は入札の方式に変えました。それで大の袋、それから小の袋、両方含めまして入札にかけたところ、1枚当たり約5,535円というようなことで、かなり去年と比べると価格が下がったというような実績になっております。

なお、今年度から、皆さんご承知だと思いますけれども、袋の色も黄色の袋に変えてございます。それから、大きさについても、大の袋が45リットル、小の袋が20リットルというようなことで変更もあわせて行っているところです。

以上です。

（「ありがとうございます。あともう一点、不法投棄はふえていませんか」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 申しわけありません。不法投棄については、昨日も申し上げましたけれども、毎週木曜日、不法投棄の回収をしておるんですが、去年と比べて非常にふえたとか、そういうようなことはございませんで、昨年並みというような収集の状況になっております。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 61ページの地域おこし協力隊事業、この件で、議会でも10月に紹介されてまして、当初本当に若い女の子で細くて、何か十分な活動がどうなのかと私自身はちょっと不安に思っていたんですけれども、非常に一生懸命やっているという形が見えてきていて本当に頼もしいんですけれども、この方が現在どういった活動を主にしていて、どういった目的でどういったことをやっているのか、それについて評価というんですかね、それはどのようにされているのか、それをお聞きしたい。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 地域おこし協力隊員の活動ということでございます。

町の要綱では、協力隊員の活動ということで、さまざまなものを決めてあるんですけれども、今実施しておりますのは、1つは地域コミュニティの活性化支援ということで、例えば今やっているのは若者の100人インタビュー、これも実施しております。町内在住、在勤

の大多喜町で頑張っている若者へのインタビューの実施。2つ目としては、小さな拠点づくり事業にも参加されております。これは上総中野駅のやつでございます。それと、もみじまつりでやはり上総中野駅会場で、けよけよ市というんでしょうか、そちらに一緒になって参加されています。それと、4つ目としては、観光とまちづくりを考えるワークショップ、これにも参加されております。それと、5つ目としては、若者会議というのを開催しております。それと、6つ目としては、慶應義塾大学との域学連携事業への参加ということで、それも参加していただいております。それと、7番目として、釜屋の活用の検討ということで、これが大体地域コミュニティの活性化の支援というようなテーマをつくってやっていただいております。

それと、新規移住者の誘致促進というような面もやっていただいております。これについては、JOINという一般社団法人移住交流推進機構というのが東京にあるんですけれども、そちらのほうで開催するとき一緒に行って、移住者の誘致促進ということを実践していただいております。

それと、継続的な情報発信といたしまして、これは皆さんもご存じだと思いますが、広報おたきでの記事、1面2ページにわたって出しております。それと、フェイスブックを自分で立ち上げて、そちらでの情報を発信しているということでございます。

これらのことをやっていただいているということで、若者会議は、若者を対象としたような事業を主体としてやっていただいておりますので、特に若い人、女性に焦点を当てた事業ということでは非常に頑張っていると思います。今まで余り若い人たちが集まるという機会がなかったので、そういう意味では本当に活躍をしていただいているというふうに考えております。

主な事業としては、今のところ、そういう活動をしていただいているということでございます。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 本当に一生懸命やっている姿がいつも見えてくるんですけれども、多くの方から、この地域協力隊でやっている方に何とか一緒に協力して応援してあげたいという声も聞きます。仮にそういった応援したいと、一緒にこの活動を支えていきたいという住民の方々が、今の事業にかかわって、いろいろな事業に直接かかわっている方はそこで一緒に応援するんでしょうけれども、それ以外の方々が、やはりぜひこの方々を応援したいので、何とか協力できるというんですか、そういった体制というんですか、そういった場合はどの

ようにしたらよろしいですか。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それについては、まだ今のところ地域おこし協力隊員も1人しかおりませんので、やはりいろいろなものを自分で抱え過ぎちゃうと活動が逆にできなくなってしまうということもございます。ただ一つ、釜屋さんの活用とか、そういうものというのは若い人たちだけの活用というのは非常に厳しいというふうに思っています。やはり地域の人たちとか、そういう人たちの協力もいただかなければならないということで、そこで初めて地域おこしというような形になってくるのかなと思っております。

ですから、内容によって、地域おこし協力隊員として協力できること、できないことがあるのかと思いますけれども、もしご要望があれば言っていただければ、その辺のことについては行政も一緒になって考えていきたいというふうに思います。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 非常に一生懸命やっているんですね。今は1人ですけども、今後増員する考えとか、その辺はどうでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） とりあえず計画の中では、また来年度も1人増員するというような形で考えております。新年度予算にも、もう1名分の予算を計上させていただきましたので、できる限り、いろいろな皆さんが困っているものに対してケアができるような形、一緒になって地域おこしができるようなものを実施していきたいというふうに思っております。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 51ページの国庫支出金のうちの臨時福祉給付金の補助事業が減額になっておりますが、この辺の内訳を教えてくださいと思います。

もう一つ、61ページの公共交通政策事業の中の節19の高速バス利用増対策事業補助金が減額になっておりますが、この辺の内訳をちょっと教えてください。

○副議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） では、51ページだと思うんですが、臨時福祉給付金の減額ですね。これにつきましては、当初見込んだ人数と実際に支給した支給の差額分となるんですが、この臨時福祉給付金の場合、障害者と遺族年金受給対象者の給付金ということで、1人

3万円、それと普通の臨時福祉給付金で1人3,000円ということとなっております。

当初、普通の臨時福祉給付金につきましては2,000名で見込んであったんですが、実績が1,610人でした。やはり3,000円ということで、なかなか全部が全部来るということじゃなく、大体申請率が70パーセントぐらいでございます。

それと、障害・遺族年金の受給者の給付金でございますけれども、当初155人を見込みまして、54名の方が申請、受給されております。この件については約92パーセントの申請率でございます。

以上です。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 公共交通政策事業の補助金の減額でございます。これにつきましては、高速バスの利用増大補助金として、19節で支出する補助金というのが20万ということで、内訳は回数券の補助ということで30冊15万円分、それと定期券の補助ということで、5枚分ですね。5万円でございます。

それで、先ほどもお話しさせていただきましたが、回数券の販売時に補助金相当額を割り引いたほうが、実質利用される方にとっては非常に利便性が高いということで、その一部を回数券の購入費ということで充てさせていただいております。回数券の購入というのが192万1,000円でございます。そのうち雑入として販売代として、歳入では123万1,000円ございますので、差し引くと69万円、回数券の在庫が現在33万2,000円分ございますので、補助として35万8,000円。ちょっとわかりづらいと思いますが、現実的には利用増大対策の補助といまして55万8,250円というのが補助となっております。

○副議長（麻生 勇君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） そうすると、高速バスの利用の件については、利用者も予定より減っちゃったということなんですか、この補助対象の利用者は。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 利用されている方というか、その方についての個々具体的なものというのはまだ見ておりませんが、一つ、企業等でも利用できるような形をつくっておりますが、それが余り伸びていなかったというのも一つの理由があるかと思います。

これは補助の方法として、途中で一部変更になっておりますけれども、学生の場合は回数券の補助ということで、1冊5,000円で1万円のものを5,000円で補助と、それと定期券の補助として、大多喜・品川間1カ月だと1万円の補助ということでさせていただいております。

す。それと、町内法人の方ですと、1年間で120人以上見込まれる町内の法人の方は、1冊当たり1,000円の補助ということで実施しております。そういう中で、全体的な中では、やはり55万8,250円ということでおさまっているということですので、補助金の金額としては、やはり当初予定していたよりも減額しているということでございます。

○副議長（麻生 勇君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） そうすると、やはり当初、観光客とか、あるいはゴルフの利用客を見込んでいたと思うんですが、その辺が期待できなかったということなんですが、今後どのような方法で、その期待に沿うような方法をとるのか。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 当初見込んでいた、例えばゴルフ場だとか、あるいは観光客の利用というのももちろんございます。今、やはり何とか乗車人員をふやしていかなければならないということで、これから、まだ認可されてはおらないんですけれども、高速バスを大多喜駅まで延伸したいということで、まだ認可申請中でございますけれども、そういうことによって、都内からこちらに観光でみえる方の足の確保をできるようなことを進めていきたいというふうに思っております。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 71ページなんですが、旧上瀑小学校の活用で10万円の減額になっていきます。今、活用状況、学童保育以外の活用状況を説明してください。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 10万円の減額ということでございますけれども、家庭科室の利用部分の光熱水費の減額ということでございます。これにつきましては、スモールキッチンを賃貸借契約の中で動いていただいているところでございます。昨年の4月より契約をしておるところでございますけれども、利用状況につきましては、6月、7月のとりあえず2カ月間しか今使っていない状況でございます。

今後についてですけれども、そのスモールキッチンを利用されている会社と、現在、利用状況についてのさらなる計画、事業のほうの展開計画を今詰めているところでございます。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 61ページの地域おこし協力隊事業の件なんですけれども、先ほど根

本議員さんからご質問がありまして、私も、地域おこし協力隊員の方、本当によくやっていただいているというふうには認識をしているんですが、地域おこし協力隊員さんは、何年かいた後に地域にできるだけ定住をしていただきたい、自立をしていただきたいという、それが一つの目的にあつての事業だと思っております。

今活動していただいている内容を見ますと、この事業で本当にその方が1年、2年、3年、何年いていただくことになっているのかわかりませんが、この地域に残って、自立して生活をしていただくことのできる事業として働いていただいているのかどうかということにちょっと疑問を感じてしまうところがございます。その辺の、この協力隊員さんにやっていただいている仕事内容というものは今後どのように考えていくのか、その辺、お伺いしたいと思います。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 現在実施していただいているような事業を先ほどお話ししましたけれども、やはり3年先の定住とか、あるいは自分で事業を起こすとか、そういったものももちろん考えていただいているということで、ただ、来たばかりで、大多喜のよさはある程度わかっていたんですが、やはり現実に来てみると、もっとこういったほうが、あるいはこういったほうがというような、本人もまだ若く、これから先どういう形でいくかというのを大まかにはいろいろと協議はしているんですけども、今活動している以外にも、いろいろなほかのものもやってみたいというような意向もございますので、やはりうちのほうとしても、3年先にはなるべく大多喜に住んでくださいと、できれば地域と一緒に何かできるようなものをやっていただければということで相談しているところでございます。

本人もしっかりした考えを持っていますので、それについては、今はまだ着手しておりませんが、着手できるようであればやってみたいというような希望は伺っております。それについては、私のほうも協力をしていきたいと思っております。

◎会議時間の延長

○副議長（麻生 勇君） 間もなく5時になります。議事の都合により会議時間を延長します。

○副議長（麻生 勇君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午後 5時00分）

○副議長（麻生 勇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時10分）

○副議長（麻生 勇君） 議案第19号、一般会計補正予算です。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 57ページの面白峡発電所経費等負担金と、あと71ページの小水力、これは関連があると思うんですけども、この内容と、それと、たしか12月のときに御宿町さんの議会議員の方と視察に行ったときに、あれが何か災害があって動いていないということをお聞きしました。今は動いているのかどうかわかりませんが、それとこの経費の問題とが関連があるのかなのか。それと、もし動いていないとしたら、あれも町の重要な資産だと思いますので、今後どのような形になるのか。

○副議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） まず、この減額の分なんですけれども、ことしの6月から電気料金の支払いを関電工側で支払うようになりました。したがって、その6月以降の電気料金の支払いを町のほうの歳出のほうから出すことがなくなりましたので、その分を歳出で削り、その分の収入も削ってあります。

それから、今とまっているという話なんですけれども、9月22日の日に大雨があったと思うんですけども、そのときに発電所の発電機室まで水が増水しまして、そのため発電機が水に濡れてしまったということで、その濡れたことによって関電工側として保険の対象にしたいというようなことで、保険会社のほうといろいろ交渉してきた中で、保険の対象になるということで保険対象扱いということになりました。

それで、その後、それが決まってから発電機の発注をして、発電機も作製するのに時間がかかりますので、一応3月17日を目安に再稼働するというように今のところは聞いておりますので、そういう計画で、また発電のほうは引き続きやるという形になると思います。

○副議長（麻生 勇君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） じゃ、確認ですが、ああいった施設は、もうあくまでも補修関連は全部関電工がやるということなんですよ。

○副議長（麻生 勇君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） はい、そういうことです。今、その資産につきましては、全部関電工のほうの所有の資産になっておりますので、ああいった補修関係も全部関電工のほう

うでやるということ、そういった協定の内容になっておりますので。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑ありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 75ページをお願いします。

75ページ、建設課関係なんですけれども、町道維持管理事業では17.4パーセントの未執行、町道改良では20.7パーセント、橋梁長寿命化では40.9パーセントが予算未執行で減額になっていますけれども、5パーセントくらいだったら、これは正常の範囲だと思うんですけれども、17パーセントから40パーセントの未執行というのは大きいと思います。

執行のために年度末に工事をするというのはナンセンスなんですけれども、この未執行の原因はどこにあるのか説明願いたいと思います。どれも町民の生活にとっては重要なものだから、未執行というのはちょっと心配です。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） まず道路維持費ですけれども、先ほど十何パーセントと言いましたけれども、私の計算だと9.8パーセントになりますけれども、これは賃金を見込みにより減額したこと、それと、下太多喜田代地先の舗装打ちかえの事業費が減ったこと、あと備品購入費の執行残が主な要因です。

道路改良費、新設改良費については、委託料、要するに光ケーブルの移設がなくなったこと、地籍測量業務や道路詳細設計業務など7路線の委託業務が見込んだ額よりも安価になり、さらに入札差金により減額になりました。

また、工事請負費については、船子東前線が相続により用地買収ができないため、着工を見送ったことが主な要因です。

その他、歩道整備工事についても、国の交付金が当初見込みの3分の1程度の交付となったことにより工事内容を見直し、事業費を縮小したことが主な要因になります。

橋梁維持費については、橋梁長寿命化策定計画において計画内容を再検討し積算したところの減額と、入札執行先の差額が主な要因になります。

以上です。

○副議長（麻生 勇君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 確認ですが、全体としては工事が行われなかったということではないんですね。

○副議長（麻生 勇君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 工事が行われなかったのは、船子東前線が相続により用地買収がちょっとできなかったのですが、見送っていますけれども、ほかは工事は実施しています。以上です。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

（「議長、最後」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 今の連続ですか。別件ですか。先にやっていいですか。

じゃ、1 番野中眞弓さん。

○1 番（野中眞弓君） 今回もかなりあちらこちらで基金をため込んでいますけれども、総額で幾らになっていますか。

○副議長（麻生 勇君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 今回の3月補正の合計といたしましては、基金への積み立てということで1億8,933万1,000円でございます。

○副議長（麻生 勇君） 9 番吉野一男君。

○9 番（吉野一男君） 73ページ。

商業振興事業で事業所設置奨励金なんですけれども、これはどこか、それと、内容的にちょっと教えてもらいたいと思います。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 場所につきましては、言ってしまういいと思いますが、藤井商店さんです。総元の小谷松地先でございます電気メーターの電線の皮むきだったと思います。その事業所でございますね。前の近藤さんの土地を埋立ててあったところの、あの事業所でございます。

それでよろしいでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 9 番吉野一男君。

○9 番（吉野一男君） これは大分前に建てましたよね、あそこは。それで、今年度一応1カ所となっているんだけど、それはどういう関係で1カ所になるんですか。去年できたわけじゃないでしょう、これは。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） これは、当初26年に事業所を設置しておりますけれども、5カ年の奨励金の交付ができる規定がございますので、それでやっております。この28年、今年度補正分が2年分と2回目というところでございます。

○副議長（麻生 勇君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） そうすると、5カ年となると総計でどのぐらいになるんですか、総合計で。

○副議長（麻生 勇君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） まだ総合計は、これは出ておりません。対象となるものが各年度の固定資産税相当額になりますので、固定資産税の算定によりまして変動はいたします。ですので、まだ総額は、申しわけございません、まだ先がございますので。今回は53万5,000円、固定資産税相当額でございます。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（麻生 勇君） 次に、日程第13、議案第20号 平成28年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、議案つづり91ページをお開きいただきたいと思います。

議案第20号 平成28年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、

ご説明をさせていただきます。

平成28年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ790万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,309万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、96、97ページをお願いいたします。

歳入からご説明を申し上げます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、補正額3,100万円の減額、目2退職被保険者等国民健康保険税、補正額100万円の減額、計3,200万円の減額補正でございます。減額理由といたしまして、本年度当初、現行の税率では国民健康保険の税収が当初予算を下回ることが見込まれておりましたが、税率改正は行わず、歳入不足が見込まれる国保税につきましては前年度繰越金を充当することとしたため、減額補正を行うものでございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、8,966万6,000円の減額補正でございます。補助基本額となります保険給付費や後期高齢者支援金等の歳出の減少並びに補助基本額から控除されます前期高齢者交付金など歳入の増加により国庫負担金の減少が見込まれるため、減額しようとするものでございます。

目2高額医療費共同事業負担金、補正額27万1,000円、高額療養費共同事業拠出金の4分の1を国が負担するもので、実績により増額するものでございます。

款5療養給付費交付金、項1療養給付費交付金、目1療養給付費交付金、補正額896万1,000円の減額。退職被保険者等加入者及び医療費の減少によるものでございます。

款6前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金、補正額1億1,947万9,000円の増額でございます。65歳から74歳の医療費負担を軽減するための交付金で、社会保険支払基金が算定した医療費実績や伸び率、加入者数等を基準に交付されるもので、前々年度精算分として追加交付された4,886万9,000円が含まれております。

款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金、補正額27万1,000円は、

国庫負担金と同様に高額療養費共同事業拠出金の実績によるものでございます。

款 8 共同事業交付金、項 1 共同事業交付金、目 1 共同事業交付金、補正額 1 億857万3,000円の減額、交付金の確定見込みによるものでございます。内訳につきましては、右のページをごらんいただきたいと思います。

節 1 高額医療費共同事業交付金につきましては、レセプト 1 件当たり80万円を超える医療費が対象となり2,308万4,000円の減額。

節 2 保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト 1 件当たり80万円までの医療費が対象となり、8,548万9,000円を減額するものでございます。県内、市町村で拠出金を出し、医療負担の多い市町村に交付金を交付するもので、過去 3 年間の医療費実績及び本年度の実績等により算出されるもので、事業主体である国庫連合会からの交付金の見込みによるものでございます。

款 9 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、補正額24万7,000円の減額でございます。

内訳につきましては右のページ、節 1 保険基盤安定繰入金、保険税軽減分は国が 4 分の 3、町が 4 分の 1 を負担するもので269万7,000円の増額。

節 2 保険者支援分は、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、町が 4 分の 1 を負担するもので、154万4,000円の減額は、いずれも実績によるものでございます。

99ページをお願いします。

節 4 助産費等繰入金は、出産育児一時金対象者 5 名分の減少を見込み、140万円を減額するものです。

款10繰越金、項 1 繰越金、目 2 その他繰越金、補正額 1 億1,127万円の増額は、補正財源として前年度繰越金を充てるものでございます。

款11諸収入、項 2 雑入、目 6 雑入、補正額25万1,000円の増額。前年度特定健康診査負担金の精算による追加交付によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

款 2 保険給付費、項 2 高額療養費、目 2 退職被保険者等高額療養費、補正額45万円は実績見込みにより増額するものでございます。

款 2 保険給付費、項 4 出産育児一時金、目 1 出産育児一時金は、実績見込みにより 5 名分の出産育児一時金210万円を減額するものでございます。

款 3 後期高齢者支援金、項 1 後期高齢者支援金、目 1 後期高齢者支援金、補正額1,351万1,000円の減額は、支援金の納付額確定に伴うものでございます。

款 7 共同事業拠出金、項 1 共同事業拠出金、目 1 高額療養費共同事業拠出金、補正額108万4,000円の増額、目 2 保険財政共同安定化事業拠出金、補正額2,274万3,000円の減額でございます。いずれも国保連合会から示された拠出金の確定に伴うものでございます。

款 8 保健事業費、項 1 保健事業費、目 1 保健事業費、補正額19万5,000円は、実績見込みにより 4 名分の人間ドック経費補助金を増額するものでございます。

款 9 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 3 償還金、補正額1,667万円の増額でございます。前年度療養給付費等負担金の確定に伴い、返還金が生じたことによるものでございます。

款10基金積立金、項 1 基金積立金、目 1 財政調整基金積立金1,205万円は、翌年度への繰越金が見込まれるため、不測の事態に備えて繰越金の一部を積立金として、基金として積み立てるものでございます。なお、現在の基金保有額は1,606万6,000円でございます。

以上で、平成28年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 説明の中で、医療費が減っているという説明がちょこっとあったような気がします。医療費、療養費が減っている。どのくらい減っているのでしょうか。前年度比です。

○副議長（麻生 勇君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 町負担分の医療費というふうなことでご説明申し上げますけれども、28年度、この 1 月までの医療費支出の総額が 5 億8,777万4,000円でございます。昨年、27年度同期と比較しますと、1 億872万5,000円の減少をしておるということでございます。

（「すみません、数字だけ言ってください。ほかを言わないで」の声あり）

○税務住民課長（市原和男君） はい。27年度同期が 6 億九千六百……

(「数字だけ」の声あり)

○税務住民課長(市原和男君) はい、すみません。では、初めに28年度1月末の現在を申し上げます、初めに。5億8,777万4,000円です。27年度同期で6億9,649万9,000円です。

○副議長(麻生 勇君) ほかに質疑はありませんか。

(「関連して」の声あり)

○副議長(麻生 勇君) 1番野中眞弓君。

○1番(野中眞弓君) その町負担分の医療費が減ったという、この原因はどのようなところにあるとお考えになりますか。

○副議長(麻生 勇君) 税務住民課長。

○税務住民課長(市原和男君) 疾病大分類というのがございますけれども、そこでちょっと比較した数字を申し上げさせていただきたいと思います。平成27年度と比べ、1カ月当たりの医療費で比較をいたしました。

まず、減っているものが、感染症関係が平成27年度と28年度を比較すると約45パーセント減っております。また、新生物、がん関係でありますけれども、これについては27年度の約86パーセントということです。約14パーセント減少しました。さらに循環器系の疾患ということで、これが前年度比77パーセントというふうなことで、比較的こちらの上位3疾病につきましては、前年度の疾病と比べて減り幅、減少幅が大きいものだというふうに思っています。

○副議長(麻生 勇君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(麻生 勇君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(麻生 勇君) 異議なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○副議長(麻生 勇君) 挙手多数です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（麻生 勇君） 日程第14、議案第21号 平成28年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） では、議案つづり103ページをお願いいたします。

議案第21号につきましてご説明をさせていただきます。

平成28年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ277万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,139万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては事項別明細書によりご説明申し上げますので、108、109ページをお願いいたします。

歳入から初めに申し上げます。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目2 普通徴収保険料、補正額200万円の増額でございます。実績見込みによるものでございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目2 基盤安定繰入金、補正額295万8,000円の減額につきましては、繰入金額の確定によるものでございます。

款4 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、補正額373万1,000円の増額は、前年度被保険者から納付のありました保険料で後期広域連合に納付されていない保険料を繰り越したもので、歳出でご説明申し上げます納付金の財源とするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額277万3,000円につきましては、被保険者から納付された保険

料及び基盤安定繰入金を後期高齢者広域連合に納付するもので、実績見込みにより増額補正するものでございます。

以上で、平成28年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終了とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（麻生 勇君） 続きまして、日程第15、議案第22号 平成28年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、議案つづり113ページをお開きください。

議案第22号についてご説明させていただきます。

平成28年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,781万3,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ11億2,211万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書によりご説明させていただきます。118ページ、119ページをお開きください。

まずは歳入からご説明いたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、363万8,000円の増額補正は、被保険者の増及び保険料算定の段階別人口の変動に伴う補正でございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、107万4,000円の増額補正は、介護給付費等の実績見込みに伴う国法定負担分の補正でございます。

項2国庫補助金、目3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、12万4,000円の減額補正は、国の負担金対象経費の見直しに伴う法定負担分の補正でございます。

目4地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、18万7,000円の減額補正は、地域支援事業の実績に伴う国法定負担分の補正でございます。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、325万9,000円の減額補正は、介護給付費等実績見込みによる減額として512万円、平成27年度分の精算に伴う交付金の追加交付として186万1,000円を補正するものでございます。

目2地域支援事業支援交付金、72万7,000円の減額補正は、地域支援事業の実績減に伴う法定負担分の補正でございます。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費県負担金、67万5,000円の減額補正は、介護給付費等の実績見込みに伴う県法定負担分の補正でございます。

項2県補助金、目1地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、6万2,000円の減額補正は、国の負担金対象経費の見直しに伴う県の法定負担分の補正でございます。

目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、9万4,000円の減額補正は、地域支援事業の実績に伴う県の法定負担分の補正でございます。

款7繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、317万3,000円の増額補正は、国の負担金対象経費の見直しに伴う町法定負担分の減額などで45万2,000円、職員人件費の過年度精算及び現年度決算見込みによる不足分として366万9,000円、低所得者保険料軽減負担金対象者の増として6万5,000円、地域支援事業の実績減に伴う減額として10万9,000円を補正するものでございます。

120ページ、121ページをお願いいたします。

項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金、146万7,000円の減額補正は、保険料の増及び地域支援事業などの実績減に伴う補正でございます。

款8、項1、目1 繰越金、4,696万8,000円の増額補正は、前年度繰越金の精算に伴う補正でございます。

款9 諸収入、項2、目1 雑入、44万5,000円の減額補正は、運動教室の自主化に伴う参加者負担金の減、高額介護サービス費の過払い分の返還による補正でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたしますので、122ページ、123ページをお開きください。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費、1,113万7,000円の増額補正は、主に通所系のサービス及び特定施設入居者、生活介護の利用者の増に伴う補正でございます。

目2 地域密着型介護サービス給付費、116万9,000円の増額補正は、グループホーム利用者の増に伴う補正でございます。

目3 施設介護サービス給付費、1,398万7,000円の減額補正は、施設入所者の減に伴う補正でございます。

目4 居宅介護福祉用具購入費、目5 居宅介護住宅改修費、目6 居宅介護サービス計画給付費につきましては、財源内訳の変更でございます。

項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費96万7,000円の増額補正は、介護予防サービス給付事業の利用者の増に伴う補正でございます。

目2 地域密着型介護予防サービス給付費、目3 介護予防福祉用具購入費、1つ飛びまして、目5 介護予防サービス計画給付費につきましては、財源内訳の変更でございます。

1つ戻りまして、目4 介護予防住宅改修費、71万4,000円の増額補正は、住宅改修の利用者の増に伴う補正でございます。

項3 その他諸費、項4 高額介護サービス等費、項5 高額医療合算介護サービス等費、次のページをお願いいたします。項6 特定入所者介護サービス等費につきましても、財源内訳の変更でございます。

款3 地域支援事業費、項2 包括的支援事業・任意事業費、項3 介護予防・日常生活支援サービス事業費につきましても、財源内訳の変更でございます。

項5 一般介護予防費、目1 一般介護予防事業費、75万円の減額補正は、事業実績減による

補正でございます。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、3,616万8,000円の増額補正は、前年度繰り越し分などを基金に積み立てるものでございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付金、目1償還金及び還付金、1,239万5,000円の増額補正は、国・県支出金の平成27年度分の精算に伴う返還金でございます。

以上で、平成28年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） ところどころの説明で、補正額ゼロのところでは財源変更によるという説明がありました。具体的にはどういうことでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） この財源内訳の内容でございますけれども、国とか県、町の法定負担金の金額が変わってきます。その関係で、国の負担金につきましても率によって違ってきますので、その補正した分をやはり全部見直さなくちゃいけませんので、その関係で財源の内訳を変更したものでございます。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○副議長（麻生 勇君） 挙手多数です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（麻生 勇君） 続きまして、日程第16、議案第23号 平成28年度大多喜町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 議案第23号 平成28年度大多喜町水道事業会計補正予算（第4号）について説明させていただきます。

127ページをお開きください。

第1条、平成28年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算書第2条に定めた業務の予定量を次のとおり変更する。

第2号、年間総給水量。変更前104万5,787立方メートル、変更後102万5,000立方メートル。これは水道使用量の減に伴う給水量の変更となります。

第3号、1日平均給水量。変更前2,865立方メートル、変更後2,808立方メートル。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。第1款水道事業収益、既決予定額4億9,727万4,000円、補正予定額マイナス331万3,000円、計4億9,369万1,000円。

第1項営業収益、既決予定額3億1,560万2,000円、補正予定額マイナス377万6,000円、計3億1,182万6,000円。

第2項営業外収益、既決予定額1億8,167万2,000円、補正予定額46万3,000円、計1億8,213万5,000円。

支出。第1款水道事業費用、既決予定額4億9,213万1,000円、補正予定額マイナス309万7,000円、計4億8,903万4,000円。

第1項営業費用、既決予定額4億5,781万2,000円、補正予定額マイナス443万6,000円、計4億5,337万6,000円。

第2項営業外費用、既決予定額3,391万9,000円、補正予定額133万9,000円、計3,525万8,000円。

次のページになります。

第4条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1億8,954万円は、当年度分損益勘定留保資金1億5,701万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,252万7,000円で補填するものとする」を「資本的収入が資本的支出額に対し不足する額1億4,909万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額829万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1億1,374万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金2,705万1,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款資本的収入、既決予定額5,607万7,000円、補正予定額191万1,000円、計5,798万8,000円。

第1項負担金、既決予定額406万6,000円、補正予定額191万1,000円、計597万7,000円。

支出。第1款資本的支出、既決予定額2億4,561万7,000円、補正予定額マイナス3,853万8,000円、計2億707万9,000円。

第1項建設改良費、既決予定額1億6,077万8,000円、補正予定額マイナス3,853万8,000円、計1億2,224万円。

詳細につきましては、132、133ページの水道事業会計補正予算積算基礎資料により説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出の収入ですが、項1営業収益、目1給水収益、400万円の減額は、節1水道料金400万円の減額によるものです。

目2その他営業収益、22万4,000円の増額は、材料売却代6万3,000円、設計審査・工事検査手数料等で6万円、給配水管修繕工事収入等で10万1,000円の増によるものです。

項2営業外収益、目1受取利息及び配当金、13万4,000円の減額は、定期預金利息の減によるものです。

目3県補助金、59万7,000円の増額は、水道総合対策補助金の交付決定によるものです。

次に支出ですが、項1営業費用、目1原水及び浄水費308万3,000円の減額は、浄水場勤務臨時職員賃金及び通勤手当で98万6,000円の減、水質検査、汚泥処理委託料で136万円の減、浄水場用電気料金で150万円の減、南房総広域水道企業団からの受水料の増加に伴う受水費で95万円の増、臨時職員社会保険料で18万7,000円の減によるものです。

目2配水及び給水費、130万円の減額は、舗装本復旧費で100万円の減、加圧ポンプ所用電気料金で30万円の減によるものです。

目3総係費、10万2,000円の減額は、職員出張旅費で20万2,000円の減、後納郵便料の不足に伴う10万円の増によるものです。

目 6 その他営業費用、4 万9,000円の増額は、材料売却原価 4 万9,000円の増によるものです。

項 2 営業外費用、目 2 雑支出、11万円の増額は、特定収入仮払消費税の増によるものです。

目 3 消費税、122万9,000円の増額は、平成28年度分借受消費税及び仮払消費税の精算見込みに伴う増によるものです。

次のページになります。

資本的収入及び支出の収入ですが、目 1 加入負担金、191万1,000円の増額は、加入負担金の増によるものです。

次に支出ですが、目 3 配水施設費、1,762万3,000円の減額は、配水管布設替工事用材料で182万9,000円の減、配水管布設替工事で1,579万4,000円の減によるものです。

目 4 固定資産取得費、80万円の増額は、配水場施設点検用車両の購入によるものです。

目 5 施設拡張費、2,171万5,000円の減額は、設計業務委託料で629万7,000円の減、導水管布設替工事費で1,342万5,000円の減、導水管布設替工事用材料費で199万3,000円の減によるものです。

以上で、水道事業会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○副議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（麻生 勇君） 続きまして、日程第17、議案第24号 平成28年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（君塚道朋君） 議案第24号 平成28年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

137ページをお開きください。

本文に入らせていただきます。

総則。

第1条、平成28年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。科目、第1款特別養護老人ホーム事業収益、補正予定額2,661万9,000円の減、2億6,607万9,000円。

科目、第1項営業収益、補正予定額4,210万円の減、2億3,979万2,000円。科目、第2項営業外収益、補正予定額1,548万1,000円の増、2,628万7,000円。

支出。科目、第1款特別養護老人ホーム事業費用、補正予定額1,687万8,000円の増、計2億9,648万7,000円。

科目、第1項営業費用、補正予定額1,687万8,000円の増、計2億9,548万6,000円。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第3条、予算第7条中「1億9,946万1,000円」を「2億168万5,000円」に改める。

続きまして、詳細につきましては積算資料により説明をさせていただきます。

140ページ、141ページをお開きください。

初めに、収入です。

第1款、第1項、第1目、第1節施設入所介護費収益、補正予定額3,301万3,000円の減、第2目、第1節施設入所負担金収益、補正予定額908万7,000円の減は、実績に伴う調整で、

入所者の減少によるものです。今年度は体調を崩しまして退所する方が多く、これまでに19人の方が退所されましたが、入所された方は現在のところ8人とどまります。

第2項、第1目、第1節預金利息、12万1,000円の増、第2目第1節一般寄附金、2万9,000円の増は実績による増でございます。

4目、第1節雑収益1,533万1,000円は、死亡事故に伴う保険金でございます。

次に、支出について説明をいたします。

第1款、第1項、第4目、第4節法定福利費、53万4,000円の増、第6節賃金、169万円の増、正職員の増に伴い臨時職員をふやしたことによる増でございます。

次に、第21節賄材料費、109万円の減、実績による減でございます。

次に、第22節補償補填及び賠償金、1,533万2,000円の増、死亡事故に伴う損害賠償金でございます。

次に、第5目、第1節有形固定資産減価償却費、41万2,000円の増、実績による増でございます。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○副議長（麻生 勇君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 所長さん初め、一生懸命やっていたいるものと思いますけれども、今回の大幅な赤字になったものと思われます。来年度以降もこのままですと、この赤字が解消するのか、とても不安でなりません。それで、私なりにちょっと調べさせていただきました。数字のことを言いますので、もし間違っていたら言ってください。

現在の職員は29人。そのうちケアマネと洗濯係というのがいまして、実際介護をやる人は27人。27人のうちフルタイムで働ける方が24人、夜勤可能な人、20人。現在入所者数は65人ということです。

それで、勤務体制もちょっと調べさせていただきました。夜勤が4週で6回、他の事業所にも知り合いのケアマネさんとかもいますものですから、何人かに聞いてみました。大体夜勤は4回ぐらいが適当であると。週6だと、日勤ができるのが2日か3日しかない。それで、代休もとれない、当然有給もとれない、冠婚葬祭があってもなかなか休みがとれない。

当然体調が悪くても休みづらい。当然、人を介護しているわけですから、自分が休むことはできるんですよ。そうするとほかの方に負担がかかるわけですから、なかなか休みづらい状況であると。それで、正職員の数が少なくて臨時の方が多い。

それで、私の結論とすると、とにかく職員の数が不足している、特に正職員の数が15人。ほかを見ると、ほとんどが正職員の方でやっているところが多いということでございます。

あと、職場環境の改善をしないといけない。今のままだと、一人、また一人とやめていってしまうんじゃないんでしょうか。そうすると、負のスパイラルじゃないけれども、見る人がいなければ、当然入所者の数も減らしていかなくちゃいけない。そうすると当然収入も減る。そうした負のスパイラルでどんどん減少していきますよね。

あと、せんだっての一般質問で野中さんのほうからも言いましたけれども、今、臨時職員に頼っているところが非常に多いです。それで、今コンビニのレジですかね、そこでも自給850円とか、いいところは900円とかの時給でやっています。しかし、ほかは別にして、介護って非常に困難な仕事ですよ、人相手ですから。私も何回かお邪魔したときに、申しわけないけれども、ちょっと騒いでいるような人もいるし、職員が非常になだめたり、本当に大変。私も、おばあさんが10年間寝たきりでした。私の父親も認知症で5年ほど、本当にわけのわからない状態でした。そういった方を見るというのは非常に大変なんですね。

まして、そういった方がいるのに、職員の方が有給もとれない、代休もとれない。そういった方は人を相手にしているわけですから、余計リフレッシュする時間が必要だと思うんですよ。一般行政職の方であれば、仕事が忙しければ土曜日とか日曜日とか夜とか、仕事できるでしょうけれども、あそこに勤めている方々は、忙しくてもそういった対応ができないんです。

ですから、先ほど言いましたように、人数、職員をふやす、職場環境の改善、臨時職員の待遇の改善、これを早急にやらないと、歯の抜けたようにどんどんやめていってしまいます。そのような危険性を感じ取ります。いかがでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（君塚道朋君） ここ数年、介護士の採用状況を見ていますと、年1人、ほとんど1人ぐらいしか入っておりません。それに対しまして、臨時の介護士は大幅高齢化しておりますので、ことしも1人やめるのを予定しております。

現在のところ、3階を使いまして泊まりの職員を4人配置してやっておるんですけれども、それも配置がなかなか難しい状況になってきましたので、その辺を夜勤の職員を減らしまし

て日中の職員の数を少し調整しまして、なかなか黒字になるのは難しいと思うんですけども、現状ではそのような方法しかとれないと考えております。

以上です。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 非常に難しいことはわかります。でも、夜勤が4週で6回というのは、これは余りにも多過ぎますよ。本当に夜しか働いていないという方になりますので、夕方行つて朝帰ってくるという、それをずっとやっているということは、非常にストレスもたまり大変ですよ。

本当に腰を据えて経営改善を進めていかないと、とんでもないことになっちゃうんじゃないですか。最近の出入りを見てみると、先ほど出ていたやめる方、本当に多くなってきました。難しいことはわかるけれども、何とか経営改善してやっていただく必要があると思いますけれども、その決意のほどはいかがでしょうか。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは今所長もお答えしましたけれども、私もしょっちゅう見に行っております。職員の方は本当に頑張っております、もうこれ以上無理だというのはもう十分わかっています。

それで、正看あるいは正の介護士、これは募集してもなかなか集まらないんです。ですから、年間を通して常に募集するようにしているんですが、来ない。これは正看、介護士だけでなく、あらゆるところでそういう現象が起きている。先ほどお話もしましたけれども、特にこの分野では本当に集まってこない、募集しても集まってこない。そして、ことし採用を3人ほどしたんですが、1人の人は最後になって断ってきました。やっぱりこういう状況で、まず応募する人がいないということなんです。ですから、これは本当に我々が努力すると言っても、応募してこないにはどうにもならないんですよね。ですから、この問題がまず一点。

あともう一つは、その人数なんですけれども、確かにふやせば当然できるかもしれないけれども、あの施設は、やはり元気な方がいる施設なんです。ああいうスロープでやる施設というのは、実はもうほとんど効率が悪いんですよね。ですから、恐らくあれをつくったときは、多分元気な方が食堂に行つて食事をできる施設なんですね。ですから、当然スロープを上ったり下ったりすることはできるんです。

ところが、今のあそこの施設は平均年齢88歳を超えています。そうしますと、ほとんどの

人が歩くことができない。ですから全部部屋に持ち込むわけですね、朝昼晩。そうなりますと、それはほかの施設から思うとはるかに人を食うわけです、使うわけですね。ですから、通常の施設よりも人が余分にいなければならないということは事実なんです。

今、本当にこの状態で、赤字が大体今年度3,000万円弱出ます。来年度これが回収できるかという、恐らくないでしょう。また千万単位の赤字になってくると思います。ですから、これで人をどんどんふやせば、もっとふえますのでね。だから、これは抜本的にどうするかというのは本当に曲がり角に来ているなと今思っています。

本当にあそこの職員は、今、根本議員のお話もありましたように、気の毒なぐらい本当に一生懸命なんです。私も見ていて本当にかわいそうだなと思うところをありますけれども、いかんせん人がとにかく来ないということ、募集しても来ないということが現実にあると、そういうことで、恐らく根本的にそろそろ考えていくところに来ているかなと思っています。

○副議長（麻生 勇君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 大変難しいことはわかります。とにかく今働いている方が、本当に大変で悲鳴を上げているような状況であると私は思っています。ですから、この待遇改善を早急に、何らかの形で実態調査を十分行っていて、何とか待遇改善、話を聞いてやって、少しでも働きやすい職場にするように努力してもらえませんか。この待遇改善の関係は総務課長になるんですか。

○副議長（麻生 勇君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 確かに一時期、待遇が悪いんじゃないかということでいろいろ調べさせてもらいました。結果的にそんなでもないんですよ、ほかの施設を見ると。だから、待遇が悪いから来るとか来ないとかではないんだということがわかってきたんです。ですから、当然それだけで済むんならいいんですけども、そうではないということを、いろいろほかの施設も調べてみますと、そういうことだけではないということははっきりしてきております。

○副議長（麻生 勇君） ほかに。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） みんなお疲れのところすみませんけれども、この保険の数字がちょっと、入りが1,533万1,000円で、出のほうで1,533万2,000円、1,000円違うんだけれども、これは記帳ミスですか、どっち。

○副議長（麻生 勇君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（君塚道朋君） 歳入のほうは端数を1,000円以下は切り捨てますので、出すほうは1,000円多くなるので、その差でございます。

○副議長（麻生 勇君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 異議なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○副議長（麻生 勇君） 挙手全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○副議長（麻生 勇君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の会議は3月6日月曜日ですが、午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

なお、議員の皆様にご連絡します。

町長から、3月会議に追加議案の提出を予定したいとの申し入れがあります。

追加議案の内容は、行政組織条例の一部改正についてです。

なお、追加議案の上程は3月6日を予定しており、日程追加の手続きをとりますので、ご承知おきくださるようお願いします。

なお、これより6日上程予定の追加議案を配付します。

（議案配付）

○副議長（麻生 勇君） 追加議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（麻生 勇君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、よろしくをお願いします。

これもちまして、本日の会議を閉じます。散会とします。

長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

(午後 6時24分)

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 3 号)

平成29年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

平成29年3月6日（月）

午前10時00分 開議

出席議員（11名）

1番	野中眞弓君	3番	渡辺善男君
4番	根本年生君	5番	吉野僖一君
6番	麻生剛君	7番	渡邊泰宣君
8番	麻生勇君	9番	吉野一男君
10番	末吉昭男君	11番	山田久子君
12番	野村賢一君		

欠席議員（1名）

2番 志関武良夫君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	代表監査委員	滝口延康君
総務課長	加曾利英男君	企画財政課長	西郡栄一君
税務住民課長	市原和男君	健康福祉課長	永嶋耕一君
子育て支援課長	山岸勝君	建設課長	野村一夫君
産業振興課長	吉野敏洋君	環境水道課長	米本和弘君
特別養護老人ホーム所長	君塚道朋君	会計室長	三上清作君
教育課長	野口彰君	生涯学習課長	古茶義明君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺八寿雄 書記 田中雅人

議事日程（第 3 号）

日程第 1 議案第 25 号 平成 29 年度大多喜町一般会計予算（提案説明）

日程第 2 議案第 26 号 平成 29 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（提案説明）

日程第 3 議案第 27 号 平成 29 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（提案説明）

日程第 4 議案第 28 号 平成 29 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（提案説明）

日程第 5 議案第 29 号 平成 29 年度大多喜町介護保険特別会計予算（提案説明）

日程第 6 議案第 30 号 平成 29 年度大多喜町水道事業会計予算（提案説明）

日程第 7 議案第 31 号 平成 29 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算（提案説明）

追加日程第 1 議案第 32 号 大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、おはようございます。

議員各位を初め、町執行部の皆さんには、3日の会議に続きましてまことにご苦労さまでございます。

本日、2番志関議員から所用のため欠席する旨の通告がありましたので、報告します。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎日程の追加及び順序の変更

○議長（野村賢一君） 日程に入ります。

お諮りします。

ただいま町長から議案第32号が提出されました。

この議案を本日の日程に追加し追加日程第1とし、日程の順序を変更し直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号を日程に追加し追加日程第1とし、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 追加日程第1、議案第32号 大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、議案第32号についてご説明します。

本文の説明の前に、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法第158条第1項では、地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については条例で定めることを規定しており、現在、本町では8つの課と特別養護老人ホームを町長の直近下位の内部組織として条例で定めておりますが、現在町が抱えているさまざまな課題に対応するとともに、事務事業の運営が簡素で効率的なものとなるよう検討した結果、町長の内部組織の一部を改めることとし、地方自治法の規定により、行政組織条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容としては、まず企画財政課では、国が推進する総合戦略等の新たな施策や町が直面する多くの課題に対応するため、重要な施策に関する業務が増加しており、一方で健全な財政運営を維持していくためのかなめとなる財政部門も所管するなど、課としての業務量が非常にふえてきております。

このことから、企画財政課を企画課と財政課に分け、それぞれの所管する業務をより充実したものにしようとするものです。

次に、現在、子育て支援課で所管している業務のうち、児童福祉に関する業務と少子化対策に関する業務を健康福祉課に移し、保育園に関する業務と学童保育に関する業務を教育委員会が補助執行することとして、子育て支援課が所管している業務量も考え合わせ、これを廃止しようとするものでございます。

これにより、これまで健康福祉課と子育て支援課の2つの課にかかわることもあった児童福祉等の業務を健康福祉課にまとめ、より効率的な業務体制を整備しようとするものです。

また、保育園に関する業務と学童保育に関する業務は、教育委員会が補助執行することにより、保育児童の就学前教育の充実及び関連する手続や業務を一元的に執行し、保育園から小中学校まで一貫した施策を展開する取り組みを行おうとするものです。

なお、教育委員会が保育園に関する業務と学童保育に関する業務を補助執行することに関しては、教育委員会と協議しており、今後、組織や分掌事務について、教育委員会事務局の組織に関する規則に規定していただく予定です。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例。

大多喜町行政組織条例（平成16年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「企画財政課」を「企画課」「財政課」に改め、「子育て支援課」を削る。

この改正は、町長の権限に属する事務を分掌するため設置した直近下位の内部組織のうち、

企画財政課を企画課と財政課に分けるとともに、子育て支援課を削ろうとするものです。

次に、第2条企画財政課の項を次のように改める。

企画課。第1号、重要施策の企画及び総合計画に関すること。第2号、広域行政に関すること。第3号、公共交通に関すること。

財政課。第1号、予算及び財務に関すること。第2号、普通財産の管理に関すること。第3号、契約及び入札に関すること。

この改正は、新たに設置する企画課と財政の分掌する事務をそれぞれ定めようとするものです。

次に、第2条健康福祉課の項に次の2号を加える。

第5号、児童福祉に関すること。第6号、少子化対策に関すること。

この改正は、健康福祉課の分掌事務に児童福祉に関することと少子化対策に関することを加えようとするものです。

次に、第2条子育て支援課の項を削る。

この改正は、子育て支援課を削ることに伴い、子育て支援課の分掌事務を削ろうとするものです。

次に、附則として、施行期日。第1項、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

大多喜町総合開発審議会条例の一部改正。

第2項、大多喜町総合開発審議会条例（昭和51年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条中「企画財政課」を「企画課」に改める。

この附則は、この改正条例の施行期日を平成29年4月1日とするものと、総合開発審議会の庶務を定めた大多喜町総合開発審議会条例第7条の規定中「企画財政課」を「企画課」に改めようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） ご苦労さまです。

まず、1点だけお尋ねしたいんですけども、町の総合開発審議会、これを以前、一部公

募枠でやったと思うんですけれども、そのときの状況をちょっとご説明していただきたいと思います。それが1点です。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 総合開発審議会につきましては、ただいまご質問のあったとおり一般の方の公募もしてございます。その方につきましては、何名か応募があった中で、2名ということで選出させていただいたというふうに記憶してございます。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） そのとき、私のほうに言ってきた方もいらっしゃるんですけれども、まずそのときに、審議委員を選ぶ際の基準には年齢等のことは一切設けていなかったと私は記憶しておったんですけれども、理由が高齢につきお断りするというような内容の返答があったということ。これだと、最初から公募のいわゆる前提が違ってくるんじゃないかなと思うんですけれども、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 公募に関する資料を現在手持ちがございませんけれども、一つの考え方として、この総合開発審議会は、大多喜町の総合計画を策定するということで、いろいろな委員さんも含めた中で、その会議の中では、町の将来を考えていくものだから、できる限り若い人をお願いしたほうがいいだろうと。前の委員さん、4月にかわりましてけれども、その前の委員さんからそういう提案がされております。その中で、公募された方の年齢等を鑑みまして、やはり町の将来、10年先の計画をつくるものですから、なるべく若い人の意見を反映したいという中での選考結果だったというふうに記憶しております。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 今の課長の答弁、一見もっともらしいんですけれども、将来ということとは、遠い将来と近い将来、いろいろな定義があります。私が言いたかったのは、これだけ高齢者が多いこの町が、子や孫のために自分は将来こういう町にしたいという、その最後の願い、そういう方々が応募したことも、私は考慮しなくてはいけないんじゃないかなと思う。若ければいいとか、年をとったら悪いとか、そういう発想自身が、課長、差別になってしまうんです。その点の一つ警句として受けとめていただきたい。

最後の質疑になりますけれども、1点だけお尋ねしたい。どういう形で、どの方が委員を選考したのか、それだけお尋ねしたい。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この公募につきましては、ここに資料がない中での回答で非常に恐縮でございますけれども、公募された全ての方の資料を町の行政内部で決定したものでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

11番山田久子さん。

○11番（山田久子君） まず、企画財政課のほうの現在の人員配置の人数と、今後、企画課、財政課に分かれたときのそれぞれの人員配置は、何名ずつを予定されているのか。

また、健康福祉課に移行された場合、この業務をする人としての新たな人数は何名ぐらいが移行される形になるのか、伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（加曽利英男君） まず1点目、企画財政課の現在の課員ですけれども、3係で14名でございます。以後、今、子育て支援課で所管している業務の一部を健康福祉課と教育委員会で補助執行するわけですが、現在、人事をまだ決定した段階ではございませんけれども、今、子育て支援課は係員3名ですので、それを1人と2人というふうに分けていく必要があるんで、そういう業務量を見て、全く今決まっている段階ではございませんけれども、健康福祉課1名、教育委員会2名がいいのかなというようなことで、内部で検討しております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子さん。

○11番（山田久子君） まず企画課のほうですが、現在は3係14名ということですが、分けたときに何名ずつぐらいになるのかご回答いただけなかった。

それともう一点、教育課のほうへ移る人員の件なんですけれども、今の時点では、教育課のほうにおきましては統合の問題等もありまして、非常に業務も忙しくなっているんで、人数が2名ということではよろしいかと思うんですけれども、今後、学校数が減っていった場合、その業務内容と教育課の人数という部分において、町としての定数管理という問題と含めたときに、人員の数というものがどういうふうになってくるのかというものも、一つ考えられるのではないかと考えております。

以前は、もっと学校数が多くて教育課の人数が少なかったというような、こういった町民の皆さんのご意見も伺っておりますので、この辺はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 答弁漏れがございまして失礼しました。

企画財政課を企画課と財政課に分けた場合ということで、やはり係は2係程度になるかと思えます。人数ですけれども、職員数というのはなかなかふやすことが、今こういう状況ですのでできない状況で、余り多い人数にはならない。ほかとの調整もございすけれども、現在いる人数とほぼ近い人数になるのではないかなというふうに思っております。

あと、教育委員会の職員数ですが、学校統合が進んだことによりまして、以前と比べますと1名減にしております。

今後ですけれども、教育委員会は1つの執行機関ですので、町長部局ではございませんが、いろいろ協議をしていかななくてはいけないと思いますが、学校数が減ってくれば、それに伴って業務量が減れば、それはある程度の見直しは必要になるかなというふうには考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） 本案については特に異議はございません。非常に時宜を得た対応ということで理解できるんですが、1点伺いたいのは、行政組織そのものを常日ごろどのくらいの間隔で検証しているものなのか。各課それぞれ今のことですので、いろいろと状況というのは変わってくると思うんですが、それで弾力的に編成を見直すというのは大変大事なことだと思うんですが、その流れ、本案についてもどういう過程でこういうふうになったのか。また、ほかの課についても検討がなされているのかどうかというところを1点お伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 定期的に行政組織を見直していくというのは、これは地方自治法精神でもあるし、そういうような形で市町村も取り組んでいかなければいけないと思います。

今現在の組織になったのは、平成24年にやりましたので、そのときに生涯学習課を教育委員会のほうで設置したわけですが、子育て支援課ができたのは平成16年ということですので、その後、子育て支援室ということで1ランク落ちたときもありましたが、現在の町長になられて、また子育て支援課ということで課長をふやしていただいたんですけれども、ですから何年ということはないんですけれども、定期的に簡素な組織になるように見直しはしていきたい。

あと、当然これに伴いまして係のほうも変わってまいりますので、係のほうは規則で定めますので、条例で所管するものではございませんが、係についても定期的に見直しをしていくということで、今回も当然見直しがあるというようなことで、常に組織の簡素化、また、行政の合理化に努めていきたいというふうには思っております。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） ありがとうございます。

なぜ私がそういうことを申し上げたかといいますと、私は今回初めて、きちっとした議会に出席しておりますけれども、一般質問の状況を拝見していても、非常に質問の集中するところ、質問のいかないところとか、それを見ても、流れの中でそれぞれ、これは職員はお互いさまだと思いますけれども、そういったところでの差も非常に感じましたので、ぜひですね、今、総務課長、丁寧な答弁をいただきましたけれども、継続的にそういったところに目を光らせて、特定の職員が体を壊すまでいかにないように、ひとつ配慮をお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 答弁はよろしいですね。

（「はい、要らないです」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 何点かお聞きします。

企画課の広域行政に関することといいますけれども、広域といいますと、つい何年か前までは夷隅郡市ということが中心だったかと思いますがけれども、最近は君津とか市原とか、大きく分野がふえているような気がしますけれども、その広域行政の範囲は、要はどの程度のことを考えているのか。

それと、財政課のほうの普通財産の管理に関すること。普通財産と行政財産とあろうかと思いますが。一般的に、役場として業務上必要な土地は行政財産ということで管理していると思いますがけれども、払い下げ等が行われる場合には、行政財産から普通財産に所管がえが行われて払い下げ等が行われるものと思っております。

今後は、全てそういった形で行政財産から普通財産に移して払い下げが行われると。払い下げ業務等が、今まで企画財政課じゃなくて各担当課でやっているようなところがあったのかと思うんですけれども、その辺がいまいちしっくりというんですか、統一性が図れていないような気がしますので、今後はそうなるのか。

それと、健康福祉課に少子化対策ということが今度移動するわけですが、少子化というのは、各課それぞれで少子化対策をやっていると思われます。今後は、少子化対策というのは健康福祉課のほうに一元化していくのか。それとも各課で、まだ少子化対策をやっていると思うけれども、それはそれで残るのか。そうすると、各課のほうにも少子化対策に関することというような項目が入ってくるのか。

それと、先ほどの渡辺議員のお話ともあれになりますけれども、これから大多喜町を伸ばしていくに当たり、農業の関係と商業観光、これは2つの大きな車の両輪だと思うんですね。そうしますと、やはり農業と商業観光もある程度、専門分野でやっていく必要があろうかと思うんですけれども、それはなぜ今回見送られたんでしょうか。それとも、これはもうやる必要がないんだということなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 専門的でないところがありますので、もしそうでないところがありましたら、ほかの課長がかわりに答弁したいと思いますけれども、まず広域行政に関することは、とりあえずは夷隅広域の関係ですけれども、あと例えば2市3町とか2市2町とか、そういうところの協議もございますので、そういうものも含めます。

あと、第1は、一番最初の話になっちゃいますが、要するに条例で定めるものですので、そういう細かいことまで書けばいっぱいあるわけですが、それは規則で定めてありますので、規則のほうに委任しているということで、大まかなところを条例ですので定めてあるということで、理解はしていただきたいと思います。その中にはいろいろなものも入ります。

あと、普通財産ですけれども、いわゆる行政財産ですと売り払いとかできませんので、普通財産に関すること、今度の財政課で所管するのは、例えば薬草園とかそういうもの。あと学校も、例えば老川小学校なんか、今の状況ですと入りますけれども、そういうものの管理ということで、行政財産を売り払う場合は普通財産にするんですが、それは、狭い町のことなので、今それぞれ所管しているところで行っているところもあるということでございます。一旦、普通財産の決議だけをして、それで売り払いの手続をその所管課で行っているところもあるようです。

あと、少子化対策ということですが、これも条例ですから、大きな項目だけ条例で定めたということで、健康福祉課に今後移るものは、現在、子育て支援課で実施している例えば児童手当ですとか、それに関するものを健康福祉課に移すということで、その他、今現在ほかの課で少子化対策ということでもしやっているものがあれば、それはその所管課で今までど

おりやっていくというようなことです。

あと、農業と商業観光、それも非常にもちろん大事なもののなんですけれども、先ほど申し上げましたが、簡素な組織というのが第一、法律の求めているところですので、確かにそういうものも重要ですけども、今回は町長の一番下の、直近の内部組織ということですので、町長が一番やりやすいように判断して、確かにほかに協議の中でございました。例えば移住の対策の課とか、そういうものを設けてはどうかという内部の協議はございましたけれども、最終的に町長が決断して、町長が一番やりやすい組織として定めたというようなことで、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） そうしますと、産業、農林と商業と観光、これもできれば分けたいと思っているんですけども、なかなか人員的な問題で分けることが難しいと。分けて専門的にやりたいと思っているという考え方でよろしいのでしょうか。

それともう一つ、普通財産の関係です。今の建設課で所管している行政財産については、建設課のほうで払い下げの手続までやっています。産業振興課で持っている行政財産、これもまた産業振興課のほうで払い下げまで手続を行っています。

そうすると、今、町で不要になった財産は積極的に民間に活用してもらおうと、そういった大きな政策を持ってやるには、普通財産に関することと書いてあるわけですから、今後はその辺のところも考慮して、財政課のほうでやってもらうべきではないかと。払い下げするについてもその理由が、町のためになるとか、町のこれからの人口減少の対策になるとか、大きな柱のもとにやるんじゃないかならうかと思いますので、今後はそのような形がとれないのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それでは私のほうから、組織改革の関係、答弁させていただきますけれども、根本議員のご質問は、確かに個々具体的に細かく係を設置あるいは課を設置して、行政事務をスムーズにやればいけないかというご質問が多いわけですけども、限られた人数の中で個々部門別に設置するというのは非常に無理があるんです。

今回の改正につきまして主な目的は、先ほど渡辺議員さんからもお話がございましたけれども、町で当面推進しなくちゃいけない問題ということで、今回、大きな考え方は人口問題、これは当然、人口戦略だとか町の総合計画も、5年間の推進期間ということでしているわけ

ですけれども、その中で1年ごとにPDCAサイクルで検証だとか、それに基づいた今度のアクション、新たな計画だとか、そういうものをこれから強力にしてやっていかななくちゃいけないというのが一つありまして、ですから今回は企画課と財政課を分けて、それを主にやっていこうということで、財政課と企画課に分けたというのが一つの目的です。

もう一点は、保育園の業務なんですけれども、子育て支援課ということで、非常にネームバリューはすごくいい課だったんですけれども、これは子育て支援はもうやらないということではなくて、今やっている保育園から中学校までの英語教育だとか、そういう教育の面もちょっとあるんですけれども、所管は厚労省と、国の所管が違うんですけれども、一貫した教育も含めた考え方の中で、これを教育課のほうに事務委任した形で、今回、教育と保育園業務を充実させていこうということで、一貫した業務にしていこうということで、大きな主な改正は、企画課と財政課を分離すると。それと、保育園を教育課のほうに事務委任にした形で、組織改革をしたいというのが目的ですので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「先ほどの普通財産の件、まだ回答をもらっていない」の声あり）

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 現在、議員さんもおっしゃるとおり、財産というのは行政財産で、そのまま売却することができませんので、普通財産にかえて売却するというような形になります、払い下げの場合もそうなんです。

現実的に行政財産で管理しているときには、いろいろな課で管理していて、その中で払い下げを受けたい人と協議が進んでいるわけですね。それをまた新たにほかの課に移して、一からスタートするというのは非常に時間的なロスもございますし、内容的にもう一度、全て職員が把握しなければならないということで、なるべく町民の方の利便性、払い下げを受ける方の利便性を考えて、それでそのまま継続していけるのであれば、担当課でその分については処理をしてくれということで、行政財産を所管して、そのまま払い下げるような場合は普通財産に切りかえて、そのまま払い下げを実施すると、そういう形で現在実施しているところでございます。

ですから、最初から普通財産であれば、もちろん企画財政課のほうで所管していますので、それについては企画財政課のほうで実施する。それぞれの行政目的に合わせて、どういう形がいいのかということで考えております。

それと、一番最初に麻生剛議員からご質問を受けた内容なんですけれども、資料がない中だったんですが、公募した段階では、条例で定めた委員さんもいらっしゃいます。そういう方と公募された方が超過しておりましたので、それぞれ性別とか年齢、職業あるいは地域、そういったものを総合的に町行政の中で判断させていただいて、そういう中から選定させていただいたということでございますので、補足させていただきます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 普通財産の関係で、確かに課長が言ったように担当している課がやれば、状況も現地もよくわかっているからということなんですけれども、担当課によっては、それぞれ払い下げする手順というんですか、それがいまいち統一されていないような気がしてならないんです、スムーズに行くところが。

だから、あくまでも普通財産の売り払いというのは、ある程度の基準に基づいて、その基準というのは当然、企画財政課で基準を設けているはずなんです、こういった場合は払い下げできますよとか。あくまでも建設課、産業振興課は、自分の目的のために必要であるかどうかという判断をしてあって、そこを払い下げていいかどうかという判断は、企画財政課のほうでやるわけですね、普通財産になって。各課はその土地が必要か必要でないかという判断をするわけです。そこを売っていいかどうかという判断は企画財政課のほうで行うんじゃないんでしょうか。

近隣を見てみても、私、ずっと千葉県中、そういった民間の払い下げの仕事をお願いされて行くんですけれども、必ず払い下げする場合は、財政課が最終的な窓口になって、そこで行っているのがほとんどです。常日ごろの行政の場合、近隣市町村の動向を見てというようなことをよく答弁されますけれども、そのような形にしたほうがやっぱりスムーズに、私の業務上から言うとスムーズに行っているような気がするんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 行政財産の一部を売却していただきたいとか、払い下げしてもらいたいという話であれば、本来はその行政財産が必要かどうかという判断は、やはりその行政財産を管理しているところだと思います。その課でそれぞれ判断をさせていただいて、売却できるかどうか、あるいは払い下げをしても、行政財産としてなくても支障がないかどうかという一義的な判断は、やはり現課でしていただく必要があるかと思います。

売却の関係で、それぞれ異なっているということだったのでございますけれども、それに

ついては、もしそういうご指摘があるようであれば、関係する課と十分協議しながら、進めていければというふうに思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 子育て関係のことが中心になるかなと思うんですけども、今、小学校に上がる前の子どもの相談だったら、子育て支援課の窓口のところに行くと、保育園に入ることとか、それから予防接種のこととか、大体そこでらちが明くと思うんです。

ところが、今度、保育園関係は教育課、予防接種だとか福祉だとかは健康福祉課というふうになったとき、住民の方が窓口にいっちゃったとき、今までだったら1回、ワンストップで済んだのが、それはあっちへ行ってください、またこっちへ行ってくださいというふうに動かされる、そういう心配はないのでしょうか。対策はできているのでしょうか、伺います。

○議長（野村賢一君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） ただいまのご質問の件は、町民にとって、あっちへ行け、こっちへ行けとかそういうことじゃなくて、極力1カ所の場所で、申請なりそういうものがわかるような方法を係の中で、細かい点はまだこれから決めていくんですけども、そういうふうにならないように、今後そういう事務分掌については検討していきたいというふうに思っております。

○議長（野村賢一君） ほかに。

11番山田久子君。

○11 番（山田久子君） 私も、今の野中議員と似てしまうかもわからないんですけども、保育園業務等が教育課に移った場合、国の制度とかで、今でしたら、教育課ですと文科省からのものをやっていただいていたと思うんですが、今度、厚労省関係の仕事も入ってくる可能性があると思うんですね。そのところは承知をしていただいた上で、教育課のほうで対応していただくということで考えさせていただいていいのか、ここをちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 今の件、確かに先ほど私も話しましたがけれども、私、文科省が頭に出てこなかったものであれでしたけれども、確かに保育園は厚労省の関係で、教育関連になると文科省の関係になるんですけども、その辺も含めて教育委員会のほうに補助執行業務と

いうことでお願いするわけですがけれども、その辺は今申し上げたとおりそれぞれの部署で、国の省庁は違いますけれども、統一した形で事務ができるように、その辺は対応していきたいと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 先ほど、普通財産とかということで根本議員から大分質問が出ましたけれども、たまたま一昨昨日、町民から、土地の売買をしたんだけど、土地を売ったら一部が町の所有のものだということで、そうしましたら町が昔、道路改良で道を広げたところが、町が買ったんだけど登記をしていなかったと、そういうことが実際にあった。これはきょう話が解決したんだけど、未登記だったらしいですね、建設課長にさっき聞いたら。最近はそういうことはないと思うんだけど、昔のことなので、土地の売買で相談に来ましたので、農業委員会も当然立ち会いしたりして、そういうことが過去にあったということなので、そういうことのないように、これは回答はいいです。そういう事実があったということで、未登記が、町が買ったとき登記していなかったということで。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号～議案第31号の一括上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第1、議案第25号 平成29年度大多喜町一般会計予算から日程第

7、議案第31号までの各特別会計予算及び各事業会計予算までを一括議題とします。

なお、各議案は議事日程にお示ししたとおり、本日は提案説明までとします。

議案第25号から順次説明を求めます。

なお、説明員の皆さんには着席にて説明することを許可します。

初めに、日程第1、議案第25号 平成29年度大多喜町一般会計予算についてを説明願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、座ったまま説明をさせていただきます。

それでは、議案第25号の提案説明をさせていただきます。

平成29年度大多喜町予算書に沿ってご説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

平成29年度大多喜町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億2,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

次に、6 ページをお開きください。

第2表、債務負担行為。事項は一般廃棄物収集運搬業務委託。期間は平成30年度から平成34年度まで。年割額は、平成30年度から平成33年度までの各年度は3,986万9,000円、平成34年度は2,658万円で、限度額は1億8,605万6,000円でございます。

第3表、地方債。表内の起債の目的及び限度額は、過疎地域自立促進特別事業債4,310万円、この起債は、大多喜町過疎地域自立促進計画に計上した事業のうちソフト事業に係るもので、内容としましては、出産祝金、住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金、空き家改修事業補助金、子ども医療費と不妊治療費に充当するものでございます。上水道出資債630万円は、南房総広域水道企業団への出資債でございます。道路整備事業債9,800万円は、辺地対策事業として宇野辺当月川線に4,000万円、過疎対策事業として中野大多喜線、増田小土呂線、弓木西下線、横山南越城前線の道路改良事業に5,800万円を充当するものでございます。消防施設整備事業債1,990万円は、消防車両2台の更新に過疎債を充てるものでございます。臨時財政対策債1億8,000万円は、地方交付税の不足額に対応するために許可されている地方債を見込み、計上しました。

起債の限度額の合計は3億4,730万円でございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、説明を割愛させていただきます。

次に、事項別明細書の歳入をご説明させていただきますので、予算書の10ページをお開きください。

歳入につきましては、科目と本年度予算額を中心に説明をさせていただきます。

款1町税、項1町民税の計は3億7,325万円で、目1個人は景気の低迷、納税義務者の減少を見込み、目2法人は実績を見込み、それぞれ計上しました。

次の項2固定資産税の計は5億4,530万3,000円で、目1固定資産税の現年課税分につきましては、家屋の増額はあるものの土地及び償却資産の減額を見込みました。

次の項3軽自動車税は、現状の推移を見込み、3,339万円を計上しました。

次の項4たばこ税は、前年度と同額の8,010万円を計上しました。

項5鉱産税は、実績を見込み、200万円を計上しました。

項6特別土地保有税10万円及び項7入湯税600万円は、それぞれ前年度と同額を見込みました。

款2地方譲与税の項1地方揮発油譲与税1,700万円と項2自動車重量譲与税4,050万円は、前年度と同額を計上いたしました。

次のページをお開きください。

款3利子割交付金100万円から項4配当割交付金500万円、款5株式等譲渡所得割交付金250万円、款6地方消費税交付金1億7,000万円、款7ゴルフ場利用税交付金1億500万円、款8自動車取得税交付金1,000万円、款9地方特例交付金210万円までは、前年度と同額を見

込み、計上しました。

款10地方交付税は14億8,395万2,000円、前年度比較940万4,000円の増額で、この増額は、特別交付税の対象となる地籍調査事業の増額を見込み、計上しました。

款11交通安全対策特別交付金150万円は、前年度と同額を見込み、計上しました。

次のページをお開きください。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金と目2衛生費負担金は、節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

目3農林水産業費負担金102万8,000円は、小土呂・荒閑ため池と寺の谷ため池の年度割拠出金等でございます。

目4教育費負担金と目5給食費負担金は節欄及び説明欄記載のとおりで、項1負担金の計は9,200万円でございます。

次の款13使用料及び手数料、項1使用料、目1衛生使用料から次のページの目6教育使用料までの項の計は5,818万5,000円で、前年度比較80万9,000円の減額でございます。主な減額は、コミュニティプラントや味の研修館の使用料の実績に基づく減額で、そのほかの使用料につきましては、節及び説明欄記載のとおりでございます。

次の項2手数料、目1総務手数料から目5土木手数料までの項の計は3,610万8,000円で、前年度比較525万1,000円の減額で、主な減額は、清掃手数料の実績を見込む減額でございます。そのほかの内訳は、節及び説明欄記載のとおりでございます。

次の款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金と目2衛生費国庫負担金の計1億7,864万4,000円は、それぞれ節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

次の項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金266万1,000円の節2地方創生推進交付金は、市原市、君津市との広域連携事業に係る交付金を見込み、計上したものでございます。

次のページをお開きください。

目2民生費国庫補助金は、臨時福祉給付金等給付事業補助金の皆減により、前年度比較1,498万2,000円減額の925万2,000円でございます。

次の目3衛生費国庫補助金、目4土木費国庫補助金、次の目5教育費国庫補助金は節欄及び説明欄のとおりで、国庫補助金の計は4,142万円でございます。

次に、項3国庫委託金、目1総務費委託金と目2民生費委託金の計は263万4,000円で、それぞれ節欄に記載の事務に対する委託金でございます。

次に、款15県支出金、項1県負担金、目1総務費県負担金から目5教育費県負担金は、そ

れぞれ節欄及び説明欄記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

項2 県補助金、目1 総務費県補助金から、次の22ページにわたりますが、目7 消防費県補助金までの計は1億960万5,000円で、前年度より694万6,000円減額しております。それぞれ節欄及び説明欄記載の各種事業に対する補助額の増減を見込み、計上したものでございます。

次に、項3 県委託金、目1 総務費委託金は、参議院議員選挙費委託金及び千葉県知事選挙費委託金の皆減により、前年度比較1,200万8,000円減額の1,733万9,000円でございます。

次のページの目2 民生費委託金から目5 消防費委託金までは、それぞれ節欄に記載のとおりで、計は5,023万8,000円でございます。

次の款16財産収入、項1 財産運用収入の計は2,554万3,000円で、前年度比較514万4,000円の増額でございます。

目1 財産貸付収入の土地建物貸付収入として、薬草園跡地と横山宮原住宅の貸付収入を新たに見込んだものでございます。

次の項2 財産売却収入、目1 不動産売却収入2,913万円は、土地売却収入を見込み、計上しました。

款17寄附金、項1 寄附金、目1 指定寄附金3,400万円は、ふるさと納税の現状の推移を見込み、計上しました。

次の款18繰入金、項1 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金から次のページの目10小中学校施設整備基金繰入金までの計は4億802万8,000円で、前年度比較6億8,767万8,000円の減額でございます。主なものは、ふるさと納税返礼品相当額の繰入額の減少と土地開発基金条例の廃止に伴う繰入額の皆減でございます。基金繰入金は、各基金の設置目的に応じた事務事業に充当するために繰り入れたものでございます。

項2 特別会計繰入金の計は37万1,000円で、各特別会計から節欄及び説明欄等に該当する場合に繰り入れるものでございます。

款19繰越金は、前年度からの暫定的な繰越金として1億円を計上しました。

款20諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料30万円は、税金等の延滞金収入でございます。

次の項2 町預金利子2万円は、歳計金の預金利子を見込み、計上しました。

次の項3 貸付金元利収入100万円は、高額療養費貸付償還金を計上しております。

次の項4 受託事業収入、目1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入301万4,000円は、後期高齢者の健康診査委託金でございます。

次のページをお開きください。

次の項 5 雑入、目 1 滞納処分費と目 2 雑入の計は6,556万9,000円と、前年度比較2,479万3,000円の増額でございます。

前年度より増額した主な内容は、説明欄の上から10行目になろうかと思いますが、移住・定住・交流推進支援事業助成金は、官民連携による移住・交流推進事業に対する一般財団法人からの助成として200万円を見込んでいます。次に、5行下の高速バス回数券販売代は、役場で売りさばいた高速バス回数券代として255万5,000円を計上しました。また、説明欄の下から3行目のスポーツ振興くじ助成金は、海洋センターテニスコートの人工芝張りかえ工事に対する助成金として1,801万6,000円を見込み、計上したものでございます。

款21町債、項1町債は、節の区分で第3表において説明させていただきましたので、説明を割愛させていただきます。

目1総務債から次のページの目5臨時財政対策債の計は3億4,730万円でございます。

○議長（野村賢一君） 会議の途中でございますが、ここで10分間休憩したいと思います。

11時10分から会議を開きます。

（午前10時56分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時08分）

○議長（野村賢一君） 説明願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、歳出予算のご説明をさせていただきますので、32、33ページのほうをお開きください。

3、歳出。

款1議会費、項1議会費7,610万4,000円で、議員人件費、議会事務局職員の人件費、会議録作成、政務活動費補助金、議会関係団体への負担金が主なものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は3億2,596万円で、この目は、特別職及び総務、企画財政関係職員人件費、次のページの会計関係職員の人件費、一般事務費として行政連絡員等への報酬、共済費は追加費用負担金などで、委託料の宿直業務委託料は、10月から宿直業務を委託しようとするものでございます。その他関係団体への負担金や補助金で

ございます。

次のページをお開きください。

一般事務費の管財管理費は、事務用消耗品が主なもので、職員研修事業、入札関係の電子調達管理事業、男女共同参画推進事業に係る経費でございます。

目2文書広報費874万2,000円は、文書管理事業として、需用費は法規集追録代などの経費でございます。広報おたき発行事業は、次の39ページに続きますが、広報おたきの印刷製本費やホームページのシステム使用料等でございます。

次の目3財政管理費596万3,000円は、財務関係の事務経費を計上したもので、財務会計システムの借上料が主な経費でございます。

目4会計管理費42万5,000円は、会計関係の事務経費でございます。

目5財産管理費は、薬草園跡地経費の減や公共施設等総合管理計画策定業務の減少により、前年度比較861万3,000円減額の3,191万5,000円で、町有車両、町有建物の保険料や、町有財産として企画財政課で管理している旧総元小学校、旧老川小学校等に係る経費でございます。

次の41ページをお開きください。

庁舎管理費は、役場庁舎の光熱水費、各種委託料や使用料、借上料を計上し、町有林管理事業は町有林保険料や管理委託料等で、旧老川小学校活用事業は地元のやまゆりの会への補助金でございます。

次の目6企画費は、前年度比較9億6,319万5,000円減額の3億8,056万7,000円でございます。ふるさと納税の返礼品の減額、定住化基金積立金の皆減が主な減額の内容でございます。

企画事務費の地域活性化提案業務委託料は、慶應義塾大学SFC研究所との域学連携事業で、次の43ページの郡市広域市町村圏事務組合負担金等企画関係団体の負担金、まちづくり提言事業助成金が主な内容でございます。

定住化対策事業は、空き家改修事業と家財道具撤去補助金などに加え、農業、食、観光をつなぎ、都市部からの交流人口の増加、移住者の増を目的として、富士通株式会社と連携し、一般社団法人移住・交流推進機構の助成金200万円を活用した事業として、297万2,000円を計上してございます。

地域情報通信基盤維持管理事業は、光ファイバー網の保守管理費や、東京電力及びN T T柱へのケーブルの添架料などでございます。大多喜ダム対策事業は大多喜ダム跡地の環境管理事業の補助金で、結婚活動支援事業は、次のページに続きますが、婚活イベントを開催する経費で、ふるさと基金積立事業はふるさと納税を基金に積み立てるものでございます。大

多喜高校支援推進費は助成金でございます。

地域公共交通対策事業は、臨時バス運行业務委託料など路線バスに関係する経費として1,007万5,000円、いすみ鉄道利用増大対策事業補助金を初め、いすみ鉄道に関係する経費として3,129万9,000円、そのほかには地域公共交通活性化協議会補助金が主な内容でございます。

ふるさと納税事業は、町のふるさと納税の返礼品の経費やシステムの保守委託料、代理収納システム利用料などでございます。

総合戦略推進事業は、次の47ページに続きますが、総合戦略推進会議の経費で、公共交通政策事業は高速バスの運行に関する事業費で、通信運搬費は役場で販売する高速バスの回数券等の購入代で、高速バス運行補助金は計画に基づき、平成28年度の後期分と平成29年度の前期分の補助額を計上させていただきました。

おためし居住事業は、住宅の光熱水費などの維持管理経費で、地域おこし協力隊事業は、現在の隊員1人に、新たに7月から1人分を加えた報酬と活動経費を見込みました。

次の目7電子計算費6,153万3,000円は、次の49ページに続きますが、印刷用消耗品、ネットワーク回線料、電子計算機の保守委託料や借上料等でございます。

目8諸費は1,073万7,000円を計上しました。総合賠償保険事業は町主催行事の賠償保険や公金の損害保険で、自衛隊協力会補助金、税務事業の還付費、交通安全対策事務費は、交通安全の啓発、防犯灯の借上料を計上してございます。コミュニティ育成事業補助金は、新丁区青年館改修工事に対する補助金を計上してございます。

次の項2徴税费、目1税務総務費6,462万4,000円は、税務関係職員人件費と、次のページに続きますが、税務総務事務費で関係団体への負担金等でございます。

50ページの目2賦課徴収費1,836万2,000円は税の賦課業務に係る事務費で、徴収事務費は、徴収指導員の報酬や収納に伴う通信運搬費が主なものでございます。地図情報システム管理事業は、地図情報データ修正委託料が主な内容でございます。

次のページをお開きください。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費3,346万5,000円は、戸籍関係職員人件費と、戸籍事務費は、臨時職員の賃金、戸籍システムの保守委託料や借上料等で、次の住民基本台帳ネットワークシステム事業は、パソコンの借上料が主な内容でございます。

次の項4選挙費、目1選挙管理委員会費65万6,000円は、委員報酬や定時登録事務処理委託料、関係団体への助成事業が主なものでございます。

次のページをお開きください。

目 2 大多喜町長選挙費572万9,000円は、選挙の執行経費でございます。

次の項 5 統計調査費、目 1 統計調査総務費695万円は、関係職員の人件費と事務費でございます。

次の目 2 各種統計調査費29万5,000円は、次のページに続きますが、説明欄の各統計調査に要する経費でございます。

次の項 6 監査委員費、目 1 監査委員費47万円は、監査委員の報酬、研修に係る経費などでございます。

次のページをお開きください。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 4 億3,748万4,000円は関係職員の人件費、社会福祉事務費、社会福祉関係団体助成事業は社会福祉協議会補助金が主なもので、障害者福祉事業は、平成29年度に障害福祉計画及び障害者福祉計画を策定するため、委員報酬と計画等策定業務委託料が増額となっております。

次のページをお開きください。

民生委員活動事業は、民生委員の活動報償が主なもので、高額療養費の貸付事業や戦没者追悼式に関する経費、国民健康保険特別会計への繰出金として、国民健康保険特別会計の実質収支額等を考慮し、法定外繰出金の財政調整繰出金として2,500万円を計上しております。少子化対策事業は出産祝金でございます。

次のページをお開きください。

目 2 国民年金費418万6,000円は、関係職員の人件費と事務費でございます。

目 3 老人福祉費2,234万7,000円は、高齢者在宅生活支援事業の緊急通報システム業務や外出支援サービスの委託料が主な経費でございます。

敬老祝事業費は、敬老祝品等の報償費が主なもので、老人クラブ等への助成事業、老人日常生活用具の給付、地域福祉ボランティア事業補助金、介護予防事業に係る委託料、老人ホーム入所判定委員の報酬と、次のページになりますが、老人保護措置費を計上してございます。

次の目 4 青少年女性対策費103万円は、青少年相談員への報酬や活動費補助金、若い人たちが集まる場をつくるための結婚支援事業補助金でございます。

目 5 介護保険事業費 1 億8,331万4,000円は、地域包括支援センター運営事業の予防ケアマネジメント業務委託料や、社会福祉法人等利用者負担額軽減事業の助成金で、介護保険特別

会計繰出金は、介護保険職員給与費等繰出金の減額により、前年度より574万3,000円減額しております。

次期介護保険事業計画等策定事業は、平成28年度に継続費を設定した事業で、低所得者保険料軽減繰出金の対象は675人分でございます。

目6 後期高齢者医療費 1億8,655万4,000円は、人間ドックの補助金や、次のページの後期高齢者医療に係る負担金や後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

次の項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費6,137万円は、関係職員の人件費、子ども医療費の扶助が主な内容でございます。

目2 児童措置費 1億172万円は、事務費と児童手当支給事業でございます。

目3 母子福祉費99万7,000円は、ひとり親家庭等医療費等助成金でございます。

目4 児童福祉施設費 2億5,708万円は、関係職員の人件費と、次のページの保育園管理運営事業は、保育園2園の施設管理費のほか、臨時職員の賃金、賄材料費、送迎バスの委託料が主なもので、次の児童クラブ運営事業は、臨時職員の賃金、運営に係る需用費と、次のページの車両借上料等が主な経費でございます。

地域子育て支援センター運営事業は、関係職員人件費と臨時職員の賃金などで、特色のある教育の展開事業は、英語教室に加え、サッカー教室や音楽などの情操教育、親子英語教室に係るものでございます。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費 1億1,039万3,000円は、関係職員人件費、保健衛生事務費の国保国吉病院負担金、養育医療給付事業では、発達が未熟な子供の入院費を助成する扶助費が主な内容でございます。

目2 予防費3,945万3,000円は、次のページに続きますが、がん検診事業の主な内容は、検診委託料で、子宮頸がん検診では検体精度の高い液状検体法を実施する予定であります。予防接種事業は、予防接種委託料と扶助費として助成金が主なもので、健康増進事業は、健康診査委託料や集団運動指導講師委託料が主なもので、感染症予防対策事業は、消毒作業用動力噴霧機の保守経費でございます。次のページの防疫対策事業は、狂犬病予防法に基づく予防経費でございます。

次の目3 環境衛生費5,317万7,000円は、職員人件費と、環境衛生事務費では夷隅環境衛生組合負担金、環境保全事業では不法投棄監視員謝礼や住宅用太陽光発電設備導入促進補助金、合併処理浄化槽設置整備事業は12基分の補助金を、面白峡発電所管理運営事業は、次のページの環境基金積立金が主な内容となっております。

次の目 4 母子保健事業費738万3,000円は、母子保健協力医報酬及び母子保健事業に係る事務経費、妊婦、乳児及び幼児の健康診査委託料や新生児の聴覚検査費、不妊治療費が主なものでございます。

目 5 火葬場費1,486万1,000円は、斎場無相苑の燃料費等の施設運営費と火葬炉運転業務委託料と、工事請負費の火葬炉改修工事は制御盤機器の交換などが主な内容でございます。

目 6 地域し尿処理施設管理費134万9,000円は、城見ヶ丘団地のコミュニティプラントの維持管理経費でございます。

次のページをお開きください。

項 2 清掃費、目 1 清掃総務費3,646万3,000円は、職員人件費と環境センターの臨時職員賃金、管理経費などでございます。

目 2 塵芥処理費 1 億1,940万2,000円は、環境センターの運営経費やごみ収集委託料、粗大ごみ処理委託料、いすみクリーンセンターの塵芥処理負担金が主な内容でございます。

次のページをお開きください。

次の項 3 上水道費、目 1 上水道運営費9,087万3,000円は、上水道高料金対策事業と南房総広域水道企業団への補助金及び出資金でございます。

次に、款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費1,049万4,000円は、農業委員会事務局職員の人件費や農業委員会委員の報酬、事務経費等でございます。

目 2 農業総務費5,721万4,000円は、関係職員の人件費と、農業総務事務費は農家組合長の報酬及び事務費が主な内容でございます。

次のページをお開きください。

目 3 農業振興費1,126万2,000円は、農業再生協議会補助金や青年就農者確保育成給付金事業補助金など、農業関連団体等への補助金等が主なもので、施設園芸農家育成補助金と旧上瀑小学校調理室等の維持管理経費でございます。

目 4 畜産業費34万8,000円は、畜産関係団体への補助金等でございます。

目 5 農地費4,010万8,000円は、前年度比較670万6,000円の増額で、多面的機能支払交付金事業の増額が主な増額の内容でございます。説明欄の鉱毒ダム対策事業は平沢ダムと八声観測所の維持管理経費を、基幹農道整備事業は、次の85ページのほうになりますが、農道のトンネルの電気料と保険料で、土地改良関係団体事業は、補修用原材料費、関係団体負担金が主なもので、多面的機能支払交付金は、集落の農地維持、共同活動、農業用施設の維持管理への支援交付金で、15組織分でございます。中山間地域等直接支払交付金事業は4組織分で、

環境保全型農業直接支払交付金は1組織分でございます。

目6 農業施設費876万5,000円は、集落センター、味の研修館及び次のページの農村コミュニティセンターの各施設の運営経費、臨時職員の賃金等でございます。

項2 林業費、目1 林業総務費3,963万3,000円は、林業関係職員人件費、事務経費、次のページの関係団体負担金、有害鳥獣駆除対策事業の報償費は、猿、猪、鹿、小動物の捕獲報奨金で、有害鳥獣被害防止実施団体補助金は、有害獣侵入防止柵の減少により、前年度より844万3,000円減額しております。

目2 林業振興費40万3,000円は、県単森林整備事業委託料及び竹粉碎機の修繕料と保険料でございます。

目3 大多喜県民の森運営費3,525万7,000円は、職員の人件費及び県民の森施設の管理運営費等でございます。

次の90、91ページのほうをお開きください。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費2,296万円は、関係職員人件費及び事務費でございます。

目2 商工業振興費1,518万2,000円は、久保駐車場の全自動料金システム保守管理委託料、商工会への補助金、中小企業経営改善資金等利子補給金や商い資料館の維持管理経費で、就職情報案内事業や、次のページの空き家等を活用した起業支援事業補助金でございます。

目3 観光費3,202万9,000円は、観光施設管理事業として町営駐車場、公衆用トイレの維持管理経費、公園管理などの経費で、観光センター管理運営事業は観光本陣の維持管理費を、観光振興事業は、次の95ページのお城まつり実行委員会や町観光協会、大河ドラマ誘致実行委員会等関係団体への補助金が主なもので、天然瓦斯記念館の管理運営経費と観光推進広域連携事業は、地方創生事業の広域連携事業として、市原市、君津市と、溪谷や里山の豊かな自然環境やローカル鉄道といった共通の地域資源を生かし、新たな人の流れや観光需要を創出しようとするものでございます。

次の款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費5,522万5,000円は、関係職員人件費と次のページの事務経費のほか、道路台帳の更新業務委託料、関係団体負担金、国県道維持補助金等でございます。

目2 登記費1,681万3,000円は、職員人件費、登記推進事業の経費などでございます。

次のページをお開きください。

目3 国土調査費1億7,196万5,000円は、前年度比較4,517万1,000円の増額で、地籍調査等

実施計画に基づく地籍調査業務委託の増によるもので、対象地区は船子、森宮、新丁、小沢又、上原、柳原、小谷松、部田、堀之内、八声地区を予定しております。

目4道の駅管理費355万4,000円は、道の駅の維持管理経費でございます。

次の項2道路橋梁費、目1道路維持費4,563万6,000円は、前年度比較2,010万3,000円の増額で、増額の主な内容は、次のページの調査設計業務委託料の町道三又297号線ののり面修繕設計業務と、町道大多喜一宮線の舗装調査業務及び舗装打ちかえ工事が主な増額の内容でございます。

目2道路新設改良費1億6,057万3,000円は、職員人件費と、委託料及び工事請負費は、大中西線ほかの路線用地測量、道路詳細設計や宇野辺当月川線の防火水槽設置工事、増田小土呂線の歩道整備工事、道路改良工事では、中野大多喜線、宇野辺当月川線、弓木西下線、横山南越城前線で、同路線の公有財産購入費が主なものでございます。

目3交通安全対策費195万4,000円は、道路区画線工事費、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全対策用原材料費などでございます。

橋梁維持費は廃目でございます。

項3都市計画費、目1街路事業費309万2,000円は、街なみ整備助成事業補助金が主な経費でございます。

次のページをお開きください。

項4住宅費、目1住宅管理費921万3,000円は、町営住宅に係る修繕料や借地料、横山宮原住宅管理等基金積立金、ふるさと基金積立金及び戸建住宅耐震診断費用補助金が主なものでございます。

次の目2宅地造成費1,045万1,000円は、城見ヶ丘団地分譲地の仲介手数料及び定住化補助金が主なものでございます。

目3住宅助成費1,500万円は、定住化対策住宅助成事業として住宅取得奨励金、住宅リフォーム補助金でございます。

次に、款8消防費、項1消防費、目1常備消防費2億2,560万3,000円は、広域常備消防に係る負担金でございます。

目2非常備消防費3,155万5,000円は、消防団員353人分の報酬と、次のページの旅費は消防団員の費用弁償で、健康診査委託料、退職報奨金支給事務負担金などでございます。

目3消防施設費3,461万2,000円の消防用施設整備事業は、防火水槽や消火栓の改修工事及び消火栓改修工事負担金などで、消防機械器具整備事業は、消防車両等の車検修繕料や燃料

費、備品購入費は、小型動力ポンプつき積載車 1 台とポンプ自動車 1 台及び消防団員用デジタル無線機の購入費などが主なものでございます。

目 4 災害対策費 1,347 万 7,000 円は、次の 107 ページの防災会議委員等の報酬、災害時の職員時間外勤務手当、久保排水機場等の管理委託費、防災行政無線維持管理費の修繕料は、防災行政無線の電源バッテリーの交換に要する費用、デジタル戸別受信機の購入などが主な内容でございます。

次の款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費 103 万 1,000 円は、次のページにわたりますが、教育委員報酬、その他教育委員会に関係する経費でございます。

目 2 事務局費 6,578 万 7,000 円は、教育長や職員の人件費、登下校待機児童支援員や特別支援教育支援員の賃金、委員会事務経費、教育関係団体への負担金及び補助金、委員会施設管理経費が主なものでございます。

次のページをお開きください。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費 4,180 万 7,000 円は、小学校医、薬剤師の報酬、送迎バスの委託料、会所区児童の送迎業務委託料、パソコン使用料、小学校 2 校の学校管理事務経費や施設管理経費等でございます。

次の 112、113 ページをお開きください。

目 2 教育振興費 773 万 9,000 円は、小学校 2 校の教育活動で使用する教材費やクラブ活動助成補助金、遠距離通学費補助金、英語教室業務委託料、要保護・準要保護児童学用品費等補助金などでございます。

次のページをお開きください。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費 2,316 万 4,000 円は、学校医、薬剤師等の報酬、設計業務委託料は大多喜中学校空調設備設置工事の設計業務で、パソコン借上料や中学校 2 校の学校管理事務経費や校舎等の施設管理経費などでございます。

次の 116 ページ、117 ページの目 2 教育振興費 1,886 万 9,000 円は、2 中学校の教育活動で使用する教材費、クラブ活動助成費補助金、中学校遠距離通学費補助金、外国語指導助手の委託料、学校給食費の無料化に係る補助金などでございます。

次のページをお開きください。

項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費 4,634 万 5,000 円は、関係職員人件費、社会教育委員の報酬、生涯学習の事業費、関係団体への補助金が主なものでございます。

目 2 公民館費 1,615 万 7,000 円は、中央公民館の光熱水費や、次のページの施設警備委託や

清掃管理業務委託などの施設管理費のほか、公民館バス運行管理委託料などでございます。

次の目3図書館費815万円は、臨時職員賃金、光熱水費と施設警備委託、パソコン借上料、そして、次のページの図書の購入費と、大多喜の冊子発行事業は「あてら」を年2回発行する経費でございます。

次の目4文化財保護費41万2,000円は、文化財審議会委員報酬や文化財に関係する補助金、負担金でございます。

次の目5視聴覚教育費29万7,000円は、いすみ市・夷隅郡視聴覚教材センターへの負担金でございます。

次の項5保健体育費、目1保健体育総務費1,944万円は、職員人件費や事務費、保健体育振興事業は、スポーツ推進委員報酬や、町体育協会補助金、郡体育協会への負担金などでございます。

次のページをお開きください。

次の目2体育施設費4,096万円は、海洋センター屋外施設の多目的広場、野球場、テニスコート、旧総元小と旧上瀑小の体育館の光熱水費や施設管理業務経費で、前年度比較2,636万1,000円の増額は、テニスコート人工芝の張りかえ工事費が主な内容でございます。次の海洋センター管理運営事業は、プール、体育館、武道場に係る維持管理経費でございます。

目3学校給食費1億574万7,000円は、職員人件費や、次のページの臨時職員の賃金や共済費、光熱水費や賄材料費、給食配送業務委託、ガス管敷設がえ工事などが主なものでございます。

次の款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費180万円及び目2河川災害復旧費130万円は、災害発生時の緊急復旧費として予算計上しているものでございます。

次のページをお開きください。

款11公債費、項1公債費の計は4億8,668万4,000円で、起債償還の元金及び利子でございます。

款12予備費、項1予備費は、前年度同額の500万円を計上させていただきました。

次の130ページから139ページまでの給与費明細書は説明を割愛させていただき、140ページ、141ページのほうをお開きいただきたいと思います。

この調書は継続費に関する調書で、事業名は次期介護保険事業計画等策定事業で、28年度の年割額は170万1,000円、29年度226万8,000円の計396万9,000円で、財源は一般財源でござ

います。

次のページをお開きください。

この調書は債務負担行為に関する調書で、限度額、前年度までの支出見込み額、当該年度以降の支出予定額、財源内訳を記載したものでございます。

次のページをお開きください。

この調書は地方債に関する調書で、区分ごとの年度末の現在高及び現在高の見込みに関するもので、平成29年度末現在高は44億6,940万7,000円の見込みでございます。

以上で、非常に簡単でございますが、平成29年度大多喜町一般会計予算の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

これで一般会計予算の説明が終わりました。

次に、日程第2、議案第26号 平成29年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、説明願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、また座ったまま説明させていただきます。

議案第26号の提案説明をさせていただきます。

予算書の147ページをお開きください。

平成29年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次に、事項別明細書によりご説明させていただきますので、154、155ページをお開きください。

2、歳入。

款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金7万6,000円を基金の利子として計上しました。

次のページをお開きください。

3、歳出。

款1鉄道経営対策事業費、項1鉄道経営対策事業費、目1事業費7万6,000円を計上しま

した。基金利子を基金に積み立てるものでございます。

以上で、議案第26号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでございました。

鉄道経営対策事業基金特別会計予算の説明が終わりました。

次に、日程第3、議案第27号 平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計予算について、説明を願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、座って説明させていただきます。

議案第27号についてご説明申し上げます。

予算書の159ページをお願いいたします。

平成29年度予算につきましては、加入者の減少、高齢化の進展、経済情勢の低迷や医療費の動向等を勘案し、編成をいたしました。歳入歳出の総額は15億3,769万4,000円となり、前年度と比較し4,344万8,000円の減でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億3,769万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

166、167ページをお願いいたします。

初めに歳入からご説明申し上げます。

款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税2億8,056万3,000円、目2 退職被保険者等国民健康保険税704万4,000円、合計で2億8,760万7,000円、平成28年度収納見込み等を考慮し、前年度比4,119万3,000円の減でございます。現年度課税分2億7,651万5,000円、滞納繰越分1,109万2,000円となり、内訳は右のページのとおりでございます。

款2 項1 目1 一部負担金につきましては、前年度と同額1,000円で存目程度でございます。

款3 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 督促手数料は、前年度と同額の5万5,000円で

ございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金 2 億5,000万1,000円は、医療に要する費用、後期高齢者支援金及び介護納付金等に対する国庫負担金でございます。

目2 高額医療費共同事業負担金1,164万2,000円は、高額医療費共同事業拠出金の4分の1を国が負担するものでございます。

目3 特定健康診査負担金140万円につきましては、特定健康診査費用に対する国の負担分でございます。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金7,746万7,000円は、国保財政の平準化を図るため国から交付されるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款5 項1 目1 療養給付費交付金3,561万4,000円でございますが、退職被保険者等の医療費に対する交付金で、被保険者数の減少等に伴い交付金の減少を見込むものでございます。

款6 項1 目1 前期高齢者交付金 2 億7,204万6,000円は、65歳から74歳の前期高齢者の給付実績及び被保険者数等に応じて交付されるものでございます。

款7 県支出金、項1 県負担金、目1 高額医療費共同事業負担金1,164万2,000円でございますが、高額医療費共同事業拠出金の4分の1を県が負担するもので、国庫負担金と同額を計上いたしました。

目2 特定健康診査負担金140万円は、特定健康診査費用に対する県負担分でございます。

項2 県補助金、目1 財政調整交付金5,000万円は、国保財政の平準化を図るため、県から交付されるものでございます。

款8 項1 目1 共同事業交付金 3 億9,735万5,000円でございますが、内訳といたしまして、右のページ、節1 高額医療費共同事業交付金は、レセプト1件当たり80万円以上、節2 保険財政共同安定化事業交付金は、80万円未満の医療費を対象とするもので、高額な医療費が発生した場合の負担軽減及び市町村間の医療費の平準化を図るものでございます。

款9 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金 1 億3,994万9,000円でございます。内訳といたしまして、右のページ、節1 保険基盤安定繰入金から節5 財政安定化支援事業繰入金は法定繰入金、節6 財政調整繰入金は前年度と比較し1,000万円減の2,500万円、節7 特定健康診査等事業費繰入金は、町単独の健診項目の費用相当の繰入金で、いずれも法定外でございます。

款10 繰越金、項1 繰越金、目1 療養給付費交付金繰越金1,000円、目2 その他繰越金100万

円とも、前年度同額でございます。

次のページをお願いいたします。

款11諸収入、項1延滞金及び過料、目1一般被保険者延滞金1万円、目2退職被保険者等延滞金1,000円につきましても、それぞれ前年度と同額でございます。

款11諸収入、項2雑入、目1延滞処分費から目5退職被保険者等返納金につきましては、それぞれ前年度と同額を計上いたしました。

目6雑入39万円は、特定健康診査徴収金等を見込むものでございます。

続きまして、歳出でございますけれども、172、173ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費3,368万5,000円の内容につきましては、右側説明欄記載のとおり、職員4名分の人件費及び事務費として、基幹系システム大量一括処理委託料、レセプト電算処理委託料、パソコン用ソフト修正委託料、また関係団体助成事業として県国保連合会負担金等でございます。

項2運営協議会費、目1運営協議会費6万3,000円は、国民健康保険運営協議会委員9名の報酬でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費7億1,824万9,000円、目2退職被保険者等療養給付費1,890万7,000円、目3一般被保険者療養費745万2,000円、目4退職被保険者等療養費27万5,000円でございます。医療費実績、被保険者数の推移等を考慮し、計上いたしました。

次のページをお願いいたします。

目5審査及び支払手数料162万7,000円は、レセプト審査手数料となり、手数料単価は前年度と同額でございます。

療養諸費の合計は7億4,651万円となり、前年度と比較し3,927万1,000円の減でございます。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費1億450万円、目2退職被保険者等高額療養費450万6,000円、目3一般被保険者高額介護合算療養費及び目4退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、前年度と同額5万円でございます。

高額療養費の合計では1億910万6,000円、前年度と比較し559万4,000円の減でございます。

項3移送費、目1一般被保険者移送費及び目2退職被保険者等移送費とも、前年度と同額の5万円でございます。

項4出産育児一時金、目1出産育児一時金420万3,000円は、1件42万円の10件分及び支払

い手数料3,000円でございます。

項5 葬祭費、目1 葬祭費125万円は、1件5万円の25件分でございます。

次のページをお願いいたします。

款3 項1 目1 後期高齢者支援金1億7,257万8,000円、目2 後期高齢者関係事務費拠出金1万2,000円、合計1億7,259万円は、後期高齢者の医療実績等に応じて、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

款4 項1 前期高齢者納付金等、目1 前期高齢者関係事務費拠出金19万9,000円は、65歳以上の医療費に対する事務費拠出金でございます。

款5 項1 目1 老人保健事務費拠出金1万円は、老人保健制度は廃止されておりますが、整理事務に要する拠出金でございます。

款6 項1 目1 介護納付金8,261万3,000円は、介護給付費の国保負担分でございます。

款7 項1 共同事業拠出金、目1 高額療養費共同事業拠出金4,656万9,000円は、レセプト1件当たり80万円以上の高額療養費に対する拠出金、目2 保険財政共同安定化事業拠出金3億1,943万7,000円は、レセプト1件当たり80万円未満の医療費に対する拠出金、目3 その他共同事業拠出金2,000円を含め、合計で3億6,600万8,000円でございます。

款8 項1 目1 保健事業費375万8,000円は、右のページ、説明欄記載の需用費はジェネリック医薬品啓蒙用消耗品、国保制度パンフレット、役務費はジェネリック差額通知、負担金補助及び交付金は、人間ドック経費補助金として75件分、315万円が主な内容でございます。

次のページをお願いいたします。

款8 保健事業費、項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費1,334万7,000円は、右のページ、説明欄記載の特定健康診査時の看護師賃金、報酬及び特定健康診査委託料並びに特定保健指導委託料等が主な経費でございます。

款9 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金でございますが、目1 一般被保険者保険税還付金120万円、目2 退職被保険者等保険税還付金5万円、目3 償還金として存目程度2,000円、合計125万2,000円、前年度と同額を計上いたしました。

款10 項1 目1 予備費300万円は、前年度と同額でございます。

以上で、平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計予算についてのご説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で、国民健康保険特別会計予算の説明が終わりました。

会議の途中でございますが、ここでしばらく休憩します。この間に昼食をお願いして、午後は１時から会議を再開します。

(午前 11時59分)

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長（野村賢一君） 日程第４、議案第28号 平成29年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算について、説明願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、座って説明をさせていただきます。

議案第28号についてご説明申し上げます。

予算書191ページをお開きいただきたいと思います。

本予算につきましては、医療保険者であります千葉県後期高齢者医療広域連合で賦課されます保険料等の数値をもとに予算編成をいたしました。

それでは、本文に入らせていただきます。

平成29年度大多喜町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億2,131万5,000円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明させていただきます。

198、199ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

款１ 後期高齢者医療保険料、項１ 後期高齢者医療保険料、目１ 特別徴収保険料5,695万4,000円は、年金からの特別徴収による現年度分保険料でございます。目２ 普通徴収保険料2,177万円は、現年度分及び滞納繰越分保険料でございます。合計で7,872万4,000円、前年度と比較し187万3,000円の増を計上いたしました。

款２ 使用料及び手数料、項１ 手数料、目１ 督促手数料２万円は、前年度と同額でございます。

す。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 事務費繰入金93万9,000円は事務費に係る繰入金、目 2 保険基盤安定繰入金4,121万2,000円は、保険料の軽減状況に応じて、県が4分の3、町が4分の1を負担する繰入金となります。合計で4,215万1,000円でございます。

款 4 項 1 目 1 繰越金10万円でございますが、前年度よりの繰越金でございます。

款 5 諸収入、項 1 償還金及び還付加算金は、目 1 保険料還付金31万9,000円、目 2 還付加算金、存目程度1,000円、合計で前年度同額の32万円でございます。

引き続き、歳出についてご説明申し上げます。次のページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費64万2,000円は、右側の説明欄記載の事務的な経費で、主なものは基幹系システム大量一括処理委託料でございます。

項 2 徴収費、目 1 徴収費31万8,000円は、説明欄記載の徴収事務費として需用費及び役務でございます。

款 2 項 1 目 1 後期高齢者医療広域連合納付金 1 億2,003万4,000円は、保険者から納付いただきました保険料と基盤安定繰入金を合わせて、広域連合に納付するものでございます。

款 3 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金32万円は、転出や所得更正等により保険料が減額となった方への還付金でございます。

項 2 繰出金、目 1 他会計繰出金1,000円は、存目程度を計上いたしました。

以上をもちまして、平成29年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

これで、後期高齢者医療特別会計予算の説明が終わりました。

次に、日程第 5、議案第29号 平成29年度大多喜町介護保険特別会計予算について、説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、座って説明をさせていただきます。

議案第29号 平成29年度大多喜町介護保険特別会計予算につきまして、提案の説明をさせていただきます。

予算書203ページをお開きください。

平成29年度予算につきましては、介護保険事業を円滑に推進するため、前年度の各種介護

サービスの利用実態と給付費の実績をもとに、歳入歳出予算の総額を前年度比0.4パーセント増の10億8,020万1,000円の予算額を計上し、予算編成を行いました。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第29号 平成29年度大多喜町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億8,020万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、210ページ、211ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者数3,727名を推計し、1億9,084万8,000円、前年度比1.4パーセント増を計上させていただきました。

款2分担金及び負担金、項1負担金、目1介護予防教室事業参加者負担金28万8,000円を計上させていただきました。

款3使用料及び手数料、項1手数料、目1事務手数料4万6,000円、目2督促手数料4万円をそれぞれ計上させていただきました。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、介護給付費等に係る国の法定負担分として1億7,143万8,000円を計上させていただきました。

項2国庫補助金につきましては、目1調整交付金に7,545万8,000円、目2地域支援事業交付金、包括的支援事業・任意事業分として776万7,000円、目3地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業分として333万8,000円を、それぞれ国の法定負担分として計上いたしました。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金2億7,967万2,000円、目2地域支援事業支援交付金467万4,000円を、法定負担分として計上いたしました。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費県負担金1億5,318万円を、介護給付費等

に係る県の法定負担分として計上いたしました。

項2 県補助金につきましては、地域支援事業交付金として包括的支援事業・任意事業に対し388万3,000円、次のページをお開きください。介護予防・日常生活支援総合事業に対し208万6,000円を、それぞれ県の法定負担分として計上させていただきました。

款7 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては、町の法定負担分として介護給付費を12.5パーセント、地域支援事業のうち包括的支援事業・任意事業分に19.75パーセント、介護予防・日常生活支援総合事業分として12.5パーセント、職員人件費、事務費及び低所得者保険料軽減の繰り入れとして、合わせて1億7,630万7,000円を計上させていただきました。

項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費の被保険者負担分の不足を補うための財源として繰り入れるもので、本年度1,085万5,000円を計上いたしました。

款8 繰越金でございますが、前年度からの繰越金として、前年度と同額の4,000円を計上させていただきました。

款9 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料でございますが、延滞金1,000円を存目程度に計上させていただきました。

項2 雑入でございますが、生活保護者の介護認定調査等手数料、介護予防支援、日常生活支援のケアプラン作成に係る介護報酬、運動教室等の参加者負担金であり、31万6,000円を計上いたしました。

以上が歳入でございます。

引き続き歳出の説明をさせていただきます。

214ページ、215ページをお開きください。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費でございますが、介護保険関係職員4名分の人件費と介護保険業務用の事務費で3,126万8,000円を計上いたしました。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費でございますが、介護保険料賦課徴収に係ります事務費で105万7,000円を計上いたしました。

項3 介護認定審査会費でございますが、目1 介護認定調査等費、介護認定に係る調査員賃金及び医師意見書作成手数料などで555万1,000円、目2 介護認定審査会共同設置負担金335万6,000円、合計で890万7,000円を計上いたしました。

項4 運営協議会費でございますが、介護保険運営協議会委員12名分の報酬で、29年度は第

7期介護保険事業計画の策定年度となることから、回数を3回見込み、12万6,000円を計上させていただきました。

216ページ、217ページをお開きください。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費でございますが、要介護1から5の認定を受けた方の在宅介護、地域密着型介護、施設介護、福祉用具購入、住宅改修、居宅介護サービス計画等の給付費で9億747万6,000円を計上いたしました。

項2介護予防サービス等諸費でございますが、要支援1、2の認定を受けた方への在宅介護、地域密着型介護、福祉用具購入、住宅改修、居宅介護サービス計画等の給付費で1,820万4,000円を計上いたしました。

項3その他諸費でございますが、介護給付に係る審査支払手数料として66万円を計上いたしました。

218ページ、219ページをお開きください。

項4高額介護サービス等費、利用者負担の上限額を超えた場合に支給するもので、高額介護サービス費2,176万8,000円、高額介護予防サービス費を前年度と同額の6万円、合計で2,182万8,000円を計上いたしました。

項5高額医療合算介護サービス等費につきましては、医療費と介護給付費の自己負担額の合算が年間の限度額を超えた場合にそれぞれの会計から支給されるもので、高額医療合算介護サービス費と介護予防サービス費について、前年度と比較して8万6,000円減の213万円を計上させていただきました。

項6特定入所者介護サービス等費でございますが、低所得者の施設入所に係る食費、居住費の自己負担の軽減に伴う補助及び交付金で、特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費について4,853万4,000円を計上いたしました。

款3地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1総合事業費精算金でございますが、住所地特例者が総合事業の提供を受けたときの精算金として、前年度と同額の10万円を計上いたしました。

項2包括的支援事業・任意事業費、目1任意事業費でございますが、不必要なサービスが提供されていないか検証する介護給付費等費用適正化事業、寝たきり高齢者へのおむつの支給及び成年後見人制度の利用者支援で242万6,000円を計上いたしました。

220ページ、221ページをお開きください。

目2包括的支援事業費でございますが、地域包括支援センター職員3名分の人件費、事務

費等で1,993万4,000円を計上いたしました。

目3 認知症総合支援事業費でございますが、認知症初期集中支援チーム医師相談業務委託料として2万2,000円を計上いたしました。

項3 介護予防・日常生活支援サービス事業費につきましては、要支援者等の介護予防訪問介護、介護予防通所介護の経費として1,289万4,000円を計上いたしました。

項4 その他諸費につきましては、介護予防訪問介護、介護予防通所介護に係る審査手数料として2万4,000円を計上いたしました。

項5 一般介護予防費、目1 一般介護予防事業費につきましては、介護予防活動の普及啓発を行う事業として210万3,000円を、222ページ、223ページをお開きください。地域における住民主体の介護予防活動の育成、支援を行う事業として176万7,000円、地域における介護予防の取り組み機能を強化するため、住民主体の介護予防活動へのリハビリテーション専門職の職員を派遣する事業として33万6,000円を、合計といたしまして420万6,000円を計上いたしました。

款4 基金積立金でございますが、介護給付費準備基金への積立金で2,000円を計上させていただきます。

款5 諸支出金につきましては、国・県支出金等の精算に伴う返還金として30万3,000円を計上させていただきました。

款6 予備費につきましては、前年度と同額の10万円を計上させていただきました。

以上が歳出でございます。

平成29年度大多喜町介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

介護保険特別会計予算の説明が終わりました。

次に、日程第6、議案第30号 平成29年度大多喜町水道事業会計予算について、説明願います。

環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 議案第30号 平成29年度大多喜町水道事業会計予算について、説明をさせていただきます。

説明の前に、予算書内の数値の訂正をお願いしたいと思います。

別冊の水道事業会計予算書の10ページ、給与費明細書のところですけれども、1の総括の

表の区分の一番下の比較のところでは、損益勘定支弁職員の職員数のところに数字が1と入っていますが、これを消していただいて、その下の資本勘定支弁職員のところに1を入れて入れていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、座って説明させていただきます。

平成29年度大多喜町水道事業会計予算。

第1条、平成29年度大多喜町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、給水戸数3,880戸。第2号、年間総給水量101万8,000立方メートル。第3号、1日平均給水量2,789立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益4億8,980万円。第1項営業収益3億562万6,000円。第2項営業外収益1億8,417万4,000円。

支出、第1款水道事業費用4億7,822万2,000円。第1項営業費用4億4,618万2,000円。第2項営業外費用3,164万円。第3項予備費40万円。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,232万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額850万7,000円、過年度分損益勘定留保資金9,669万4,000円及び当年度分損益勘定留保資金712万7,000円で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入1億903万1,000円。第1項負担金702万円。第2項企業債1億200万円。第3項固定資産売却代金1万1,000円。

次のページになります。

支出、第1款資本的支出2億2,135万9,000円。第1項建設改良費1億3,511万円。第2項企業債償還金8,624万9,000円。

第5条、継続費の総額及び年割額は次のとおりと定める。

第1款資本的支出、第1項建設改良費。事業名、面白浄水場更新事業。総額9億4,332万7,000円。年割額は、平成29年度が4,719万6,000円、平成30年度4億8,669万2,000円、平成31年度4億943万9,000円。

第6条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

設定事項は水道料金システム賃借料、期間は平成29年度から平成34年度までの5年間、限度額は1,170万3,000円です。

第7条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管布設事業、これは石神地先配水管布設工事を予定しております。限度額は5,700万円。次に面白浄水場更新事業、限度額は4,500万円。両事業とも起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりとなっております。

第8条、一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

第9条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、第1項営業費用、第2項営業外費用との相互間においての流用。

第10条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費5,619万1,000円。

第11条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,000万円である。

第12条、たな卸資産の購入限度額は、284万5,000円と定める。

次に、9ページの平成29年度大多喜町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書になります。

この予定キャッシュ・フロー計算書は、平成29年度会計期間の現金預金の流れを事業活動別に記載したものです。

平成29年度中の資金の増減額は、848万円のマイナスとなり、資金の期末残高は1億9,947万2,000円となります。

次のページになります。

職員給与費明細書です。本年度は、前年度に比べ資本勘定職員が1名増員となっております。給料で241万6,000円、手当で127万6,000円、法定福利費で101万8,000円とそれぞれ増加し、主な増加要因は、いずれも職員1名増員に伴うものです。

次に、19ページをお開きください。

平成28年度大多喜町水道事業予定損益計算書（前年度分）は、平成28年度の大多喜町水道事業の諸活動の経営成績の見込みをあらわしたものです。営業収支では1億4,321万2,000円の営業損失となり、営業外収支では1億4,855万9,000円の営業外利益となります。これにより、経常損益では534万7,000円の経常利益が生じ、この534万7,000円が平成28年度の純利益となる見込みです。

次に、20ページ、21ページになります。

平成28年度大多喜町水道事業予定貸借対照表（前年度分）、さらに次の22ページ、23ペー

ジの平成29年度大多喜町水道事業予定貸借対照表（本年度分）につきましては、それぞれの年度末現在の財政状態をあらわした表となっております。

次に、24ページ、25ページ、これは注記として重要な会計方針についての記載となっております。

次に、26、27ページをお開きください。

平成29年度大多喜町水道事業会計予算積算基礎資料について説明します。

初めに、収益的収入及び支出の収入ですが、款 1 水道事業収益、項 1 営業収益、目 1 給水収益の予定額 3 億454万5,000円は、前年度比977万5,000円の減となり、有収水量101万8,000立方メートルに対する水道料金収入となります。

目 2 その他営業収益の予定額108万1,000円は、前年度比26万9,000円の増となります。主な内訳は、資材等の売却による材料売却収益47万5,000円、設計審査、工事検査等の手数料45万4,000円、資材等の売却、配水管修繕工事代、水道料金督促料等の雑収益15万2,000円となります。

項 2 営業外収益、目 1 受取利息及び配当金の予定額46万3,000円は、前年度比21万2,000円の減となっております。

目 2 他会計補助金の予定額7,000万円は、前年度比300万円の減となります。一般会計からの高料金対策補助金です。

目 3 県補助金の予定額6,600万円は、前年度比300万円の減となり、水道総合対策補助金となります。

目 4 長期前受金戻入の4,603万7,000円は、前年度比749万9,000円の増となります。

目 5 雑収益の予定額47万2,000円は、前年度比 1 万3,000円の増となります。

目 6 消費税還付金の予定額120万2,000円は、消費税計算見込みにより、還付金を予定しています。

次のページをお開きください。

支出、款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 原水及び浄水費の予定額 2 億2,118万4,000円は、前年度比20万円の増となります。主な経費は、職員 1 名分の人件費692万9,000円、浄水場管理臨時職員の賃金1,001万5,000円、水質検査、浄水場警備、汚泥処理等の委託料で988万3,000円、浄水場の電気料の動力費610万8,000円、南房総広域水道企業団からの受水費 1 億7,983万8,000円です。

目 2 配水及び給水費の予定額3,131万9,000円は、前年度比177万5,000円の増となります。

主な経費は、職員1名分の人件費848万6,000円、次のページをごらんください。給配水施設の修繕費972万円、舗装本復旧費及び舗装仮復旧費、常温合剤費の路面復旧費として452万円、加圧ポンプ所電気料の動力費505万2,000円、施設補修用の材料費117万4,000円です。

目3総係費の予定額4,550万8,000円は、前年度比185万8,000円の減となります。主な経費は、職員4名分の人件費2,994万6,000円、検針業務、地図情報、水道料金、会計等のシステム保守に係る委託料636万3,000円、水道料金及び会計システム等の賃借料353万6,000円です。

次のページをお開きください。

水道料金等の貸倒引当金として計上するための貸倒引当金繰入額158万8,000円です。

目4減価償却費の予定額1億3,047万円は、前年度比321万5,000円の減となります。

目5資産減耗費の予定額1,733万4,000円は、前年度比599万4,000円の減となります。主な経費は、構築物、機械及び装置の固定資産除却費となります。

目6その他営業費用の予定額36万7,000円は、前年度同額となり、資材等の材料売却原価となります。

項2営業外費用、目1支払利息の予定額2,914万7,000円は、前年度比210万円の減となり、企業債59件分の支払い利息です。

目2雑支出の予定額249万3,000円は、前年度比6万5,000円の減となり、特定収入仮払消費税等となっております。

項3予備費、目1予備費の予定額40万円は、前年度同額です。

次のページをお開きください。

資本的収入及び支出。収入、款1資本的収入、項1負担金、目1加入負担金の予定額702万円は、前年度比494万6,000円の増となります。

項2企業債、目1企業債の予定額1億200万円は、前年度比5,000万円の増となり、配水管布設事業及び面白浄水場更新事業への充当となります。

項3固定資産売却代金、目1固定資産売却代金の予定額1万1,000円は、前年度同額となります。

次のページをお開きください。

支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目1取水施設費の予定額108万円は、前年度同額です。

目2浄水施設費の予定額108万円についても、前年度同額です。

目3配水施設費の予定額3,855万2,000円は、前年度比2,005万2,000円の減となります。主

なものといたしまして、職員 2 名分の人件費1,080万5,000円、用地測量業務等の委託料で219万1,000円、舗装本復旧工事及び配水管布設がえ工事等の工事請負費で2,350万1,000円です。

目 4 固定資産取得費の予定額410万2,000円は、前年度比178万5,000円の減となります。内容につきましては、浄水場用取水ポンプ購入のための機械購入費107万9,000円、水道メーターの新規設置や検定期間満了に伴う取りかえのための量水器費302万3,000円です。

目 5 施設拡張費4,310万円は、前年度比496万円の減となります。内容につきましては、石神地先配水管布設工事に伴う工事請負費3,446万8,000円、同工事用の材料費として863万2,000円となります。

目 6 面白浄水場更新費4,719万6,000円は、面白浄水場更新事業に伴う造成工事及び場内整備工事等の工事請負費です。

項 2 企業債償還金、目 1 企業債償還金の予定額8,624万9,000円は、前年度比141万円の増となり、企業債54件分の償還元金となります。

以上で、平成29年度大多喜町水道事業会計予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

以上で、水道事業会計予算の説明が終わりました。

次に、日程第 7、議案第31号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算について、説明願います。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（君塚道朋君） 議案第31号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算について、説明させていただきます。

説明の前に予算書の一部の訂正をお願いいたします。予算書の 5 ページをお開きください。表題の平成28年を平成29年に訂正くださるようお願いいたします。申しわけございませんでした。

それでは、座って説明させていただきます。

予算書の 1 ページをお開きください。

総則。第 1 条、平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、利用定員、施設介護サービス80人、居宅介護サービス4人。

第2号、年間利用予定者数、施設介護サービス2万7,000人、居宅介護サービス1,700人。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収入、第1款特別養護老人ホーム事業収益2億8,650万2,000円。第1項営業収益2億7,586万3,000円。第2項営業外収益1,063万9,000円。

支出、第1款特別養護老人ホーム事業費用2億8,573万8,000円。第1項営業費用2億8,473万7,000円。第2項営業外費用1,000円。第3項予備費100万円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出に対して不足する額585万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。

支出、第1款資本的支出585万3,000円。第1項建設改良費585万3,000円。

2ページをごらんください。

一時借入金。第5条、一時借入金の限度額は、1,200万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、第1項営業費用、第2項営業外費用との相互。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費2億862万9,000円でございます。

続きまして、9ページは平成29年度予定キャッシュ・フロー計算書でございます。10ページから17ページにかけましては給与費明細書でございます。19ページは平成28年度予定損益計算書でございます。20、21ページにかけましては平成28年度予定貸借対照表でございます。22、23ページにかけましては平成29年度予定貸借対照表でございます。25ページは注記でございます。これらにつきましては記載のとおりですので、説明につきましては割愛をさせていただきます。

続きまして、予算の明細につきまして、特別養護老人ホーム事業会計予算積算基礎資料により説明をさせていただきます。

26、27ページをごらんください。

初めに、収入について説明いたします。

第1款第1項第1目介護報酬収益の予定額2億2,254万2,000円は、前年度比432万2,000円の減となります。長期の施設利用者2万7,000人と短期の施設利用者1,750人分の介護報酬となります。

第2目介護負担金収益の予定額5,332万1,000円は、前年度比170万7,000円の減となります。施設利用に伴う入所者の負担金となります。

第2項営業外収益の予定額1,063万9,000円は、前年度比16万7,000円の減となります。内訳は、預金利息が11万2,000円、一般寄附金が1,000円、長期前受金戻入が944万9,000円、雑収益が107万7,000円となります。

次のページをごらんください。

支出、第1款第1項第1目総務管理費の予定額1億6,350万6,000円は、前年度比564万円の減となります。主なものといたしまして、職員26名分の給与費7,927万1,000円、手当2,973万4,000円、法定福利費3,677万6,000円です。人事異動による給与費の減が主な減少の理由です。

次のページをごらんください。

第2目施設管理費の予定額2,512万2,000円、前年度比55万2,000円の減となります。主なものといたしまして、備品消耗品費590万円、委託料369万2,000円、光熱水費972万円です。給湯ボイラーの燃料費の単価の減が主な減少の理由でございます。

次に、第3目居宅介護事業費の予定額293万6,000円、前年度比4,000円の増となります。主なものといたしまして、臨時職員1名分の法定福利費40万円、賃金243万6,000円です。

次に、第4目施設介護事業費の予定額7,474万1,000円、前年度比90万円の減となります。主なものとして、臨時職員25名分の法定福利費639万8,000円、賃金4,096万2,000円。次のページをごらんください。賄材料費は2,000万円です。派遣看護師の委託料、賄材料費の減が主な減少の理由です。

次に、第5目減価償却費の予定額1,842万2,000円、前年度比58万2,000円の増となります。

次に、第6目資産減耗費の予定額1万円は、前年度同額です。

次に、第2項第1目雑支出の予定額1,000円は、前年度同額です。

次に、第3項第1目予備費の予定額100万円は、前年度同額です。

次のページをごらんください。

第1款第1項第1目第1節工事請負費の予定額467万8,000円、前年度比367万8,000円の増となります。主なものといたしまして、電気設備工事62万3,000円、浄化槽修繕工事206万

1,000円、乾燥機の設置工事99万4,000円です。

次に、第2節備品購入費の予定額117万5,000円、前年度比168万円の減となります。主なものといたしまして、ギャッチベッド1台15万円、居室エアコン1台27万円、車椅子3台25万5,000円です。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

これで、特別養護老人ホーム事業会計予算の説明が終わりました。

以上で、一括議題とした議案第25号から議案第31号までの平成29年度大多喜町一般会計予算及び各特別会計予算、それに各事業会計予算の提案説明を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

なお、既に通知したとおり、新年度予算案の細部説明及び議案調査のため、明日7日及び9日の午前9時から、合同での常任委員会協議会が役場第1・第2会議室で開催されますので、よろしくお願いします。

3月7日は福祉経済常任委員会が所管する事務について、また、3月9日は総務文教常任委員会が所管する事務となります。

また、最終日である3月16日は午前10時から本会議を開きますので、ご参集願います。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） これをもちまして本日の会議を閉じます。散会とします。

長時間にわたりご苦労さまでございました。

（午後 1時50分）

第 1 回大多喜町議会定例会 3 月会議

(第 4 号)

平成29年第1回大多喜町議会定例会3月会議会議録

平成29年3月16日(木)

午前10時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野 中 眞 弓 君	2番	志 関 武良夫 君
3番	渡 辺 善 男 君	4番	根 本 年 生 君
5番	吉 野 僖 一 君	6番	麻 生 剛 君
7番	渡 邊 泰 宣 君	8番	麻 生 勇 君
9番	吉 野 一 男 君	10番	末 吉 昭 男 君
11番	山 田 久 子 君	12番	野 村 賢 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯 島 勝 美 君	副 町 長	鈴 木 朋 美 君
教 育 長	石 井 信 代 君	代表監査委員	滝 口 延 康 君
総 務 課 長	加曾利 英 男 君	企画財政課長	西 郡 栄 一 君
税務住民課長	市 原 和 男 君	健康福祉課長	永 嶋 耕 一 君
子育て支援課長	山 岸 勝 君	建 設 課 長	野 村 一 夫 君
産業振興課長	吉 野 敏 洋 君	環境水道課長	米 本 和 弘 君
特別養護老人ホーム所長	君 塚 道 朋 君	会 計 室 長	三 上 清 作 君
教 育 課 長	野 口 彰 君	生涯学習課長	古 茶 義 明 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 渡 辺 八寿雄 書 記 金 杉 孝 枝

議事日程（第４号）

- 日程第 1 議案第 25 号 平成 29 年度大多喜町一般会計予算（質疑～採決）
- 日程第 2 議案第 26 号 平成 29 年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 3 議案第 27 号 平成 29 年度大多喜町国民健康保険特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 4 議案第 28 号 平成 29 年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 5 議案第 29 号 平成 29 年度大多喜町介護保険特別会計予算（質疑～採決）
- 日程第 6 議案第 30 号 平成 29 年度大多喜町水道事業会計予算（質疑～採決）
- 日程第 7 議案第 31 号 平成 29 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算（質疑～採決）
- 追加日程第 1 発議第 1 号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、おはようございます。大変ご苦労さまでございます。

町長初め、執行部職員の皆さん、そして議員各位には、第1回議会定例会3月会議にご出席いただきまして、ご苦労さまでございます。

本日は3月会議の最終日となりますので、よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

平成29年第1回議会定例会3月会議の最終日に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議長を初め議員各位には、年度末の大変お忙しいところ、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

行政報告につきましては、3月会議初日以降のものでございますので、お手元に配付をした報告書でご了承いただきたいと思います。

さて、本日の会議は、平成29年度当初予算に係る質疑と採決となっておりますが、先般の議会初日で予算編成方針をお話をさせていただき、また、先週の常任委員会協議会において、関係各課から各種事業の詳細な説明をさせていただいたところでございます。

限られた予算の中で、第3次総合計画や過疎地域自立促進計画などの着実な推進を図るため、主要幹線町道等の改良、深刻化している有害鳥獣対策に加え、高速バスを生かした首都圏への通勤・通学による定住化の促進、子ども医療費の助成、さらには中学生への給食費の補助など、人口減少社会に対応していくための諸施策等を盛り込んだ予算とさせていただいたものでございます。

このようなことから、議員各位におかれましては、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に諸般の報告であります。3月6日開催の本会議以降の議会の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承いただきたいと思います。

なお、会議資料の訂正をしたい旨の申し入れがありました。これを許可しました。

会議資料の訂正をお願いします。

環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） それでは、水道事業会計予算書の訂正をお願いしたいと思います。

お手元に正誤表を配付させていただきましたが、予算書2ページの中段、第6条の債務負担行為の期間及び限度額についてです。期間の設定を平成29年度を平成30年度に、現年度の限度額の1,170万3,000円を1,092万3,000円に訂正をお願いしたいものです。

この訂正理由につきましては、債務負担行為は本来、当年度以降に発生する債務の負担について記載すべきところを、当年度分を含めて記載してしまったため、訂正をお願いするものです。

なお、限度額につきましては、訂正前の1,170万3,000円から当年度予算に計上されております78万円を控除した金額1,092万3,000円というふうになっておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議事日程の報告

○議長（野村賢一君） これより日程に入ります。

本日の会議は、会議初日に配付いたしました議事日程第4号により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第1、議案第25号から日程第7、議案第31号までの平成29年度大多喜町一般会計予算、各特別会計予算及び各事業会計予算については、既に一括議題とし、提案理由の説明が終わっております。

3月6日の会議に引き続き、これより各会計ごとに質疑、討論、採決を行います。

議員各位には、既にご承知のとおり、事前に配付されている予算に係る予算説明資料など

は予算審議を円滑に進めるための参考資料ですので、質疑に当たっては、できるだけ平成29年度の各歳入歳出予算書の内容から質疑されますようお願いいたします。また、質疑に当たっては、歳入については全般にわたって行います。また、歳出については款ごとに行います。

なお、質疑の際は予算書のページを必ず示していただくとともに、質疑に当たっては、議題外にわたり、またその範囲を超えることのないようご留意願います。また、質疑については1項目ずつ質疑されるようお願いします。

それではこれより質疑に入ります。

歳入については全般です。

歳出の質疑については、初めに款1議会費、款2総務費の質疑からお願いします。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 10ページの町税の欄ですけれども、個人町民税が前年度比で323万1,000円減、法人町民税が508万2,000円増の内容となっております。このことから推察される町内の経済の傾向、どんなふうに推察されているのか伺いたいです。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、お答えをさせていただきます。

初めに、個人住民税の減少323万1,000円でございますけれども、平成28年度当初予算と比較いたしましたして、納税義務者の減少約20名を見込んでおります。均等割につきましては2万6,000円の減、所得割は前年度比1パーセント減を見込みまして320万5,000円、合計で323万1,000円減というふうなことで予算を計上させていただきました。

次に、法人町民税の増でございますけれども、前年度、平成28年度当初予算につきましては、景気の低迷等を考慮しまして、前年度比の19パーセント減の予算を組ませていただきました。そして平成28年度、今年度の収納状況を見ますと、見込んだほど税収の落ち込みがなく、前年度を上回る実績が見込まれるというふうなことで、それらを考慮いたしまして、29年度予算につきましては508万2,000円の増額を計上させていただきました。

あと、経済状況ということでございますけれども、税務住民課から毎年行っております所得税あるいは住民税の申告状況からお答えをさせていただきたいと思います。

平成28年中の状況につきましては、現在取りまとめ中でございますので、27年度の状況を申し上げますと、まず給与収入につきましては、平均で283万3,000円となります。前年度と

比較しますと0.2パーセント減少しております。年金収入では平均114万1,000円で、前年度と比べ1.5パーセントの増でございます。また、営業では平均120万2,000円で前年度比0.8パーセント増、農業等では、平均赤字となっておりますけれども、赤字の額は改善されているというふうな状況が見られます。合計の平均所得を見ますと194万8,000円となります。前年と比較しますと2.3パーセントの増加ということでございます。所得状況を見ますと、景気は緩やかに回復傾向にあるように感じております。

以上です。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） やはり町税ですけども、非課税者数というのはどのくらいいらっしゃるんですか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 非課税者数ということで、非常に捉え方が難しい部分もあるんですけども、申告された総数から住民税を課税されている数を引いた残りを非課税というふうなくくりでご説明させていただければと思います。

28年度の申告状況で申告された方、中には学生さんあるいは扶養になっている方等も申告義務がありますので、それらの数も含んでおります。申告総数が8,487人です。そのうち住民税を課税されている方が4,543名です。差し引き、残り3,944人の方が非課税、税金等課税されていない方というふうなことになるかと思います。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） その非課税の方の増減というのはわかりますか。増加傾向にあるとか、減少傾向にあるとか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） では、27年度の数字をまず申し上げますと、申告された方が8,526名、納税義務者が4,505名、差し引きの数はちょっと計算してありませんけれども、その前年が申告者数が8,630名、納税義務者につきましては4,601名です。若干、非課税者というのは、この数字だけ見るとふえているのかなというふうな傾向が見られます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 45ページ、中段のいすみ鉄道利用増大対策事業補助金362万円。いすみ鉄道は大多喜町にとって大変重要なものであると認識しています。各種補助金とか、いろ

いろな資金の手当てをしているのは大いに結構だと思います。しかし、補助金をつけても、それがどのような形で効果があるのか、果たしてこれでいいのかという検証を常にしていかなければいけないと思っています。

大体毎年このような形でつけていると思いますけれども、最近私ちょっと気になるのが、いすみ鉄道の社長さんが、前は見かけることがあって私も話をすることがあったんだけど、最近はほとんど見かけることがない。やっぱりこの補助金を有効に使ってもらうためには、いすみ鉄道さんとの緊密な連携がないといけないんじゃないかと思っています。果たして、最近いすみ鉄道の社長が見えないというのはよくわからないけれども、そういった状況でこの補助金が適正に施行されて効果のあるものになるのか、大いに疑問に思っております。この辺はいすみ鉄道とうまく連携が、特に社長との連携がうまくできているのかどうか、お伺いしたい。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この補助金につきましては、町内の保育園だとか小中学生がいすみ鉄道を利用したときの補助金と、それと、いすみ鉄道が実施するイベント列車の事業ということで、補助金を出させていただいております。

今ご質問の、社長さんとの関係というご質問ですけれども、この辺は社長さんとのというよりも、いすみ鉄道全体のものに対する、その活性化に対する補助金だということで、事務方では十分協議した上で支出しているということでございます。その辺のつながりについてということで、もっと密接にという、社長さんが余りいらっしゃらないという事実もございますし、ただ、経営自体は社長さん一人で全部をやっているわけではないということでございます。したがって、事務方のほうでは十分協議しながら、一番効率のいい補助内容に検討しているということで、支出しているところでございます。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 当然、一般の場合、事務方同士で話をして、基本的なことは合意して、最後は当然いすみ鉄道の社長さんなりと直接会って、こういったことでやるよということを知ったもとにやっていくべきなんだろうと思っています。その辺で、いすみ鉄道の社長さんとの連携がちょっとうまくいっていないような気がしてならないので、そうすると、こういったいろんな補助金をつけていますけれども、それが果たしてうまく機能して効果のあるものになるのかということが、非常に疑問に思っています。

それで、レストラン車とか観光客のものとかつけていますけれども、これをもっとうまく

やるともっといろんな、いすみ鉄道だけじゃなくて、町内の観光業とか商業とか、いろんな面で波及していくような気がしてならないんですけれども、その辺はどうですかね。十分にいすみ鉄道との協議はできていると、十分これで効果があって、もっとさらに発展的に、今のいすみ鉄道のレストラン列車で多くのお客が来ているけれども、その方々が町内に流れてきて、波及効果というのが何か余り見えてこないような気がしてならないんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） いすみ鉄道の利用者に対する波及効果ということで、うちのほうからもいろいろと提案したものとございます。ただ、一番いすみ鉄道で使い勝手のいい補助金にしてもらいたいんだという意向で、今現在も補助を続けているところでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 45ページ、ふるさと納税事業、ふるさと納税の寄附金額の減少が見込まれておりますけれども、ここの部分を、寄附をしてくださった方への返礼率を下げて、手元に残るお金をふやすというようなことも考えられるのではないかなと思うんですけれども、この辺の町の考え方はいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ふるさと納税につきましては、いろんなやり方があるんですけれども、当初私も、感謝券という形で発行しまして、全国でも珍しい、返礼率をちょっと高くして、それで大変脚光を浴びてきたんですけれども、それは総務省等の指導によりまして、そこは我々も自粛しまして廃止したところでございます。

それで、今、全体的には返礼率は下げておりますけれども、返礼率とふるさと納税をしていただく方の状況を見ますと、下げれば当然少なくなります。ですから、これは予算としては確かに減らしてはおりますけれども、今新たなものをいろいろつくりながらやりますけれども、あくまでも総務省の一つのラインに沿った形でなければいけないと思います。

そういうことで、勝浦市もそういうことでやめましたけれども、こういったことも恐らく、この4月には総務省も一つの方向性を出すと思うんですね。ですから、それに沿った形で我々も進めていければと思います。

やはり全国のふるさと納税につきましては競争に入っているところもありまして、確かにやっていただいた者が得しているというところも事実あります。そういうことで、本町も財

源が少ないものですから、できれば指導の中で適正な形でできるようにやっていきたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 今、町長のほうから、返礼品についてはこれからも考えていくというお答えをいただいたんですけれども、その中でもっと、農産物をふやしてほしいというお声があるんですけれども、この辺は、今後の予定というのはどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これも毎月ふるさと納税会議をやっております。その中で、町で一番中心として考えているのはまず品質なんですね。ですから、1人の方が品質を、信用を損なうと全体に波及しますので、品質管理というのを徹底してやっております。そういうことで、扱うところは観光協会、たけゆらの里、それからいすみ鉄道と、この3者をお願いしているわけですね。その中で特に農産物については、たけゆらの里に担当してもらっているわけです。

いろいろプランもいただいているんですが、上げてもらいたいということで、いろいろたけゆらでも考えておりますけれども、なかなか難しい面もありまして、できるだけふやしてはいきたいと思っています。ただ、やはり食べるものについては、賞味期限とかいろいろありますので、そういったことも含めて、食品についてはかなり気を使っているところでございますが、何とかふやせるように努力したいと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございますか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 次、47ページ、地域おこし協力隊事業でございますけれども、来年度予定されている方の仕事の内容は、まだ決まっていないということで伺ったんですけれども、よくマタギという言葉がございますけれども、いわゆる猪などの大型獣の猟をする猟師の方ですね、こういう方を募集して、地域おこし協力隊の補助金が出ているうちに知識や技術を身につけていただいて、マタギの仕事と、それだけでは生活は難しいと思いますので、プラスアルファの仕事をしていただくということで、地域の有害鳥獣の問題の解決と、また定住ということにもつながっていくのではないかなと思うんですけれども、そういう方を募集してみるというようなお考えというのは、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これについては、まだ具体的に、これに限るというふうに決めているわけではございません。この前もお話しさせていただいたと思いますけれども、やはり農業に関係するもの、あるいは観光に関係するものですね。そういったものが比較的定住しやすいというか、生計も立てやすいというような形になろうかと思しますので、そういう分野で協力隊員を募集していけるような形にしていければというふうにならうかというところでございます。

○議長（野村賢一君） ほかに質疑ございませんか。

6 番 麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） それでは、ページ数でいきますと101ページになりますか……

○議長（野村賢一君） 麻生議員さん、これは款ごとにやっていますので、そのときに質問していただければと思います。今は款2までです。

○6 番（麻生 剛君） 57ページまででやるということですね。わかりました。失礼いたしました。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

3 番 渡辺善男君。

○3 番（渡辺善男君） 資料5ページ、総括表で質問させていただきますけれども、町長の予算編成方針でも話をいただきました。歳入の内訳で自主財源、それから役所で言うと依存財源と表現するのもわかりませんが、ざっと計算してみますと、平成29年度予算、自主財源40パーセントになっていると思いますけれども、この40パーセントというのが、地方公共団体というか、何かの基準があって、どうしても40パーセント近辺を目標にしているのか。また、予算全体、総額によっても自主財源率というのは変わってくると思うんですが、非常に飯島町政は堅実なことを歳入の面から見ると感じられるんですが、その辺の兼ね合いですね、私どもも共通の認識として捉えておきたいので、その辺を説明していただけたらというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この資料のほうの関係では、自主財源ということで、29年度40パーセントということで、議員さんのおっしゃるとおりでございます。

この割合ですけれども、本来であれば100が理想でございます。したがって、自分のところで全部できるというような形であれば、それはもう、自分のところで全てできるわけですから、国・県に頼らなくても収入が得られるというような形でございます。

ただ、大多喜町の場合は財政力が大体0.43ぐらいの基準でございます。ですから、大体4割程度のということで、しかも当初予算ですと、決算額と違いまして若干マイナスになってしまうことが想定されますので、その辺では大体、大多喜町の場合は40パーセント程度ではないかなというふうには考えております。

これからのものとしたしまして、今回10パーセント程度減少しているというのは、やはり寄附金の関係が物すごくウェートを占めているところなんですけれども、やはり自主財源を少しでもふやしていくというような観点から、いろいろな政策を考えながらいきたいということで、毎年毎年少しずつ自主財源がふやしていけるような政策も組み入れていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（野村賢一君） 3番渡辺善男君。

○3番（渡辺善男君） どうしても歳出面に目がいってしまうというのはあると思いますけれども、まれですが、他市町村にも、入らないものは出せないというのが原理原則でございますので、今後も、ただいま企画財政課長からも詳しい説明がございましたけれども、その辺のところは十分に留意していただきたいというふうに考えます。答弁は要りません。

以上です。

○議長（野村賢一君） なるべく答弁なしというのはやめたほうが。

ほかにございませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 47ページ、公共交通政策事業で賃金というのが出ていると思うんですけれども、この賃金というのはどなたに支払うものなのか、また働き方と業務内容はどのような形になるのか、お伺いします。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この賃金につきましては、町のほうで昨年度からシティセールスというような形で、職員を東京のほうのいろいろな場所に出張させて大多喜町のPRを行っております。そのときに、職員が行っただけでは、なかなかどこに行ってもいいかわからないというようなことで、東京都内に出張した際に都内のいろいろなところを案内していただく、その同行していただける方の臨時職員ということで、賃金を計上しております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 行っただけではわからないというのは、どこどこに行くという目的を持って行っているということではないということなんですか。それとも、この方が紹

介先のようなものを持って連れていってくださるということなのか、その辺をお伺いします。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ある程度、区役所とかそういうところであれば、当然のように場所もわかっていますし、担当者のところに会いに行くというようなことでよろしいかと思うんですけれども、いろいろな商店街とかそういうところに行く場合に、やはり誰か紹介してくれる人がいないとなかなかそこには行けないということで、観光協会もございますし、商工会関係もございますし、またあるいは企業というような観点からもございます。そういったところを計画的に伺うと。そのときにいろいろと一緒にやってその段取りをしていただけるということで、雇用しているものでございます。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） この方がどういう方で、どういうお力があるというか、人脈がある方なのかよくわからないんですけれども、ちょっと考えますと、例えば今、企業でセールスマンの方が出かけるとなりますと、スマホがあつたりいろいろなものがあつて、そういったものを駆使しながら行くというのが基本かなと思います。

もし、この方が向こうで紹介もしてくださるような人脈を持っていて、その方が動いてくださって、シティセールスができるということであるならば、そういう方にこの仕事をお願いしてしまつて、わざわざこちらから職員を送らなくてもいいのではないかなと、このようにも思うんですね。

やはり高速バスの運行に、黒字化に向けていろいろとやっていただいているとは思いますが、何かちょっと考え方が甘いというか、お膳立てして全部、本当にその人が、1回だけのお膳立てというわけではないのかもしれないんですけれども、むしろそうしてやってくださるのであれば、その方にきちんと委託をしてやってもらうほうが、職員が1人こちらで仕事ができるという形になるのではないかと思いますし、その方が時々だというのであれば、むしろ職員においては、しっかりと行き先がわかっているのであれば、今であればスマホがあつたり地図があつたりいろいろしているので、行けるのではないかと思いますけれども、この辺はいかがでしょうか。ちょっと私がきついことを言っているのかもしれませんが、少し考え方が甘いんじゃないのかなと、こんなふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） いわゆる営業というのは、形だけでできるものではないんです。人と

人が交わってできるんですね。信頼関係があって初めて営業というのは成り立つわけです。

1つにアンテナショップという考え方があります。全国でアンテナショップを東京に出している店はたくさんあります。しかし、それは余りにもお金がかかり過ぎる。そういうことで、まず少ないお金で効果を出すということで行きますと、大多喜の人がそのまま行ったら、知り合いがいるわけじゃありませんよね。そうなりますと、そういう人と人の交わりの中で営業というのが成り立つわけです。それは私も長年営業をやってきましたから、一番骨身に感じているところでございますが、普通に行ったのでは相手にしてくれません。玄関にも入れてくれないんです。

ですから、そういうことを考えますと、やはりその知り合いのところを頼りながら、そのつて、人と人の交流のあるところを利用していく、そういうことで一番経費の安上がりの中でやっているのではないかなと思っています。そういうことで、お金をかければ幾らでもそれはできますけれども、こういう町でそんなにお金はかけられませんので、人と人のつながりの中で営業を進めていくということでやっています。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） やはり今のところなんですが、別の角度から伺います。

最近、4枚目の利用結果でしたっけ、バスの何便に何人乗ったという。それを集計してみますと、2年度に入ったわけですが、予定よりも乗車率は少なくなっています。私はこの事業が始まるときの議会で、黒字になる見込みが立たないのであれば早目に事業から撤退すべきではないか、1億5,000万を使い切って、お金がないから、補助金がないからできませんというのではなくて、その前にやっていいのではないか、打ち切ってもいいのではないか。

始めるのは簡単ですが、しかし事業を閉じるというのは大変な仕事だと思いますけれども、先ほど町長は2度ほど、財源が少ないとかということを言いました。本当に財源の少ないこの町で、路線でもう既に利用できるバス系統があるにもかかわらず、あえて赤字の路線を走らせるということは、私は非常な無駄だと思っています。しかも、セールスをしなければお客がとれない。その分、優秀な職員をほかのことに回していただきたい、職員削減を迫られて、仕事がきついということをしょっちゅう言われるわけです。この事業をやめるための方策というのは、撤退する方策というのは、もう準備はしているんですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私どもは、今の段階で撤退しようなんて考えは毛頭持っておりません。

そういう中で、今、若い人たちがどんどん大多喜町から去っていく。この2月から3月、今、税務住民課でどういうことが起きているかという、若い人たちがどんどん転出しているんです。そういう状況を考えるときに、やはりこれを少しでも抑えていかなきゃいけない。その中で、今、皆さん若い方が何を言っているのか。不便だから、この大多喜町には生活ができない、あるいは何もできないから、若い方はどんどん出ていくわけですね。

ですから、これをとめなければ人口減少、本当に社人研の出した数字、最終的には4,000人とかという話、もっと減りますよ。そういうことで、今我々がやるべきことは、何とかこの人口を保っていかなきゃいけない、そういう中で進めているところでございますので、今、地域公共交通もやっております。じゃ、赤字だったらみんなやめるか。だったら今走っているものをみんなとめなきゃいけないんですよ。だけれども、公共交通というのは、利益が出ないから皆さんが一生懸命になってそれを支えているわけなんです。それを赤字だからみんなやめたらどうするんですか。そういうことでこの大多喜町は成り立ちませんよ。

ですから、それは我々も努力しながら、そうならないようにしていかなければいけませんし、少しでも地域を伸ばしていかなきゃいけない、また人口減少をとめていかなきゃならないということでございますので、先ほどの営業で行っているのは、ただバスだけの話、すぐバスの話に結びつけますけれども、そうじゃないんですよ。地域に人が来ていただくための宣伝をしているんです。すぐにバスに結びつけたがりますけれども、そうではなくて、我々はこの地域に観光客をどうしたら呼び込めるか、そういうことの営業をやっているんですよ。

だから、先ほど言いましたようにアンテナショップを設ける手もあるんです。でもこれはお金がかかり過ぎるんです。ですから今、大多喜町でできるのは、そういう経費の安価なもので何とか人を呼び込めるようにしたい。

今、現実に、皆さんがどう考えているかわかりませんが、大多喜町に観光客、どのくらいふえていますか。観光協会を見ても、あの観光本陣を見てくださいよ。23年のときに4万人ですよ、あそこの入館者。今10万人を超えました。お城、どうですか、8万人を切っていました。今、12万人ちょっといきませんが、そこまでいきました。全体的にどんどん今ふえています。この近隣市町村を見てもわかりますように、駅前に人がいますか。大多喜だけです、こんなにいるのは。

そういうことで、ただ一つのことだけでやっているわけじゃなくて、トータルで物をしていかなければ、人口減少はとまりませんし、また地域経済も活性化しません。我々はそういうことで進めているわけでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 関連性がありますので、質問させていただきます。

ページ数は95ページ。観光のことが今出たので、95ページ。

○議長（野村賢一君） 95ページ、これはまだ、款2総務費をやっていますので。

○5 番（吉野僖一君） ああ、ごめんなさい。今、観光が出たので。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 今走っている品川高速バスは、既に東京行きがあつて、赤字でない東京行きが、町が一銭も出さなくても東京行きがあつて、業者さんへの働きかけによっては、その前にも町長がオリブにバスを入れようと努力なさったことは承知していますけれども、民間会社に頑張ってもらって、町の負担がなくてより便利になるための施策が住民のための施策であつて、ないお金から、私の感覚で言うと湯水のように大金を出す、タンクにためられた湯水ですけれども。それって物すごくもったいないことだし、町民の、私の感覚では99.99パーセントくらいは、どうしてもこのバスに残ってもらわなきゃいけない、本当に無駄なんだという声が聞こえます。

住民の願いがあつて、それでもって赤字路線で出すというのであれば、それはある程度納得できないことはありませんけれども、住民の誰もが、あのバスが走り始める前に必要だと言っていたのを聞いたことはありません。私は、やはりこれは町の財源の問題、それから高齢化の問題を考えても、ほかに使うべきだと思います。

本当に東京行きがなければ、私も使います、バスを、東京に行くには。認めますけれども、その辺、やっぱり政策の転換が必要ではないか。29年度にそれに取り組んでいただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 人はいろんな考え方があります。今、議員さんのお話もあるでしょう。だけれども、よかったねと言う人もあります。いろんな考え方があります。

ただ一つ、今お話のありました東京便に、学生さん、もう10年になりますけれども乗っていませんよ、誰も。通っていませんよ。品川便にこれから、今度新しい人も含めて今6人、大学に通い始めています。これは、毎年毎年こうやって卒業生が少しずつふえていきますよ。何よりも若い方がこのバスに乗って大学に通っているということの事実私は大きいと思います。東京便に10年もたつて学生さんが乗っていないということのほうの問題なのでね。だ

けどそれはバス会社がやっている、民間ですから、それは別に問題ないです。

ただら、私どもはやっぱり若い方の定住化なんですよ。若い方がいなくなったら、先ほどの税の話じゃありませんけれども、どんどん税収が落ちていきますよ。そうしたら、今までやれたことがみんなできなくなってくるんです。だから今、やっぱり人口を何とかとめなきゃいけない、そのためには若い方の定住化が必要なんです。ですから、バスにはそれぞれ特徴がありますから、やっぱりその特徴を生かしていくという意味で、この事業というのは進めていかなければならないと思っています。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 若い人が東京便には乗っていないということをおっしゃいましたが、私は、学生さんへの補助金、品川行きバスだけではなくて、東京行きでも適用できるということを宣伝すれば、もしかしたら両方自由に選べて乗るんじゃないかと思います。例えば東京便を使いたいと思っても、費用の点で大分違うわけですから品川便ということになると思います。

町の将来、本当に教育って、次期のまっとうな納税者を育てることだと思います。このところで学生への補助を東京行きにも適用させる考えはありませんか。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 現在、東京便と品川行きがあるんですけども、品川行きのほうは回数券とか定期券ということで、それを作成していただいております。

ところが、東京のほうはそこまでまだ進んでいないということで、どのような形で補助を出していくのか。例えば定期券があれば定期券に対する何割とか、そういう補助も可能だと思いますけれども、まだそこまで東京便が充実していないというようなことですので、今の段階では、補助のあり方から言えば、定期とか回数券ができなければ、これは難しい話ではないかなというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 今の高速バスの件で、野中議員がるる説明しました。私たち、森宮地区出前議会で志関議員、根本議員……

○議長（野村賢一君） 吉野議員、ページ数は。

○5 番（吉野僖一君） ちょっと今の質問でやりますので。高速バスの件で。

○議長（野村賢一君） 47ページ。

○5番（吉野僖一君） はい、すみません。

それで今、私も高速バスのときに条件つきで賛成討論をしてありますので、乗客数をふやすには、大多喜から羽田・品川直行、それは時間が速くていいんですけども、やはり営業となると、鶴舞と金田、袖ケ浦とも思ったんですけども、私も調べまして小湊バスにいろいろ聞いてみましたら、吉野さん、袖ケ浦よりも金田のほうが駐車場も広いし、整備されているので、鶴舞と金田、羽田・品川のほうがいいんじゃないですかということで、確かに路線バスとかそういう接続がすごいんですよね、朝晩の。

それにやはり、できれば大多喜・羽田・品川便を、私も賛成討論のときに条件つきで賛成討論しましたので、森宮へ行ったときに町民から、女性の方2人でした。先生方、既存のバスの増便をしたほうが利口でしょうという、そういう話を聞きました。

それと先ほど、バス代の補助ですか、やはり公平性をやるには両便とも、片方だけ補助を出して片方出さないというのは、それは町民目線からするとおかしい。その辺を皆さんよく考えて、町民のために、これから町を発展させるためには、それはすごく素晴らしいことなので、みんなが納得いくような行政、それを町長さん、お願いしたいんですけども、どうですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 東京便も、学生さんが乗れる状況であればいいんですが、私ども、品川を何で決めたかというのは、要は品川周辺に通える大学がいっぱいあるんですよ。東京からは少ないんです。それでそのプランをつくっているんですね。ですから、相当調査もしてやってきているんです。そういうことから今、こっちのほうを利用されている方が多いんですね。ですから、既に走っている便に学生さんが乗らないというのはそういうところもあるんですね。

もう一つは、いろんなところに寄るというプランはあるんですけども、これは最終的に決める話なんだと思いますけれども、ただ、いろんなバス会社に聞いてみますと、袖ケ浦・金田というのはある程度完結しちゃっていると。やっぱりその辺はある程度、なかなかこれからその地域の人が入るのは難しいですよというのがバス会社の見解なんですね。考え方としては、そのお客さんを取り込んでやればいいじゃないかという話もあるんですけども、袖ケ浦・金田については、ある程度もうそれで各事業会社とも完結しているので、それは今度は客の奪い合いになるので、そこはちょっと難しいという考え方が事業者にはあります。

鶴舞については、実は赤字なんですね。既に茂原便が撤退し始めているんです。そういう

ことで、茂原市もうちのほうにも相談に来ておりますけれども、茂原のほうから乗る便というのは鶴舞に寄りますけれども、なかなか難しいということで撤退を始めておりまして、茂原市もやっぱり２ウェイということでいろいろ考えておられますけれども、事業者に補助を出していませんから、それはバス会社が決めることですから、撤退と言えばそれで決まっちゃいますのでね。

それは補助を出したから、出さないからということでいきますと、補助を出すと、やはりある程度我々の考え方が通りますけれども、出さなくなりますと、もう途端にバス会社の考え方になりますので、なかなかその辺は難しいんですが、ご意見としては伺っておきます。

○議長（野村賢一君） ５番吉野僖一君。

○５番（吉野僖一君） ありがとうございます。

確かに県も、金田と袖ヶ浦をバスターミナルを１本にしたいという話で、県も進めていたんですけれども、地元の利用者がふえて朝晩５分間隔ぐらいで出ていますよね。だから、そこに入るとするのは非常に難しいかもしれないです、確かにね。

でも、やはり営業となるとお客を乗せなくちゃいけないので、そこを何とか、今後の課題だというふうに、私も条件つきで賛成ということでやっておりますので、町長さんもよく調べてありますので、ただ、小湊の長南の営業所の人に聞いたら、入るとしたら金田しかないかなというふうなあれはいただいておりますので、よく検討していただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

４番根本年生君。

○４番（根本年生君） ４３ページの定住化対策事業、真ん中辺ですね。これは常任委員会協議会のときに説明がありまして、５つの事業を行うんだと。ＩＴ農業とか、モニターツアー、交流イベント、農業体験ですか、あと情報発信、あと観光地の利便性、活性化事業をこれによって行うんだという説明があったものと記憶しております。

この中で、やはり予算をつけて実施して、いかに有効的に予算が使われて、計画を立てて実際にこれが実施されて、成果を上げるほうがよっぽど大事だと思っているんですけれども、その中でまず交流イベント、農業体験とか、これについては既にＮＰＯ法人さんのほうで盛んに、もう何年もやっていますよね。その辺との連携をうまくとってやっていかないと、なかなかうまくいかないんじゃないかと思っていますけれども、その辺の連携をとる考えがあるのか。

それと情報発信、地域住民とか事業者の方が町の情報を発信するんだという説明を受けて

います。たしかちょっと前に町記者というのを募集しまして、5つの地区から1人ずつ町記者が任命されました。この方々の業務は、町の情報を発信するんだというような業務になっていると思います。この辺の連携はどうなのか。

あと、観光地の利便性、活性化を図るということで、一般質問で渡辺善男議員のほうからも言いましたけれども、トイレですよね。きのうも森田健作さんのに行ったときに、トイレは観光のバロメーターであると、要はトイレがきれいであれば、観光客は来ても満足しないんだよということを強い口調でおっしゃっていました。そのために、県のほうも4分の3の補助金をつける用意があるよと、そういった決意もしているよということでございます。その辺のところがどのようになっているのか。

それと、先ほどの高速バスの関係のやっぱりトイレですよね。これは47ページですけども、確かに説明の中で、トイレは週2回掃除するんだと。これは週2回で1日何回掃除するのか。私もあそこを通るたびに見ていますけれども、余り状況はよくありません。それで、簡易トイレの業者にも聞きましたところ、普通の家庭のトイレより、事務所のトイレより、こういったトイレは悪臭とか汚れとかひどいので、それ以上に小まめに掃除しないとお客様は使ってもらえないよと。

万が一、私も少し汚れていたような気がするんだけれども、汚れていた場合には、役場に連絡すればすぐこれをやっていただけるのか。やはりトイレの充実というのがこれから非常に大切になってくると思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議員さんのおっしゃるとおり、いろいろな事業を効果的に行う場合は、やはり行政だけでなく、地域の方のお力あるいは観光関係者との十分な協議というのが、これは必要になってくると思います。

これはそういう形で定住化の事業については進めていこうというふうに考えております。まだ助成金が決定しておりませんので、それが決定した段階でいろいろな、もちろん富士通株式会社も入りますし、そういう中での検討を進めていきたいと。ですから、その中でNPOさんとのつながり、どういう形になるかというのは、まだ打診もしていないところでございます。ただ、NPOさんがやっているのは比較的、老川方面とかが多いということで、これについて富士通さん、当然のようにスマートアグリタウンの関係がございます。ですから、やはりこちらのほうが中心になるのかなというふうには考えております。

それと、情報の発信ということでございます。情報の発信については、先ほど言った町記

者というような、前に一時提案して、国の事業として採択されなかったため中止したものが
ございます。

これは、今、町でも一生懸命情報の発信をしております。やはり町だけではなくて、いろいろな事業者の方がそれぞれ発信できるような形、例えば矢であれば1本ではなくて2本、2本ではなくて3本というような多くの発信がやはり必要ではないかなということで、それらの情報発信の研修を行うというものと、あともう一つ考えていますのは、子育て雑誌だとか、そういうところへの掲載、ウェブやメールマガジンでの情報発信というようなものも考えております。

それと、3つ目のトイレですけれども、この中では、特にトイレの関係については、整備とかそういうものについては入っておりません。

高速バスの関係のトイレということで、今回も清掃の委託料が入っておりますけれども、これについては、私たちも行って、非常に汚れているという印象は余りなかったんですが、見た感じがもう、最初からプレハブ系のものということで、そういうイメージが非常に強いのかなというような感じもしております。余り汚れがひどい場合には、町のほうで置いてあるものですから、町のほうにご連絡いただけるような形があれば、町のほうで何とかしていく、あるいはその業者さんと話をしながら何とかしていくというような方策はとれるというふうには思っております。

全般的に、トイレの関係というのは定住化対策と若干離れますので、それについては、観光の関係で前にもご質問があったと思いますので、私からの答弁はここまでにしたいというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 質疑の途中でございますが、ここで10分間休憩します。

11時10分です。

（午前10時59分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分）

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 先ほどの引き続きで、定住化のほうは本当に連携してやっていただい

ればと思います。

もう一つ言いました47ページの清掃管理業務委託、きのうの繰り返しになりますけれども、森田健作さんが言っていたときに、トイレは観光のバロメーターだよと、トイレが汚ければ、周りがどんなによくても二度と来たくなるよと、気持ちが半減するよということを強く言っていました。それで、そこのトイレだけじゃないですけども、観光客誘致のためのトイレということであれば、観光地のトイレ整備ということになるのかと思います。

きのう、やっぱり森田さんが言っていたのは、県のほうで4分の3の補助をつけることができるよということを大きな声で、アクアラインの800円と同時に言っていました。そういった事業があるのであれば、それを活用して何とかできないものなんですか。特に東京に行くとなると、皆さんいい格好して行くわけですよ、男の人も。特に女の人もいい格好をして行くわけです。そうすると、あそこのトイレに入っちゃってどこか汚れちゃったらどうしようかなとか、床もびたびたですから、いい靴で行ってびたびたになるわけですよ。それで果たして入りますか。普通に考えれば、ちょっとあのトイレで用を済まして東京に行ってくださいということとは言えないと思います。

やはりリピーターをふやすためには、そういった細かい気遣いをしていかないと。せんだって、君津と市原との連携の事業の講習にも行ってきましたけれども、その先生も言っていました。乗客をふやすには一番は口コミだと、SNSだと。そこで満足すれば、1人の方が25人の方にSNSを送るそうですよ。しかし、万が一そこで何か不都合なことがあったら、やはり同じように拡散するんだということを言っていましたので、とりあえず、昨日森田知事が言っていたように、観光地のトイレの整備ということで、高速バスだけじゃないけれども、老川方面の観光地等も含めて、ぜひこれを進めてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） トイレの清掃につきましてですけども、この47ページの関係については、もし観光客として来るのを想定すると、今回大多喜駅まで延伸というような形になりますので、大多喜駅前のトイレも使えるでしょうというような考えは持っております。ですから、高速バスのほうは当分の間は今のトイレで借り上げながら、実績を十分見ただ上で、そのハードの建設のほうに入るというような考えでおりますけれども、あと、そのほかのものについては、当然、県の予算があるというのは私のほうも十分承知しておりますので、担当課のほうからいろいろな要望が出てくれば、それなりに対応はしていきたいという

ふうに思います。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 大多喜駅まで行くからいいんだという答弁でしたけれども、当然あそこでおられる方もいらっしゃるわけでしょう。特に会社関係、大多喜の駅のところだと駐車場等が余りありませんので、会社関係の方はあそこにおられると思いますよ、駐車場ありますから。そう考えてみると、やはり少しでも手を打てるものは早急に手を打つと。それでおもてなしを図ってリピーターを図ると。町長が言いましたように、高速バスは必ず成功させなくちゃいけないと思っていますよ。まちの活性化のためには必ず成功させなくちゃいけない。私も同じ認識です。

しかし、皆さん一番危惧しているのは、これがいつまでこういった赤字が続くのかということだと思えます。だから赤字を早く解消して、それで必ず成功させて町の活性化につなげる。それには学生でバスが満杯になればいいけれども、当分、まだちょっと先になるんじゃないかなと。そうしたらその間何で補うか。観光客、ゴルフの団体客、そういった方に乘ってもらって、バスの赤字を少しでも減らしていくということが非常に大切ではなかろうかと思っていますので、その辺の周辺の整備をぜひお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） トイレにつきましては、きのうも個人演説会の中でお話はされておりました。これは恐らくどこでも同じ考えだと思いますが、トイレというのは観光地にとってやはり大事なものであることは承知しております。

県の今の補助は、あれは民間に補助を出すと。町にはないんです。ですから、あれは民間の事業者、今あるところでこれをやりたいという場合にそれを出してくれるということで、町が受けるものではないので、その辺はちょっと違うんですけれども、それは別といたしまして、町としては、先般もそういうご質問もいただいておりますので、やはりトイレというのは観光にとっても、また地域にとっても重要でございますので、地域の皆さんにご迷惑もなかなかおかけできませんので、その辺は十分、今のお話は前回の議会も含めて検討させていただきます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） やはり47ページ、公共交通政策事業です。2つあります。

これは町長にもちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども、実は私は常日ごろ、政治の流れとして言ってきたことというのは、やっぱり町民の要求を先取りする。そういうことで町長が高速バスを走らせた。これはいいとしましょう。そして今、赤字解消に努力している。これもまたいいとしましょう。問題は具体策が今、なかなか暗中模索なのではないかと私自身感じます。

だから、私は常日ごろ町長にも言っているように、2020年の東京オリンピックに向けて訪日外国人を4,000万人ふやすという政策がある。それに基づいてさまざまな施策が施されているわけです。それに乗らない手はないと。これは時流なんですよ。この時代の流れに乗るために、先ほど根本議員が言っていたように、トイレの充実なんていうのは簡単なことなんです。なぜかという、今、赤字解消のためにかなり投入しているお金の1カ月分ぐらいを付けばできちゃうわけですよ。それも民間じゃないと補助が出なければ、民間企業体の名前を使って出せばいいわけで……

(発言する者あり)

○6番(麻生 剛君)　そうですよ。そういう形で出して、何でもとにかく早急に手を打たないと、せっかくの施策が死んじゃいますよ。

私は、赤字だからやめろとかそういうことは言わないです。赤字は解消させなくちゃいけない。しかし、これは町民感情として、先ほど野中議員も言っていたけれども、町民が利用しないものをいつまでやっても、これまた問題が出る。だからこそ町民が利用できるようにする。2020年のオリンピックに向けての訪日外国人4,000万人の中で、外国人も入れるけれども、地元の方々が東京を身近に感じるように仕掛けていく施策、これをひとつ町長、答弁をお願いしたいと思います。

○議長(野村賢一君)　町長。

○町長(飯島勝美君)　先ほどお答えしましたように、トイレの重要性というのは、これは大体皆さん認識は一緒だと思います。先ほど、民間のやつをやればいいんじゃないかと言うんですけれども、これはあと維持費が民間のほうにかかりますので、ですから実は何年前からそれは話があったんですけれども、なかなか民間の会社でも、つくるのはいいけれども、後の維持費を考えるとなかなか難しいということで、民間の会社はなかなかそこには乗ってこないということが事実なんです。

ですから、それはまた民間の会社のほうにお話はいたしますが、町としてどうするかということを我々は考えていかなければいけないと思いますので、今言いましたようにインバウ

ンド、これは、これから人口減少の中で当然必要な、またやっていかなければいけない話でございまして、トイレにつきましては、今お話ししましたように前向きに検討していきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 町長の答弁、本当に前向きに検討するということだけでも、一番大切なのは期限なんです。企業との官民交流、産学官民の協力のもとに町長の任期中にはなんとか目星をつけるとか、そういう答弁を私、聞きたかったんですよ。

それからもう一つは、東京を身近に感ずるような施策、これは各大学に行く方々にあのバスを利用していただきたいということであれば、オープンキャンパスへの参加なんかがありますから、そのときにあのバスを利用させるような形、そういう形を町のほうでもアドバイザー的に行うとか、いろんな方法があると思うんです。

私、見てみると、赤字解消策が、町長の意欲はわかった。何とか解消したいという、赤字を何とかしたいという。しかし、その具体例がいま一步乏しいので、これは企画財政課も町長も真剣に考えて、去年よりも今年はこれだけ減ったんだと、その根拠はこうなんだという形の方向性を見せていかないと、私は応援しますよ、やっぱり交通手段は必要だと思うから。しかし、町民の感情としてなかなか難しいんじゃないかなと思うんですよ、事業継続というのが。その辺を具体的にひとつ検討していただきたい。それも、どうでしょうか、1年以内にどのくらいに赤字額が解消し乗客が乗るんだと。これはもう努力目標になるかもしれないけれども、その努力目標プラスその根拠を上げてお伝えいただければと思う。これは企画財政課長も町長も両方の答弁をいただきたい。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） やはりこのままなるべく早く赤字を解消するというのは、もうおっしゃるとおりのこととございます。1つは、いすみ鉄道の大多喜駅につなぐということで、これについては、いすみ鉄道の年間の利用者数、定期旅客の方を抜くと、普通旅客で乗る方は17万人ぐらいいらっしゃいます。それも多くの方が、城東地区というんでしょうか、東京でも比較的千葉に近いほうの方が多という状況でございますので、これについては、品川のほうから、品川を出発してきますので、そういう形での港区あるいはその周辺の方なるべく利用が図られるようなことを考えてはおります。

それと、オープンキャンパスにつきましては、昨年から高校のほうに伺いまして、それぞれ高校生のご希望を伺って、学生割引と同じ値段で乗車できますよということで、それにつ

いては既に実施しているところでございます。

当面、いすみ鉄道との連携ということで、いすみ鉄道は比較的、鳥塚社長のおかげもあって名前が非常に売れているということでございますので、そういった方面からどんどんPRを図っていこうというのと、やはりゴルフ場の方が使っていただけるというのも非常に大切なものでございますので、そういった方に使っていただけるような形で、ふだん、職員もゴルフ場に結構頻繁に行ったりしているんですけども、やはり利用客がなかなか少ないという状況でございますので、そういったところには力を入れてやっていきたいというふうに思っています。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 具体的な施策につきましては、今、課長がお話ししたとおりでございますが、またさらに利用増大に向けた施策というのをこれからも打ち出していきたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 今、課長答弁、本当に具体的にこれからともに歩んでいきたいと思えます。

それから町長、施策としてなんだけれども、大多喜の観光本陣、あれはご存じのように、議事録を見ていただけるとわかるんだけれども、ポピンズさんが閉店して真っ暗闇になってしまったと、そういう町民の人から寄せられた要望で、当時私がこの議会で発信して、そして私、その後、議席を失いましたから、直接は関与しませんでしたけれども、そのときの発議がきっかけで、議員の皆さんが統一的な力を発揮していただいて、観光本陣という形まで持っていきました。その間には、亡き小倉寛元議員さんなんかのお力もあって、観光の一つの柱へと。

つまり、町長が今目指しているのは、そういう一つの希望の星として、高速バスを使いながら都市と大多喜を結びつけるという役割だと思うんです。それは私はいいいことだと思うんだけれども、町民一般までもっともっと浸透するように、啓蒙努力というか、それを町長を初めやらないと、こういうメリットがあるんだと、こういうデメリットばかりが今、強調されているけれども、メリットはあるんだということを、ひとつ今後の課題としてこれから頑張っていただきたいと、そういう私の見解であります。

以上です。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 貴重なご意見ありがとうございます。そのご意見を賜りながら、またさらに進めてまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5 番吉野僖一君。

○5 番（吉野僖一君） 今回の関連の高速バスの件ですけれども、知恵ある者は知恵を出せという、町長の訓示がありまして、町民目線からいいますと、西中が来年4月から大中にきます。その足の便を、高速バスを全部、老川から養老溪谷から出せとは言いませんけれども、朝晩の登下校、一部そのバスを運用してやれば大分違うんじゃないかと思うんだけど、それを観光客も利用するだろうし、学生も利用するだろうし、全部の便とは言わないけれども、朝昼晩でもいいです。そういう知恵、参考意見というか、できれば、町民もそういうふうに、老川、西畑のほうも高速バスで東京へ直通で行けるだということになれば、確かに大多喜駅へこの4月から発着するということなんだけれども、それもやはり町民目線でいうと、せっかく中学校の統合問題があって、その足の便でこの7月ぐらいまでに答えを出さなくちゃいけないらしいんだけど、一つの案として一部高速バスを通学の便に回してできるかどうか、できないか、町長さんのお考えをお聞きます。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今のご意見は私も参考意見としたいと思います。今、地域公共交通をやっていますので、それもできれば早いうちに決めなきゃいけないので、そういったことも参考にさせていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 41ページに町有林管理事業が入っていますが、この中の委託料、ほとんどが仕事内容は草刈りだと聞いております。1人幾らの積算のもとに委託料を算出しているんですか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 町有林管理事業の委託料でございますけれども、主な内容につきましては、町有林部分の草刈り、それと林道の部分の維持管理でございます。草刈りでございます。委託でございますので、草刈り作業の積算単価ということでございますが、1万500円ぐらいの人工ということで聞いております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 41ページの旧老川小学校活用予算ですが、前年度に比べて半額近くに委託料が減っております。これはどういうところからきていますか。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これにつきましては、一番最初の計画だと300万ということで計画していたところなんです。そこについては、建物の修繕、補修まで含めたような形で300万というようなことでお願いしていたところでございます。

今回は、老川小につきましては、日常管理だとかそういったものに重点を置きまして、維持修繕、施設の修繕のほうは、これから先、良品計画さんとの関係もございますので、当面、今回についてはその金額を20万ということで減額させていただいて、金額としては170万2,000円ということでお願いをしているところでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） ないようですので、以上で款1 議会費、款2 総務費の質疑を終わります。

次に、款3 民生費、款4 衛生費の質疑を行います。

質疑ございませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 58ページから社会福祉関係の予算がずっと出ているわけでございます。これは年々増大しているんじゃないかなろうかと思っております。その件で、先ほどほかの議員からも質問がありましたけれども、自主財源ですよ、それを何とか確保していかなきゃならないという観点で、10ページの固定資産税の関係、これは非常に安定した財源であると、ほかのものに比べて非常に安定しているものと思われま。しかし、近年いろんなことを聞きますと、これは相続ができていない、未了のために税金の滞納が起こってくるということで聞いております。

そこで質問します。徴収指導員、この方を入れるというふうに聞いています。当然、相続ができていない、所有者が不明、この方々が滞納になっていると思います。そういった方面の指導もするのか。

それともう1 点、登記名義人というか、所有者が亡くなっている場合に相続人の代表の方に課税していると。これもある程度、文面を見てみると、そういったものは法律上問題があ

るよと。固定資産税の死亡者課税ということですかね。所有者が死んだ方で納税義務者が相続人の形態になっていると、これは明らかに法律に違反するよということを文面で、私、ここに持っていますけれども書いてあります。

それと、こういったことは適正にどんどん、賦課業務と徴収業務ということで、賦課する相手が誰でそれは適正なのか。それにおいて適正な人について徴収するというのが大前提だと思います。だから、その辺もどんどん進めていかないと、相続を誰もしない、そんな土地、これから増えていきますよね。だから、相続貸借を含めて、この固定資産税の徴収についてそういった方面に力を入れていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 根本議員に申し上げます。民生費、衛生費の質疑とはちょっと関係ないと思いますが。

○4番（根本年生君） すみません、予算の関係で。だから、予算全般でいいんじゃないかなかったです。予算はだめでしたか。じゃいいです。わかりました。私、予算は全般でいいというようなあれを……

○議長（野村賢一君） 歳入だけね。

ほかにございませんか。

7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） ページ79、塵芥処理費の中のいすみクリーンセンター塵芥処理負担金なのですが、去年からたしか、生ごみの水切り器でしたか、そういうものを配布して、できるだけ重量を少なくするような形であったように記憶しているんですが、その辺でこの削減が余りできていないような感じもするんですが、その辺のところを伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） ただいまの質問で、いすみクリーンセンターの塵芥処理負担金ということですね。この塵芥処理負担金につきましては6,357万円ということで、前年度より185万5,000円の減少となっております。

この根拠といたしましては、いすみクリーンセンターの管理費が総額で2億5,841万1,000円をいすみ市のほうで見込んでおりまして、そのうち大多喜町のごみの持ち込み相当割合ということで、当初予算では24.6パーセントを見込んでおります。この24.6パーセントを掛けた数字がこの負担金となっております。ごみの処理量なんですけれども、前年度の時点では29パーセントの処理の割合を見込んでおりました。差し引きますと約5パーセント近くのごみは減っているということになりますので、先ほど水切りの話もございましたけ

れども、全体的な量というのは減少している状況でございます。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） それでは、来年度からになるのかな。水切り器を全戸に配布するとうようなことでありましたけれども、これはどういう方法でやっていくんですか。もう配布されたんですか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 水切りの件でございますけれども、28年度に実施した場所につきましては、老川地区と西畑地区の一部、それから総元地区の一部ということで実施をいたしまして、9月と10月で行いました。9月は今までどおりのやり方で実施しまして、10月にはその水切り器を配布いたしまして、それに基づいて住民の皆さんに協力いただいた中で、約7パーセントの減少があったということで、それなりの効果もあったというようなことで、来年度はそれを全戸に広げて、新年度に入ってから購入して全戸に配りたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） 新年度に配布するということなんですが、何月ごろから配布することになっているんですか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 時期的なものは、なるべく早いうちに作成業者のほうと見積もり等を通して、早い時期に実施していきたいというふうに思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 61ページです。国民健康保険特別会計への繰出金ですが、国保財政調整繰出金が前年度より1,000万減少の2,500万計上されております。この減額理由は何ですか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それではお答えさせていただきます。

国保のほうの立場で申しますと、法定外繰入金というふうな形になろうかと思います。一般会計では繰出金というふうな科目でございます。

1,000万の減額の理由といたしましては、まず、平成27年度決算で、本年度、28年度に繰り越すお金が約1億2,298万ほど発生しております。また、28年度決算につきましても、や

はり1億円を超えるような繰越金が見込まれておるといふうなことでございます。また、医療費につきましては、保険者負担、町の負担分の医療費が減少傾向にございます。平成27年度と比較しますと、1月末現在の数字で約1億円ほど医療費が、町負担分が減少しております。

2年続けて繰越金が1億以上発生する、また医療費等の減少も見込まれるというふうなことで、29年度の一般会計からの繰出金、これにつきましては3,500万から1,000万減の2,500万というふうなことで計上させていただいております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 特別会計で言ったほうがいいのかどうか、ちょっと判断に迷っているんですけども、医療費の町負担が減っているということは、70歳以上の人の窓口負担が1割から2割にふえている。1割から2割というのは2倍になったことですね。全体としては、住民の医療費の負担はふえている。それをカバーするのは保険料の引き下げだと思うんですが、改めて住民負担を軽減するために、繰出金をもとに戻し、保険料を軽減するという考えはないのだろうかというのが1点と。

もう一つ、国民健康保険の保険料算定には4つあって、その中で非常に私は過酷だなと思うのは均等割です。その家族の人数に応じて2万何ぼ掛ける人数でかけられてくるんですけども、赤ちゃんが1人オギャーと生まれれば、即2万何ぼ保険料がふやされる。今、子育て支援、少子化対策ということで、子供をどうぞ産んでくださいという中で、子供を産めば着実に負担がふえる。ところが、共済だとか普通の会社の社会保険だとかというのは、所得にだけしか保険料がかからないわけですね。家族がどんなにふえても保険料には変化がありません。そういう点で、国保についてはやはり格別の手当てが必要だと思うんです。

それで、単純に繰越金が増えました、医療費の保険者負担が減っていますのでということで減らすのではなくて、保険者負担が減っていれば、その分かえて住民の負担軽減のために繰出金をふやす、住民生活を支えるという方策をとっていただきたいのですが、どう考えられますか。

○議長（野村賢一君） 野中議員に申し上げます。可能であれば国保会計の中で質疑をお願いします。

○1番（野中眞弓君） だから悩んだんです。

○議長（野村賢一君） ぜひお願いしたいと思います。

○1番（野中眞弓君） 繰出金でしょう。だから繰り出しを減らさないでというのはやっぱり

ここかなと思ひまして。どうせ時間がかかるのは同じです、国保でやらなければ。

○議長（野村賢一君）　じゃ、町長。

○町長（飯島勝美君）　繰出金の1,000万減額につきましては、私ども十分その状況を考えて決定したことでございます。ですから、これをふやす考えはありません。

今、課長が答弁しましたように、この繰出金というのはもともと法定外なんです。本来入るべきお金ではないお金を入れているわけですね。2市2町で考えれば大多喜町だけあります。

これは私どもはなぜかといいますと、やはり被保険者の負担が余り突出してはいけないということで入れてきているものでございます。そういうことで、これを減らすことによってまた上げますよという話ではなくて、維持できるということでございますので、これはそういうことで進めさせていただきたいと思ひます。

○議長（野村賢一君）　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君）　質疑なしと認めます。

以上で、款3民生費、款4衛生費の質疑を終わります。

次に、款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君）　83ページの一番下、基幹農道整備事業、85ページを見ますと、需用費と役務費のみが予算化されているかと思ひます。ご存じのように、田代から平沢に抜ける山からの崩落が、最近では気象状況に関係なくたびたび発生しております。今後、そういったものに対する予算化をする予定があるのかどうかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（野村賢一君）　産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君）　基幹農道整備事業ということで、今年度27万6,000円を計上させていただいておるところでございますけれども、現段階で国のほうにも確認をとっているところでございますが、維持管理につきましては、今後でございますけれども、町道のほうで維持管理ができないかということで協議を今実施しておるところでございます。需用費、光熱水費のトンネル関係の照明分の光熱費、さらに役務費でございますけれども、保険料ということで、各道路の賠償関係の保険料の計上をさせていただいたところでございます。

○議長（野村賢一君）　11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 今後、町道のほうでということでお話ございましたけれども、今現在、かなり頻繁に崩落が起こっております。こういう天気のいい日でもぼろぼろ落ちておりますので、できれば、いろんな方法あると思うんですけれども、例えばH鋼を立てて横板で壁をつくって、少し道路側に落ちるのを防ぐというような、そういうようなことも検討しながら、できれば早目の対策を予算化していただくことができないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 確かにあの路線を見ますと、常に崩落している場所、私のほうでも把握しているところでございます。平田橋から田代に向かいまして左側ののり面、あの部分につきましても、雨が降っていないくても降っていても、やはり崩落、確かにございました。

そのようなところもございますが、その部分も含めまして、今後、町道のほうで管理していただきたいという、今、協議を実施しているところでございますので、安全対策、本来であれば早急にとらなければいけないというところは十分周知しておるところでございしますが、協議のほうも早目に進めたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 町道のほうでということなんですが、今の予定では、町道というのはいつごろのような形になるんでしょうか。課長も見ていただいていると思うのですが、どんどんその場所が広がっておりますし、被害の状況もひどくなっている状況で、意外とあそこは、朝晩もそうですけれども、交通の利用者が多いんですね。意外と便利なんです、あそこの道。なので、やっぱり事故が起こる前に対策していただいたほうがよろしいかと思うんですが、町道にはいつごろ移行する予定なんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 町道認定に当たりまして、1点さらに別の協議というところで、起点側に勝浦市の地積があるようでございます。その部分につきましては勝浦市さんのほうの協議、農道から外すという協議、議決事項が必要だというお話も聞いております。その部分が勝浦市さんのほうでも了解が得られれば、あとは大多喜町のほうの協議次第というところでございます。

明確な時期は、ちょっと私のほうでも何とも言えないところでございますが、勝浦市とあと大多喜町、この部分でできるだけ早く、産業振興課としましても町道のほうでお願いした

いというふうに考えておるところでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 85ページと87ページなんですけれども、農村集落センターの管理運営事業、あと味の研修館管理運営事業、農村コミュニティーセンター管理運営事業、ちょっと聞いたり見たりすると、最近、高齢者の方の利用者が非常に多くなっています。上がり口とかに手すり等がない部分があって、非常に使い勝手が悪い、危険であると。あと、先ほどトイレも出ましたけれども、トイレの状況も高齢者が使いやすい状況になっていないのではないかとあります。

ことしの予算の中で、そういった手すりとかトイレの設置とか、高齢者に優しい施設の予算が計上されているのか。もし計上されていないとしたら、それは一刻も早く計上して、計画的に整備するべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 各施設の改修につきましては、現時点では予算化はしておりません。しかしながら、議員さんのほうからのご指摘にございますように、現場を確認しながら、そういう必要な施設、手すり等につきましては検討してまいりたいと思います。

○議長（野村賢一君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） やはり先ほど出ましたトイレ、非常に大事なので計画を立てて、来年やると言っても来年やらないかもわかりませんし、5 カ年計画とかそういった計画を立てて、一気ににはできないでしょうから、その計画をつくって、今年はこれをやるよ、来年はこれをやるよ、再来年はこれをやるという計画をつくって、それに伴って実行してもらいたいと思いますけれども、計画をつくってもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 3 施設の状況を確認しまして、計画をつくりたいと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

7 番渡邊泰宣君。

○7 番（渡邊泰宣君） 先ほど山田議員の質問の中にありました基幹農道の件なんです、町道に移管できないと見通しが立たないということなんです、とりあえず災害防止ということで、H 鋼なり何なり立ててやらないと、私らも通るときに非常に不安な状態ですよ。ですから、期限を決めて来年度早々にでも、防災工事ですか、そういうものをお願い

ないでしょうか。それを伺います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 先ほども答弁させていただきましたが、現場のほうも確認させていただき、当然、交通安全、これが一番重要なところでございます。現場確認しながら、産業振興課でできるところであればそれは実施させていただきます。また、町道のほうに移管された時点であれば、建設課のほうでこれは対処していただければというふうに考えております。できるだけ現場を確認しながら実施したいと思います。

○議長（野村賢一君） 7番渡邊泰宣君。

○7番（渡邊泰宣君） たしか田代、弓木、平沢で要望書も出してあると思うんですが、それに沿って、地域の住民も非常に不安なんですよね。ですから、期限をなるべく決めてあげないと、やっぱり通るたびに不安なので、その辺をよろしく願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 29年度の当初予算につきましては、改修等の工事費を計上してございませんけれども、現場のほうに必要であれば、今後対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 89ページ、森林整備事業です。事業内容について説明してください。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 森林整備事業ということでございます。

これにつきましては、県単の森林整備ということで県の補助金でございます。実施場所につきましてはでございますが、これは平沢地区で民有林でございます。間伐を実施するという事で、現時点では2ヘクタールの予定でございます。さらに、間伐の状況につきましては、間伐材はそのまま現場に捨て置きということでございます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 最近、西畑老川方面、ところどころで小規模な伐採が行われているように見受けられます。間伐というよりか皆伐。栗又から会所に抜けるトンネルの取っ付きのところは、かなりの勾配のある山を広面積に皆伐してありまして、大雨がきたら崩落は心配ないのかねというくらい、はげはげになっているんですけれども、民有地では規模は小さい

んですけれども、やはりこれから先、洪水との関係で、その辺を気をつけるよう周知などはされているのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） ご質問のございました場所につきましては、多分、国有林だと思います。国有林ですと、かなり広範囲によりまして皆伐というお話だそうでございます。

森林につきましては適期に間伐をしなければ、これはまたそのほかの害、議員さんの言われたように土砂崩れ等もこれは確かに起こってくると思いますが、適期に間伐しなければ、そのまま放置した場合、森林の有する機能、保水機能とか、風、雪などによりまして表土の流出等も、これも考えられるところでございます。さらに、今非常に問題になっております有害獣のすみかというところにもつながってくるというふうに考えております。

周知につきましては適期に、過去にも行っておりますけれども、今後も広報等によりまして周知を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 87ページ、農村コミュニティーセンター管理運営事業で、空調設備を取り外したことによりまして、多目的ホールの暑さ対策が求められていたのではないかと思います。新年度予算の中に対策費のようなものが見られないように思いますけれども、将来的に対応策をお考えいただいているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 今年度、議員さんのほうからもいろいろご指摘いただきまして、ホールにつきましては、大型の扇風機を急遽用意させていただいたところでございます。29年度につきましては、当初予算につきましては、現時点では空調設備、予定はしていないところでございます。

しかしながら、利用者のお声を聞きながら、そのような施設が必要であれば、整備してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 89ページ、県民の森管理運営事業です。光熱水費が200万3,000円ありまして、大きいなと思っているところですが、この内訳をお願いします。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 県民の森管理運営事業の光熱水費200万3,000円の内訳ということでございます。まず電気160万円でございます。場所につきましては、キャンプ場、管理事務所、作業員の休憩所の電気代でございます。さらに水道代といたしまして23万円、同じくキャンプ場、管理事務所、作業員の休憩所、さらにバーベキュー場でございます。ガス代がさらにございまして17万3,000円、場所につきましては、同じくキャンプ場、管理事務所、作業員の休憩所、バーベキュー場でございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） お考えを伺います。県民の森って、木に親しんでもらうという役目があると思うんです。電気代がとにかく高いです。冬季の事務棟の暖房に部分的にでもまきストーブを導入して、木材利用のデモンストレーションの足しにするという、もちろん電気代の節約も兼ねてですけれども、そういう考えはありませんか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 事務棟のほうにまきストーブの導入ということでございます。導入に当たりまして、この施設の保有、設置につきましては、これは千葉県でございます。千葉県との協議が必要になる案件ではなかろうかと思います。協定書を町と結んでいるところでございますが、設備の改修等による経費は、30万円を超える場合は千葉県というふうに協定書のほうで定められておりますので、今後、千葉県とこの部分について協議させていただければというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

9 番吉野一男君。

○9 番（吉野一男君） 87ページ、味の研修館管理運営事業で、委託料で設計業務委託料、前に聞いた話ですけれども、屋根の関係だということなんですけれども、50万ということで予算計上されているんですけれども、この関係について、設計だけということなんですけれども、今後、年次計画でどのくらいで、何年くらいで屋根の補修をするか。塗装工事等も含むと思うんですけれども、その点、内容的に教えていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 今回につきましては設計業務ということで、味の研修館が平成2年の建築でございます。それ以来、今日まで一度も外壁等の補修はしていないところでございますので、かなり外壁、下見でございますけれども、痩せ細っている状況でございます。ですので、今後このままですと、やはり大規模な修繕等が必要になりますので、この

部分とあと屋根ですね。屋根の塗りかえ、さらに、屋根の上に、外光というんでしょうか、光を取り入れる部分もございますので、その部分もあわせまして修繕を実施するための設計を新年度予定したいと思います。

その後の実施の修繕の工事部分につきまして、この設計額につきまして、2年、3年という形で分割するのか、はたまた1カ年でできるのか、この設計額によりまして検討したいというふうに考えております。できるのであれば1カ年で修繕を実施したいというふうに思います。

○議長（野村賢一君） 9番吉野一男君。

○9番（吉野一男君） 私、この件について一般質問で前回もやったんですけども、当然、平成2年から全然修繕していないということがありますので、これはできれば、年次計画じゃなくて、それこそ一括で、課長答弁にもありましたとおり、一括で1年ぐらいで全体的なものをやるような方向のほうがいいと思うんです。それで、何年間かでやると、またいろんな関係で時間的にも、剥離とかそういう感じがくると思いますので、できれば一括で全部工事を済ませていただきたいと思います。そういう形でぜひよろしくお願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） できるだけ可能であれば、1カ年で済ませていただいたほうが、やはり経費の面からも安価で済むと思います。

○議長（野村賢一君） ほかに質疑。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 95ページの観光推進広域連携事業、これはせんだって私、14日の日ですか、君津、市原のほうの研修会に参加してきました。人数は大体50人ぐらい来ていましたかね。その中で君津市が一番多くて、次が市原市、名簿を見せてもらいました。大多喜町は商工観光係で1人、企画財政課で1人、あと観光協会で1人、それと私と4人でした。そういう中で、これはよそは、今言ったんですが、大変力を入れるところで、町の体制がこれでいいのかということを大変危惧しております。

それと、観光連携事業の内容が、43ページの先ほど言いました定住化対策事業の内容と非常に似通っているところがあります。例えば体験型観光メニューの作成とか、ここでも交流イベントをやるよと。情報発信もお互いにやるよと。あとバス事業者実行委員会補助金とか、非常に似通っています。

それで、この連携事業は産業振興課の商工観光係のほうでやるということを聞いています。

定住化対策のほうは企画財政課でやるのか、ちょっとそれは確認していませんけれども、企画の職員の方が大多喜町の施策について講師として30分ぐらい、大多喜町の実情を述べました。もし事業課が産業振興課であるなら、今後は産業振興課がずっと携わっていくわけでしょうから、なぜそのときに産業振興課の職員の方がそこで講師で立たなかったのか。今後、ずっと産業振興課が携わっていくということであれば、産業振興課のほうで講師をやって、いろんな事業の内容とか雰囲気とか、全てを把握すべきだと思います。

それと、今、地域観光プロデュースというものもやっていますよね、千葉県の補助を受けて。それで、その千葉県の職員の方も来ていました。その方に聞きましたら、大多喜町がもしよければ来年度も予算をつける用意があるよと言っていました。その中で、今の観光プロデュースのほうも、私、参加させていただいているんですけれども、今やっている事業は、城下と養老溪谷をつなごうと。今、城下に来た人たちが養老溪谷に行っていないので、その連携を図ろうと。逆に養老溪谷の人たちを城下に連れてこようと、そういった観光プランをつくろうじゃないかということで一生懸命やっています。これも商工観光係。非常にこの3つが似通った事業、似通った内容でやられています。

ですから、これは1つの委員会じゃないけれども、例えばの話ですけれども、誘客会議とかというのがありますようですね。そういった会議の中で、この地域、君津市との連携はあなた行ってください、ほかの観光プロデュースはこうしてくださいとか、1つの団体の中で連携をとりながらやっていかないと、なかなかスムーズにいかない、有効的な予算が使えないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 先日行われました講演会でしょうか、その件につきましてですけれども、たしかテーマが地方創生についてのお話を職員がしたというふうに私は思っております。ですので、観光面であれば産業振興課のほう、観光の職員が講師として講演をしても、それはよいのではないかというふうに思います。

あと、この連携事業3つあるというお話でございますけれども、これは相互に連携をしながら、大多喜町、地区という形で言っているかどうか分かりませんが、老川養老溪谷地区、それと大多喜のお城を中心とした地区、ここが、確かに議員さん言われたように連携がとれていない。お互いに観光客の相互の行き来がないと、そういうことは確かに私も十分承知しているところでございますので、この連携事業とプロデュース事業も、やはり本来であれば1つというところ、もしくは同じような方々に出ていただいたほうが、確かにより密

着した観光行政なり事業の展開ができたというふうには思っているところでございます。

その事業は、広域連携につきましては、可能であれば今後も続けていきたいと。さらにグレードアップが図れば、より大多喜町への集客、県外からの観光客並びに訪日外国人の観光客へのおもてなし、もしくは大多喜町のまちづくりによりまして、そういう相互の相乗効果等も、非常にこれからも見込めるものではないかなというふうに感じているところでございますので、今後の事業展開も必ずプラスになる方向で実施していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 定住化対策事業の、これは企画財政課でやるんですか。これも産業振興課でやるんですか。これは企画財政課でやるということであればいいんですけども、やはりこれ、言いましたように、3つ非常に関連性が強いと思うんです、同じような内容をやるわけですから。片方が右と言うのを片方が左と言うわけには当然いかないわけでしょうから、そうするとやっぱりこれは1つの課で集中してやるべきだと思います。

ただ、商工観光係は、お城まつりとかいろんな面で非常に業務が多忙、企画財政課も非常に業務が多忙であるというふうには認識をしております。それで、もう少し効率的にやるには、もうちょっと連携を強めて効率的に行うべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 移住・定住ということでやる事業も、町の課題である人口減少という問題に、さらに農業後継者の不足だとか不耕作地の増加などという問題も絡んでおります。農業資源、観光資源、人的資源をつなげていこうというような考えでございます。地域のゾーニングというのを考えると、いろいろな地域でそういうゾーニングがあって、さらにそれをつなげていくというのは本当に必要な考えだとは思っております。

いずれにしても、観光推進広域連携事業、こちらの95ページのほうも、企画が全く抜きという話ではございません。それと、43ページの定住化対策事業、先ほど言ったように、富士通との連携ということであれば、スマートアグリタウンということに関して、やはり産業振興のほうにも協力をいただかなければ、これは観光の振興という面もございます。ですから、事業も似たような事業ももちろんございます。そういったものを同時開催できるのであれば、確かにそのほうが効率的ですので、そういったものも考えていきたい。

ただ、本当にこのまちづくりというのが、いろいろなものをやっているんですけども、

地域がそのまちづくりに携わってもらわないと、なかなかこれは成功しないというような形になろうかと思います。ですから、行政だけでなく、いろいろな関係団体の方もいらっしやいます。そして、一番大切なのは地域の人たちということもございますので、そういうふうに関係で、産業振興課と企画財政課のほうで協議をしながら、この事業はいずれにしろ進めていかなければならないというふうに思っております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ぜひ連携を図ってもらいたいんですけれども、この事業に民間の力もかりるということで、民間の委員さんとか意見もたくさん聞くと思うんですけれども、民間のほうでも、きょうの会議何だったのと、同じような会議をやるわけですよ。きょうの会議何だったの、今度の会議は何なのというふうに思っている方もたくさんいらっしやるんです。毎回同じ人が出てくるわけではございませんけれども、大体主だった人、出る人は決まっちゃっているんですね。

そうすると、きょうの会議は観光がテーマでやっているんだけど、何の会議なのかわからなくて右往左往しているところがあるものですから、その辺を1回整理させて、きょうはこの会議だよということで、できるだけ委員の方も少ない数で有効的に使うようにしないと、きょうは広域の会議だよ、今度は定住化の会議だよということで別々にやると、大変戸惑うところもあろうかと思いますので、ぜひその辺は連携を強めて、民間の方々が意見しやすいような形をとっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） おっしゃることはごもっともだと思います。委員さんが重複すれば、当然のように1回でいろいろな会議ができるというのが理想だというふうに思っております。

ただ、まちづくりというのは、先ほど言ったように多くの人携わるということが非常に大切じゃないかなと思っています。ですから、そういう意味であれば、老川地域を中心とした観光推進広域連携事業、それとスマートアグリタウンあるいは大多喜駅前、この辺の観光施設というものを重点的に置いたものということで、委員さんになるべく重複しないような形にはしたいと思っておりますけれども、もし重複するのであれば、それはぴったり重複したような会議でもよろしいんじゃないかなと思いますけれども、その辺は地域の人にいかに委員さんに入っていただくかということで変わってくると思います。

それと、バス事業の実行委員会の補助金というのがございますけれども、これは両方が同

じものではなくて、片方は市原市、君津市との実行委員会でございます。もう片方のほうは、定住化のほうにつきましては、やはり地域の観光関係の人たち、そういった方に集まっていたものを今考えているところでございます。

○議長（野村賢一君）　ここで休憩したいと思います。

1時から会議を開きますので、よろしくお願いします。

（午後　零時18分）

○議長（野村賢一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　1時00分）

○議長（野村賢一君）　款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を続けます。

質疑はありませんか。

5番吉野儔一君。

○5番（吉野儔一君）　午前中の続きでございます。

95ページ、観光推進広域連携事業ということで、せんだっての委員会協議会で説明を受けましたけれども、「房総さとやまGO」ということで、久留里線・小湊線を利用しての、それに今度大多喜町も参加するというので、3回の講演会をやって、おとといだったか、久留里で、企画財政課の君塚恭夫さんが講演してという経過、先ほど根本議員から報告があったとおりでございます。

せっかく皆さん一生懸命やっているので、ましてこの予算が、大多喜町がそれに参加するというので、この間の説明で、予算書の中で500万という数字が出てきました。これをやはり有効に活用するには、私も委員会協議会で言いましたけれども、去年の秋に、養老溪谷駅から大多喜の一部、老川の十字路を通過、筒森を通過、黄和田から亀山、久留里という、こういう路線が示されました。

これをやはり、昔、木原線というのが、木更津と大原を結ぶので木原線ということで、戦争でもって途中でとまって、亀山・中野の間が今線路がなくて、県道・国道で結ばれておりますけれども、できれば、今まで一般質問で、中房総観光推進ネットワーク協議会というのがありました。それに参戦というか、君津も加わってもらって、そういう連携の観光開発ということで、おかげさまで、先ほど根本議員が言ってくれたんですけれども、中野駅は今、10時半とか12時くらいかな、大多喜駅から観光バスをおりて、お客さんをいすみ鉄道に乗せ

て中野駅まで来るんだそうですね。そうすると観光バスが中野駅へ大分出入りすると。それを末吉さんに聞いたら、そういうわけで観光ルートに乗ったということなんですよ。

逆の中野駅から大多喜へ来る便もあるらしくて、せっかくそういう動きが出てきたので、この件もことし、さとやまGO、君津と久留里までのあれを計画しているのであれば、やはり中野駅から、秋の9月から紅葉シーズンの土日と祭日ですか、運行が。去年の実績を見たら1台当たり3人というあれも出ているので、そういうあれじゃいけないと思うから、できれば、大多喜町もせっかく500万出してこういうものに参画するのであれば、やはりメインは養老の滝を見てもらわなくちゃいけないと思うし、その辺は、せんだっての会議でどういような会議になったかわからないのですが、その辺をちょっとお伺いしてから先に進みたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（野村賢一君） 養老の滝がどうのこうのと今言いましたね。

○5番（吉野僖一君） これが初め去年の秋、この間、資料を委員会協議会でもらったやつですよ、養老溪谷駅から老川の十字路から筒森、黄和田を通して亀山へ行って久留里へ行くコースだったんですよ。それを、中野駅、小湊線の最終駅、始発駅というか、いすみ鉄道の上総中野駅からにしてもらって、それでこのコースもできれば、町が総額500万円出すのであれば、養老の滝も見てもらったほうがいいんじゃないですかということです。その辺は話をしたかどうか。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） バス事業の実行委員会で決定する内容ですので、まだ市原市と君津市と、その辺は全く協議していない状況ですので、町としてはそういう要望も出しながらいきたいなとは思っておりますけれども、やはり2市との協議が必要になるというふうに思っています。

○議長（野村賢一君） 5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 委員会協議会のときに言ったとおり、せっかくやるのであれば効率的にやってもらいたいし、町民目線というのもありますし、総額500万ということで、バス代は150万なんだけれども、せっかくこういう連携の観光的なことで、いろいろほかにもあるけれども、さとやまGOの運行とか、広域観光マップの作成、体験型観光メニューの作成、人材育成、ジビエ料理のメニューとか、そういうことで、臨時バスの運行に高速バス接続ということも書いてあったし、里山環境整備ということで、総額500万、うちバス代は150万、去年の秋の実績を割ってみると、1台当たり3人だからちょっとということなんだけれども、

やはり広域連携ということで、長期的に観光開発するのであれば、大多喜も参加、参戦するのであれば、やはり秋の紅葉シーズンの養老の滝を見てほしいというか、そういうあれでございます。

それと、ついでで申しわけないんですけども、中野駅の拠点づくりで、今、地元も一生懸命やっております。それで関連でございますので、中野駅の地域活性化で、ふるさと創生の700万のうち629万6,400円ですか、ファーマーズフォレストというところにコンサルタント料を払って、それも地元はアンケートをやっただけで、その拠点づくりの会議には出て、いろいろご指導なさっているらしいんですが、その辺の経過と、今月いっぱいコンサルタント料の、ファーマーズフォレストのあれは今後どうなっているのか、今月いっぱい回答が出るのかどうか。

○議長（野村賢一君） 吉野僖一君、質問の途中で大変恐縮なんですけれども、質疑の内容を精査し、明確にわかりやすい質疑をされるようお願いします。

吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 今ちょっとダブっちゃって申しわけないんですけども、君津と市原市のあれに参戦することには反対はしません。ただし条件がありまして、大多喜がせっかくそれだけのお金を出すのであれば、秋の行楽シーズンということであれば、やはり養老の滝をルートの中に入れてもらいたい、その辺はどうなのでしょう。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長、さっき答弁したよね、これ。

○5番（吉野僖一君） もう一遍。

○議長（野村賢一君） よく聞いてください。

じゃ、企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これにつきましては、大多喜町だけで決められるものではないので、やはり市原市と君津市と協議をしながら進めていきたいというふうに思います。ご意見として承っておきます。

○議長（野村賢一君） ほかに質疑ございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） うまく言えないんですけども、やはり今の問題で質問いたします。

私はこの事業、大多喜町の観光事業が進化したなというふうに受け取りました。今までの大多喜町の観光事業というのは、何か人を連れてくることに重心が置かれて、どういうシステムでお金を落とさせるか、住民がお金を稼ぐことができるのかという仕掛け、余り取り組

んでいなかったような気がするんですが、今回のこの里山ツアーは、委託料のところで体験型観光メニュー、それからジビエ料理、こういうところで、まさしく里山らしい取り組みをするんだらうと。ぜひ着実に、焦らないで成功させていただかなければならない。それこそ大多喜町の観光の生命線になるのではないかと考えています。

ところが、こういうことって熟成するのに時間がかかると思うんです。ことしの事業は観光メニュー作成委託でしょう。それからジビエ料理メニュー作成委託で、これを住民の中に、業者さんでも関係者にさせて、人を楽しませてお金を取る仕掛け、技量を身につけるには時間がかかると思うんです。そういう生半可なところ、さっき根本議員から出ましたけれども、いいかげんなところ、生煮えを食わされたら、本当に先に悪い口コミが蔓延しちゃうわけです。それを取り戻すのってすごく大変だと思うんです。ですから、お金を落とすシステムが生煮えのうちに観光客を臨時観光バス運行事業ということで連れてこられたら、私はかえって逆効果になるのではないかと、そういう懸念があるんです。これを、臨時バス運行については留保をして、とにかく楽しませる、楽しんでもらう、喜んでもらうシステムづくりに力を注いでほしいという思いがあります。

今回のこの事業から、臨時バス運行业務委託、これはわかるんですけども、もう一つ、バス事業実行委員会補助金、これがバスのことしの運行にかかわるかどうかちょっとわからないんですけども、この説明もしていただいて、バス運行事業が外せるかどうか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） まず、ここに出ております臨時バスの運行业務委託料、これにつきましては、大多喜駅からの高速バスを利用してきた方がうまく使えるような形で、老川のほうまで行けるような形を今考えております。

それと、バス事業実行委員会補助金というのは、先ほどからお話ししていますけれども、これは市原市と君津市と連携しながら、その運行をしていこうというものでございます。その中で、バス事業実行委員会の補助金につきましては、これは2市1町で500万の拠出をしましょうということで計画されておりますので、もし国に採択されれば、この事業は完全に外すわけにはいかないということで、国のほうには500万ということで申請をしているところでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

6 番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） それでは101ページ、街なみ整備事業で、担当課長に、そして町長にも答弁を求めたいんですけれども、あのときもお伝えしたと思うんですけれども、300万しかないという予算規模の中で、私、前に国土交通委員会のほうにありましたので、国土交通行政、それなりに基礎的部分は存じ上げているんですけれども、2020年の訪日外国人を4,000万人にふやすと、これはもう国策として決まっていますので、それに伴って1.5流の観光地、大多喜は一流じゃないけれども、二流かもしれない、今。でも、1.5流に引き上げる観光地づくりというのが国の施策で今やっております。そこで、今年度も30億の予算が投下されていると思います、間もなく通ると思いますから。

そうすると、各自治体の中で応募がありますので、応募してオーケーになったところ、10自治体ほどだと思いますけれども、そこに集中的に2億ぐらいは投下できるということになると、景観整備の問題は、2020年までにやる気があればこれで解決するわけですよ。

ですから、担当課長、金がなければ金を持ってくるんですよ。そして町長、あなたは企業経営で、その辺は類いまれなる才能があるんだけれども、ただ、予算が今300万しかないんだけれども、景観整備にこれだけかかるんだと根拠を出して、この大多喜町の整備をするのであれば、2020年までに必ず城下を整備できるという形になると思いますので、この問題、担当課長はどのように対処して今計画しているのか聞きたい。それについて町長も、もし補完するようであれば答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉野敏洋君） 街なみ整備事業ということでご質問でございます。

この問題につきましては、やはり議員さんおっしゃられたように、委員会の中でも町長がご答弁されておりました。過去、平成11年から約10年ちょっとで整備を現時点では図っておりましたというところでございます。今後の方向性、さらに街並みの考え方、現時点ではやはり1.5流の考え方というところもございます。景観整備、なかなか進まないというところもあるかとも思いますけれども、現時点では、単独事業で行っております300万の整備で実施していければなというふうに考えているところでございます。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 町長答弁は後ほどにとっておきましょう。

課長ね、300万でできないからこそ、国のほうでセレクトして、1億、2億投下するということなんですよ。だから、今恐らくこの300万だって、大多喜町の人たちが応募しようと

する、3件応募すれば100万ずつになってしまう。それじゃ何もできないんですよ。そういうできない自治体を助けるために国としてはやろうとしている。そのときに指をくわえて待っていたら、いつまでたっても城下の整備はできませんよ。そんな待ちの姿勢は望んでいないと思う、町民は。

課長の答弁は恐らく検討しますと言うかもしれないけれども、検討していないよ、それは。なぜかという、やる気がないんだから。事業計画を立てていないんだから、いつまでたっても手も挙げないし応募もしないんだから。それじゃだめですよ。せっかく今、国の施策としてあったら、それに乗らなくては。2020年に4,000万人になる。そのときに、ここだったら上総一ノ宮、そしていすみ市に来るんですよ、オリンピック・パラリンピックが。そのときに大多喜なんかいいんですよ、ちょうど。城下があつて。

今やれば間に合いますよ。間に合わなければ、我々後世の町民たちに、子孫の人に何て言うんですか。また指をくわえて待っているんですか、かつて外房線がこっちに来るときに反対したように。それをやってはだめなんですよ。私は先ほど飯島町長に、高速バス事業に関しては、個人的にはそういう積極姿勢は評価した。だからこそ今もこれに対しても言っているわけですよ。

これはかつて、私どもの議員で一生懸命やってくれた方がいるんですよ。その方の気持ち、私は同僚でしたから知っていますので、そういう人たちがこれを見たときに泣きますよ。我々は50年先を見て仕事をやっていましたから、当時。50年先ですよ。だからこそ言うんですよ。今やらなくしていつやるんですか。これ、課長答弁と町長答弁を求めます。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 麻生議員の非常に積極的なご意見、ありがとうございます。これもなかなか難しいところがございます、お金を投入する側とそれを受ける側がありまして、この両者が一体となって初めてこの事業が成功するわけですね。

この修景事業も、5地区、風致地区として皆さんと協定を結んで事業が動いたわけですね。そういうことで先般もお答えしましたが、10年1億ということでやってきました。それで、その後、私の前にこの事業はもう終わっていましたので、それでいまだ不十分であろうということで、今の予算をつけて、収入の中でやるということでやってきました。

ですから、今のような補助事業というのは、またそれはそれとして、一つのご意見として伺いしながら、もう一つは、この事業をやっていく中で、今300万の予算をつけているんですけども、この300万を使う人が実はそんなに、申し込みが非常に厳しいんです。今、

うちのほうでも、ありませんかということで営業もしているところでございますけれども、なかなかその申し込みも少ないということ。それともう一つは、この軸となってきた房総の小江戸の会、実はそれが総会を4年以上開いていないんですね。ですから、そういうふうに解散に近い状態である、休眠状態になっちゃっているんですね。

だから、そういったところの掘り起こしから進めなければ、なかなか厳しいのかなと思いますが、ご意見としてはお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 今、町長答弁をいただきましたけれども、私が言いたいことが1つ、今、国の施策としてあるのにどうしてそれに手を挙げないかという点が1点。

それから、総会も開けないということは、簡単に言えば高齢化しちゃったんですよ、みんな。やっぱり実働部隊の若い人たちがこの会に入らない。それはなぜか、若い人がいないからですよ、簡単に言えば。だから、これは企画財政課長さんがよくやっているように、若い人の育成なども通して加えていくように。やっぱり魅力がなければ入らないし、総会も開けないですよ。

私、もう一点言いたいのは、今の城下の中をボランティアでやっているんでしょう、城下案内人の人たちが一生懸命汗を流しながらやっていますよ。それは非常に、なかなか相手の感動を打つような説明をしています。例えば釜屋さんのところのあそこを、あれは重要文化財でも何でもないけれども、説明するときに、ここは何でしょうかと、防火対策で何を入れていますとか、私も知らなかったけれども、みそを塗っているらしいんですね、防火対策で。そういうようなすごい防災に対しての当時の意識とか、当時の状況などもわかりやすく言う。あの城下案内人の人たちがこれからも育っていく、若い人たちを育てていくならば、ああいう人たちにもある程度の助成措置をとらないと、またこれ尻切れトンボですよ。

私が言いたかったのはここなんです。アドバルーンだけ上げるんだよね、この町は、はっきり言って。それはわからないけれどもね。しかし後が続かないというのは、それを継続させる施策がないからなんだ。我々は50年、100年先を考えて政策をつくってきたんですよ、だから言っているんですよ。皆さんもそうだと思う。

ただ、今見ていると、その場、自分の任期の間だけでできればいいとか、自分が在任中だけでできればいいとか、そんなけつの小さいことじゃだめなんだ。後世にどう残せるか、それを考えてやっていかなければいけない。みんなだって最初は同じだったと思うよ、それは。しかし、えてしてその中の空気だよ、空気ですらなってしまうんだ。

だから町長ね、あと1年でやめてもいいくらいの気持ちでやるんだという姿勢を見せれば、私は建設的に協力しているんだから、この問題、ひとつ考えていただきたい。

以上です。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これはやはり町だけではできませんので、地域の皆さんの協力があるてできる話なんですね。特にこの街並みはそれぞれ所有権があります。町では所有権がありませんのでね。ですから、房総の小江戸の会の総会は、私、1回くらい出ていましたかね。あとそれ以後はもう開いていませんので。ですから、そのときのいろいろ意見は割れたんですよ、中で。いろんな意見があって、結局開けなくなってきた、なくなっちゃっているんですね。今お話にもありましたように、高齢化という問題もあると思います。若い方がそこに参入していないということもあるんですね。

だけれども、それにいたしましても、やっぱり所有権を持っている皆さんがまず一つになってまとまってもらわないと、なかなか町だけでやれる話ではありませんので、今の麻生議員の強い気持ちは十分わかりましたので、それはそれで受けたいと思います。

もう一つ、街並み案内人ですね、これも最初は無報酬でやっていたんです。今は若干、昼食代とか出しているんですね。それもなぜかと言えば、その案内人の中にもいろんな意見があって、報酬をもらうのならやめますと言う方もいます、もらうべきではないという意見もあって。中には報酬は必要だよと言う方もあって、いろいろ意見があってなかなかまとまらなかった。その中で、とりあえず昼食代だけならばということで、今受けているわけですね。

ですから、それは我々も、本当に後継者を育てていく中で当然必要なことだと思っていますけれども、これもそれぞれの携わる人のコンセンサスを得ることが重要でございますので、そういったことも地道にやって、そういったことにつなげていければと思っています。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 確認ですけれども、95ページの広域連携事業についてですが、そこで走らせるバスは大多喜駅からどの辺に運ぶ臨時バスなのか、もう一度お答えください。それで、受け入れ体制が未熟でも負担金で2市2町の拠出金を出すわけですから、バスはことしの秋走ることになるんですか。

ついでで申しわけありません、だめだったら却下してください。前のところの定住化のと

ところで、バス事業実行委員会補助金という形で70万、やっぱり臨時バスを走らせるということですが、この辺の分類というか、中身の差を説明してください。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 臨時バスの運行業務委託料、広域のほうの関係ですね。これについては、昨年も実施いたしました、大多喜駅から高速バスをつないで老川まで運行できるようにということで、高速バス自体は、去年ですとオリブまでということでございます。それから先をつないでいけるようにということで実施したもので、それに近い形で観光客の利便性、あるいはいろいろとご指摘いただいております、いろんなところ、町内をもっと寄れないのかというようなものもございますので、そういったものは考えていきたいというふうに思っております。これはこれから先に十分検討していければというふうに思っております。

手前のほうの定住化の70万というのは、大多喜駅を中心として、やはり大多喜全部を1台でシャトルするというのは非常に難しいお話になろうかと思えます。そういう中で、例えば大多喜城あるいはたけゆらの里とか、町内のハーブ園、あるいは今度バラ園とかもできると思いますが、そういったところを回れるような形を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（野村賢一君） ほかに質疑はございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 103ページの町営住宅管理事業の中で、積立金、横山宮原住宅管理等基金積立金とあります。先日、家賃が4万8,000円で、共益費が3,000円で、駐車場が2,000円で、それでどうのという答弁をもらいました。その4万8,000円、建設費が外構も含めて6,500万、6室のアパートを1室4万8,000円という価格設定したのは、どういう根拠からしたのでしょいか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 横山宮原住宅の家賃設定ですが、今回プロポーザル方式によりまして発注いたしまして、その提案の中に家賃設定も提案していただいております。また、このほか町内の賃貸住宅の家賃も調査し、総合的に判断して家賃の設定をしました。その結果、まだ決まっていませんけれども、家賃が4万8,000円、共益費が3,000円、駐車料金が2,000円ということで、妥当ではないかと考えています。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 町からいただいた資料によると、この家賃設定について、ヘーベルハウスは1DKで7万円という提案を初めの書類でしています。町は、9月30日の全員協議会
のときには、家賃はおおよそ5万5,000円を考えていると言われました。ところが今回4万
8,000円です。

私は大変な安さに実は驚いておりまして、銀行2件に、こういうのだけれどもと、民間が
これを建てるとしたら採算に合うのかどうかということを伺うための資料をつくっていただ
きました。まだ十分に見切っているかというところじゃないんですけども、この手の住宅
で返済期間20年でお金を借りて、民間が建てると思ったら6,500万だ7,000万だなんてお金で
出ませんから、大体銀行に融資をお願いすると思うんですね。銀行で借りたらどうなるんだ
ろうと言ったら、1つの銀行は、20年融資だと赤字だと。27年だと辛うじて収益が出ると。
もう一つの銀行は、どうやっても出ませんという計算したのをいただきました。そうすると、
民間がやったら4万8,000円という家賃では収益が出ない、赤字だ。

私は前も言いましたけれども、町の仕事というのは、町民の中に仕事をもたらして、そし
て町民の経済を豊かにすることだと思っています。町の事業が民間の事業を圧迫するよう
なことがあっては、それはならないと思っています。今、太多喜町でもアパートを経営してい
らっしゃる方はいらっしゃるし、本当はもっとふえてほしいと思います。それこそアパート
経営って、うんとぼろいお金が入ってくるわけではないけれども、土地利用という点ではそ
んなに難しいことではないと思うからです。

町の4万8,000円というお金が、そういうお金の融資に詳しいところでも赤字だ、それか
ら建設業者ですらこのくらいの値段でというのが、どうして4万8,000円になったのか、そ
の辺を聞かせていただきたいと思います。とりあえず聞かせていただきたいと思います。さ
っきの答弁の中で、民間の家賃なんかも調べてとおっしゃいましたけれども、同程度の物件
の家賃なんですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） この住宅の目的は、定住化の促進ということで、町内企業の就業
者を対象とした住宅ということで、町外から通っている、隣の市とか町から通っている人の
ために、なるべく人口増という目的でつくられたものであって、その中で町内の賃貸住宅、
どことは言いませんけれども調べて、妥当ではないかと、4万8,000円の共益費3,000円、駐
車場2,000円というのは妥当ではないかということで決めたものであります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

6 番麻生剛君。

○6 番（麻生 剛君） 95ページですね。これは先ほどから話題になっております観光推進広域連携事業ですか、これについて、恐らくこれは、基本的には最初に観光からアプローチして、将来的には2市1町の合併も含めて考えているというのが私なんかの考えなんですけれども、こういうことは町長として考えているのかどうか。

というのは、今、道州制ということが叫ばれていますので、将来的には県はなくなりますし、そうなったときに、この地域は2市1町でまとまっていくのがいい。かつては夷隅郡市でまとまるという話があったけれども、いろんな状況があったでしょう、ペアになりましたね。だから、今度はこの2市1町は一つの核になり得るんじゃないかなと私は思っているんです。その点がまず1点。

それから、これは企画財政課長のほうにも前々から言っているから、この議会を通してもお伝えしているのでおわかりになっていらっしゃるんですけども、1つは城下のほうへの導入を考えてほしいと。その城下の中でもいろいろな研究者がいるけれども、余り学術的な研究ばかりしていても観光には結びつかない。だから私がよく言っているように、白土三平のカムイ伝、そして忍者の構想、それからつげ義春なんかの構想、それから芥川賞作家の金原ひとみの里であるとか。

ということは、私が言いたかったのは、訪日外国人が4,000万人になるというのは国の施策なんですよ。そのときに、当町に4,000万人のうちわずかでも来るようになるんですよ。そのときにその里として、城下の里、そして忍者の里あるいは侍の里、あるいはあきんどの里、これは商い資料館という形があるんです。あれはご存じかどうか知らないけれども、今から24年前に私が郷土資料館をつくろうということで発議して、関係各位の皆さんのおかげで、商い資料館という形で結実した一つの事例なんです。

ということで、私は今、我々が発議することは、10年後、20年後、直近では2020年に向かってのことだと思うから、この問題について、まず企画財政課長のほうから、私が言ったそういうソフトの構想を2市1町の中に入れていっていただけるかどうか。それから町長には、2市1町の将来の合併も含めて考えていただけるかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 観光推進広域事業の関係ですけども、当面は、バスでのつ

ながりということでの事業着手ということでございます。ただ、これは根本議員さんから
ご質問があったように、城と溪谷、城下といかに結びつけていくか、これはもう観光の本当
にネックになっている部分で、これらがうまく動かなくてはならないと。

ただ、2市1町でやるというメリットですけれども、これは夷隅郡市だと7万5,000の人口しかいないという中で、例えば市原市であれば27万人の人口を持っていますし、君津市であれば8万6,000人の人口を持っております。市原市を取り巻く市町村、自治体ですね、千葉市からずっと大多喜、いすみまで含めて、大体180万人ぐらいの人口がいます。そういう中で、この人口というのが大体三重県と同じぐらいの規模があるわけですね。そういう中で、一つの手がかりはあくまでもそこだけれども、うまくいろいろな面で連携をしていこうということで、大きな構想の中で一つは考えているということです。

城と溪谷のほうをいかに結んでいくかという、これも非常にいろいろな問題も今あって、なかなかうまく結びつかないということで、ご提案いただいたようなソフト事業というのも、非常におもしろいというふうに考えております。

それと、インバウンドの関係ですけれども、インバウンドということで、これはオリンピックもございます。うちのほうとしては、メキシコのほうと姉妹都市ですね、クエルナバカ市となっておりますので、それらもちろんあるんですけれども、1つは台湾というような身近な、一番近い外国ということで、これはいすみ鉄道との関係もございます。また台湾としては、人口が2,300万人ぐらいでしょうか、そういう中で非常に親日家の人が多いですし、台湾から日本に来ていただいている方も、ここ何年かで物すごくふえております。2015年の資料で360万人ぐらいですか、来ておりますので、そういったものもうまく使っていきたいと思っています。これについては、君津市あたりも非常に力を入れていて、そういう波及効果も当然あるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

2市1町にその考えを含めるかということでございますけれども、町として、ただいま言われたような、例えばカムイだとか忍者とか、お城を考えたときにいろいろなイメージが出てくるとしますので、そういったものはうまく外国人、特にインバウンドの方ですと、忍者とかお城、甲冑とか、そういうものに非常に興味があるというので、おもしろい考えだと思いますので、その辺はなるべく進めていければと。これは君津のほうにも甲冑隊がございます。そういったつながりもございますので、うまくそういったものをつなげながら、連携が図れるような形がいいのかなというふうに思っております。

○議長（野村賢一君） 議員の皆さんにお知らせします。

議事の進行にご協力いただきたいと思います。質疑の要点を絞って簡潔にお願いしたいと思います。

(「議長、町長に2市1町の問題」の声あり)

○議長(野村賢一君) 町長。

○町長(飯島勝美君) 2市1町の合併については、きょうのものとはちょっと違うと思いますので、そういうまだ段階の話ではありませんので、とりあえず里山という一致したところで、2市1町で地道な活動をしていくということで、道州制については、まだまだそれは流動的でありますし、先は本当にどうなるかわかりませんが、私どもとしては今、地道にまず足元から交流していくということでございます。

○議長(野村賢一君) 6番麻生剛君。

○6番(麻生 剛君) 課長と町長に答弁いただきました。

町長ね、私が言ったのは、町長の任期中はそれは無理でしょう、はっきり言いましてね。ただ、次世代へ向かって、我が国のあり方の中で当町はこうなるんだと、将来道州制の中での受け皿がこのくらいの自治体だということを示さなければ、これはやっぱりトップの姿勢として疑われると思う。

それはなぜかという、かつて大多喜町が市町村合併で失敗したのは、これはそこで将来に対する見通しが甘かったんだと思う。だから私が今、飯島町政に求めたかったのは、もう直近のことだけじゃないんですよ。足元を固めるのは当たり前、そんなことは。そんなことは言うべきことじゃないんだ。それよりも、将来はこうやるんだと、それに向かって自分自身は思っていると、それぐらいでも言ってほしかった。

私の意見としてはそうなんだけれども、これをどうこうということは、別に町長がどうこう判断するかは任せます。

○議長(野村賢一君) 2番志関武良夫君。

○2番(志関武良夫君) 今、議員の皆さんから、2市1町のバスの運行、それについて二、三の人から意見が出ておりますが、このバス運行についても、大多喜町全体を見ても、秋のシーズン、これについては問題はないと思うんですね。しかしながら、ふだんの運行については非常に私は不安があります。

その中で、魅力のある大多喜町、先ほど吉野僖一議員から言われました、中野地点までそのバスを走らせてもらいたいというようなことですが、これは非常に現在の状況では無理です。といいますことは走らせてもお客さんが来ません。今の状態では乗ってきません。

何を目的に中野駅まで来るのか、魅力が何もない。そういう拠点をつくらなければ、お客さんというのは足を運ばないんですよ。

私も観光の事業に携わっておりますけれども、お客さんというのは、観光の目玉になるもの、また見てみたいというような、そういう拠点がないと誰も足を運ばないんですよ。だから、現在の状況の中では中野地域は無理ですね。非常に無理です。老川のほうには秋の紅葉時期、そういったものについては景観が非常によろしいような気もしますけれども、そういうものの中でも、やはりふだんの拠点づくり、そういうものを目指した中で、これからの大多喜町を見据えていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。

これからの2市1町の協議会もあるでしょうから、その中でどういうふうに進展していくのか、それを見ていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 答弁どうしますか。

○2番（志関武良夫君） 町長、考えている点があれば。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 貴重なご意見ありがとうございます。確かに、今、志関議員の言われるところ、そのとおりかなというところがございます。

ただ、全体に、地域をどうして活性化させていくかという中では、何らかの手を打っていかなくちゃいけないということもありますが、これからの2市1町の協議の中で、その辺は十分協議させていただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 先ほどの宮原住宅に戻ります。議長にお願いですが、指名するときに、その質問が終わったかどうか一回聞いていただけるとありがたいです。よろしくお願いいたします。

私は、この住宅を建てるのは基本的には当初から反対です。町が一企業のために、あのときの説明だと、進出する企業が宿舎がないから何とかしてくれと言ったから建てることにしたというふうに説明を受けました。これがいい機会、町の中のアパートとか空き家とか、そういうところを紹介して利用していただければ、町なかの空き部屋、空き家を抱えている人も潤うのになという気持ちがあったからです。

それともう一つは、建てたとしても普通に経営すれば収益が上がります。幾らでもない収

益でも、町だから税金を払うわけでもなし、利息を払うわけでもなし、世間並みの家賃で契約すれば、そのときには5年契約だと言ったと思います。3年更新で20年契約で、覚書を交わしたんだか、これから交わすとかということですが、これが何で3年になったのか、そういうことも聞きたいし、覚書もきちんと交わしてあるのか伺いたいとも思いますが、本題にまた戻ります。

収益が上がったら、それは町の収入として、イニシャルコストはきちんと返すとしても、収益部分、町民のために使えるではないか、町の自主財源になるではないかという思いもありました。だけれども、4万8,000円の家賃というのは、これからアパート経営をしようかなと思う人の圧迫になります。それから、自主財源として町民全体のために使える財源の足しになるかという点でも、なりません。

もう一度きちんと、普通の世間並みの相場で契約をするという事業、きちんとしていただきたいと思うのですが、その考えはありますか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 覚書につきましては、今のところ話し合っている途中で、まだ覚書は交わしておりません。その中で話として、5年契約の3年更新というのは、そういう話がありますけれども、まだ覚書は交わしておりません。

それから、基金の使い道ですけれども、あくまでも横山宮原住宅の管理基金に積み立てるということです。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） ないようですので、以上で款5農林水産業費、款6商工費、款7土木費の質疑を終わります。

次に、款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 127ページの学校給食センター管理運営事業、この中にいろいろ学校給食センターを管理する上で必要な予算が計上されています。今回工事費も入っていますけれども、今後、学校給食センターを運営するに当たって、学校給食センターも大分老朽化し

ております。たしか35年ぐらい、もうそれ以上たっているのかな。附帯設備も含めて大変な老朽化が進んでいます。主要な部分、建物もそうですけれども、中のいろいろな調理器具とかさまざまなものが大変古くなっております。

それで、大多喜町も周辺の市町村と同様にこれから少子化が進んできて、子供が少なくなってくると、学校給食センターの運営自体もどのようにするかということが、非常に大きな問題になってきていると思います。その中で、来年度予算を計上するに当たって、その辺も十分加味して予算をつくっているのか。そういった計画に基づいて、5年後、10年後、学校給食センターをこうするんだという計画に基づいて予算がつくられているのか。やはり単年度に多額の費用を発生させることはできませんので、来年度はこういった部分があるのでこういった部分は修正するよという具体的な計画を立ててやっているのか。

それと、今後の給食センターの方向性についてどのようにするのか。最初に間違った方向性を出すと間違った方向に行ってしまうと思いますので、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 学校給食センターにつきましては、根本議員さんおっしゃるとおり大分古くなっております。今の建物は昭和55年にできたもので、大分たちまして老朽化も進んでおります。食数のほうも、平成26年度1,250食あったものが、いすみ市が抜け、現在は子供たちも減少しておりますので、600食というような食数も減っております。

そういうことを考えまして、今後の運営についてどうしたらいいかということを来年度まで、平成29年度ですね、までに方向性を出す予定になっております。運営については、今のやり方がいいのか、町の施設を使って一部委託がいいのか、全面委託がいいのか、あるいは民間への全面委託がいいのか、そういうところを含めて検討し、来年度方向性を出すということになっております。

そういうことでありますので、給食については、これは毎日のことでございますので、修繕につきまして、維持管理につきましては、必要最小限予算を計上させていただいております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 来年度、計画、将来の方向性を出すということでございます。前のときも言ったんですけれども、これはある程度しっかりした方向性を示してもらわないと、有識者等を入れて幅広い見地から正しい方向性を決めてもらわないと、一度出した方向性をま

た180度変えるとか、そういったことはできませんので、それに基づいて予算というのは動いていくし、行政も動いていくものですから、しっかりとした方向性を出してもらいたいと思います。

それで、この件については、給食は町長の英断で無料化が図られました。その辺は非常に感謝していますし、大変いいことだと思っています。しかし、給食センターの運営委員会の委員の中から、これは大変うれしいと、しかしこれを継続的に、永続的にやってもらわなくては行けないと。それには学校給食センター全体のあり方から検討していかないと、学校給食センターのあり方の計画性があるって、さっき言ったように古い施設をどうするんだ、これからお金がたくさんかかってくるわけですから、そちらに多額のお金が必要といえば、給食の無料化も危なくなってくるんじゃないのかと危惧する声も出ていますので、この辺の計画を立てて、しっかりとした学校給食センターの方向性を決めてもらいたいと思いますけれども、町長、いかがでしょう。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 1つは、給食の無料化につきましては、どういうやり方にしても、それはまた別の考え方になろうかと思いますが、施設については、今お話にもありましたように大変老朽化しております。ただ、今できるだけ修繕をしながら延命化に努めてはおりますが、直ちにだめであるという話ではありませんので、その辺はしっかり手当てをしながら続けていきますが、ただ問題はやっぱり、600食という、だんだん減っていきますので、これが一つの事業として成り立つかどうかという問題も含めて検討しなければなりませんよね。

ですから、これは、課長の答弁でもありましたように、全面委託もありますし、一部委託もありますし、また、町がもう一度単独でということもありますが、少数の食事ではなかなか採算に乗りませんので、採算というか運営が厳しくなりますので、こういったことを進めますが、29年度である程度いろいろ検討しまして、直ちに進めるかという話ではありませんが、まず29年度におおむねの方向をまとめていきたいと思っております。そして、細部についてはまだもう少し検討はありますが、とりあえずは、おおむねこういう方向で行こうということは、29年度にはまとめ上げたいと思っています。

○議長（野村賢一君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午後 2時01分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（野村賢一君） 消防費から予備費までの質疑を続けます。

質疑はありませんか。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 議員の皆さんにちょっと申し上げます。

議会運営委員会の委員長として申し上げますけれども、きょうの質疑は一般質問じゃありませんから、内容的なものを自分らでよく頭の中で整理して質疑を行っていただきたい。今までの流れを見ていると、そっちからもこっちからも同じことを何回も繰り返している。やっぱり執行部のほうでも答弁に困ると思うんですね。そういうことのないように、皆さんの中で整理をして、きちんとした形で質疑を行っていただきたい。

以上です。

○議長（野村賢一君） 質疑ありませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 106ページ、教育費です。小学校のエアコン設計はやるのですか。設計委託料、中学校の振興費のところにはあるんですけども、小学校のところにはないんです。説明してください。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） エアコンにつきましては、平成29年度は大多喜中学校のエアコンの設計を計上させていただいております。30年度以降に、大多喜中のエアコンの設置工事、小学校のエアコンの設計、設置工事、順次計画的に進めていきたいと考えております。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 確認します。29年度は中学校の設計のみ、30年度が中学校の設置と小学校の設計、そして31年度が小学校の設置ということですね。前倒しできませんか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 小学校のエアコンの工事につきましては前倒しは考えておりません。29年度から、先ほど申し上げたとおり計画的に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 113ページと119ページ、小学校と中学校ですが、要保護・準要保護児童学用品費等補助金です。入学準備金、28年度から前倒しで入学前に支給するというご配慮が実現しました。入学準備金の額ですけれども、国はともに4万円台にするという決定をしたと思うんですけれども、29年度の予算案の中には入学準備金の増額は含まれているんですか。伺います。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 予算には見込んでおりません。新入学児童学用品費につきましては、国の基準に沿ってやっております、先ほど議員さんがおっしゃられたように増額という方向で動いておりますので、町のほうもその動向を見ながら、入学準備金については考えていきたいと考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 119ページ、中学校教育振興費です。先ほども出ました学校給食費、中学生の補助金、本当にうれしいと思います。今現在、対象は町立の学校、それから支援学校の中学生在が支給を受けることになってはいますが、町内に住民票を置いて暮らしている家庭の町外の学校に通う中学生には出されていないと思いますが、同じ町民の子弟でありながら、町内、町外によって違った待遇というのは不公平ではないかと思われませんが、町内に住民票を置いてここで暮らしている中学生であれば、全ての中学生に来年度は給食費を補助するという考えはありませんか。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 議員さんおっしゃられたとおり、町内に住所がありまして町外の中学校に行かれています方の保護者の方には補助をしておりません。現在、町には中学校がございます。町としては、できれば町のほうの中学校に行っていただきたいと考えております。ですから、町外に行かれています方は、個人の理由があって行かれていますので、そういう方については、そこまでは補助は考えていないところでございます。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 住民の要求というのは本当にだんだん多様的になっております。町外に通わせたいという親もいれば、町内がいいという親御さんもいる。でも、それでもみんなここにいて、今、定住化ということが言われています。人口が一人減るごとに本当に、またという恐怖感を私も覚えています。

ここにいて子育てをしてくれるありがたさというのは、町外であろうとも町内であろうとも等しいと思うんです。何人でもないと思います。ぜひ実現させてください。よろしくお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 教育長。

○教育長（石井信代君） ただいま野中議員さんが、町内に保護者がいらっしゃる場合は、町外の中学校に行っても同じように給食費は出したほうがよろしいのではないかとことなんですが、私は、大多喜町内の小中学校は、いろいろな面で学校の、ほかの町、市に対して、大多喜町の教育が劣っているとは全く思っていないんですよ。大多喜町にはすばらしい小学校、中学校が、誇れる小中学校があると思っています。そういう中で、やはりこの地域で生まれた、大多喜町で生まれた子供たちは、できるだけこの地域の小中学校で義務教育の土台となる知・徳・体の力を備えていただきたいと。

自由な考えもございますので、大多喜町外の学校に行きたいという人が何人かはおります。その方たちは大多喜町の小中学校で学べないかというと、私はどこへ行っても、自分の欲していることが全て満たされた小中学校はないと考えておりますので、中には、大多喜町の小中学校では自分のやりたいことがやれないというお子さんもいると思いますので、そういう方は、毎年1、2名、3名ぐらいなんですが、町外の学校に行っていますけれども、基本的には、やはり大多喜町で生まれた子供たちは大多喜町の中の小中学校で学び、ここの地域の人たちと触れ合って、これから学校の中だけでなく、やはり地域の人たちと触れ合うとか、あるいは地域の人と一緒に学べる場をやっていくとか、そういうことがとても大事だと思いますので、大多喜で生まれた子供が自由にどこの学校でも行っていよいよ、給食費もそういう人たちにも町内にいる子供たちと同じように出しますよということになると、積極的ではないですけれども、どこの学校へ行ってもいいよというのが、奨励するまではいかなくても、そういう考えになってしまう感もあると思いますので、やはり基本的には町内で、大多喜町内で生まれた子供たちは大多喜町内の小中学校で、ここでも立派な教育を校長先生初めやっていただいておりますので、ここでの教育をぜひやっていただきたいということも含めて、町外に行く子供たちについては、給食費は今までどおり出さない考えでおります。

○議長（野村賢一君） 1番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） やむなく諸般の困った事情によって町外に転校した子も知っております。それから、大多喜町の教育が悪いからほかに行きたいのではなくて、やはりそれぞれの考え方があって、そういう考え方の多様性というのを認めてあげる度量の広さというのも必

要ではないかと思います。

私も大多喜町に引っ越してきて、子どもが伸び伸びと伸びてくれたと思っております。ですから、大多喜町の教育が悪いということではなくて、多様性を認めておおらかに、ここが母なる町になってほしいと思うんです。親御さんは頑張っているわけですから、給食費は子どもへの支援ではありません。親御さんへの支援ですから、29年度の間に実現することを祈っています。答弁は要りません。

○議長（野村賢一君） ほかに。

4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） 119ページの公民館管理運営事業、あと図書館管理運営事業とかも含めてですけれども、再三私は言いますが、やはりこのトイレが高齢者の方が盛んに使うようになってきています。来年度、トイレの改修費等はここで見込んであるのか。もし見込んでいないとしたらそれはなぜなのか。必要性は認めているけれども来年度予算計上していないのか、改修の必要はないんだよということなのか。来年度、一部でもトイレの改修費用が入っているのであれば、それはそれでうれしいことですけれども。

○議長（野村賢一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（古茶義明君） 平成29年度の事業の中には、トイレの改修費用は計上されておりません。

要望といたしまして、洋式トイレの要望はございますが、今のところ、2階にはないんですが、1階とかホールとか、ホールの控室にも2基新しく設置しておりますので、今のところそういうところに対応させていただいているんですが、必要性はあるというふうに認識しております。

○議長（野村賢一君） 4 番根本年生君。

○4 番（根本年生君） これも先ほど言ったように、学校とか、そのほかにも消防庫とかいろんな施設で、トイレは大変きれいにしてもらったほうが、大多喜町の印象を上げるためにいいと思いますので、この辺、全部を含めてトイレの改修計画等をつくって順次進めてもらいたいと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） トイレは洋式が全ていいということではないんですね。やはり中には和便が欲しいという人はいるんです。特に女性にも洋便は嫌だと言う人もいます。実際、たけゆらなんかを見ていると、全部洋便にされちゃうと困るという意見もあるんです。

ですから、必ずしも洋便が全てではありませんけれども、全体的の流れとしては、やはり洋式便所を希望される方が多いものですから、その辺はまた随時、とりあえず洋便化をどこまで進めていくかという問題もありますけれども、ある程度和便も残しながら、やはり洋便化を進めていく必要があると思っています。

○議長（野村賢一君） ほかがございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） ないようですので、以上で款8消防費、款9教育費、款10災害復旧費、款11公債費、款12予備費の質疑を終わります。

これで一般会計の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論がありますので、これから討論を行います。

最初に、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 私は、平成29年度大多喜町一般会計予算案に反対の立場から討論させていただきます。

地方自治は、住民の暮らし向きを支え、幸せを増進するために行われるべきものです。税務住民課の説明では、緩やかに大多喜町でも景気は回復している、伸びているというふうにおっしゃいましたけれども、去年の秋、私どもが行いましたアンケートには、今までと違って何人かの方が暮らし向きがよくなったと答えられていました。でも多くの方は、暮らしが変わらない、そして悪くなったと言う方が圧倒的に多くございました。

そして今、大手の春闘のニュースが新聞にもテレビにも時々報道されていますが、もうかっているはずの自動車産業ですら、昨年の水準の半分程度のベースアップの回答しかしないと。年金受給者は来年度は0.1パーセントの削減が決まっています。社会保障は、自然増を抑えるために大幅な社会保障の負担増とサービス切り捨てを計画しています。こういう現実の中では、地方自治法の本旨にのっとり、住民の福祉、安心・安全の増進を町は積極的に図らなければなりません。

私たち議員には、町当局が住民福祉の増進を図るために、税金の使い方に無駄はないか、不公平がないか、住民の目線で厳しくチェックすることが求められています。

私は、平成29年度予算では、何とんでも中学生の給食費の無料化を評価したいと思います。給食費の軽減を求める声はたくさんありました。給食費の滞納も、近隣市町に比べて高いと教員の間では言われていたということも聞いております。義務教育の無償をうたっている憲法を遵守する立憲主義の立場から見ても、私は立派な事業が始まったと思っております。次から次に、義務教育無償であるという、安心して子育てできる施策を継続してほしいと思います。

しかし、この制度ですら子どもを持ちながら余り喜べない方もおられると思います。不公平があるからです。今、直前にお願いしましたように、町外の学校に通っている子どもに給食費の補助がないことです。ぜひ、この町で生まれてこの町で育った子なら誰にでも、15歳になるまでは給食費の無料化を事業化していただきたいと思います。

無駄という問題では、品川行き的高速バス運行があります。第一に思うことは、私も使っていますが、羽田にとまる以外は特別に便利だというふうには思えません。今までの東京行きのバスでも十分でした。誰の要求で、誰にせき立てられて走らせることになったのだろうと、私はいつも思っています。先ほども述べました。私の周辺の方々は誰ひとりとして望んでいなかったし、走っている今ですら、いい事業が始まったと言う人もいません。全員、無駄じゃない、空気を運んでいるだけじゃないという一言です。

一般財源からの支出を含めると、厳密に言えば4年間の出費は2億円ぐらいになるのではないのでしょうか。4年間というのは、5年目には黒字にするというから、赤字期間が4年間です。

議員の皆さんも、いつ承認したんだろう、賛否を問われたことあったっけと思われる方もおられると思いますが、本当になし崩し的に始まったような気がします。第2ラウンドの上四半期の乗車率は、見込みの1便、3.9人に及びませんでした。始めるのは易しいのですが、終わりは難しいものです。来年度中にしまい方をきちんと研究し、傷の広がりを予防すべきです。町民の信頼をそれでこそ得られると思います。

29年度実施事業は、幾つかの事業が似た内容を持っているように思います。それは、農業、林業のまち大多喜を農村として活気づける。農山村であることにしっかり足をつけて、そこを基盤にしたまちづくりを住民とともに、住民を主役にして進めようという考えが、予算案の中に反映され始めてきている。

私は、まちづくりのターニングポイントかなという印象を持ちました、いい意味です。ばらばらにやったら非効率的な気がします。役場特有の縦割りではなく、プロジェクトチー

ムを組み、予算、計画をこなせばいいという表面的な仕事でなく、縦横住民としっかり連結をとり、少ない職員で大きな成果を生んでいただきたい。

縦割りの取り組みだと、予算的にも同じことを繰り返して無駄を生じると思われます。これは本当に後に引けない事業だと思われます。観光大多喜を目指している大多喜町では、楽しんで、お金を喜んで落としてもらう体制ができないうちに観光客を入れるのは、マイナスのロコミの原因になります。取り返しに時間がかかることになります。慎重に慎重に進めていっていただきたいと思います。

29年度予算案で、どうしても検討し直すべき事業を指摘したいと思います。宮原住宅です。企業労働者のための住宅ということで、企業の要望で6室6,500万円の住宅を、1室家賃4万8,000円で、共益費3,000円、駐車料2,000円で貸し出すというものです。この家賃の安さが問題です。

行政の仕事は、住民、民間の仕事をつくり、民間住民の経済を豊かにすること、産業を支援することです。この件で言えば、社員の住む社宅を欲しがっている企業があれば、民間にアパートを建ててもらい働きかけをする。今回のように間に合わせに行政が建てるのであれば、民間を決して圧迫してはならない。民間で6,500万円6室を都合5万3,000円で貸して、アパート経営が成り立つと思いますか。世間相場に疎い公務員仕事だと私は思わざるを得ません。世間に通じる公務員になっていただきたいと思います。

そして、先ほども言いましたけれども、一部に利益供与をしたら、そこで潤いの恩恵にあずかれなかった住民に、恩恵にあずかれるような、そういう手当てをすべきではないでしょうか。まだ契約書をつくっている途中、話し合いの途中だということですので、何としても大多喜町民が納得できる内容での契約を結んでいただきたいと思います。

もう一つ、最後に克服していただきたい課題があります。臨時職員の賃金問題です。福祉の増進を本旨とする役場の職場で、何年も最低賃金に近い賃金で働く年収200万円以下のワーキングプアとくられる状況が連綿と続いていることです。8時間働いたら誰でも安心して暮らせるお手本を、役場だからこそ築くべきではないでしょうか。これも来年度中の解決を見るよう希望して、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 私は、今、反対討論がありましたけれども、その中には非常に厳し

いこともありますが、平成29年度大多喜町一般会計予算に賛成討論をやらさせていただきます。

平成29年度大多喜町一般会計予算は、総額47億2,500万円で、昨年度に対し9億1,000万円の減となっておりますが、平成26年12月から本格的に取り扱ってまいりましたふるさと納税は、ふるさと感謝券の思いもよらぬ一部の業者による不適切な取り扱いにより廃止に追い込まれました。平成28年度は大分低迷し、平成29年度においても対前年度比2億7,000万円の減を見積もったところであります。

一方、監査委員の指摘もありますが、住民福祉向上のために基金を有効的に活用すべきという点については、道路整備基金の活用や小中学校施設整備基金の活用など、今年度になにその活用がなされており、結構なことだと思っております。

歳入につきましては、町税においておよそ600万円、地方交付税においてはおよそ9,400万円、県支出金2,000万円、諸収入で2,500万円の増を見込んでおりますが、その他の歳入項目は、前年度と同額か減をもつての予算編成となっております。

一方、歳出面では、土木費、消防費、教育費に大きな増額が見られています。昨年度から大きく予算をつけてまいりました国土調査事業、そして今年度、町道維持管理、町道改良事業に大きく予算をつけられました。インフラ整備は町の基本でもあり、大いに評価ができる部分もあります。

また、福祉面に目を向けますと、国保会計に法定外の繰出金として2,500万円、従来からしますと1,000万円ほど減額となっており、一抹の不安を感じるところでありますが、国保会計予算を見ますと、医療費の伸びがなく、保険給付費ではおよそ4,500万円の減を見込んでいますので、法定外の繰出金の減額は理解できるところでもあります。

公衆衛生関連事業におきましては、町民の健康増進事業の強化や、昨年度に引き続き不妊治療費の助成事業などを取り入れるなど、きめ細かな事業の導入など大いに評価のできる部分もあります。

山積する行政需要、行政課題に優先度をつけつつ、そして町の将来を見据えての予算編成となっていると思いますので、私は平成29年度予算につきましては賛成の討論といたします。

終わり。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 平成29年度大多喜町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第25号 平成29年度大多喜町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第2、議案第26号 平成29年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これから議案第26号 平成29年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第26号 平成29年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第3、議案第27号 平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計予

算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 163ページ、保険税のページです。保険税が前年度比4,119万3,000円下がっていますが、この減額の理由は何ですか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それではお答えさせていただきます。

国民健康保険税、予算が前年度と比較し4,119万3,000円の減という理由でございますけれども、主な理由といたしましては、歳出科目であります保険給付費、医療費になりますけれども、こちらの減少が見込まれることが主な要因でございます。

保険給付費につきましては、平成28年度の実績等を考慮し、28年度予算と比較し、29年度は4,486万5,000円の減を計上してございます。

また、このほかに、平成28年度の国保税の税収等を考慮いたしまして、前年度比4,119万3,000円の減を計上させていただきました。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） そうすると、保険給付費が減っているからその分下げたと。そうすると、個人の保険料というか、保険料率も下げているんですか。加入者1人当たりの保険料はどのくらい下がっているんですか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 加入者1人当たりの保険料ということでございますけれども、いずれも見込みになりますけれども、平成28年度につきましては9万8,990円でございます。平成29年度予算では9万2,900円を見込んでおります。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 165ページで、今、課長から説明がありました保険給付費が4,486万5,000円減になっている理由はどういうところにあるんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 保険給付費の減の理由ということでございますけれども、28年度、今年度の医療費と27年度の医療費を比較した数字を申し上げさせていただければと思

いますけれども、まず減少した疾病につきましては、ウイルス肝炎とかそういう感染症関係の疾病については、前年度比55パーセント減少しております。さらに新生物、がんとかそういうものでございますけれども、こちらにつきましては14パーセントの減でございます。さらには、循環器系の疾患ということで高血圧性の疾患、これにつきましては23パーセントの減少。あと呼吸器系の疾患、ぜんそく等ですけれども、こちらにつきましては45パーセントの減少。わずかではありますけれども、糖尿病の疾患等につきましても1パーセントほど減少しております。

また、一方ふえている疾患もございまして、精神あるいは行動の障害というふうなことで、統合失調症あるいは鬱病、こういうものにつきましては3パーセントほど、ことしの医療費につきましては前年度と比べふえているというふうな状況でございます。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 町では今、健康づくりというか、予防事業というか、すごく楽しそうに取り組んでいるような気がするんですが、それは何となく、生活習慣病あるいは糖尿病対策というふうに言う傾向があるような気がするんですけども、これを見ると、ちょっと生活習慣病対策の健康づくり事業の効果はどうかという気がするんですね。どういうふうに考えられますか。別のアプローチがあるかもしれないというふうな考えはなさいませんか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） ただいま申し上げました疾病の状況を見ますと、健康福祉課で行っております健康教室等ですか、こういうものの影響も少なからずあるのかなというふうに私のほうとしては感じております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） そういう疾病が少なくなったという、これは額が出ていないからわかりませんが、この4,486万5,000円の中には、70歳から74歳までの、70歳加入者の保険料、窓口負担が1割から2割になったことによって、町が払うお金は9割から8割に減った。そういう部分もあると思われるのですが、どうでしょうか。もしあるとしたらそれは幾らぐらいになるのでしょうか。わかりましたらお願いします。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 議員さんのおっしゃるとおり、平成26年からだと思いますけれども、70歳以上の本人負担の割合が1割から2割というふうなことでございます。

それで、ちょっと逆の考え方で、70歳以上の窓口負担がどのくらいふえたかというふうな

数字が手元にあります。結局その差が町負担が減ったというふうな理由になるかと思います。

平成25年度の数字を申し上げますと、70歳以上の方でご本人、加入者が窓口負担をした医療費が4,128万9,000円です。26年度につきましては4,717万2,000円、27年度につきましては5,039万9,000円でございます。それぞれこの差について、町負担分の医療費が減少しているというふうなことになるかと思いますが。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中眞弓君。今のところは3回になりましたよ。特別にもう一回。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 組合員数の人口減が、最近毎年200人くらいずつ減っているような気がするんですけども、そういう加入者減というのはないのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 加入者減というのも、当然、毎年国保と社保の出入りの関係もございまして、あるいは75歳以上になられると後期高齢者に移行すると、そういうふうな人数もございまして。

そのほかに、今年度につきましては、厚生年金の加入の拡大というのがあったかと思いますが。制度改正です。今まで国民年金あるいは国民健康保険に加入されていた方でも、ある程度厚生年金に入れる幅が広がったというふうなことで、そちらの関係で約50名ほど国民健康保険から社会保険、こちらのほうに加入しているケースがございまして、28年度につきましては例年よりも、そういう制度改正の関係で国保加入者が減になっておるといふような傾向はあるかと思いますが。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1番（野中眞弓君） 私は、平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計予算案に反対の立場から討論させていただきます。

国民健康保険やその次の後期高齢者医療制度、介護保険制度、これは社会保障制度に属するものであります。政府は、財政が足りない、足りないと財政不安を喧伝し、社会保障費を削り、削った分で軍事費をふやし、原発再稼働やリニア、そしてオリンピックに注ぎ込んで、大企業を喜ばせようとしています。誰が社会保障を削って得をするのか、真相は何かを見きわめていただきたいと思います。

安倍自公政権が進める社会保障費の自然増削減路線は、憲法で保障された国民の生存権を脅かすものです。そして格差と貧困を一層拡大するものです。

29年度の国保会計は、一番最後に答弁いただいた制度改革には愕然としました。私は今まで、国保を安くしてねと、させましょうよと住民の方に話しかけると、うちは関係ないもの、社会保険だものと言う方がいらっしゃいました。でも、会社をやめてしまえば、皆さんほとんどが、扶養家族を旦那さんから息子さん、お子さんというふうにわたられる方は対象外ですけれども、会社をやめたらほとんどの方は国民健康保険に入られます。

ところが、今度、厚生年金の制度の改変によって、今まで退職者として入っていらっしゃった方々が抜けることによって、誰もが入る国民健康保険ということではなくて、やっぱりここでも貧困と格差を一層広げる一つのツールになってしまったことに憤りを覚えるものがあります。

2つ目として、一般会計のときの質疑も踏まえてですが、1億円を超える繰越金が出たといって繰入金が減らされる。影響は、単純に割れば1人3,000円引き下げることができます。あるいは社会保険では全くとられない、生まれたての赤ちゃんにさえかけられる均等割を高校3年生までなくすこともできます。子育て支援の大きなファクターになるのではないのでしょうか。

医療費が4,000万円以上減少したのは、70歳から74歳までの方の窓口負担が1割から2割に2倍にふえた分も入っております。しかし、ここでは健康福祉課の健康への、病気予防への取り組みが、私も実は功を奏しているなと思っております。一層続けていただきたいと思います。

4点目には、平成29年度から70歳以上の方々の高額医療費の上限が変わります。年収300万円以下なら、外来だけの方は2,000円上がって1万2,000円から1万4,000円になります。外来と入院同時の方は4万4,000円から5万7,600円に1万3,600円も、これは8月からです

が値上げになります。

国民健康保険に加入していらっしゃる方は、無職者、失業者、老人など社会的弱者の方々が圧倒的に多いございます。もちろん自営の方もいらっしゃいます。そういう方々にこういう負担増というのは大きいものだと思います。そういう方々に対して、貧困と格差の解消がないまま高額な負担、保険料もそうです、高額な負担を押しつけること。それと、お医者さんにかかったときの負担増もますますふやすことについて、私は承服することができません。

以上をもちまして私の反対討論といたします。

○議長（野村賢一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

7 番渡邊泰宣君。

○7 番（渡邊泰宣君） 私は、平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

平成29年度の国保会計予算は、総額で15億3,800万円、前年度に対し、およそ4,300万円の減をもって予算編成となっています。

歳出面を見ますと、直接医療費の支出に関する保険給付費が前年対比およそ4,500万円減となっております。この要因はさまざまであると考えますが、療養諸費、高額医療費ともに減額を見積もっています。これは何を意味するかといえば、国保診療費が減っていること以外に考えられません。

医療費削減効果のあるジェネリック医薬品の啓蒙、あるいは先ほど中にありましたように、健康福祉課の行っている予防教室等の効果も含まれると思いますが、予算計上されておりますので、効果的な予算編成となっていると思います。

国保会計は制度上問題があると言われておりますが、平成30年度からは国保の事務が千葉県に移行されると伺っております。これは完全に移行できないものの、市町村事務の多くはしばらく残るとはいえ、後期高齢者医療と同じく千葉県の事務となることから、今後の国保事業の運営が気になるところであります。国保加入者の減少、国保税収入の減少、平成29年度は4,100万円の減少を見込んでの予算であります。それにもまして国保診療が低く抑えられているということは結構なことだと思います。

このようなことから、国保事業運営の努力を評価し、平成29年度予算には賛成といたします。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号 平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(野村賢一君) 挙手多数です。

したがって、議案第27号 平成29年度大多喜町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第4、議案第28号 平成29年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

1 番野中眞弓君。

○1 番(野中眞弓君) 195ページ、保険料ですが、187万3,000円の増になっています。その理由をお願いします。

○議長(野村賢一君) 税務住民課長。

○税務住民課長(市原和男君) では、お答えさせていただきます。

後期高齢者医療保険料、これにつきましては、広域連合にて試算した結果を計上させていただいております。内容を見ますと、平成29年度予算につきましては、被保険者を2,079人、1人当たり平均保険料を3万7,770円と見込んでおります。前年度と比較いたしますと、被保険者数で9名、1人当たり保険料で770円を、それぞれ増加というふうなことで見込んでおります。

そのようなことから、前年度と比較し、187万3,000円の増ということでございます。

○議長(野村賢一君) 1 番野中眞弓君。

○1 番(野中眞弓君) 何で上がることになったんですか。人数プラスの……。

○議長(野村賢一君) 税務住民課長。

○税務住民課長(市原和男君) 人数は微増というふうなことで9名上げてあります。保険料

につきましては、ちなみに28年度の今現在の平均保険料を見ると3万7,400円ほどでございます。午前中、一般会計の中の所得関係でもちょっと触れさせてもらったんですけども、国民年金の平均収入、そういうものも年々、多少増加傾向にあるというふうなこともございます。そういう所得の伸び、そういうものも勘案されているのではないかというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） ことしの7月から今まで適用されていた軽減特例が縮小される、所得割についての軽減特例が縮小される。4月からと書いてある、その影響ではないのですか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 確かに軽減特例が見直されるというふうなことでございますけれども、ただ、予算編成の時期ですと、まだそこまで決定はされていなかったもので、その辺は加味はされていないのではないかと思います。

○議長（野村賢一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 私は、平成29年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論させていただきます。簡単に討論させていただきます。

7月から保険料が上がることになっているそうなんです。年金収入が年153万円から211万円の間の人の所得割の軽減特例を縮小ということが決まっています。そして、この所得割の軽減特例は来年18年4月には廃止されてしまうということです。

後期高齢者医療制度に加入している方々は、先ほど年金の額の多い人も入ってきているというような内容の話もありましたが、収入が限られた中で次々と負担増が打ち出されています。本当に高齢者を狙い撃ちしたような政策が出されています。お金のない、病院にかかる

ことの多くなった年寄りには要らないと言っているのに等しいような施策です。高齢者の怒りとため息が聞こえてきます。

それに対して、制度上、自治体は何も軽減制度をつくることができません。こういう高齢者医療制度に対して私は賛成するわけにいきません。反対討論といたします。

○議長（野村賢一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 平成29年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第28号 平成29年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

質疑の途中ですが、ここで10分間休憩します。25分までです。

（午後 3時14分）

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時25分）

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第5、議案第29号 平成29年度大多喜町介護保険特別会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 29年度から高額介護サービス費の上限が引き上げられるということですが、対象者は何人くらい本町ではいるんですか。

○議長（野村賢一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまの質問ですが、平成27年度の実績で申し上げますと、

延べで115名の方が対象になります。ですから、今後、大体その前後が対象になっていくと思われま

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中眞弓君。

○1 番（野中眞弓君） 平成29年度大多喜町介護保険特別会計予算に反対の立場から、簡単に述べさせていただきます。

今でも一定所得以上の方の利用料は、2年前に1割から2割に上げられました。特養ホームの入所対象者を、今までは要介護であれば1から入れたものを3以上に引き上げられて、サービスを奪いました。低所得者の食費や居住費は低く設定されていたのですが、これも取り払われ、値上げされました。要介護者の負担を本当にふやし、サービスの削減を自公政権はここへきて押しつけてきております。

そして、今年度は、医療で言えば高額療養費の限度額と同じ性質の利用料の上限、それ以上は払わなくてもいいよという額を8月から値上げします。今まで3万7,200円以上は払わなくてもよかったものが4万4,400円になります。月当たり7,200円も値上げします。介護保険を利用していらっしゃる方は、やはり医療保険も利用されていると思います。本当に負担が急激に高齢者に集中しております。介護保険導入時に言われていた「保険あって介護なし」のキャッチフレーズが、これ、反対のキャッチフレーズです。現実のものとなってきます。

私たちはそれを知る機会があるので、それはまずいと反対の声を上げるのが住民を守ることでないでしょうか。ご一緒に反対していただきたいことを願って、反対討論いたします。

○議長（野村賢一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 私は、平成29年度大多喜町介護保険特別会計予算に対し、賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成29年度大多喜町介護保険特別会計予算は、前年度対比約0.4パーセント増の10億8,020万1,000円の予算規模となっております。国の社会保障審議会では、介護保険財政の安定運営のために、所得に応じて個人負担を2割、さらには3割に引き上げるについて審議がされているようであります。

介護保険は、将来不安のない介護を享受するために、国民の40歳以上が保険料を負担し、国民皆保険のもとで、在宅で、施設で介護サービスを受けられるための制度であります。介護老人福祉施設の入所基準が要介護3からと厳しくはなりましたが、介護保険なくしては、今の時代、老人介護を語ることはできません。

平成29年度予算につきましては、保険給付費の介護サービス費、介護予防サービス費ともに減額をもって計上されている反面、地域支援事業費は伸びております。これは、地域包括支援センターでの介護予防事業の充実を図るため、介護予防の普及啓発や日常生活支援事業、ケアマネジメント事業の充実を図ろうとするものであり、高く評価できるものであると考えます。

また、地域における介護予防の取り組み機能を強化するため、住民主体の介護予防活動に対し、リハビリ訓練士の派遣回数をふやすなどの取り組みは、大きな意味があると感じております。

介護保険の事業内容が積極的であると考えられますことから、私は平成29年度の介護保険特別会計予算に賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号 平成29年度大多喜町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第29号 平成29年度大多喜町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決

されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、議案第30号 平成29年度大多喜町水道事業会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 前回の説明のときにあった配水管布設工事の関係で、三育学院さんに行くところの、再度それを確認させていただきます。

あそこ、現在予定で通すところがあります。それで、私、前にも言ったんですけれども、裏のほう、三育学院さんのたけゆらの里に行く通学路、これがやはり舗装がかなり傷んでいまして、三育学院さんのほうでも、その修繕の要望が建設課のほうに出ていると。三育学院さんと地元の区から出ているということでございます。

特に三育学院さんに近いほうの道路がかなり傷んでいると思います。いろいろな面で難しい面もあろうかと思えますけれども、可能であれば、三育学院さんの通学路のほうに水道管が通るようであれば、道路の舗装の修繕は建設課でやるんでしょうけれども、町全体としては、そちらのほうが、多少お金がかかっても通学路の整備ということで、今まで三育学院さんは久我原駅の方面が通学路の主体でした。ですが、高速バスができてからは、たけゆらの里のほうが通学路のコースになっていると思われます。その辺、ぜひ考慮して検討していただくことはできませんか。

○議長（野村賢一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） この件につきましては、委員会協議会のほうで質問いただいて、うちのほうでも検討いたしました。

それで、たけゆらのほうから三育学院に行くルートをとりますと、距離にして約300メートル増加します。そして、事業費的には約1,000万の増というような形になりますので、水道事業といたしましては今のルートでいきたいと。

今、建設課のほうで補修をされるというようなことでございましたが、あのルートを全面補修するということであれば、水道も一緒にそちらのルートからの布設というのも考えられますけれども、傷んでいる場所だけの補修となりますと、それ以外については全部、

やはり水道のほうで復旧のほうをやらなければいけないような形になりますので、現状のルートでいきたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 建設課のほうに区のほうから舗装修繕、あそこ全面の舗装修繕ということだと思えますけれども、そういった要望書が出ているということでございます。

当然、環境水道課のほうで路線を決定するに当たっては、各課といろんな面で協議もなさっていると思います。特に、町道ですから建設課とも協議なさっていると思います。建設課のほうからそういった要望書が出ているということは、当然聞いていると思えますけれども、その辺の調整とかなさって、建設課と協議の上、今の路線に決めたと思われます。

しかし、近い将来、石神区のほうから出ている舗装修繕もやらなければいけない状況だと思います、通学路ですから。通学路の整備というのは一番にやらなくちゃいけないことだと思っておりますので、今、正直、危険な状態のところが幾つかありますので、その辺はどうなっているでしょうか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 本年度、舗装修繕計画というものを今つくっているところです。

それで、今のところ、その通学路に関しては補修ということで考えています。その計画で、早期にやらなければいけないということであれば、また違うと思えますけれども、今のところは補修、穴があいていればそこを埋めていくとか、アスファルトを埋めていくとか、そういう補修で考えています。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） ですから、環境水道課だけで見れば当然安くなると思えますけれども、大多喜町全体のことで考えれば、どっちみちそこをやるのであれば、もうそこはやらないんだよという結論が出ているのであればいいけれども、2年後か3年後かわからないけれども、やらなくちゃいけないという認識であれば、大多喜町全体としてはそんなに差がないんじゃないかなと思いますけれども、あそこの修繕は何年ごろやるんでしょうか。何年後かにやらなくちゃいけないということであれば、今回一緒にやったほうがいいんじゃないですか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（野村一夫君） 何年後と、今修繕計画を立てていますので、とりあえずは当面、今、何年にやるということは言えませんが、修繕で対応するというので、町全体を考えてみても修繕の範囲かなという気がします。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号 平成29年度大多喜町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第30号 平成29年度大多喜町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第7、議案第31号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番根本年生君。

○4番（根本年生君） この予算書を見させていただいて、先月、補正予算、3月にやったときに、3,000万近い前年度赤字であるということで補正予算が出ています。それで、29年度は、経費はほとんど変わらないんですけれども、プラスという予測になっております。現状を見ると、とても収益が出るとは現状のままでは思えません。まず入居者数が、今のままだと65人ということですので、積算が74人ということを知っています。とても現状のままでは収益が出ないと思っています。なぜ前年度3,000万の赤字なのに今回収益が出るのか。そのことによって、仮に職員の数と同じだとすると、74人入れる場合には、ますます職員の方の負担増大になってきます。慢性的な職員不足とか介護保険の引き下げ等、いろいろな面で大変なんでしょうけれども、なぜこれがプラスなのか。

恐らく、大変厳しい状況なので、今後はこれを何とかしていかなくちゃいけないという思いでいます。その辺についてどのような認識でいるのか教えてください。

○議長（野村賢一君） 特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（君塚道朋君） 現在、入所者につきましては65名ということで運営をしているところでございます。職員につきましては随時募集をかけておりますので、できるだけ人数をそろえまして、入所者をふやすということで努力をしていきたいと考えております。そういうことの予算でございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 4番根本年生君。

○4番（根本年生君） 町長にもお聞きしたいんですけれども、今の現状は大変厳しいと。恐らく来年度も相当な赤字が出るものと私は予想しています。予算上プラスにしなければつukれないので、こうなったのかなということは仕方ないのかなと思いますけれども、現状をどのように踏まえていますでしょうか。

それと、職員のどうしても負担が増大しています。その辺もあわせてお答えください。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 現状は大変厳しいことは間違いございません。

ただ、予算は、やはりこの予算で何とかまとめていくという努力をします。その努力目標でございますが、それを現実のものにしていきたいと思います。あと、それからの問題につきましては、別のところでまたお話をしたいと思います。

○議長（野村賢一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第31号 平成29年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（野村賢一君） お諮りします。

ただいま、2番志関武良夫議員から所定の賛成者連署による発議第1号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての議案が提出されました。

この議案を日程に追加し、追加日程第1とし議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、提出された議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

事務局職員より議案を配付します。

（議案配付）

○議長（野村賢一君） 議案の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 配付漏れなしと認めます。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 追加日程第1、発議第1号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者から説明を求めます。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） 発議第1号 大多喜町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を行います。

このことにつきましては、平成29年3月6日の日に、町長から大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についての議案が追加上程され、可決、成立されました。

この改正内容は組織の機構改革であり、企画財政課を企画課と財政課に分離し、子育て支援課をなくす内容であります。

大多喜町議会委員会条例では、常任委員会が所管する事務を規定しておりますが、現行の条例では、従来の企画財政課及び子育て支援課の名称がそのままの状態となっております。この発議案の提出に当たりまして、案件の内容が両委員会にまたがる部分がありますので、議会運営委員の連署をもって提出するものであります。

改正条文の内容は、総務文教常任委員会が所管する事務のうち、企画財政課に関する事務を企画課に関する事務と財政課に関する事務に改め、福祉経済常任委員会が所管する事務のうち、子育て支援課に関する事務を削るというものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、可決されるようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（野村賢一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、明日17日から本年6月30日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

よって、明日17日から本年6月30日までを休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(野村賢一君) 本日はこれをもって散会とします。

長時間にわたりご苦労さまでございました。

(午後 3時49分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成29年7月6日

議 長 野 村 賢 一

副 議 長 麻 生 勇

署 名 議 員 渡 辺 善 男

署 名 議 員 根 本 年 生